

平成24年第2回志布志市議会定例会

目 次

第1号（6月15日）	頁
1. 議事日程	12
2. 出席議員氏名	14
3. 欠席議員氏名	14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5. 議会事務局職員出席者	15
6. 開 会・開 議	16
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	16
8. 日程第2 会期の決定	16
9. 日程第3 報告	16
10. 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	17
11. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （平成23年度志布志市一般会計補正予算（第10号））	18
12. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	20
13. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	21
14. 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について）	21
15. 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定 について）	22
16. 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （志布志シルバーワークプラザの指定管理者の変更につい て）	23
17. 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （有明シルバーワークプラザの指定管理者の変更について）	24
18. 日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて （松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定 管理者の変更について）	25

19. 日程第13	承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の 指定管理者の変更について) ……………	26
20. 日程第14	承認第10号	専決処分の承認を求めることについて (城山総合公園の運動施設の指定管理者の変更について) ……	26
21. 日程第15	承認第11号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市有明体育施設の指定管理者の変更について) ……	27
22. 日程第16	議案第44号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について…………	28
23. 日程第17	議案第45号	志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について……………	29
24. 日程第18	議案第46号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について……	31
25. 日程第19	議案第47号	財産の無償貸付けに係る土地の種別及び数量の変更について…	38
26. 日程第20	議案第48号	財産の無償貸付けについて……………	39
27. 日程第21	議案第49号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	43
28. 日程第22	議案第50号	平成24年度志布志市一般会計補正予算(第1号) ……………	44
29.	散 会	……………	51

第2号(6月18日)

1.	議事日程……………	52
2.	出席議員氏名……………	53
3.	欠席議員氏名……………	53
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	53
5.	議会事務局職員出席者……………	54
6.	開 議……………	55
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	55
8.	日程第2 一般質問……………	55
	小野 広嗣……………	55
	岩根 賢二……………	81
	西江園 明……………	93
	小園 義行……………	112
9.	散 会……………	143

第3号(6月19日)

1.	議事日程……………	144
2.	出席議員氏名……………	145

3. 欠席議員氏名	145
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	145
5. 議会事務局職員出席者	146
6. 開 議	147
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	147
8. 日程第2 一般質問	147
平野 栄作	147
鶴迫 京子	160
東 宏二	183
下平 晴行	193
9. 日程第3 議案第51号 財産の無償貸付けについて	205
10. 日程第4 議案第52号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	206
11. 散 会	207

第4号（6月29日）

1. 議事日程	208
2. 出席議員氏名	209
3. 欠席議員氏名	209
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	209
5. 議会事務局職員出席者	209
6. 開 議	210
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	210
8. 日程第2 議案第45号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	210
9. 日程第3 議案第46号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について	211
10. 日程第4 議案第48号 財産の無償貸付けについて	213
11. 日程第5 議案第49号 損害賠償の額を定め、和解することについて	214
12. 日程第6 議案第50号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	215
13. 日程第7 議案第51号 財産の無償貸付けについて	222
14. 日程第8 議案第52号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	223
15. 日程第9 陳情第3号 移動通信用施設名の変更に関する陳情書	224
16. 日程第10 陳情第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について	225
17. 日程第11 発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について	226

18. 日程第12	発議第3号 北朝鮮による拉致問題の早期解決に関する意見書の提出について……………	228
19. 日程第13	議員派遣の決定……………	229
20. 日程第14	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長) ……………	229
21. 日程第15	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) ……………	229
22. 閉 会……………		230

平成24年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月15日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	本会議	一般質問
19日	火	本会議	一般質問 追加議案上程
20日	水	休 会	
21日	木	委員会	(各常任委員会)
22日	金	休 会	
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	
26日	火	休 会	
27日	水	休 会	
28日	木	休 会	
29日	金	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度志布志市一般会計補正予算(第10号))
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (志布志シルバーワークプラザの指定管理者の変更について)
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (有明シルバーワークプラザの指定管理者の変更について)
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の変更について)
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の変更について)
承認第10号	専決処分の承認を求めることについて (城山総合公園の運動施設の指定管理者の変更について)
承認第11号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市有明体育施設の指定管理者の変更について)
議案第44号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号	志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第46号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号	財産の無償貸付けに係る土地の種別及び数量の変更について

議案第48号 財産の無償貸付けについて

議案第49号 損害賠償の額を定め、和解することについて

議案第50号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

議案第51号 財産の無償貸付けについて

議案第52号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

陳情第3号 移動通信用施設名の変更に関する陳情書

陳情第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について

発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について

発議第3号 北朝鮮による拉致問題の早期解決に関する意見書の提出について

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申し出について

（総務常任委員長）

閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 福祉行政について	(1) 孤立死防止等をふまえた地域住民、関係機関、行政の包括的な見守り体制のあり方の現状と課題をどのように捉えているか。	市長
	2 防災・減災対策について	(1) 災害時に要援護者が一人も漏れなく避難できる体制づくりが急務である。本市の災害時要援護者支援体制の進捗状況と課題及び対応策について示せ。 (2) 東日本大震災後、女性の視点から見た防災対策の必要性が指摘されている。本市でも、女性の視点を積極的に防災施策に取り入れるべきではないか。 (3) 地震等災害発生時において地域の避難所となる学校施設の安全性の確保、防災機能の強化を図る上で、学校施設の耐震化とともに、天井や壁などの非構造部材の耐震化も早急に実施していく必要がある。本市の学校施設における非構造部材の耐震点検・対策の実施状況を示せ。	市長 教育委員長
	3 通学路の安全対策について	(1) 最近、全国で登下校時の児童が死傷する痛ましい事故が立て続けに発生している。本市の通学路の安全点検や安全確保の現況について示せ。	市長 教育委員長
2 岩根賢二	1 空き家対策について	(1) 本市では、「危険廃屋解体撤去事業」が施行され、かなりの実績が上がっている。しかし、これはあくまでも持ち主の申請に基づき実施する事業である。そこで、行政側から助言・指導できるような制度を創設する考えはないか。 (2) 空き家の利活用の現状はどうか。また、積極的な利活用が図られる制度の創設は考えられないか。	市長
	2 鉄道記念公園の整備について	(1) 現在は展示の状態であるため、損傷が著しい。記念公園にふさわしい整備をすべきではないか。	市長
	3 志布志支所前の上町商店街の整備について	(1) バスが駐車できるようなポケットパークを造り、観光客の誘致を図る考えはないか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 岩根賢二	4 住宅購入の助成について	(1) 市内に新築、中古住宅を建設もしくは購入した人に助成をし、定住化を図り、市内商工業の活性化を図るための制度の創設は考えられないか。	市 長
3 西江園 明	5 介護サービスと地域包括支援センターについて	(1) 地域包括支援センターの組織の現状を示せ。 (2) 福祉用具貸与・購入、住宅改修等の基準を問う。 (3) 組織として機能しているのか。 (4) 外部への委託は考えられないか。	市 長
4 小園義行	1 政治姿勢について	(1) 日本一のまちづくりへ向けてのすすめ方をどう考えているか。 (2) 「脱原発をめざす首長会議」に参加された思いと今後の取り組みを問う。 (3) 他団体からの職員受け入れについて考え方を問う。	市 長
	2 保健対策について	(1) 予防接種の集団接種の見直しは考えられないか。	市 長
	3 税金対策について	(1) 昨年9月議会後の対応はどうか。	市 長
	4 児童福祉について	(1) みどり保育所の3月議会以後の取り組みについて問う。 (2) 山重幼稚園の今後について考え方を問う。	市 長 教育委員長
	5 学校教育について	(1) 志布志町地域の中学校統合が提案されているが、住民の理解等十分に対応されての事か。	市 長 教育委員長
5 平野栄作	1 環境政策について	(1) 高齢化の進展に伴い、ごみ出し困難者増加が懸念されるがその対策を示せ。 (2) 市独自の環境アドバイザー育成を行う考えはないか。 (3) 国際貢献実施により、従来からの取り組みが停滞していると感じるが、両立した事業推進が行われているかを問う。	市 長
	2 人事について	(1) 今回、社会福祉協議会の職員を研修として受け入れを実施しているが、この目的について示せ。 (2) 他の外郭団体育成との整合性を問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6 鶴迫京子	1 公民館敷地等の環境整備について	<p>(1) 安楽・香月・志布志地区公民館の駐車場のあり方について、苦情なり要望などはないか。現状をどのように認識されているか。</p> <p>(2) 香月地区公民館の駐車場について狭い出入口や生け垣の植栽などによる危険性を排除し、利便性の向上を図り、また、雨天時は特に、高齢者の利用に配慮した安全確保のために、標識や区画線に従い、効率よく駐車できるように、駐車場を舗装整備する考えはないか。</p> <p>(3) 市内の公民館や駐車場の場所が誰でも分かるように、表示や看板が設置されているか。</p> <p>(4) 昨年12月議会で一般質問した伊勢堀墓地の整備について、調査し検討するとの答弁だったが、半年経過した。どのように検討されたか。</p>	市長 教育委員長
	2 観光行政について	<p>(1) 合併前の志布志町では20名くらいの観光大使が設置されていたが、現在の本市の状況を問う。</p> <p>(2) 郷土会の会員など、本市出身者を「ふるさと大使」に任命し、また、本市出身ゆかりの人で幅広く活躍し、知名度のある人を「観光大使」に任命して、あらゆる所で、ふるさと「志布志」の良さをPRしてもらい、観光客の誘致につなげ活性化を図っていく考えはないか。</p>	市長
7 東 宏二	1 グラウンドゴルフ専用場について	(1) グラウンドゴルフ人口が増えている本市には、専用グラウンドゴルフ場がない。市有地に専用場はできないか。	市長 教育委員長
	2 枇榔島について	(1) 枇榔島の栈橋がいまだに修復されていないが、今後の見通しを示せ。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
8 下平晴行	1 通学路の安全対策について	(1) 小学生の通学路における事故が多発しているが、当市の通学路に係る実態調査はしたか。そのことによる対策の協議はどうか。	市 長 教育委員長
	2 市民の意識調査の取り組みについて	(1) 市民の意識調査を実施して市政に活かす考えはないか。	市 長
	3 携帯電話の難聴地区対策について	(1) 四浦地区の携帯電話の難聴解消について、国・県・市の補助と併せて通信業者負担がある。この地区は世帯数が少なく、通信業者は採算が取れないため、難しいことはよく理解できる。市としての対応は考えられないか。	市 長
	4 街灯・防犯灯の管理について	(1) 幹線道路等に市が設置した街灯は市が管理しているが、同道路等に集落が設置した防犯灯の管理は従来どおり集落が管理することについて問う。	市 長
	5 福祉政策について	(1) 介護支援ボランティア・ポイント事業を導入する考えはないか。 (2) 県は12年度から同制度の県独自の助成事業を立ち上げ、市に導入を働きかけているが検討したか。 (3) 市独自の同制度等の助成事業を展開する考えはないか。	市 長

平成24年第2回志布志市議会定例会（第1号）

期日：平成24年6月15日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度志布志市一般会計補正予算(第10号))
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志シルバーワークプラザの指定管理者の変更について)
- 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(有明シルバーワークプラザの指定管理者の変更について)
- 日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の変更について)
- 日程第13 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の変更について)
- 日程第14 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(城山総合公園の運動施設の指定管理者の変更について)
- 日程第15 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市有明体育施設の指定管理者の変更について)
- 日程第16 議案第44号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第45号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第18 議案第46号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第47号 財産の無償貸付けに係る土地の種別及び数量の変更について
- 日程第20 議案第48号 財産の無償貸付けについて
- 日程第21 議案第49号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第22 議案第50号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

出席議員氏名 (24名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

○

欠席議員氏名 (0名)

○

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

○

議会議務局職員出席者

事務局長 今井善文
調査管理係長 村山 睦

次長兼議事係長 仮重良一
議事係 桑水浩紀

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成24年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、長岡耕二君と金子光博君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの15日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月29日までの15日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号につきましては、総務常任委員会に、陳情第5号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成23年度事業報告及び決算書、平成24年度事業計画及び予算書、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。

また、議会基本条例等調査特別委員長から中間報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

次に、第88回全国市議会議長会定期総会において、次の方が表彰を受けられましたので、報告いたします。

一般表彰、議員10年以上、岩根賢二君。議員15年以上、丸崎幹男君、福重彰史君。

以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時03分 休憩

午前10時09分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 会議を再開します。



日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（上村 環君） 日程第4、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。
どうぞよろしくお願ひします。

それでは、まず報告第1号、報告内容の説明を申し上げます。繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成23年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） おはようございます。

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、補足して御説明を申し上げます。

一般会計の平成23年度から平成24年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、御報告申し上げます。

なお、進捗状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしてあります付議案件説明資料の1ページから2ページを御覧ください。

3款、民生費の安心子ども基金総合対策事業1億3,275万5,000円につきましては、県の追加協議で事業採択を受け、12月議会で補正予算を計上したのですが、予算成立から年度末までの事務執行の期間が短く、経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、繰り越したものでございます。

6款、農林水産業費のかごしま茶産地拡大チャレンジ事業3,108万1,000円につきましては、国の第4次補正予算関連法案が、平成24年2月に成立いたしましたことを受けて、3月議会で補正予算を計上したのですが、経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、繰り越したものでございます。

公社営事業負担金2,306万6,000円につきましては、施設用地造成予定箇所の試掘調査に時間を要し、年度内に完成しなかったため、繰り越したものでございます。

8款、土木費の高速道沿線道路網基本構想策定事業189万円につきましては、測量設計等の作業や関係機関との調整が遅れ、交通対策の検討業務に着手できず、年度内に完成しなかったため、繰り越したものでございます。

社会資本整備総合交付金事業2,506万円につきましては、電柱移転工事時期が遅延し、年度内に完成しなかったため、繰り越したものでございます。

市単独道路改良事業6,711万1,000円につきましては、用地調査等に時間を要し、用地取得交渉の時期が遅延したことにより、年度内に完成しなかったため、繰り越したものでございます。

9款、消防費の消防団安全対策設備整備事業591万2,000円と、一つ飛びまして、10款、教育費の小学校耐震補強事業1億496万円及び中学校耐震補強事業4,564万円につきましては、国の第3次補正予算関連法案が、平成23年11月に成立したことを受けて、3月議会で補正予算を計上したのですが、経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、繰り越したものでございます。

9款、消防費の志布志消防署建設事業2,878万7,000円につきましては、天候不順により建築本体工事の外壁塗装工事に不測の養生期間を要したため、足場の撤去が遅延し、敷地内舗装工事が年度内に完成しなかったため、繰り越したものでございます。

以上10件で、4億6,626万2,000円の繰り越し額でございますが、繰り越し額の財源内訳としましては、既収入特定財源が全額市債で11万7,000円でございます。

未収入特定財源が4億1,828万1,000円で、このうち国庫支出金が5,570万6,000円、県支出金が1億2,235万円、諸収入が2,306万6,000円、基金繰入金が145万9,000円、市債が2億1,570万円でございます。

また、一般財源が4,786万4,000円でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第5、承認第1号から、日程第16、議案第44号まで、以上12件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第44号までの12件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度志布志市一般会計補正予算（第10号））

○議長（上村 環君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に平成23年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成24年3月30日に平成23年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、承認第1号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第10号）について補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億6,112万4,000円を追加し、予算の総額を196億3,802万8,000円と定めたものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございますが、起債同意額の確定により、経営体育成基盤整備事業など、9件の地方債を総額2,590万円減額変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、10款、地方交付税は特別交付税の確定に伴い、1億8,627万6,000円増額し、交付総額は76億8,539万5,000円となっております。

10ページをお開きください。

21款、市債は事業費の確定に伴い、農林水産業債を930万円、土木債を1,450万円、消防債を50万円、災害復旧債を30万円、民生債を130万円、それぞれ減額しております。

次に、歳出予算について主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、持続可能な財政基盤確立のため、基金の利活用や残高を考慮し、施設整備事業基金積立金を1億1,944万4,000円、地域づくり推進事業基金積立金を4,000万円計上し、4目、企画費のふるさと志基金積立金74万8,000円と合わせ、総務費全体で1億6,019万2,000円増額しております。

そのほか歳出予算につきましては、地方債の財源振り替え等をいたしております。

詳しくは、付議案件説明資料の3ページの方に記載がしてございますので、お目通しのほどをよろしくお願ひします。

以上が、承認第1号の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年3月31日に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の土地に係る負担調整措置を3年延長し、住宅用地に係る措置特例を経過的な措置を講じた上で廃止する等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

なお、この条例は関係法律の施行の日と同じく平成24年4月1日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

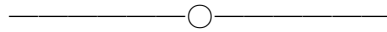
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。



日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年3月31日に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い土地に係る負担調整措置を3年延長し、住宅用地に係る措置特例を経過的な措置を講じた上で廃止する等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

なお、この条例は関係法律の施行と同じく、平成24年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

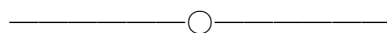
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第 8、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年 3 月31日に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、附則第17項として、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関する規定を加えるものであります。

なお、この条例は関係法律の施行の日と同じく、平成24年 4 月 1 日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

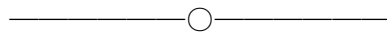
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第 4 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号は、承認することに決定しました。



日程第 9 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第 9、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月1日に財団法人志布志市農業公社の法人格が公益財団法人へ移行したことに伴い、緊急に志布志市新規就農者住宅条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、第3条第1項の農業公社の名称を「公益財団法人志布志市農業公社」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

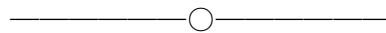
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。



日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（志布志シルバーワークプラザの指定管理者の変更について）

○議長（上村 環君） 日程第10、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月1日に社団法人志布志市シルバー人材センターの法人格が、公益社団法人へ移行したことに伴い、緊急に志布志シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を変更する必要性が生じ、同日に指定管理者の変更を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、志布志シルバーワークプラザの指定管理者となる団体の名称を「公益社団法人志布志市シルバー人材センター」に変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

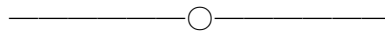
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。



日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（有明シルバーワークプラザの指定管理者の変更について）

○議長（上村 環君） 日程第11、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案は、平成24年4月1日に社団法人志布志市シルバー人材センターの法人格が公益社団法人へ移行したことに伴い、緊急に有明シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を変更する必要が生じ、同日に指定管理者の変更を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めものであります。

内容につきましては、有明シルバーワークプラザの指定管理者となる団体の名称を「公益社団法人志布志市シルバー人材センター」に変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

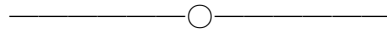
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。



日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の変更について）

○議長（上村 環君） 日程第12、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月1日に財団法人志布志市農業公社の法人格が、公益財団法人へ移行したことに伴い、緊急に松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者となる団体を変更する必要性が生じ、同日に指定管理者の変更を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者となる団体の名称を「公益財団法人志布志市農業公社」に変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。

○

日程第13 承認第9号 専決処分承認を求めることについて（志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の変更について）

○議長（上村 環君） 日程第13、承認第9号、専決処分承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第9号、専決処分承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月1日に財団法人志布志市農業公社の法人格が公益財団法人へ移行したことに伴い、緊急に志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者となる団体を変更する必要が生じ、同日に指定管理者の変更を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者となる団体の名称を「公益財団法人志布志市農業公社」に変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第9号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。

○

日程第14 承認第10号 専決処分承認を求めることについて（城山総合公園の運動施設の指定管理者の変更について）

○議長（上村 環君） 日程第14、承認第10号、専決処分承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第10号、専決処分承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月1日に社団法人志布志市シルバー人材センターの法人格が、公益社団法人へ移行したことに伴い、緊急に城山総合公園の運動施設の指定管理者となる団体を変更する必要が生じ、同日に指定管理者の変更を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、城山総合公園の運動施設の指定管理者となる団体の名称を「公益社団法人志布志市シルバー人材センター」に変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

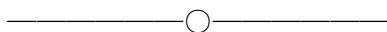
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第10号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号は、承認することに決定しました。



日程第15 承認第11号 専決処分承認を求めることについて（志布志市有明体育施設の指定管理者の変更について）

○議長（上村 環君） 日程第15、承認第11号、専決処分承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第11号、専決処分承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月1日に社団法人志布志市シルバー人材センターの法人格が公益社団法人へ移行したことに伴い、緊急に志布志市有明体育施設の指定管理者となる団体を変更する必要が生じ、同日に指定管理者の変更を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市有明体育施設の指定管理者となる団体の名称を「公益社団法人志布志市シルバー人材センター」に変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

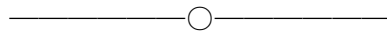
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第11号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号は、承認することに決定しました。



日程第16 議案第44号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第44号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする措置が講じられたため、当該措置に関する規定を削るものであります。

内容につきましては、第36条の2第1項ただし書きの「、寡婦（寡夫）控除額」を削るものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成26年1月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

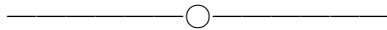
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。



日程第17 議案第45号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第45号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民が住民基本台帳に記録されることとなるため、関係条例の規定を整理するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） それでは、議案第45号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案の理由を補足して御説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民が住民基本台帳に記録されることとなるため、関係条例として、第1条、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例、第2条、志布志市手数料条例及び第3条、志布志市出産祝金支給条例の規定について、それぞれ所要の整理をするものでございます。

それでは、改正箇所について御説明を申し上げます。お手元の議案説明資料の新旧対照表を18ページからお開きください。

第1条の志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例についてですが、まず第2条の第1項中「次に掲げる者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項の各号を削るものでございます。

次に、第4条第1項中の平仮名の「うえ」を漢字の「上」に改め、同条の第3項第1号中の「若しくは」を「又は」に、ふりがなの「貼（ちょう）付した」を「貼付した」に改め、「又は外人登録証明書」を削るものでございます。

第5条第2項第1号につきましては、「住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの」に改め、第5条第2項第2号中の「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に新たに第3項として非漢字圏の外国人住民の片仮名による表記、又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑登録についての条文を加えるものでございます。

第6条につきましては、第1項中の平仮名の「うえ」を漢字の「上」に改めまして、同項の第3号を「氏名（外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。）」に改めるものでございます。

第9条第3項及び第12条第2項につきましては、平仮名の「うえ」を漢字の「上」に改め、第13条第1項第5号中の「又は名」の次に「（外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。）」を加えまして、第6号を第7号とし、新たに第6号として、「外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げることとなったとき、（日本の国籍を取得したときを除く。）」を加えるものでございます。

第13条第2号中、「第6号」を「第7号」に改めまして、第16条第2項中の平仮名の「うえ」を漢字の「上」に改めるものであります。

次に、第2条の志布志市手数料条例の一部改正についてですが、第8条中の「詐欺」を「偽り」に改め、別表第1中の3の部を削り、4の部を3の部とし、5の部から13の部まで一部ずつ繰り上げるものでございます。

次に、第3条の志布志市出産祝金条例の一部改正についてですが、第2条「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条中第1項に規定する本市の外国人登録原票に登録され」を削り、第5条中の平仮名の「うえ」を漢字の「上」に改め、第6条中の「詐欺」を「偽り」に改めるものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は、平成24年7月9日から施行するもので、経過措置として、施行日に印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑の登録につきましては、同日において職権で当該印鑑登録を抹消するものです。この場合におきましては、登録抹消を行ったことを当該印鑑の登録を受けていた者に対しまして、その旨通知をすることを定めることとし、また今回の住民基本台帳法の一部改正により住民票が作成されたことに伴い、印鑑登録原票に変更があった場合は、職権で修正することを定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 1点だけです。

外国人登録法というのが、これが国会、国の法律で廃止になったということなわけですが、そういうことがなぜそういうことになったのかですね、ちょっと経過だけ教えてください。よくこ

こを分かりやすく。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 今回住民基本台帳法が整理をされます。外国人登録法というのがございまして、今まで外国人登録法と住民基本台帳法と二重で外国人の方と日本人の方の管理がございました。

これを背景から申し上げますと、90年代までは日本における外国人の数は100万人程度でございました。それが2000年に入りまして、今213万人ほどおられます。そういう方々の管理ということもございまして、今回外国人登録法を廃止をして、住民基本台帳のところにくるということになりました。と申しますのが、外国人登録につきましては1回日本に入りまして、それから入管の方で手続きをいたします。そしてまた、そこで入管の方から登録の証明書がまいります。それをまた公布するという二重に来ていただくということをやっておりました。

今回は、入国された段階で在留証明書というのを発行いたして、それを市町村の窓口ですと。今回は住民基本台帳に載せますので、その後の、例えば他の市町村にいく時に、通常の日本と同じような手続きが可能と、逆に申しますと、市町村の方で取ること、管理がたやすくなるというような改正でございます。

○19番（小園義行君） よく分かりました。

本市に、この通称いわゆる外国人と言われる方で、住民基本台帳法に登録されている方がどれぐらいおられるんですね。

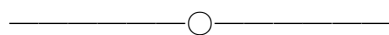
○市民環境課長（竹之内宏史君） 現在、6月1日現在で210名ほどおられます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第18 議案第46号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第46号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市学校再編基本計画及び第1次実施計画に基づき、志布志地区の田之浦中学校及び出水中学校を志布志中学校へ編入統合することに伴い、田之浦中学校及び出水中学校を廃止するものであります。

内容については、別表の中学校の表から志布志市立田之浦中学校及び志布志市立出水中学校の項を削るものであります。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育長（坪田勝秀君） 議案第46号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

まず、付議案件説明資料26ページをお開きください。

まず、本市学校再編の経緯について、順次御説明を申し上げます。26ページ1番でございますが、平成18年6月の議会で、市内小中学校児童生徒の規模と現状、将来を見据えた学校教育の在り方について、一般質問がございました。それに対し、学校設置者である市長は、「教育行政は大きな転換期にきている。本市の教育行政の在り方について議論が必要と考える」と答弁いたしまして、私ども教育委員会に、このことについて検討をするよう指示がございました。

この一般質問と市長の指示を受けまして、まず教育委員会では、2番にありますように、平成19年2月23日、学校の規模配置の在り方検討委員会を設置いたしまして、第1回会議を開催いたしまして、まずは現状について本格的に検討を始めました。

平成19年度は、3番、5番の2回の会議と4番の錦江町教育委員会研修視察を行い、その検討結果等を踏まえまして、6番でございますが、平成20年1月19日付けで市長に対して、次のような中間報告を行いました。

それは、本市における学校の規模配置は、現在のままでは、教育水準の維持及び健全な学校教育等に支障を来す恐れがあることから、今後統廃合を含め、適正な規模配置について検討すべきであるというものでございます。

資料27ページをお開きください。

次に、平成20年度は、7番、8番、9番、12番の4回の会議と、10番の市内小中学校等の研修視察を行い、併せて11番でございますが、平成20年12月には市内小中学校や幼稚園・保育園の保護者等を対象に望ましい学校づくりに関するアンケートを行いました。

資料28ページをお開きください。

平成21年度は13番、15番、16番の3回の会議と、14番の垂水市教育委員会の研修視察を行い、これらの検討結果等を踏まえまして、17番でございますが、平成22年2月17日付けで市長に対し、次のような最終の検討結果を報告を行いました。

それは、本市における少子化の進行と小中学校の現状に鑑み、適正規模の学校数の確保、教科担任の確保、部活動の充実、友人との豊かな交流など、教育環境の整備が必要であることから、現在の志布志市立学校の規模配置の在り方検討委員会を発展的に解消し、統廃合を含め、より具体的に協議する場を設置すべきであるというものでございます。

資料29ページをお開きください。

この最終報告を受けまして、教育委員会では、平成22年7月21日、今度は学校規模適正化推進委員会を設置いたしまして、統廃合に関する具体的な調査研究の検討を進めてまいりました。

平成22年度は1番、3番、4番、5番の4回の会議と2番の薩摩川内市教育委員会研修視察を行いまして、これらの検討結果を踏まえ、5番にありますように、平成23年2月17日の学校規模

適正化推進委員会の平成22年度第4回会議で学校規模適正化の基本方針を決定いたしまして、6番でございますが、平成23年2月21日、定例教育委員会でこの基本方針を樹立いたしましたので、7番にありますように、平成23年2月28日の全員協議会で議員の皆様方に御報告いたしますとともに、4月号の広報誌やホームページで公表いたしました。

資料30ページをお開きください。

9番でございますが、学校規模適正化推進委員会の平成23年度第1回の会議を平成23年5月19日に開催いたしましたところ、(4)にございますように、小・中学校児童・生徒の保護者の意見を聞いた上で協議したいとの意見を多数の委員の方々からいただきましたので、10番にございますように、平成23年6月、小・中学校児童・生徒の保護者を対象としたアンケートを行い、更に次の11番でございますが、中学校統合についての保護者との意見交換会を開催を希望した3中学校区で、平成23年8月に開催し、その結果につきましては、12番の平成23年9月9日の全員協議会で報告したとおりでございます。

この保護者アンケート並びに意見交換会の結果等を踏まえまして、13番でございますが、学校規模適正化推進委員会の平成23年度第2回会議を9月21日に開催をいたしまして、中学校再編計画骨子案を策定いたしましたので、15番にありますように、平成23年9月30日の全員協議会で御報告いたしますとともに、10月号の広報誌やホームページで公表いたしました。

資料31ページをお開きください。

17番にございますように、平成23年10月26日から11月18日にかけて、市内七つの全中学校区で中学校再編計画骨子案地区説明会を開催し、併せて18番でございますが、平成23年10月20日から11月22日までの間、広く市民を対象とした意見募集を行い、その概要につきましては、19番の平成23年12月7日の全員協議会で御報告したとおりでございます。

先の中学校再編計画骨子案地区説明会と市民を対象とした意見募集の結果等を踏まえまして、21番でございますが、学校規模適正化推進委員会の平成23年度第3回会議を12月16日に開催いたしまして、学校再編基本計画及び第1次実施計画案を策定し、次の22番でございますが、平成23年12月20日の定例教育委員会で、この計画案を議決いたしましたので、23番の平成23年12月22日の全員協議会で御報告いたしますとともに、2月号の広報誌やホームページで公表をいたしました。

その後25番でございますが、平成24年1月17日から1月31日にかけて、志布志地区の六つの会場で実施計画説明会を開催し、その概要につきましては、資料32ページ27番にございますように、平成24年2月23日の全員協議会で、御報告したとおりでございます。

資料を33ページをお開きください。

その後、平成24年2月から4月にかけて、関係団体である小・中学校PTAや校区公民館の総会等が開催され、各団体の意見の集約が整いましたので、その結果を資料としてまとめてございます。

まず、田之浦中学校区につきまして、順番に御説明申し上げます。

森山小学校PTAは、統合に向けて進めてほしい、森山校区公民館は保護者の意向を尊重する。
田之浦小学校をPTAは、森山小学校PTAと足並みをそろえる。

田之浦中学校PTAは、市の方針どおり進めてもらってよいと、田之浦校区公民館は保護者の意見を尊重する。

四浦校区公民館は、子供の減少により、やむを得ないということでございます。
続きまして、出水中学校区でございます。

潤ヶ野小学校PTAは、志布志中学校へ統合のについて賛成する。

出水中学校PTAは、潤ヶ野小学校のPTA総会等で決めてもらえばよいと。潤ヶ野小学校区公民館は、保護者の意見を尊重する。

八野校区公民館は、時代の流れであり、やむを得ないということでございます。

以上が、今回の中学校統合の対象となる田之浦中学校区と出水中学校区の関係団体の意見集約の結果でございます。

私どもといたしましては、これらを踏まえ、田之浦中学校区、出水中学校区とも関係団体から実施計画について、御理解をいただいたものと認識しているところでございます。

次に、資料34ページは統合に伴う、志布志中学校の施設整備計画案でございます。これにつきましては、平成23年12月22日の全員協議会で御説明申し上げましたとおりで、その後の変更はございません。

なお、買収を予定している土地は点線で囲っている部分になりますが、地権者等の御理解をいただけない場合は、別途この近辺で適地を検討することもあるかと考えております。

次の資料35ページは、志布志地区中学校統合についてのスケジュール案でございます。これにつきましても、平成23年12月22日の全員協議会で御説明申し上げましたとおりで、その後変更はございません。

次の資料を36ページと37ページは、通学バスの運行経路と停留所ということで素案をお示ししてございます。これにつきましても、平成23年12月22日の全員協議会で御説明申し上げましたとおりでございますが、37ページの潤ヶ野・八野方面、Cコースにつきましては、八野校区に平成32年4月以降中学生になる子供さんがおりますので、平成32年度からの運行を予定しております。

なお、通学バスの運行経路と停留所は、生徒の転入・転出の状況によりまして、随時変更していくことにしております。

資料38ページをお開きください。

志布志市学校再編第1次実施計画の推進体制案ということでお示ししております。

志布志地区の中学校統合を円滑に進めるための組織として、統合校となる志布志中学校に中学校統合準備委員会（仮称）を設置して、統合するために必要な諸事項について、協議・検討していただきたいと考えております。

この統合準備委員会は、専門的な調査検討を行うために総務、生徒指導、教務、保健、教材・備品、図書、PTAの七つの部会を設ける予定でございます。この七つの部会の調査検討事項に

つきましては、資料に記載のとおりでございます。それぞれの部会で、調査検討した事項を統合準備委員会で決定していくという流れで進めてまいりたいと思っております。この統合準備委員会並びに七つの部会の委員及び部員の構成案につきましては、資料39ページに記載したとおりでございます。

次に資料40ページは、中学校統合準備委員会並びに部会の開催計画案でございます。統合の準備期間である平成24年度から25年度までの間で、中学校統合準備委員会は、5回程度、部会は3回程度の開催を見込んでいるところでございます。

このような経過と今後の進め方につきまして、一定の方向を見ましたので、本議会で議案上程をいたしたところでございます。

中学校統合という極めて重たい課題につきまして、真剣にお話し合いをしていただきました在り方検討委員会並びに適正化推進委員会の委員の方々に心からお礼を申し上げたいと思っております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回条例、条項たった2行ですけどね、ここなくなりますよということですが、今回いろいろな今説明が当局からありました。その中で教育委員会、また市長も答弁していただいて結構ですが、教育水準、適正な教育水準というのはどういうふう考えられて、このいわゆる学校を統合した方がいいというふうに当局として考えておられるのか。教育水準そして規模、そういったものがどの程度のものだということ、今回この二つの中学校を一つに統合しますよということになったのかですね、お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育水準ということを考えます時に、私どもが一番先に考えましたのは、この市内の七つの中学校がですね、余りにも学校の人数と言いますか、生徒数にばらつきがあると、これではある一定規模の学校で勉強する子供と、極端にごく小規模校で勉強する子供たち、教育活動を展開する子供たちにとっては、これはやっぱり同じ市内の中学校でありながら、これはちょっとおかしいんじゃないかということをお考えして、やはりできるだけ可能な限り同じような条件で、子供たちの教育が展開できるように考えていくべきではないかということをお考えたところでございます。

そしてまた、適正規模ということですが、私ども今は志布志市内の中学校です、大規模校というのは、私は存在しないと認識しております。志布志中学校は確かに大きいですが、これはようやく全ての教員が専門教科担任がそろおうというのは、志布志中学校の状況でございますので、これが今回出水中学校、田之浦中学校と編入したために、学級数が増えるとか、あるいは教室をつくらなければいけないとかいう数ではございませんので、当然出水中学校と田之浦中学校の子供たちも同じような、できるだけきちんとそろっておりませんが、松山中学校、伊崎田中がありますけれども、できるだけやはり教育行政を預かる者としては、それに近づけたいと、そ

ういうふうにすることが教育水準を一定に確保するということだと認識しております。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今の答弁は、質疑に答えておりません。

教育の水準というのをどういうふうに考えているのかと、それに対して人数のことだ、そういうようなことであります。この教育水準というものに対して、本市の教育委員会がどういうふうを考えているのか。

そしてその規模についても、どういうことをもって今回そうだというふうに考えているのかという提案かということを知っております。それが全く明確に伝わってきておりません。

再度お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） 失礼いたしました。

教育水準ということで例えて申しますと、どこの中学校の子供も同じような形で同じような、例えばサッカー、野球が少なくともできるような状況に置くことが教育水準を平らにすることではないかと、例えて申しますとですね。

そして、御存じだと思いますが、中学校は教科担任制でありますので、中学校に専門の先生方が配置されないということでは、これでは教育水準も守られるどころじゃないと思っています。これはまだ国の政策等がありますので、何人の学校、何学級の学校に何人配置すると、これはもう決まっているものですから、どうしても英・数・国・理・社はじめ、全教科をそろえられないわけですね、子供たちがいないと。当然そこでは、教育水準というものは、十分に満足できるような教育水準は確保できないということがありますので、できるだけ、それに近づきたい、そうすることが教育水準を平等にするということだと理解しております。

○19番（小園義行君） 本来大きかろうが、小さかろうが、教育水準というのは国が示しているわけでありまして、それに基づいてしっかりと対応するというそういう姿勢を示していない、これは非常に厳しい言い方ですけど、行政の怠慢ですよ。子供は生まれるところは決まっていますよね、どこで生まれるかはですよ。たまたまその地域にいたということでありまして、この教育水準というのを国が示しているそれに基づいて、国や県そこをがきちんと対応しないということに、こういう問題が起きているということでありまして、今の教育長の答弁では、質疑に答えていないというふうに僕は思います。

3回目ですのでね、志布志市の中学校がそれぞれありますが、例えば伊崎田中学校が適正な規模というふうにあなた方が判断しているのか。

今後、それぞれの学校があなた方が考えている適正な規模として、志布志中学校、宇都中、有明中、伊崎田中、どういった状況になっていくというふうにお考えなんですかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今おっしゃいましたように、私どもは教育委員会もそうでございますが、機会あるごとに今回また陳情も出ているようでございますが、学級数、あるいは生徒数ということ国に要望いたしましてですね、できるだけ目の行き届く教育を展開しなければならないということは、ことある

ごとに国や県には申し上げております。

そしてまた同時に、本市は有り難いことに補助教員でありますとか、期限付き教員でありますとか、はっきり申しまして、学校に市職員ですね、学校助手さん、それから司書教諭が全学校に23校、生徒の多い少ないにかかわらず配置していただいているのは、私が知る限りにおいては志布志だけでございます。本当に有り難いと思っています。

ほかの学校は兼務があるんですね、司書はどこどこの学校兼務でいいみたいなことをしている市町村もありますが、私は議会の皆様方の御理解によって森山であろうと、志布志中であろうと、ちゃんと市の学校助手さんを配置していただいております。さらにまた、補助教員も配置していただいております。可能な限り、財政当局の理解いただきましてですね、やっていただいておりますので、何とかかんとかやってるんですけども、それでもやっぱり限界がございます。

ですから、国や県については、私も機会あるごとにもう少しこうしてくれ、もう少しこうしてくれとは言っておりますが、いかんせん力不足と言われればそれまでですが、なかなか及ばないという面がはがゆくて仕方ないわけですが、そうなった時に結局は、私どもそれぞれの地方自治体でできることといえば、小さな子供たちをできるだけ一定規模の学校で勉強させるような環境をつくることしかないのかなと、はがゆい思いであります。そういう状況でやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 今の答弁は、まさに同僚議員の質疑に答えていないと私も思いましたので、再度お聞きしますが、確認しますけれども、今同僚議員は有明中学校、宇都中学校、そこら辺はどうなんですかと、その考えを聞かせてください。

○教育長（坪田勝秀君） 申し訳ありませんでした。

伊崎田中学校につきましては、私どもも今の50数名です。あれが適正だとは思っておりません。

しかし、一方では私どもが今度やりましたように、やはり地域の方々、保護者の方々の御意見をですね、尊重しなきゃいけませんので、あそこで説明をいたしました。そしたらですね、なかなか意見がやっぱり醸成されてないと、私どもは認識したわけです。やっぱり早くもうやりましょうよという方もいらっしゃいましたけれども、全体的な感じといたしてですね、まだもうちょっと待とうやみたいな雰囲気があったんです。

私どもはそう思いましたので、地区から出ておられる教育委員の方にも聞きましたら、やっぱりそういう感じですよとおっしゃるものですから、それを強引にですね、私どもが統廃合を進めていくということはできないなと考えました。

そしてまた、有明中学校あるいは宇都中学校、ましては松山中学校につきましても、今のところ特に松山中学校あたりは、説明会は来る必要はないということでありましたので、行きませんでした。今のままでいいということです。

ですから、当然です。これは何年か後には当然こういう状況が私は出てくると思います。いず

れどあなたが教育長をされるか分かりませんが、その時には必ず、今のような状況でまたしなきゃならんということは、数年後に出てくると思います。その時はまた改めて、こういう適正化推進委員会みたいなものを立ち上げてですね、やっていかないとならんということは、そんな遠い先の話ではないと。

ですから、伊崎田がもうあれはあれでいいんだとか、松山があれでいいんだとは決して思っておりません。

ですから、地区の御意見がそうしてくれないかと、それでいいよということがまとまると、私どもは、もし出水中学校は駄目だということであれば、出水中学校はやらないつもりでした。出水中学校もいいよ、田之浦中学校もいいよということでしたので、進めたわけでございまして、やっぱり地域住民の方々の意見は尊重していかないといけないということでございましたので、おそらく私の想像でございますが、伊崎田校区の方々も、またこれは何とかせんないかんなど、だんだんだんだん減っていくわけですから伊崎田中学校も、そうしますとそういう気運が醸成される時が近い将来くるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

〔教育長、答弁ちょっと違っているよ、4月6日現在48名です。あなたは50数名とか、そういういいかげんな答弁は駄目だよ、これ〕と呼ぶ者あり

○教育長（坪田勝秀君） すみませんでした。

失礼いたしました。数年前のことでした。48名ですね。ですから、これはもう決していいわけじゃない、いい状況じゃないということは、私も認識しております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第19、議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第47号 財産の無償貸付けに係る土地の種別及び数量の変更について

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第47号、財産の無償貸付けに係る土地の種別及び数量の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、財産の無償貸付けに係る土地の種別及び数量の変更について説明を申し上げます。

本案は、有明保育園の用地の一部として、無償貸し付けした土地の地目変更に伴い、財産の無償貸し付けに係る土地の種別及び数量を変更するものであります。

内容につきましては、貸し付けの土地の種別を宅地に、数量を481.19㎡に変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 即決ということですので、ちょっと議案の提案とちょっと意味が分からないんですけども、地目変更をしたことによって、土地の種別、数量を変更するという提案理由になっていますけれども、地目を変更してある地目だったら、宅地なら宅地になったということですよ。

数量を変更したのは、それはどっかほかのところも変更にならざるを得ないわけです。この数量も変わったんですか、提案理由は数量を変更する必要があるというふうになっていますけど。

○福祉課長（福岡勇市君） 土地の名称が雑種地、現況が雑種地なんですけれども、それから宅地に変わりました、480㎡だったんですけれども、宅地になった関係上、不動産登記規則の第100条により小数点第2位まで表示しなければならないために数量が変わったためです。

以上です。

○3番（西江園 明君） 分かりました。それだったらせめて付議案件資料にですよ、そういう説明資料をですよ、やっぱり添付、まして即決になるんだったらやっぱり添付すべきというふうに思います。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

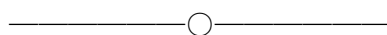
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、可決されました。



日程第20 議案第48号 財産の無償貸付けについて

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第48号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、財産の無償貸付けについて説明を申し上げます。

本案は、旧八野小学校の跡地利用に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（武石裕二君） それでは、議案第48号、財産の無償貸付けについて、補足して御説明をいたします。

付議案件説明資料の41ページをお開きください。

無償貸し付けを行う建物は、旧八野小学校の校舎、特別教室、体育館などであります。

種別、数量、建築年等につきましては、詳細につきましては説明資料に記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、貸し付けの目的につきましては、児童クラブ及び保育園の園外活動等、並びに志布志ちりめん太鼓の練習場として使用することにより、施設の有効活用を図り、もって児童の健全育成に資するとしております。

貸し付けの期間でございますが、貸付契約締結の日から平成29年3月31日までであります。

貸付契約締結の日につきましては、本議会の議決をいただいた後に、文部科学省に財産処分 of 正式な手続きを行います。

また、平成18年に合併補助金により、体育館屋根の補修工事を行っておりますために、総務省に財産処分の承認申請を行います。

国の承認をいただいた後に、貸し付け相手方と貸付契約の締結を行う予定となっております。

貸し付けの相手方につきましては、市内の社会福祉法人若草会、理事長武石由美子でございます。

募集の概要につきましては、42ページをお開きください。

募集方法につきましては、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトのホームページ、市のホームページなどを活用し、広く周知をいたしております。

公募につきましては、平成24年2月20日から同年4月19日までの約2か月間実施をいたしております。

その結果、3件の企業、法人に応募いただきました。利用候補者の選定にあたりましては、志布志市立学校跡地等利用候補者選定委員会を設置し、選定を行っております。第1回の選定委員会では書類審査、現地調査等を行い、第2回の委員会において、面接審査及び評価基準に基づき採点を実施いたしました。

募集要項で示された評価基準に基づく採点の結果、下記の表のとおり、社会福祉法人若草会が2,200点中、1,820点の最高得点を獲得し、評点も総点の82.7%と高く、当法人が利用候補者とし

て適正であると判断し、候補者として選定をしております。

委員会での公表といたしまして、当法人は実績もあり、計画性・公共性も十分認められ、経営能力も問題ないと考えられる。

また、利用計画の内容が地域に子供の声が響くことは地域住民の望むところであり、当地域の要望に沿った提案であると思われるとありました。

社会福祉法人若草会の事業計画の概要につきましては、43ページをお開きください。

児童クラブの取り組みとして、おおぞら保育園あゆみ保育園、のがみ保育園に所属している児童クラブで、週末土曜日、長期休み、春休み、夏休み、冬休み期間中の使用と、平常日は保育園児の園外活動、年間行事の取り組みとして、3園の園児が敷地内での活動や地域での交流活動で使用するものでございます。

また、志布志ちりめん太鼓での練習場として体育館を使用するという計画でございます。

なお、当施設が現在も地域のコミュニティー活動の拠点となっております。地域がグラウンドゴルフや夏祭り等で使用させてほしいとの意向もございますので、このことについても十分配慮したいという計画でありました。

また、校内の清掃作業等の施設管理は、地域の方々にも委託し、調理員等についても雇用をする計画であり、雇用の場の確保もできるものというふうに期待をいたしております。

以上で、議案第48号、財産の無償貸付けについての説明を終わります。

よろしく願いをいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（下平晴行君） 大変有り難いことであります。

体育館、それから校舎を利用するわけではありますが、この耐震化対策、これについては全員協議会でもしっかりした答弁がなかったようではありますが、教育施設でありますと、国の補助があるわけではありますが、その補助もない中で、当然市が対策をしっかりやらなければいけないというふうに思うわけではありますが、そこ辺をちょっと伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもとしましては、今回の八野小学校跡地につきまして、全国に広く公募したところでございます。

その公募の時に、この耐震化については、特段対応するというような内容での公募はしてなかったということでございました。

そのような中で、営利を営む団体も当然進出してくる可能性があるということでございましたので、その事業の範囲内で、そういったものについては対処してもらえるのかなということもございまして、耐震化については特段取り組むということの募集要項の中に盛り込むことはしなかったところでございます。

しかしながら、ただいま御指摘がありましたように、今回私どもが議案として提案しました若草会においては、児童福祉の向上を目指す団体でございますので、何らかの形の対応は必要かと

というようなふうには考えているところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長これははっきりそのことを踏まえてですね、やはり対応できるものは対応してやらないと行政が、やはり利益を求めてという話もありましたけれども、やはりこの耐震化対策の事業そのもの、事業費というのは相当なお金ですよ。だからそこら辺をしっかりと、私はもうちょっと事前にこのことも入れて対応すべきじゃなかったのかなというふうに思っているんですよ。ですから、このことも出てこなかった。その中で、全員協議会でその話が出たということで、今市長がおっしゃったようなことだったですよ。ですから、これはやはりそういう負担を本当にそういう利益とおっしゃいますけれども、その利益のない中で、本当にできるのかどうかですね、この辺は十分検討すべきだというふうに思います。どうですか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、今回議案として提案させていただきました若草会につきましては、児童福祉の向上を目指す団体でございますので、その点を十分配慮しまして、何らかの対応をしていきたいというふうには考えています。

○19番（小園義行君） 先ほどの説明でですね、国の了解を求めるとか、そういういろいろありましたね。

教育委員会で、ここ八野のをやるときに、1年ぐらいかかるんだとそのことはですね、文部科学省を含めてです。

きちんと国の了解が得られるのかということと、二つ目は、補助金をもらってやっていますね。それに対して、今回はこういう措置をとることによって、補助金の返還というのが国から要求されないのかですね。

そして、今もちょっと出てましたけど、それぞれ古い施設であります。そこに対して、修繕とかそういったものが発生しますね。これ、最初の協定の時にきちんとしてないと、金額は大きいものについて、市の方に負担をいきなり求められたりいろいろ出てくるわけですね。そういった修繕等に対する考え方というものをきちんと考えているのかですね、その負担の割合とか含めてですよ、ちょっとお願いします。

○企画政策課長（武石裕二君） 今、国庫の補助等をいただいておりますので、今、確かに文部科学省、財産処分の正式な手続きについては、議会にこの議案として計上すると、その後議決後ということがございました。

私どもも文部科学省、それから総務省等に県を通じまして、早めに事前協議という形でできないかということをお願いをしましたところ、今県を通じて両省についてはですね、手続きを今、事前申請ということで行っているところでございます。

県の方から今のいただいた状況によりまして、補助金の返納ということはないだろうというようなことで、目的に転用をする中でいろいろ目的に沿った活用の在り方というのがございますので、それに沿っているんじゃないかというようなことでした。

それからの財産処分に関する国庫補助につきましては、文科省の通達によりまして、無償による貸し付けということにつきましては、国庫納付等の免除ということがございます。

それからの事業完了後10年以上経過をしておりますので、無償による転用ということで、今のところは報告による協議で済むというようなことになっております。

それから、修繕等につきましては、今後契約書等を取り交わす部分でございますが、そこについても十分配慮をした形で契約は結んでいきたいというふうには考えているところでございます。以上であります。

○19番（小園義行君） これ国との関係ではきちんとしないと、ここで仮に議会で議決しますね、その後に駄目だよということになると、この法人の方に大変迷惑を掛けるわけですし、そこらについてはきちんとした対応していただきたい。

この修繕等についても、契約の段階ですと、きちんとしていないと、後で大きなものが発生した時に法人から要求があって、どうだこうだということ、これないようにですね、きちんとして対応をしていただきたいというふうに、これは思います。

○企画政策課長（武石裕二君） その修繕等の負担割合につきましても、十分契約を交わす段階で相手方さんとは協議をして、その中に盛り込みたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第49号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第49号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、損害賠償の額を定め和解することについて説明を申し上げます。

本案は、芝刈作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成24年5月2日、午前10時30分頃、都市公園大浜緑地の芝刈作業中に、志布志支所建設課嘱託職員が使用していた芝刈り機で、誤って芝生の中の小石をはね、当該公園と道路を挟んで隣接する土地に駐車していた和解の相手方の所有する軽貨物車の後面ガラスに接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、芝刈作業前に芝生の中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する軽貨物車の原形復旧及び代替車両借り上げに要する費用8万1,784円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第50号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、農業体質強化基盤整備促進事業、社会資本整備総合交付金事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億6,673万3,000円を追加し、予算の総額を181億8,973万3,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正でございしますが、今回新たに志布志中学校通学バス駐車場整備事業に伴う、用地取得に係る債務負担行為を追加するもので、期間を平成25年度、限度額を2,000万円と定めるものでございます。

第3表の地方債補正でございしますが、一般単独事業で、県営県単治山事業の事業負担金の増額に伴い、防災対策事業を140万円増額、社会資本整備総合交付金事業等の増額に伴い、合併特例事業を4,300万円、過疎対策事業の市道整備事業を280万円増額しております。

それでは歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

まず、歳入の14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金は、国からの内示により、社会資本整備総合交付金を3,413万3,000円増額、7目、農林水産業費国庫補助金は、農作業道の舗装整備及び暗きょ排水整備に伴う、農業体質強化基盤整備促進事業を3,190万円計上しております。

13ページをお開きください。

15款の県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、農道の舗装整備に伴う、農業・農村活性化推進施設等整備事業を607万5,000円、林道の法面保護工事に伴う、県単林道改

良事業を320万円計上しております。

15ページをお開きください。

18款、繰入金は、今回の財源調整として財政調整基金繰入金を1,867万6,000円増額、健康ふれあいプラザ給湯設備改修事業に係る財源として、施設整備事業基金繰入金を1,036万7,000円、商工業振興対策事業に係る財源として、オラレまちづくり基金を900万円計上しております。

16ページをお開きください。

20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、議案第49号に係る事故保険金を8万2,000円計上しております。

17ページをお開きください。

21款、市債は4,720万円増額し、総額で16億2,430万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず人件費につきましては、4月の定期人事異動に伴う費日間調整等の人件費を調整するため、一般職分を総額で505万7,000円減額しております。

人件費以外の主なものの予算を御説明いたします。

24ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、6目、社会福祉費は、健康ふれあいプラザの給湯設備改修に要する経費を1,036万7,000円計上しております。

27ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、農地整備費は、黒土田地区ほか4か所の農作業道の舗装整備及び川路地区の排水施設を整備するための農業体質強化基盤整備事業に4,900万円、伊崎田中野地区の農道を整備するための農業・農村活性化推進施設等整備事業に1,315万円計上しております。

28ページをお開きください。

2項、林業費、3目、林道整備費は、林道陣岳支線の法面保護工事を実施するための県単林道改良事業に800万円計上しております。

31ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業の交付金内示額の増額に伴い、弓場ヶ尾佐野原線等の新設改良事業に要する経費を5,800万円増額しております。

34ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費は、(仮称)志布志地区中学校統合準備委員会運営事業に要する経費として、123万2,000円計上。3目、教育指導費は、実践的防災教育総合支援事業の実施に伴う経費として、205万円計上しております。

36ページをお開きください。

3項、中学校費、1目、学校管理費は、志布志地区中学校統合に係る通学バス駐車場整備実施

設計に要する経費を200万円計上しております。

以上が、補正予算（第1号）の概要でございますが、詳細につきましては、お配りしております補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 提案理由はよく理解できるわけでありますが、6月補正の在り方、いわゆる6月補正というのは、緊急を要する補正予算でなければいけないというふうに思うわけですが、そのことについて、3点ほど伺ってみたいと思います。

国・県の指示が4月以降にあったものについては、当然補正予算をすべきで、必要であるというふうに理解をしております。

しかし、そうでない新規事業があるようでありまして、そのことについて。

2点目でございますが、予算不足の事業執行をするために、予算不足の補正が予算が計上されておりますけれども、これは現計の予算で対応できなかったのかどうかですね、2点目です。

3点目でございます。設備改修など経年劣化、あるいは耐用年数ということがあるわけでありまして、その中で当初予算で、いわゆるしっかりしたそういう見込み、見積もりができなかったのかどうかですね、3点お願いしたいと思います。

○財務課長（野村不二生君） 今回お願いをいたしております各事業につきましては、議員からもありましたように、国・県等の内示があった分についてですね、主に計上をしたところでございます。

ほかの分につきましては、財政調整基金でですね、対応している部分がございますけれども、また、施設整備の基金等で対応しておりますけれども、緊急、どうしようもないということの判断を市長共々いたしましてですね、予算を付けたところでございます。1点、2点目は以上のようなことでございますが。

それから、施設の福祉費の関係で、ふれあいプラザの給湯設備の改修が出ておりますけれども、当初予算に間に合わなかったと言いますか、当初予算を編成した後に、故障が目立ってきたということでございまして、4月に入ってから実際に稼働できないというような状況がございましたので、今回緊急を要するということで、利用者の方が使えないというようなこともありましたので、対応をしたところでございます。

以上でございます。

○2番（下平晴行君） 課長が緊急という言葉、そういうふうに理解、とり方ですよね、そのようにとって予算を計上したと、そうじゃなくて、私が言っているのは、それをもうちょっと当初でしっかり対応しておけば、6月補正で緊急ということにはならないというふうに思うんですよ。私はそこを言ってるんですよ。

それから、2点目の予算不足の対応を現計予算で対応できなかったのか、いわゆる9月補正ま

で予算がその分対応ができれば、それで9月補正でできなかったのかという、そういう予算の補正の在り方なんですよね。そこを言っているんです、そういうことです。お願いします。

○財務課長（野村不二生君） 個別に申し上げないと、ちょっと分かりにくいかと思いますが、当初予算の編成時点では、今回お願いしている分については、議論がなかったところでもございました。

ふれあいプラザのことにつきましても、当初予算時点では、何ら話がなかったところでもございましたので、今回先ほども申し上げましたけれども、給湯設備が経年劣化でとても動かない状況になったということでもございましたので、予算を付けたところでもございます。

その際には、これまでのいろんな修繕等、どういった対応をしていたのか、そこらもですね、内容を詳しく精査をした中でですね、どうしてもしょうがないという判断をしたところでもございました。

それから、既定の予算でということ、畜産課の関係がございましたけれども、その分については、全額執行済みということでもございましたので、その対応について、9月補正ではできないのかということも当然財政の立場ではお話をしたところでもございましたが、相手のあることでもございまして、畜産農家の関係上ですね、どうしても今回お願いをしたいということがございましたので、財調等を取り崩しをして、今回お願いをしたところでもございます。

○2番（下平晴行君） その経年劣化についてはですね、それはもうやむを得ないというふうには理解しているんですよ。そのことを重点に私が言っているわけじゃなくて、例えばこの予算の中でいきますと、ブランド推進事業、あるいは保育運営事業、こういうそれから母子生活支援事業、こういう予算の範囲内で9月までが範囲内で対応できなかったのかと、僕はそこを言っているんですよ。

経年劣化とか耐用年数については、それは施設で直接の関わりをもっていないかもしれませんが、しかし、そのことを重点に言ってるんじゃないんですよ、だからそれぐらい気配りをして、ちゃんとやるべきじゃないかというのは、そこを言ってるんですよ。そこはまあそれでいいんです。

僕は、予算が6月補正の在り方、これは緊急を要するということを前提として、補正するのであれば、そこをもうちょっとしっかり内部で議論をしてやるべきじゃないかということも言っているわけです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおりだというふうに思っております。

本来3月で当初予算を計上して、すぐまた6月でこういった形を出すというのは、事前の予算の積み上げが適切でなかったんじゃないかなということであろうかと思えます。

ただ、今回御提案している分につきましては、例えば、ブランド推進で出ておりました畜産課関係のものなのですが、これについては当初予算の計上の中では、盛り込まれた内容のものが、今回、もう手当てでなくなったと、ということで、どうしても全共に関に合わせるために、緊急にこのことについては対応したいと、新しい方で対応したいということでもございまして、こ

ういった措置をとらざるを得なかったということでございます。

ただいま御指摘のことにつきましては、十分事前の準備を重ねて、議会の提案、予算の提案をするということにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 所管外の予算について2点ほどですね、確認をさせていただきたいというふうに思いますが、予算書の25ページ、母子生活支援事業、今回当初の330万円に不足額として、540万円の扶助費として計上されています。多分これは緊急を要するという、突発的なことに対応しようという動きだろうというふうに理解するわけですが、この具体的な中身、いわゆる市外の施設に何世帯の方々が行かれているのか。その内容は、DVによるものなのか、そこらを少しお示しをしていただきたいということと、本市のいわゆる施設がございますね、そこが現在満室になっているのかどうか。そこも併せてお願ひをしたいと思います。

もう1点、教育委員会サイドですが、今回新規事業で予算書の34ページ、実践的防災教育総合支援事業というものが計上されております。3・11を経験して、その検証によって新しいプログラムを組んでいこうという流れだろうと思うんですが、これは文科省が県に委託事業として落としてきまして、それを受けてやっていくわけですが、2月ぐらいに確かこの流れがあったと思うんですね。

そして、それを受けて募集が3月にあったというふうに思っているんですが、そういった中で速やかに動かれたんだなというふうに評価をしているわけですが、これは実践校を一応1,000校設けようとしていますね。

そして、そういった中でモデル校として手を挙げているわけですが、本校ではどこになっているのか。そして、そことそれ以外の本市の学校との連携、そしてそのモデル校として進んでいく中の情報の共有、そういったものをどう考えているのかお示しをください。

そして、ここに内容が3点ほど書いてありますが、そのうちの3点目で防災ボランティア活動の推進というふうにあるわけですが、これはこの事業でうたっている大項目としては、被災地へのボランティアを派遣するんだというふうにうたっていますね。

そうした場合、被災地においてボランティアを経験することによって、やはり教育的に育成をしていくという視点があるようではありますが、そうした場合、ここで旅費とかいろいろ入って来ますが、いざ生徒を被災地にボランティアで派遣するとなると、そこでの実務的なものとしてはボランティアになって来ますが、そこへ派遣する際のいわゆる旅費等に対する考え方はどうなるのか。

今後また予算としてこちらの方に補正として、また上げてこられる予定なのかですね、そこらもちよっと見えませんので、お示しをしていただきたいというふうに思います。

○福祉課長（福岡勇市君） 御質問の母子生活支援事業についてお答えいたします。

志布志市出身の市外母子生活支援施設入所に伴う増額です。

対象者につきましては、3月で相談があり、内縁の夫がおり、以前は殴る蹴るなどのDVがありました。現在は、以前ほどないということなんですけれども、最初市の南風寮、母子寮を希望

されたんですけれども、内縁の夫が場所を知っているということもあり、市外の母子生活支援に入所させました。1世帯3名です。あと、この人以外にということで、1世帯3名ほどいらっしゃいます。

あと市の母子寮については現在2世帯4名です。15名の入居可になっております。

以上です。

○学校教育課長（金久三男君） お答えいたします。

モデル校につきましては、通山小学校、有明中学校を考えております。県立につきましては、志布志高等学校です。

そのモデル校で取り組んだ成果を市内各学校に、その取り組みを広げてまいりたいと考えているところであります。

事業が来年の2月までとなっているところですので、その成果を含めて、また25年度も防災教育に更に取り組んでまいりたいと思っているところです。

それからボランティア派遣につきましては、そこまでは考えておらずに、ボランティア活動の充実を考えているところです。

旅費等につきましては、先進地研修の旅費を今回計上させていただいているところであります。

本事業につきましては、津波につきましては本県では本市だけの取り組みであります。

子供たちの防災に対する自主的な活動が取り組めるように、実践事業を通しながら研究を深めてまいりたいと考えているところです。

○13番（小野広嗣君） 母子生活支援事業に関しては、今1世帯3名ということですね。

それともう1件あるということですね、それを想定して、この540万円計上されていると、その2点目もDVという理解でいいんですかね。それをちょっとお示しをください。

現在本市の施設としては、入居はできる体制はあるにはあるんだということの理解でいいですね。15名が入所できようになっているということですか、15名という形はなぜ出てくるんですかね。

ちょっと待ってください、それは答えてください。

あと教育委員会サイド、課長、これボランティア活動の推進支援ということで、今ここに3点うたっている中にですよ、いわゆるボランティア支援者としての視点、これをしっかり醸成しようということで、被災地へ向けてボランティア活動をしてもらう。そのことによって理解をもっと深めてもらって帰ってきて、いろんなことをまた伝えていくという視点が、この中にうたっているんですよ。そのことは全く考えてないということですが、今後も考えていかないのか、少しそこをお示しください。

それと、ここに学校外の専門家を呼んで、その人たちのアドバイスを受けて、防災教育、防災管理の充実を図ると、これは分かるわけですが、この専門家と、いわゆる地域の関係機関ですかね、ここの連携というのは大事だということをやっているわけですね。学校だけでなく地域との連携もこの専門家によってつながっていくんだというようなこともうたっているんですが、そ

うした時には、いわゆる講師が見えて、学校だけではなくて市のいろんな機関のところにも入ってきていただいて、関係機関と協議とか、そういうことも想定されると思うんですが、そこらはどうなのかお示しをください。

○福祉課長（福岡勇市君） 誠にすみませんでした。15名ではなくて15世帯の間違いです。

あと、先に入っております方についてもDVです。

以上です。

○学校教育課長（金久三男君） 推進委員会を3回開催する予定にしているところであり、その中に鹿児島大学の防災センターの教授に来ていただいたり、あるいは地域の代表者に入っていたり、小・中学校の代表、それから消防関係とも連携を取りながら推進委員会を開催し、そして地域に根ざした実践事業になるように考えているところです。

被災地へのボランティアへの派遣につきましては、本事業では旅費等を含めて取り組むことはありませんけれども、今後は被災地へのボランティアを自ら進んで参加する児童生徒の育成というのは大事だろうという視点で捉えているところであります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） ちょっと教育費の中で、2点ほどお聞きしますけれども、先ほど同僚議員からも出ましたけど、予算の考え方、今この時期、例えば予算書の34ページの教育指導費、教育総務費の中では備品の追加があって、次の36ページの中学校費の学校管理費では、もうこの時期に備品を50万円落としているわけですよ。多分まだ一銭も使わんうちに、こういう予算の考え方というのをちょっとお聞かせください。

それと予算書の37ページの公民館費の中で、備品購入費で伊崎田の青少年館の空調関係を取り換えるという備品購入が計上されていますけれども、結局前のやつを撤去したり、そういう工事、新たな工事が出てくるわけですけど、結局購入費、備品費ですけど、そういう工事費はどうなってるんですかね。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 36ページの今議員御指摘の備品購入費の減額でございますが、当初ではピアノの購入が必要ということで、学校とのヒアリングの中では伺っており、予算計上したところでしたけれども、専門の業者の方に見ていただいたら、まだピアノの外まわりは十分耐えられる部分であると、中の部品を取り替えれば修繕で可能ということでございましたので、備品購入費用として今回修繕料を計上しているところでございます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 伊崎田青少年館の空調機購入費用でございますけれども、これにつきましては、本年5月に故障の確認をし、修理を依頼しましたが、型式が古く部品等がなく修理不能であるために、新たな機器を購入して環境の整備を図るというものでございます。空調一式96万3,000円であります。

これにつきましては、設置調整費まで入っている金額でございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○生涯学習課長（樺山弘昭君） はい、設置まで含まれている分でございます。

○3番（西江園 明君） 財務課長、こういう場合は、やっぱり予算の組み方なんですかね、備品の中に、もう全て撤去とか工事費が入った予算の組み方、今までもそういう組み方ですかね。こういう電気製品の空調関係の場合は。こういう形が従来の方法という、その確認です。

○財務課長（野村不二生君） はい、このような同様の取り扱いをいたしております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

18日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後0時11分 散会

平成24年第2回志布志市議会定例会（第2号）

期日：平成24年6月18日（月曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小野 広 嗣

岩 根 賢 二

西江園 明

小 園 義 行

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (1名)

24 番 野 村 公 一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会議務局職員出席者

事務局長 今井善文
調査管理係長 村山 睦

次長兼議事係長 仮重良一
議事係 桑水浩紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、長岡耕二君と金子光博君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆様、おはようございます。

それでは、質問通告に従い順次質問をしてまいります。

はじめに福祉行政の観点から2点質問をいたします。

厚生労働省は先月の11日、マスコミ報道等により、社会的な関心が高まっている孤立死について、改めてその防止対策を取りまとめ、精神的な取り組みを実施している地域の事例も交えた総合的な通知を出しております。

孤立死の要因である一人暮らしの高齢者が年々増えてくる中で、一方では地域のコミュニティーへの希薄化も進行し、深刻な事態も生まれてきております。行政上の仕組みだけでは対応しきれないような事態に今後どう対応していくのか、真剣に方策を検討していくべきではないかと思っております。

そこで、本市の孤立死防止等を踏まえた地域住民、関係機関、行政の包括的な見守り体制の在り方の現状と課題をどのようにとらえているのか伺いたいと思っております。

2点目は、生活福祉資金貸し付けの活用についてであります。生活福祉資金貸付事業は、2009年度から生活困窮者への貸し付けや、連帯保証人要件の緩和などの改善が図られております。県社会福祉協議会を実施主体として、市の社会福祉協議会が窓口となって実施をされておりますが、市としても失業や減収などで困窮する市民の生活の再建のために市民への周知を進め、活用の推進をもっと積極的に図るべきではないかと思っておりますが、お考えを伺いたいと思っております。

次に、防災・減災対策の観点から3点質問をいたします。

災害時における要援護者の避難支援対策については、これまでも度々質問をしてまいりました。当局も鋭意努力されていることは理解しておりますが、東日本大震災以降、様々な角度から被害を最小限にするための検証が行われている中で、災害時に要援護者が一人ももれなく避難できる体制づくりは急務であります。

そこで、本市の災害時要援護者支援体制の進捗状況と課題及び対応策について伺いたいと思っております。

次に、女性の視点からみた防災対策について質問をいたします。ただいまも述べましたが、東日本大震災以降の検証の中で、女性の視点から見た防災対策の必要性が指摘されております。避難所において女性の着替える場所はない、授乳スペースがないなど、既存の防災対策に女性の視点が欠落しているという実態が浮き彫りになってきております。そのことが被災者にさらなる精神的なストレスや負担を課すという結果にもなったようであります。

そこで本市でも女性の視点を積極的に防災施策に取り入れるべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、学校施設の安全性の確保、防災機能の強化の観点から質問をいたします。

東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害がありました。被害の状況を見ると建物の柱や梁（はり）といった構造体だけではなく、天井や照明器具、外壁、内壁などいわゆる非構造部材が崩落し、避難所として使用できないばかりか、児童生徒が大けがをする事故まで起きた例もありました。地震等の災害発生時において、地域の避難所となる学校施設は、児童生徒だけでなく、地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、その安全性の確保、防災機能の強化を図る上では、学校施設の耐震化とともに天井や壁などの非構造部材の耐震化も早急に実施していく必要があると思いますが、本市の学校施設における非構造部材の耐震点検、対策の実施状況について伺いたいと思います。

次に、通学路の安全対策の観点から質問をいたします。

最近、全国で登下校児の児童が死傷する痛ましい事故が立て続けに発生をしております。警察庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年1年間で2,485人にも上ります。惨事を回避するためには通学路に危険、盲点はないかを点検し、より一層安全対策を強化しなければなりません。

そこで、本市の通学路の安全点検や安全確保の現況について伺いたいと思います。

あとは一問一答方式で質問を行ってまいりたいと思いますので、当局の誠意のある答弁を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、福祉行政についてでございます。孤立死防止についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

生活に困窮された方や高齢者、障がい者の方が孤立した状態で亡くなられる孤立死は社会問題となっております。

本市においても早期対策として、緊急通報システムの導入や福祉マップの作成、孤立死を防止するため日常的な見守り体制として民生委員による訪問活動、包括支援センターにおける相談、見守り、市社会福祉協議会での近隣福祉ネットワーク活動など、複数の窓口を設け、その防止に取り組んでいるところであります。

孤立死が起こる背景として、地域の結びつきや人間関係の希薄化など地域力の低下に加え、生

活困窮の中で支えとなる方の死亡により、独居の高齢者や障がい者などが孤立死する事例が各地で起こっております。

これらの地域社会からの孤立している世帯や、生活困窮世帯のうち、行政関与がない場合などにおいては、その実態把握には苦慮しており、本市においても情報を一元的に受け止め、必要な支援に結びつける体制づくりは喫緊の課題となっております。

孤立死防止に向け、さらなる見守り体制や交流活動、介護サービスなどを通じた現状把握、ライフライン関係業者と連携した安否確認など、各関係機関との連携を深め、地域における多様な主体で、支え合う二重三重の重層的なネットワークづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活福祉資金貸付事業についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

生活福祉資金貸し付けにつきましては、議員が御承知のとおり、県社会福祉協議会が実施主体で、その貸し付け窓口となっている市社会福祉協議会が取り扱っております。

昨今の経済不況による雇用情勢の悪化などにより、国のセーフティーネットワークの一つとして生活福祉資金活用の際に、連帯保証人要件等が緩和されました。これにより本市においては、緊急小口資金の貸付件数が増加しており、生活困窮者の救済となっております。このような資金は、必要な方に有効に活用していただき、生活再建の一助となるように市民の方々への広報、周知はもとより、大事なことでありますので、実施主体の社会福祉協議会と連携をとりながら事業の啓発活動を進めてまいりたいと思います。

次に、災害時の要援護者への対策でございます。

お答えいたします。

本市の災害時要援護者の避難支援対策につきましては、平成22年3月に志布志市災害時要援護者避難支援プランを策定し、災害時要援護者の範囲などを定めたところであります。

その後、このプランに基づき、要援護者台帳を作成しております。この要援護者台帳をもとに支援者の登録、個別支援計画について整備を進めているところでありますが、この個別支援計画の整備等につきましては、個人情報保護の観点から本人の同意が必要となるため、なかなか進まない状況であります。

そのため、今年度は地域の実情に詳しい自治会長さんをお願いし、戸別支援計画等の整備を進めていく予定としており、提出された分から順次台帳の整備を進めてまいりたいと考えております。

今後は、災害時要援護者支援体制の確立に向けて、情報を共有するためにも市、地域、民生委員及び消防団などが連携した組織体制を構築すること。また、現在実施しております自主防災組織育成支援事業や共生・協働型地域コミュニティ創出支援事業等を更に充実させるとともに、災害時要援護者を含めた地域全体の防災意識の向上を図り、自主防災組織の活動を活性化させることが重要であると考えております。

次に、女性の視点を入れた防災対策についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

国の防災基本計画に政策決定過程における女性の参加が明記されており、更に本年防災に関する政策方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があると示されたところでございます。

本市としましては、先日開催しました防災会議の委員を新たにし、女性推進会から女性の委員をお願いし、女性の立場からの意見もいただいたところでございます。今後とも積極的に女性の意見を取り入れていきたいと考えているところでございます。

また、今回志布志市防災計画を一部見直しいたしましたが、避難計画の中の避難場所の開設収容の項目の中に、女性が安心して使える避難所の運営には特に留意することと、女性への配慮をする追記を行ったところでございます。このほか、市内の防災対策関連の検討委員会を立ち上げる予定としておりますが、女性に配慮した内容はもちろんのこと、委員にも積極的に女性職員を登用し、女性の意見を取り入れることや、防災会議の女性委員の登用についても協議したいと考えております。

次に、通学路の安全対策についてお答えいたします。

市では、校区公民館の学校関係者から国道及び県道に関する歩道設置の要望や、危険箇所の報告がありましたら、その都度進達しております。しかし、ハードの整備は膨大な予算が伴うことから、なかなか進まないのが現状であります。市道では可能な限り歩道を設けた道路の整備を実施したいところですが、そのような地区は住宅が張りついていることが多く、簡単には整備が進まないところでございます。歩道の設置が難しい所には、歩行者が歩くスペースに舗装の色を変えたり、ポールを立てたり、工夫された道路の整備を進めてまいり、通学路の安全を確保してまいりたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） おはようございます。

今議会におきましても教育委員長の委任を受けておりますので、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、本市の学校施設における非構造部材の耐震点検対策の実施状況を示せということでございます。

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、東日本大震災では多くの学校において、天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が発生いたしまして、学校施設本体の安全性の確保はもとより、防災機能の強化を図る上でも、これら天井材や外壁材等の非構造部材の耐震対策が重要であると認識しているところでございます。

本市では、この夏休み期間中に松山小学校、潤ヶ野小学校、有明中学校の校舎の耐震補強工事のため、既に契約を完了しておりまして、本年度工事分が完了した時点での耐震化率は89.0%となる予定でございます。

また、本体の耐震化工事だけでなく、非構造部材の耐震化対策として、外壁のモルタルの落下

防止対策や、強化ガラスへの取り替えなど、実施設計時点で安全対策を十分考慮して工事を計画しているところでございます。

本市におきましては、21年度の志布志中学校の3階校舎の耐震化工事以降、老朽化や安全対策としての非構造部材の耐震化も実施してきておりまして、8棟におきまして非構造部材の耐震化も併せて完了をしているところでございます。

今後の耐震化が必要な9棟がございますが、これにおきましても、耐震化工事に併せて点検を行いまして、非構造部材の耐震化も実施してまいりたいと考えております。

なお、27年度には全ての耐震化が完了する予定でございます。

次に、本市の通学路の安全点検や安全確保の現状についてという御質問でございますが、お答えいたします。

京都府亀岡市や、あるいは愛知県岡崎市において登校中の児童の列に車が突っ込み、未来ある尊い命が失われたり、大けがをしたりするなどの重大事故に私自身も教育行政を預かる者として、大変心を痛めますとともに憤りを感じているところでございます。亡くなられた児童や、その保護者の方へ心から哀悼の意を表しますとともに、けがをした児童の一日も早い回復を心から祈っております。

さて、本市の通学路安全点検については、各学校におきまして、毎年度当初に通学路の危険箇所点検を行って、点検の結果は危険箇所マップとしてまとめ、保護者へ配布して、その周知を図っております。また、今回の事故を受けまして、文部科学省からも通学路の合同点検実施が通知されました。これを受けまして、8月末までの合同点検実施を計画しております。

通学路の安全確保につきましては、児童の登下校時に合わせた3人のスクールガードリーダーによる巡回指導を行い、登下校児の安全確保に努めているところでございます。

また、各小学校ではスクールガード及び防犯ボランティア等を地域住民や保護者に依頼いたしまして、地域の実情に応じた安全確保のための取り組みを推進しております。更に私を含め、5人の教育委員と教育委員会事務局職員で手分けして学校の朝の立哨指導に参加して現状把握に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、8月末までの通学路合同点検の結果をもとに、危険箇所への対応策について、今後関係機関と連携して改善策を検討していきたいと考えております。また、これまでも児童生徒の安全確保については、継続的に管理職研修会及び通知、依頼により指導してきておりますが、今後も各学校への指導を徹底していくと考えているところでございます。

なお、御案内のとおり志布志高等学校と香月小学校の児童生徒にかかる歩道の拡幅工事も国において完成をいたしましたので、通学時の安全確保が更に図られるものと思っているところでございます。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） ただいま市長の方から孤立死の問題に対して、本市の現況と課題、そして、今後の取り組みを簡単に述べていただきました。

複数の取り組みをなされている中で、そこがしっかり連携しあっていかなきゃいけないという点と、あとはやはり実態把握に苦慮をしているという問題ですよね、そういったことも述べていただきました。それはやはり喫緊の課題であるということではありますが、高齢者だけに限らず障がい者も含め、様々な状況のもとで孤立死されていく方々がいらっしゃる。そして、なかには最近1月でしたか痛ましい事件がありましたけれども、やはり経済苦の中で餓死していくというか、そういったことがありましたね。そういった中で、いわゆる国の方でも緊急に通達を出しているわけですが、冒頭述べましたように、孤立死の防止対策について通知ということで、これは県に下りて、県から各市町村に下りるような形で出されています。この5月11日に厚生労働省から通知が下りている中身については、市長はよく御存じでありませうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

個人情報保護の観点から、非常に孤立死の問題については、対応が難しいというようなことがございましたので、そのことを受けまして、本年5月11日付けで厚生労働省社会援護局地域福祉課長等からの通知で、人の生命身体を保護するために個人情報を提供する際の考え方が示されました。人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合において、人の生命、身体を保護する目的においては、個人情報取扱事業者からの情報提供をすることは疎外されておらず、また地方自治体からの情報提供についても関係者間で個人情報を共有するよう努めることとなっております。

○13番（小野広嗣君） 通告をいたしておりましたので、そういった資料が市長のお手元にも届いておまして、理解をされていると、そういう思いで質問を今後続けさせていただきたいと思っております。であれば、先ほど述べられましたように、これまでのいわゆる本市の取り組みプラス、いわゆる後ほど述べられましたけれども、ライフラインとの協力であるとか様々うたっておりますね。

そして、痛ましい事件にかんがみて国の方でも様々な施策の展開を図るよう促しているわけですが、そういった中で、通達先が例えば老人福祉会のトップであるとか、社協のトップであるとか、あるいは民生委員さんたちのトップであるとか、全国レベルのトップに同じような文書を送っているわけですね。

そういう関係機関が、あらゆる関係機関がネットワークをつくってやっていく。だからそこにはガス会社のトップ、あるいは電力会社のトップ、そういったところにも通達が出ています。そういったところの連携というのを今後図っていかないと、なかなか冒頭市長も答弁されたように、この実態把握というのが本当に難しい。この解決策は何かというと、やはり事態をいかに把握できるのかと、後ほど災害時要援護者の問題でも言いますけれども、こことも重なってきますね。ですから、本市では例えば九電さんであるとか、ガス会社、あるいは新聞販売店ですね、あるいは郵便局、こういったところとの連携をしっかりとって、そこから声が上がってくる体制が今はできてるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市としましては、直接の連携は今のところございませんが、県とそれから県民生委員・児童委員協議会と南日本新聞南日会におきまして、昨年12月に協定が結ばれて、配達で得た情報を民生委員、児童委員に提供する取り組みが本年1月より実施されるというふうに確認しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今述べられた部分だけではなくてもう少し広げてですね、やっていくということが大事だろうと思いますが、この国が示していく流れの中で、いわゆる先進的な取り組みをしている自治体というのは、当然市単独でその事業を展開しているわけではなくて、国の補助金等を有効に活用しているんですね。そういう意味では、補助金の使い道というか、使い勝手のいいような取り組みができるように文書も発布しているんですが、そこらは十分使われていますか。

多分つかんでなきゃいけないだろうと僕は思ってるんですが、いわゆる今回孤立死の防止対策についてということでやっています。この以前にも、いわゆる2月ぐらいからもう段階的に国は県の方に情報を送っています。

そして、県は市町村にそれをおつなぎするようということまで文書でうたっていますよ。そして、その中には、この孤立死防止に有効と考えられる取り組みを実施する場合、必要な経費については、実はセーフティーネット支援対策等事業費補助金というのがあって、その中に地域福祉等推進特別支援事業というのがあるんですよ。その活用ができるので、優先的に取り込まれる自治体には採択する予定だということがうたってあるんです。そのことに対して、すぐ計画を立てて取り組む体制をつくっていく、これは大事だろうと思うんですよ。

そして、もう一つあるんですよ。ライフライン、郵便局員さんとか、新聞配達員さんとか、先ほど申しました電力会社さん、こういったところと連携を取りながら施策を実現する。そのことに対して、安心生活創造事業というのがあって、それもしっかり使えるんですよと、より積極的な活用をお願いしたいというふうにわざわざ通達を出しているんです、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘の事業については、把握しておりませんで誠に申し訳ございませんでした。

ただいま御指摘のとおり、そのような事業につきましては、しっかり調査いたしまして、本市においても導入ができるかどうか検討しながら積極的に対応してまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） 多分僕は、今ここで答弁できないだけであって、この事業のことをつかんでらっしゃる方もいらっしゃると思うんですよ、庁内にはですね。

それを理解された上で、取り組みをやっていっていただきたい。ライフラインとの協力体制というのはしっかりやっていかなきゃいけない。そういった中で、では本市できる流れの中で何があるかといったら、やっぱり水道課等との連携であろうと思うんですよ。いわゆる詮が止められる、詮が止められて以降3日、4日経っても開栓の要求がないということは、おかしいということになりますよね。そういったことに対しても配慮できるように、連携が取れていないといけないというふうに思うんですよ。

僕は今回すごく不思議だなと思ったのは、後で防災のところでも出てくるんですけど、庁内での連携体制というのが、防災対策の流れの中でも少し弱いなということを感じているんです。

例えば、この孤立死の問題についても、いわゆる外とのいわゆる関係機関との連携、見守りネットワークシステムみたいなものですよ、これをしっかりやっていただかなきゃいけないわけですが、なかなか連携がうまくいかない。

例えば、この高齢者福祉計画、今回2月に出された部分、そして、これまでの過疎計画、こういったのを読んでいくと、いわゆる過疎計画の方でもそうですけれども、一人暮らしの高齢者の安否確認や不安解消、事故防止のために緊急通報装置を給付して、これは冒頭出てました。そして、安全で快適な居住環境の整備に努めますと、それで高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活ができるよう高齢者のニーズに合った福祉サービスを提供し、民生委員や在宅福祉アドバイザー、ボランティアなどの協力により、見守り活動の事業の充実を図りますというふうに、文言ではこうやってうたってありますね。当然こういった計画がないと進まないわけですから、これは十分理解するんですが、一方でこの福祉計画の今回出された分です。

これで、例えば今回の孤立死の問題と直結しますが、人としての尊厳を守る地域をつくるという、尊厳死という問題にかかわってきますね。その時に、いわゆる地域包括支援センター、いわゆる「いきいきセンター」を中心に、この見守り体制をしっかりやっていくということもうたってあるんです。その中で、これは一部分なわけですが、見守り訪問件数というのがありまして、これが20年度が、この福祉計画の分ですよ、市長。この中で、20年度の70人、平成21年度が79人、平成22年度が57人と、これ委託の分と直営の分と分かれています。今言ったのはその合計ですが、数が減ってきているんですね。いわゆるこういったものを必要とする方が減るということはないと思うんですよ。この実態は、どういうふうに分析されているのか、ちょっとお示しをください。

○福祉課長（福岡勇市君） お答えいたします。

地域包括支援センターによる定期的な見守りですけれども、認知症があり見守りが必要な方、それと虐待の可能性のある方、そして、二次予防高齢者、特定高齢者、介護保険認定者で、何もサービスを利用せず見守りが必要な方を定期的に見守る制度であります。

見守り訪問件数なんですけれども、これについて、若干件数が年度ごとに減っているんですけれども、これについては22年度までですので、実績の数で上がってきています。

以上です。

○議長（上村 環君） 課長、減っていく原因を確認して、後ほど答弁してください。

○福祉課長（福岡勇市君） 議員がおっしゃる減ってきている要因について、後で説明をいたします。

○13番（小野広嗣君） 多分この策定がですよ、22年の2月ですので、少し後半の部分が入っていないのかなという理解でいいんだろうなというふうに思うんですよ。ただそれにしても、これが横ばいもしくは、少し減っているという状況であれば、それは少しまずいんじゃないかなという

理解で質問をさせていただいていますので、そういうふうを受け止めてください。

それはそれでいいでしょう。この実態把握が難しいという中には、やはり様々なネットワーク、市長が冒頭示された五つほどの関係機関のネットワーク、当然ありますよね。社協の皆さんも頑張っているし、民生委員の皆さんにも頑張っている。様々あると思うんですが、そこに先ほど言われたような、ライフラインとの協力関係の強化、これが求められていると思うんです。一人ももれなくやはりそういった尊厳死というものから離れるような死に方であってはいけないというふうに思うんですね。

そういった時に、いわゆる例えば市長が実態が分からないといった時に、警察署との連携ということがあると思います。

各自治体がですね、自治体の中でのこの実態調査の結果というのを出してるところもあるんですが、自治体の調査によると、意外と数が少なく報告をされる。そういったケースが結構多く見られるわけですね。いわゆる不自然な死があったりすると、そこに警察の方がいく。そして、警察の方はいろんな実態をつかんでいるけれども、それが行政の方に届かないとか、こういうこともあるようです。そこの連携の強化ということも、今後図っていかねばいけない時代に入ってきているということが言われてるんですが、そこについて市長どうのお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

孤立死があった場合は、当然事件というような形で警察の方々が先に現場に入られて、そのことの確認がされるということになるかと思えます。そのような死に至るまでに、私どもが把握できていたかどうかということにつきましては、先ほど申しましたように、様々なネットワークを重ねている中でも、なかなかそのことが完璧にできるということにはないということでもありますので、今後は、更にそのことが完璧にまではいかないかもしれませんが、ほとんどそういった事例がないというような形のネットワークの構築を更に目指してまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の答弁のようにぜひですね、今後はそういったいわゆる文書にうたわれているきれいな文言だけではなくて、実態に即したですね、事業の展開、先ほど申しあげました二つの国が推進している事業もあります。こういった状況にかんがみて、こちらのいわゆる事業計画が、その事業に乗られるように策定をして出していく。そうすると、いわゆる積極的に認めるんだというふうにわざわざうたっていますのでね、そういった取り組みをしていただきたい。

やはり、この何と言いますか、支え合いということになるんだろうなというふうに思うんですね。後で出てくる社協とのからみでもありますけれども、この地域ごとに支えある社会をつくっていかねばいけない。だけど、このちょっとした支え合いというのが現実難しくなってきましたね。冒頭申しあげましたように、コミュニティーの希薄化というのが出はじめています。そして、この孤立死というのは、どちらかという大都市部、都市部から始まってセンセーショナルになってきたわけですが、実はそうではなくて、過疎地域にも起き始めていると、いわゆる隣と隣が

離れている、全然事情が分からない、そういった過疎地域がどんどん生まれていって、こういった現象も起こっているというふうにも言われております。

そういった中で、本当にこの地域福祉、支え合いをしっかりとやっていくためには、当局は当局で、市民の皆さんのためにということで、いろんな協議をなされて様々な手を打たれるわけですが、現実はその地域社会で暮らしてらっしゃる、その方々の切実なる課題と、当局がいわゆる当局の窓口カウンターの中で考える地域福祉と、僕は少しかい離があると思ってるんですよ。やはりそれは、我々議員もそうですが、地域の現場に、いわゆる役所で仕事をして待ち受けてるだけではなくて、地域の現場に自ら足を運んでいって、自分が住んでいる所でいいじゃないですか、そこでしっかり、様々な市民の声を吸い上げる。それをまた、市長部局の方でしっかり検討をしていく、そういったことも大事だろうと思ってるんですね。

以前、職員の総パトロール体制というものもつくった方がいいと申し上げたこともありますが、そういった点も含めて、こういった見守り体制の充実ということを考えなきゃいけない。孤立死だけじゃないですよ、認知症の問題だとか様々あるわけですね。経済苦の問題だとか、いろんな方が役所に見えられるわけですよ、そういった時にいろんなアドバイスができます。できるんだけど情報を職員の皆さんが課を越えて共有していれば、どこの課にいったってアドバイスができるわけですね。そういったところまで、縦割り行政ですから、なかなかそこまで職員の質が高まっていない。そういった部分も感じてならないんです。どうでしょうか、そこらを少し整理してですね、対応できる体制もつくらなきゃいけないと思いますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりでございますが、市の職員は自らの今現在担っている職務については、一生懸命取り組むところでございますが、なかなか別な業務については、感心があっても一緒になって取り組むというような形にはなかなかなりにくいところでございます。

しかしながら、職員につきましてもいったん家に帰れば、地元に戻れば地域の住民ということがございますので、私どもとしましては、市の職員全体につきまして、集落担当性というものを設けてきております。

今年につきましては、特に特定健診事業について、70%の特定健診の受診率を達成させるために、集落担当職員については、その集落について、その事業が達成できるような取り組みをお願いしたいということをしておりますので、そのことをもって、今議題となっております孤立死の問題についても、孤立されている方々については、かなりの把握が今回できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ひとつ今回の質問に触れるだけではなくてですね、切実な思いとして、喫緊の課題として市長も受け止めてらっしゃると思っておりますので、ますますこの冒頭でもうたってますよ。後2年すると団塊の世代の方々が65歳以上になるという問題、そして、その10年後を考えた時、言葉はどうなのか分かりませんが、今言われている後期高齢者に、この団塊の世代の方々が12年後入ってきた時に、どんな状況になるのかと、認知症の問題もそうです、経済苦の間

題もそうです。様々な問題が起こってくるのが予告されていますね。そのことに対して、しっかり準備しながら取り組んでいかなければいけない。そのことをこれまでも再三申し上げますので、要請をして次の質問に移りたいと思います。

福祉関係で言えば、この生活福祉資金の貸し付けの問題、市長の方からも今後市民への広報、社協との連携をとっていくというようなことで、ここは意外と簡単に述べられました。なぜわざわざこういう質問をしたのかというと、これは社協がやる事業であって、いわゆる市が特に表に出ていくべきことではないと、社協がやっていたらいいんだという程度で、この資金の貸し付けの問題をとらえているんじゃないかという思いがあったもんですからね、質問したんです。その辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生活福祉資金につきましては、貸付資金につきましては、本当に緊急に経済的に困窮された方が申し込みをされるということでございます。

そして、そのような方というのは、ややもすると生活保護という対象者になっていく割合が高いということがございますので、市といたしましても、そのような観点から、そのような方々の相談につきましては、慎重にそしてまた、積極的にですね、できる範囲内で対応しているということでございます。

○13番（小野広嗣君） おっしゃったように、生活保護に入る手前のいわゆるセーフティーネットということもありますね。そこをしっかりと見きわめていかなきゃいけない。多分ケースワーカーの皆さんとか、そこに携わっている方々は、しっかりとした眼（まなこ）でそこを見極めながら社協で取り組んでいる事業で対応できるんじゃないかという判断で、おつなぎをされる場合もあるんだろうというふうに思いますね。

私なんかも、いろんな相談を受ける、即生活保護の申請をというような御相談もありますけれども、本当に今慎重に慎重に、その人の状況をお聞きして、そして、本当に今その生活保護で救済されなければならぬのかというものを、プロではありませんけれども、見極めながらおつなぎをすることをしております。安易に即おつなぎをすとか、そういうことはこれまでやったこともありませんね。

それはそれとして、今私の手元にもこの社協が行っている貸付事業、生活福祉資金の貸付決定一覧というものをいただいております。これは3年間の分ですが、冒頭市長も言われていましたように、これまで10項目にわたってくりがあったものをもっと分かりやすい制度にしようということで、いわゆる四つの項目にしたわけですね。その中で、総合生活資金、福祉生活資金、そして教育支援資金、そして不動産担保型生活資金と、この四つの大きなくくりになっているわけですが、市長も言われたように、緊急小口資金に関しては、制度が変わって少し増えているなどという形は見えています。ただ、22年度が22件ですが、23年度は16件なんですね、制度が始まった時はまだ4件ですよ。そんなに増えてるわけでもない、いわゆる制度改正以前よりは増えてるんですよ。だけれども制度が改正されて以降、そんなに増えているわけでもない。

そして、それ以外の総合支援基金は一切使われていませんね。そして、福祉資金は21年度が1件、22年度も1件。そして、福祉資金の方が2件と1件、3件、細かく分けていると3件というふうに、こちらの方は少し増えてきております。

今度は、教育支援資金というのがありますが、これ21年度だけで全然あと出てきてません。そして、いわゆる就職、仕事がなくなると、急にですね、なくなった時の俗に言うつなぎ資金ですね、これ制度は今年の3月までだったんですよ。国の対策としては、この23年度までだったんですが、一切使われてないんですよ。こういったことを考えた時に、社会福祉協議会の方でもですね、制度が変わってすぐ翌月には、この貸付制度のことを「ささえあい」の1面に全部出してくださっています。そして、今年の3月にも改めてまた出しているんです。2年半の間にですね、2回にわたって1面を全部使ってですね、案内がされているんですが、それでもなかなか市民の方にこの制度が変わったことや、中身の状態というのが伝わっていないというのが現実であろうと思うんですが、市長どうお考えになりますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような生活困窮者の方々が、実際そのような状態になられた時に、じゃあどうするのかというふうに考えますと、やはり行政に対して、あるいは社協に対して、直接的に相談に来られることもあろうかと思いますが、地域の民生委員の方々や、その他地域の方々にも相談される場合も多からうかと思いますが、そのような方々に対しましても、私どもがこのような制度について、もっと広範囲に広報がされておれば、このような件数についても利用される方も増えてきたのではないかなというふうには思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 「思ったところであります」という答弁であります。そうであれば、市も社協がやるという観点だけではなくて、市が積極的にやはり言い方は悪いですけども、後方支援といえますかね、そういったこともやっていかなきゃいけない。

民生委員さんのやられるお仕事もいっぱいあるわけで、市民の皆さんから御相談を受ける、そういった時に社協がやっている事業もいっぱいあるんですよ。その事業を詳細にわたって理解をしていくかという、していける部分と、していけない部分があると思うんですね。

そういった時に、やはりこういった貸付事業の中身を詳細にですね、やはり学習していく機会というのもですね、あつてしかるべきだろうなというふうに思うんですね。そういったことも含めて、市として、そういった取り組みもですね、してあげれば社協の仕事をまたバックアップできるという部分もあるんですよ。だから、そこらも含めてお願いをしたいと思いますが、あと、この少し気になったのが、教育支援資金、これが21年度に1回使われているだけで後は使われていません。これ、いわゆる高校入学前にですよ、融資可能な制度を早くから中学校において周知をしてあげる。それはデリケートな部分もありますよ。だけれども、庁内がこれ連携取れてれば、その家庭の実態、経済実態は大体見えてくるんですよ。そういったところから判断して、情報をしっかり漏れないようにお伝えしていく、これが大事だろうと思うんです。この情報が伝わらないがゆえに利用されていないというふうに僕は理解してるんですよ、どうですか。教育長でも

市長でもいいですが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

総合資金、福祉資金ということでの活用がなされておって、教育支援資金においては、22年度、23年度されていないということですが、先ほども申しましたように、まだまだ周知が足りなかったということの反省がございますので、このような内容についても対象者、対象になろうと思われる方には、特に周知をしてみたいと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今の市長の答弁を受けて、教育長、少し考えてくださいね。もう答弁は結構ですけども、一応市長はそう言われてますのでね、それを受け止めて教育委員会の方でも対応方を進めていっていただきたいというふうに思うわけですが、やはり市長、まだ市長の方から出てませんが、ハローワークとの連携というのもすごく大事なんですよ。当然社協さんとハローワーク、そして市、こういった部分の連携というのもしっかり今後この件です、つくり上げていっていただきたいと思うんですが、先ほど述べました一番最後4番目ですが、不動産担保型生活資金、これは全然使われてないんですよ。このことに関しての実態というのは、僕もよくはつかんでません。ですけども、いわゆるこれは生活保護を受けていらっしゃる方が、例えばですよ、自分で住宅用の土地を持っていらっしゃる、そういった家屋を所有している場合、その世帯に今回のこういった資金ですね、資金をおつなぎしていく、そのことによって、生活保護世帯から脱却するという取り組みをやっているところもあるんですね。そこらのお話を聞いて市長、どうですか、市として無関係ではないでしょう。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生活保護の世帯におかれては、普通はそのような不動産をお持ちでないという方がほとんどでございます。

もし、そのような方がおられるとするならば、このただいまお話になられました不動産担保型の資金の貸し付けというものも一緒になって、担当と一緒にしながら、また、このことについては、かなりの課題があるかと思っておりますので、そのようなものを解決しながら、取り組みを考えてまいりたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） どうかですね、そういった視点もあるんだということを理解していただきながら、そして、何よりもここで質問したかったのは、冒頭言いましたように、県の社協が実施主体です。判定をするのもそこですね。市の社協は、いわゆる窓口になっています。だから、そこがやるんだという思いに立ってほしくないんです。だから、冒頭市長が答弁を簡単にされましたけど、いわゆる広報が足りない、でもその広報をするにしても分かりやすく広報していかなくちゃいけないんですね、1枚の散らしみたいのを作る場合もあるでしょう。そして、ホームページに詳しく、詳しいことはホームページに載せやすいですので、載せていくと、そういった総合的なですね、取り組みを社協と、あるいはハローワークと、そういったものとしてしっかり連携を取りながら進めていっていただきたいと、これは要請をしておきたいというふうに思います。

次に移ります。

防災の関係ですね、いわゆる防災減災という観点ですが、市長まず冒頭にお聞きしたいんですが、昨年の12月に国が3・11を受けて、国がこの防災基本計画というものの改定をしましたね。その防災の基本計画というのは、基本的な考え方が冒頭にうたってるんですね、そこを市長どう理解されていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災につきましては、3・11がございまして、改めて従来の防災計画の見直しというものがされたところでございます。

そして、従来までとられた計画の内容に改めて今回の大災害の観点から、その対策を盛り込み、そしてまた、足りなかった分について補強していったというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） ちょっと今の答弁は間違いだとは言いませんよ、けども私が問うてる国の基本方針ということには答えになっていません。

私が質問通告をしてるでしょう、防災その次何を入れてます。今までだったら「防災対策について」って大きな見出しで問うてますよ。その後に「減災について」って書いてるでしょう。この減災の視点を中心にして、防災対策というのはやっていくんだと、そこが今回示された大きな基本的なことですよ。例え、被災をされたとしても、その後、その人をどうするのかという、減災につなげていく、その視点が3・11を経験して大事になってきたと。だから、被災してもその後その人の人命が失われない。そのことを最重要視して計画を立てていこうという視点、減災の視点に移ってきているということですね。

それを考えた時に、今回私が質問をしております災害時の要援護者、これの支援というのが一番大事になってきますね。まず、その支援を必要とされている方がどんだけいらっしゃるのかということが、全体計画の中から進められていって、今市でも台帳をおこしている。そこまできましたね。で、その後に今度は個別計画を立てていかなきゃいけない。その個別計画を立てていく段階で、すごく苦慮されている。いわゆる同意方式、これがいわゆる個人情報保護の問題もあって、いろんな方々の手を借りまして、いわゆるそういった方々の所まで出向いていって、同意を得た上で掌握が初めてできるという考え方と、市がこういうシステムをつくり上げていますと。ですから、ここに登録していただければ、災害時に守られるんですよというふうに広報をしていって、市民が自ら、それであれば、私も登録をしてくださいというふうにおっしゃってくる手挙げ方式、いわゆるこの二通りが推進されています。もう一つあるんですが、今志布志市で行っているのは、どうなるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

要援護者の把握につきましては、今後、ただいま御指摘にありましたように、その対象者の承諾を得ながら作成、把握をしながら把握した方々につきましては、同意を得て台帳を作成するところでございます。

今後につきましては、自治会単位で自治会長さんを通じて、そのことについては取り組みたいというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 自治会長さんを通じて進めていくということも同意方式ですよ。そして、いわゆるそこに連なる人、実際はですよ、自治会未加入世帯というの量かなりですよ。これには、市が広報して手挙げ方式でもいいからやっていく、いわゆる高齢者だけを僕は指して質問してるわけじゃないですからね。若い世代だって、先ほど孤立死で言いましたように、そこにもいわゆる手を差しのべなきゃいけない、子供さんたちがいたり、あるいは障がいを持たれている方がいたり、様々あるわけですよ。そういった隅々まで手を打っていくためには、同意方式プラス手挙げ方式。そして、後ほどもう一つ述べたいと思いますが、いわゆるこの情報を各関係機関が共有していく方法もあるわけですね。この個人情報保護の流れを受けて、一番先に走ってきたのが、やはりこの手挙げ方式と同意方式、ここを一緒に組んでいる自治体が多いんですよ。

だけれども、先ほど市長はこう言われていますよ。情報を共有するために、各関係機関との組織体制をしっかり整備をしていくとなってきた時に、ここで言うところのいわゆる関係機関との共有方式、これは情報をお互いが持っているのをしっかり出すんだと、個人情報保護の問題も生命の安心・安全を奪われる事態、それが想定される場合は、個人情報保護法でうたわれていても、しっかり公開ができるというふうに国が言ってるわけですね。

そういった時に、この三つを連動させて掌握していかないと、いつまでたっても進まないんですよ。だから、視点がだんだんそういう方向で三つを連動させようという方向に変化しつつあるんですね。そこらをどう受け止めてますか、市長なければ課長でもいいですよ、担当課長でも。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど自治会長さんを中心に、そのような把握をしていくということのお話をしましたが、その自治会に未加入の方につきましては、先ほどお話がありましたように、市の方で直接的にお知らせいたしまして、その台帳を作成しようということでございます。

お話がありますように、個人情報保護等の関係ということについても、もちろん明記いたしまして、このような形に国の方針が変わったということをお知らせしながら、しっかりした台帳の作成に取り組んでまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今市長がそういう答弁ですので、そういった方向のもとにですね、大変な作業だろうと思います。私たちも様々先進自治体の調査にもいかせていただいています。どこでも、この整備台帳まではいくわけですが、個別ごとの計画に至るとなかなか進まない、これはもう本当によく分かります。

しかし、本市の災害時の要援護者になろうとされる方々、その範ちゅうに入るとされる方々が一人ももれなく災害に遭わない、そういった視点というものをやはり持って、やはり少しスピードを上げてですね、取り組んでいかないと、もう本当に「災害は忘れた頃にやってくる」と昔は言ったけど、今は「忘れる間もなくやってくる」というふうにもう言われているわけですね。ちょっとした行政の油断、我々の視点が欠けることによって、そういった犠牲者を出すことがあってはならないというふうに思うんですね。そういう意味では、本当に大変なお仕事であろうと思いますが、少しスピードアップをするために個人情報保護の問題の壁も少し取っ払われてきてま

すので、踏み込んでですね、やっていかないといけない。

そして、自治会単位といいます。自治会も大きな単位になりますね、小さい単位もある。大きな単位の自治会であれば、そこをいわゆる班分けして、その班分けぐらいで対応していかなくちゃいけないと。

自主防災組織の規模をどうするのかという問題もあろうと思うんですね。言葉では、自主防災組織と言うけれども、実際機能する体制になっているのかと思った時に、なってると思われませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自主防災組織につきましては、現在その組織率につきまして、鋭意高めようとしているところでございます。

しかしながら、御指摘のとおりこの組織がきっちり機能されているかどうかということにつきましては、いささかそのことについては、どうかなというようなふうに思うようなところが多々あるところでございます。

しかしながら、今回の3・11を受けまして、改めてその地域の共生・協働の取り組みがそれぞれ個人個人の生命・財産を守るために、非常に機能的に動くんだと、働きがあるんだということが認められましたので、改めてその自主防災組織についての認識が高まってきているのではないかなというふうに思っています。

そのような形で昨年度から、そしてまた今年度にかけても、校区を中心としまして、そしてまた、集落においては、その自主防災組織を改めて地域で認識していただきまして、少なくとも年に1回ぐらいは、訓練をしてもらうような形というものを取っていきたいというふうには考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） この件に関しては過去にも述べておりますので、もうくどくど言いませんけれど、やはり自治体によっては、すぐさま自主防災組織の立ち上げをやって、100%完了しておりますというところもある。その議員等にお話を聞いたりすると、「全く実はないんですよ」というふうに言う。「数字だけが踊ってるだけです」と言う。本市は、そういうことであってはいけない。実のある自主防災組織を形成していかなければ市民の安心・安全は守れないわけですから、そこは強くですね、要請をしておきたいと思います。これ以上は申し上げませんがね。

一応ですね、ちょっといろいろ調べてみましたら、この災害時要援護者に関してですね、総務省が調査をしているわけですよ、避難支援対策の調査結果というのがあって、本市の分も出てますけど、要援護者支援のことをどこが中心にやっていくのかと、いわゆる主たる所管のところと、いわゆるサブ的なところ、二つを出してくれていうふうになってるんですね。出していくと、本市はですね、いわゆる当然総務課、消防防災係という形になっています。ところが、この副担当というのは本市から上げてないんですよ。ほかのところはほとんど上げています。それで、サブがどうなるのかというと、福祉課福祉係、今度は逆にですね、要援護者支援ですから、主たる所管課の方が福祉課福祉係とかなっているところもあるんですよ。交互に連携を取りながらやれ

る体制というのを要援護者支援の態勢の中にうたっているんです。これ、後で見ていただきたい。志布志市はないんです、これ。なぜですかね。

○総務課長（溝口 猛君） 要支援者関連の担当部署ということでございますが、市町村においては防災担当の課、あるいは福祉担当の課、それぞれでございます。

本市におきましては、現在のところ防災担当の課ということで、総務課が担っておりますが、本市の要援護者のマニュアルのプラン等々を考えますと、当然常日ごろから関連のあります福祉課が現在のところサブという考え方になっております。

○13番（小野広嗣君） 去年の7月の分ですからね、7月の分のデータですからね。

いわゆるそういったことをしっかりこうやって載せてなければ意識として薄くなるんじゃないかという思いがすごくあるんですよ。

今回の質問の趣旨じゃないですから、これ以上に言いませんけど、危機管理対策室をしっかりとつくらなきゃいけない。危機管理監の配置をしっかりとしなきゃいけない。こういうことをる申し上げてきました。

市長は、防災だけで僕が行ってると思ってるから理解が進まないんですよ。あらゆる危機が襲ってきてるわけでしょう、口てい疫、新燃岳、そしていわゆる鳥インフルエンザ、そして様々なことが起こっていますよ。そういった総合的な対策をつくるために、危機管理対策室をつくらなければいけない。だから、名前からして消防というものが入っている消防は大事です。大事だけれども消防防災係ってなると、そこからの連絡で市民の皆さんに流す時に、受け止め方として弱くなるんじゃないですかということは何度も言いましたね。だから、こういった体制づくり一つにしてもそういったものを押さえてやっていけば、しっかり連携が取れる体制ができるということをお願いわけです。その司令塔として危機管理対策室みたいなのを設置するべきだというふうに言ってるんですね。そこはまた、御理解のほどをお願いしたいと思います。

あともう1点、ここ、いわゆる災害時要援護者の方々は、様々な疾病を持たれている場合がある。そして、介護施設にかかるとか、様々通所で通ってる、様々なものを持ってらっしゃると思いますね、障がい者の方も含めて。そういった時に、今東日本以後、それ以前からも言われてたんですが、いわゆる福祉避難所、いわゆる志布志市内の医療関係、そういったところと連携を取って福祉避難所の設置というものを事前につくり上げとかなきゃいけない。こういう視点がすごく大事になってきてるんですが、この点確認をさせていただきたい。そういった協定、あるいは協力の願いを市長の方からされているのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘にありました福祉の避難所の開設等につきましては、対応につきましては、まだ取り組んでいないところでございます。

今後、考えてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、本当に必要だと思うでしょう。これやっぱり、市長が率先してですね、関係機関をお願いをし、協力を求めていくということは、しっかり足を運んでお願

いしていくということが大事だろうと思いますので、お願いをしたいと。

最後にもう1回確認をしたいんですが、自治会にお願いをしていくということになるわけですが、自治会の中でそういった協議、自治会長に言ってそれで終わりじゃないわけですから、自治会の中で協議をしていかなきゃいけなくなってくるわけですから。その自治会の中での協議体制に対して、市がしっかりとかんで話をしていかないと、自治会ごとに違った認識になってきますよ、ですよ。そこらはしっかりと取り組んでいていただきたい。このように思います。

じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

女性の視点から見た防災対策ということで、昨年11月、12月と、その女性の視点から見た防災総点検というのを、私ども公明党の女性議員が中心になって進めてきました。12月には男性議員も加わりまして、全国の市町村を網羅しましてね、調査をしたわけです。

私もこの志布志市の総務課長ともいろいろ話をして、アンケートにも答えてもらいました。そして、曾於市にも行ってお願いをしました。そして、大崎町にも行ってお願いをし、そういった様々な全国を網羅したアンケートの結果出てきた課題点があるわけですね。そういった中に一つは、先ほど市長が申されましたように、防災計画、地域防災計画を立てていくために防災会議があります。そこに女性のいわゆる視点、それを入れるために配置をしっかりしていかなきゃいけない。

市長、女性支援会議の方から1名出されたわけですが、過日の防災会議でも、そこから女性の視点から見た防災対策という意見が述べられたと思うんですよ。去年の後半の段階で、そういった女性支援会議としては、今年24年度はそういった視点での取り組みを考えていきたいというのがテーマになったみたいですので、それはそれでいいことなんですけど、33名中、女性の委員は2名ですよ。6%、1割にもならないんですよ。

そこをどう考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回議員の御質問の要旨が届いたときに、改めて市の防災推進会議の委員の構成を見たときに、各種団体の長さんがほとんどでございました。

その中で、今お話がありましたように33名のうち2名が本市の場合は女性ということになっているところですが、この女性の比率を高めるためにどうすればいいのかということをごさいます内部でも協議しております。

今後、更にこの委員の方々の任期が2年でございますので、今年度で一応任期は終了ということでございますので、新たな任期の中では女性の委員の登用を積極的に進めてまいりたいというふうにごさいます。

○13番（小野広嗣君） 市長の方から前向きな答弁でありましたので、よく理解をしていただいているなというふうに思います。

本市はですよ、一応条例の枠の中で34名となっています。現在、今33名、もうめいっぱいのところに入っている。そこに各関係団体の長が入っています。男社会を表してるなと思うんですね。

ほとんどですよ、男社会、男性社会だなというふうに思います。これでは、本当に女性というのは生活の現場に根差した視点を持っていますよ。子育てはしている、おじいちゃんおばあちゃんの介護はしている。様々な角度からの防災に対する視点というのは、ある意味じゃ男性より持っているのかなと思うぐらいなんです。そういった視点が全く市の防災会議の中に反映できないというのは大変なことであろうと思います。

ただ有り難いことに、今回女性支援会議がそのテーマを設けてやっている。であればですね、男女共同参画、ここの部署がありますね。ここにこれまでのプランには、男女共同参画のプランには、いわゆるこの防災という観点からの視点というのがない。でも国は、今回男女共同参画の視点からの防災対策ということを打ち出しましたね、5月11日でしたか。

そういった観点から見た時に、それをやっていかなきゃいけない。ただその場合ですよ、男女共同参画中には男性の方々も入ってらっしゃいます、結構入ってらっしゃいます。女性のほうがちょっと多いぐらいですね。その場ではですね、なかなか語れないことがいっぱいあるみたいなんです。ですから、それに持っていく前のワーキングチームであるとか、あるいはこの女性支援会議でもいいですけども、そこに女性支援会議もメンバーが今固定していますので、例えば任期が変わる時でもいいでしょう。様々な実務に就かれてるところの方々、そういった女性の方々を網羅して語っていただく、そこで忌憚（きたん）なく、女性の世界だけの視点をまず言っていただく。それを男女共同参画の懇話会に、ここに持ってくるとそこに男性もいらっちゃって、そこでもむ。そういったものが防災会議にも生かされてくるという視点も大事だろうと思いますが、市長その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

推進委員会を立ち上げると、私どもとしましては、各種団体の責任者のトップの方々をまず委員としてお願いするというので、どうしても男性中心にならざるを得ない、ほとんど女性の方がおられない組織になってしまうということにつきましては、今回のこの大震災を受けての女性に対する防災の視点というものについて、その対応を考える時に女性が多い、ある一定のニーズをもった会議が必要ということについては、改めて思うところでございます。

私どもとしまして、男女共同参画の視点から、今後につきましては、防災女性隊員というような制度も立ち上げてみたいというふうには考えておりますので、委員の方々になっていくものとは別に、そういったものも取り組んでまいりたいと考えております。

○福祉課長（福岡勇市君） 先ほどの計画書の見守り訪問件数の委託分の件につきまして、御説明申し上げます。

それまでの対象者の方々が死亡されたり、入院、入所も含めてなんですけれども、その方たちが多くなって、また介護サービス等を利用されるようになったためです。

以上です。

○13番（小野広嗣君） はい、了解です。

市長が前向きに取り組んでいくということであります。

先ほど市長の方からも避難所の関係に対しても女性の視点の配慮ということを言われてましたね。備蓄の関係でもいわゆる女性に関する備蓄品、あるいは障がい者、子供さんたち、こういった視点での備蓄品というのがやはり東日本大震災を見てもですね、欠落していたということが言われています。

まあ今問うてもしょうがないですから、多分志布志市の備蓄状況ということも、まだこれからだろうというふうに思いますので、もうこれは答弁は結構です。そういう方向づけをしっかりとですね、取り組んでいていただきたい。

自治体においては、もう市内のスーパーとか、そういったところとしっかり協定を結んで、災害時のそういった救援物資、こういったものに対する取り組みがいち早くできるように取り組んでいるところもあるんですよ。

市長は、そのやはり視点も持って、先ほどの緊急避難所へ向けて、福祉避難所という視点でも話をしましたが、そういう緊急の物資輸送、そういったことも含めて、市内の様々な民間の関係機関とですね、協定を結んでいくという視点というのを欠かしてはいかんだろうと思いますが、その点ちょっと答えを聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の定める防災計画の中でも、そのような視点から準備が必要ということにしておるところでございますので、ただいまお話がありましたそのシステムとして、地域全体との連携ということについても前向きに対応してまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひそのような方向でですね、取り組みをしていただきたい。

この女性の視点から見た防災対策ということは、細々と情報はもう僕、持ってるんですが、それを一つ一つ議論してもしょうがないですので、総合的な支援体制をやっていていただきたい。

ただ、震災後にいろいろあったのは、やはりストレスがみんなたまる。そういった状況の中で、女性に対する、あるいは子供に対するDVがどんどん起こったということが言われていますね。そういう意味では、先ほど言ったように男女共同参画懇話会が、DV等も取り組んでるわけですので、そういったところに防災との視点をリンクさせながら議論をするということが大事だと思うんですね。

そして、そのことを市民にしっかりとお伝えして、情報の共有をしていくということが大事だと思います。これ、答弁結構ですので、そういった方向づけで進めていていただきたいと思います。

じゃあ、次に移りたいと思います。

学校施設に関係するこの非構造部材の件に関しては、教育長の方から答弁がありました。結果的に今後9棟残っていると、耐震がですね、それに合わせてやっていくんだと、27年度には完了するということですが、先ほど終盤で言われました8月までに総点検をやっていくんだというふうに打ち出されてて、本市でもそれを取り組まなきゃいけない。その準備体制というのは大丈夫なんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

大震災以来、大変本市の学校でも災害に対して関心が高まっておりますので、防災マップ等も非常にきめ細かにできているようでございます。

ですから、一応文科省の方からも8月をめどに、夏休み期間を前後してですね、そういう点検をし、そしてまた報告をし、という手はずになっておりますので、23校、そういう危機意識は持って対応してくれるものと思っております。

○13番（小野広嗣君） 教育長、国の方ですよ、この東日本大震災を受けて学校の避難所としての強化対策ということで、去年も質疑をやっていますが、その際、去年の9月ですね、教育長答弁をされた中身は確認されましたか。積極的にもうこのことに関してはやっていくということですね。

その点検が終わっているのか終わっていないのかということの一つは聞いてるんですよ。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御案内のとおり学校がするものと、それから国が設置者がするものというのが、点検があるようでございます。

学校が点検する項目というのは、主なものは天井、それから照明器具、窓ガラス、外壁、内壁等々でございます。それから、学校設置者がするものというのものも、更にまた詳しく点検をなさいというこの文科省からの点検対策マニュアルというものがまいっておりますので、私どもはそれを各学校に流しまして、こういうところをきちんとやってくださいということはしております。

特に学校におきましてはですね、御案内のとおり学校の管理者というのは、建物等もさることながら、ブランコであるとか、それからロクボクであるとか、そういう遊具ですね、これも極端なことで言いますと自分で乗って、そして大丈夫かと、ボルトは外れてないかというところまで点検するというのが、これが学校長の責務でございまして、そういうものについても報告があったら、逐次遊具等についても私どもは修理もするところはするし、そしてまた、大掛かりにしなきゃならないところは、あるいはまた修理をし、そしてまた、しばらく使用できないというところにつきましては、立ち入り禁止の印をしたりなどして、対応をしておるところでございます。

ですから、今回特に学校におきましては、平成23年度に宇都中の体育を、それから平成24年度の早い時期に有明小学校の校舎の外壁のモルタル落下防止対策を実施しておりますので、必要に応じて、そういう報告があり次第取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 具体的にお聞きをしたいわけですが、まあ結構です。

耐震いわゆる構造物ではなくて、構造物のことはこれまでも言ってきてますし、そして推進されてるわけですので、いわゆる今回のように今教育長が述べられたような観点で、総点検がされるわけで、その結果対応策を練っていかなきゃいけない。

そこで、4月から文科省より、こうあるんですよ、「学校保健安全法の安全点検」と、だから

この中には、実は学校保健安全法第27条の安全点検の対象等は、各学校は定めるものであるが、非構造部材の点検の重要性にかんがみ各学校において、その実施に努めることという通達が出てくるんですね。それを受けて、今後しっかりやっていかなきゃいけないんだろうというふうに思いますが、こういった流れを受けて地方公共団体にも負担がかかりますので、やれやれって国が言われても、なかなか点検にも費用がかかる、点検した結果、取り組まなきゃ箇所が多くなってくると財政的に負担がかかると、どうしてくれるんだということで、いろいろ国の方ともやり取りがあって、うちの公明党の方でも緊急提言とか、国会質疑で3日前もやっていました。そういった流れの中で6月8日にですね、この財政支援の関係で文書が発布されてるんですが、その通知自体が教育長の方に届いてますか、6月8日付け。いわゆる「公立学校施設の非構造部材の点検に係る財政支援について」という文書です。6月8日付けです。

○教育長（坪田勝秀君） 私どもの方にもまいているようでございます。

[小野広嗣君「まいてますね」と呼ぶ]

○13番（小野広嗣君） であれば、そういった財政支援で国が動く。今の段階でもですよ、教育長、学校施設環境改善交付金、防災機能強化事業というのを始めたわけですね、これ基本的な地方自治体の財政負担というのは13.3%でいいんですよ。

こういった事業が、今先ほど教育長が言われた点検項目の中に全て網羅されてるんですね。こういった事業を使って2年間、24年度いくことが大事。これ年度途中でも使えるのかということに対して「使えます」となってるんです。Q&Aも出されてるんです。御存じですかね。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 通知は記憶してるんですが、Q&Aについては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 3点にわたってあるんですよ、いわゆる点検費用についてということで、みんな心配するんですよ。結局、点検はやった、点検はやって改善しなければいけない、それでも負担がかかりますけど、点検して改善もしなくてもよかったと、その時にも点検費用が出るのかという問題があるんですよ。当然それは心配しますよね、それも出ますと。

申請が年度途中であっても出せますというふうにあります。だから、しっかりそういったものを見て、年度途中でもできるわけですから、取り組んでいくという方向でお願いをしたいと思いますかどうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今御指摘のとおり、私ども学校からの報告を中心に考えておりますので、そしてまた、私どもができる施設係として点検できるところは積極的に点検をして、早めに早めにそういう補助金等の制度があれば、それを十分活用して安全に努めてまいりたいと。

それからもう一つ、特に今私どもが考えておりますのは、耐震補強工事の対象とならない建物、これも必要ではないかと。ここは安全だからといって対象外だったからとして、仮にそこに地元の方が避難されたと、ところが安全でなかったというような場合もないわけじゃありませんので、今後はそういう補強工事の対象とならなかった建造物についても可能な限り点検をし、そし

てまた、非構造部材の耐震化を考えていかなければならない時にきているのかなと、今思っています。とりあえずは今、必要な数値で示された耐震の必要な建物から非構造部材を含めて進めておりますが、その後また、そういう建物の点検、そして補修ということも出てくるのではないかと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今教育長がそういう答弁ですので、ぜひともですね、そういった方向で取り組んでいただきたいと、これも急を要する話だろうと思いますのでね、防災・減災という観点から見たときですね、要請をしておきたいと思います。

最後の項の通学路の安全対策について、市長の方からも御答弁をいただきました。

財政的な課題ということを上げられたと思います。当然であろうと思います。ただ、市がやれるべきことは、速やかにやれる対応をする。ただ、国や県あるいは警察署と連携をとってやらなきゃいけない問題等もありますが、そのこともしっかりですね、情報を入れながら、県や国にも要請すべきところは要請していくという流れで、行政はしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

そして、教育委員会が様々に年度当初より毎年点検をやっていると、しかしそれは、もうずっと以前からやっているわけですよ。そういった状況の中で、痛ましい事件があって、先ほど教育長が述べられたとおりであります。総点検をまたやっていかなければいけない。そういった時に、いわゆるこれまでもそうですが、教育委員会サイドから様々な学校から寄せられたもの、それを教育委員会が市長部局の方におつなぎする。建設課等のからみもかなり出てくると思うんですが、そういった流れの連携というのはしっかりとれてるんですかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本当に建設課長に申し訳ないぐらい、私どもはお願いもしております。当然御存じのとおり、財政の負担もあることでございますので、早急にはできないことは多かろうと思います。

ですから、私どもとサイドといたしましては、どちらかという先ほど申しましたように、教育委員の方々と一緒に立哨指導をしたり、あるいはスクールガードリーダーあるいはスクールガードのボランティアの方々にお願いをしたりして、ソフト面において可能な限り安全を確保しようと、こういうのが教育委員会のスタンスであります。

可能な限りは、建設課を中心とする関係課にもお願いをしてみたいと、このように考えております。

○13番（小野広嗣君） 点検の視点でいろいろと答弁をされているわけですが、現実にはですよ、この合併当初の4年間は別にして、第2期の4年間、今2年半が経過しているわけですが、この間にですよ、いわゆる通学路によるいわゆる子供たちの事故ですね、接触事故であるとか、転んだりしたけがであるとか、そういった状況をどういうふうにつかんでいるんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

平成22年度が交通事故に限らずですが、全部で8件ありますが、うち交通事故は6件でございます。

それから、平成23年度が9件ございますが、そのうち交通事故は5件でございます。幸いにして全治何か月という事故は一つか二つでございますが、あとは1週間か2週間で軽微な事故であったのをホッとしているところでございます。

今後とも撲滅に向けて指導をしてみたいと、このように考えております。

○13番（小野広嗣君） 死亡事故に至るといふか、そういったところに至っていないというのは少し安心しているわけですが、やはりこれだけの件数があると、そして今後も十分あり得るということ考えたときに、やはり手を打っていかなきゃいけない。

今教育長言われましたけど、こういった事故があった時ですね、そのことをやはり検証をし、警察だけじゃないですよ、教育委員会、学校サイドも含めて、その検証をして対策をして対応していかなきゃいけない。こういったものがこの一つ一つにおいて、この現場において、それを受けてなされているんですか。

○教育長（坪田勝秀君） 先ほどの答弁、1箇所ちょっと訂正しておきます。

私が先ほど事故件数で申し上げましたのは、通学路だけではございません。全て含めております。

今おっしゃるように通学路の場合は、通学路を決まった所ですね、事故が発生すれば、私どもといたしましては指定する通学路での事故と扱いをいたしますけれども、それ以外、管理外、例えば土曜日、日曜日というようなところで自分の校区外でたまたま事故に遭ったというようなこともあるわけでございますので、全てが私どもが対応できるということではならないかもしれませんが、可能な限り知らないところにいった時は気をつけなさいとか、あるいは交通の多い所にいったらこうしなさいというようなことは、特に低学年については、学校を通じて指導してはっておりますが、今後とも大事故につながらないように、私どもとしては精いっぱい学校を通じて指導をしてみたいとこのように考えております。

○13番（小野広嗣君） ちょっと昨日連絡をいただいて、ちょっと情報が入ったわけですが、ある中学校に限って4件ほど交通事故が起こっていると、大事には至っていないということがあります。

しかし、学校長がそのことに対して全く危機感を持ってないということが伝わってきてるみたいで、少し騒がしくなってきたのかなという気がするんですが、そういったことは聞こえてきてませんか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員から初めてお聞きした。学校教育課長のところにも報告はないようでございますので、その事故の程度につきましては、あともってお知らせください。厳しく指導したいと思っております。

○13番（小野広嗣君） じゃあ特定するわけにもいかんでしょうから、後ほどということにいたしますが。

例えば、これは私がいるところですが、例えば志布志中学校で何と言いますか、以前はですよ、あの時見坂、あそこは風の流れがよくて、涼しくてですね、景色もよかったですよ。ところが

今は途中から見えていたあの景色のよかった枇榔島さえ全く見ない状況。そして、奉仕作業等も年3回行われたりして、努力はされているのですが、やはり暗いということがあって、照明も今回一つ付いてますね。それでもなかなか暗いイメージが払拭できない。怖い場所でもあるというふうに言われています。

そして、何よりも落ち葉がいっぱい落ちてきて、そして、雨にぬれてると、そこで滑って転んでけがをしている人たちがいますよ、いっぱい。ここに対しての対応というのは全くとられていない、どうなのでしょう。

○教育長（坪田勝秀君） 時見坂は、あそこは本当に狭くて、木が覆いかぶさって暗い所だと認識しておりますが、保護者のボランティア作業等で行っていると聞いておりましたので、ちょっと油断しておりましたが、私は中学3年生ぐらいになればですね、そのぐらいのところは、今度は自分たちが放課後集まってきれいにしようじゃないかというぐらいの気構えというか、心がけというか、そういうことも小学生じゃないわけですから、あってもいいなど。

ですから、今度は学校長を通じてですね、担任と一緒に落葉掃きをして、そして通学路をきれいにしようじゃないかという運動も、君たちが使う通学路なんだからというような教育的配慮も必要ではないかと考えておりますので、また校長を通じて事情を聴取してみたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 教育的観点からそういった視点も大事であろうということは、十分理解しますが、当局がそのことを理解してないという視点を僕は言ってるんですよ、そこを教えてくださいよ。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私といたしましては、あそこが危険なことは、あそこの近くの住民の方からも聞いておりましたし、街灯も点いておりますので、まあ改善したのかなと思っておりましたが、今議員指摘のとおり、まだまだ不安な部分がある、不安定な部分があるということでございますので、この議会今日でも済みましたら、直接担当者と一緒に現地について点検してみたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 先ほど立哨のことを言われましたね、教育長を筆頭に立哨もされると、例えば、その時見坂の場合であれば、いわゆる下ってちょっと横の方、信号機がありますあの辺りには立たれてるんですよ。でも、時見坂の通学途中、カーブをしたりしてちょっと怖いかなという所、その途中には誰も立ってないんですよ。本当に怖いという人たちもいるんですね。大事なところが抜け落ちているんだなというふうにやっぱり思うんですね。そういったことも含めてですね、しっかりまた協議を重ねていていただきたいというふうに思います。

今回の様々な事件にかんがみて、文部科学大臣から緊急メッセージ、これが4月27日に出てますね。学校の通学路の安全に関するという観点、これを緊急に出された理由は、もう当然共通理解だろうというふうに思っています。

そういった中で各学校のですね、例えばPTAの要望事項、こういったものに対して教育委員会もしっかりつかみ、そして当局もそれを受け止めていくことは大事だろうと思うんですね。ま

あ国道、県道、例えばこの歩道にはみ出した樹木があったり、植栽、そういった関係からどうもいかんと、看板あるいは死角になっていくブロック塀、そして、そういった対策について、教育委員会サイドと先ほど建設課が出ましたが、やってくれているといえども、やはり要望はつきないわけで財政的な負担が伴うというところで、市長の方はなかなか進まないと言っていますからね。教育長の方はよくやっていると言っていますからね。ここが少し、ちょっと首をかしげたくなる答弁になっているのかなというふうな気がします。

この建設課に限らずですよ、様々な情報、我々もいろんな御相談を受けて様々な情報をもとに市長部局あるいは教育委員会にぶつけているわけですね。建設課だけと限らず、僕は教育委員会と市長部局の各課との日頃の連携というのはすごく大事だろうと思うんですが、建設課に限らずほかの課との連携というのはどうなんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

連携がされているかどうかということですが、私どもは私どもで動きをいたします。

そしてまた、建設課あるいはまた担当課の方といたしましても、それぞれ事情があるでしょうから、一概に私どもの要求だけを飲んでいただくというわけにもいかないところもあるでしょうから、やっぱり我々が先ほど申しますように、そうなる私どもができるところは立哨指導をしたり、あるいは通知・通達を出したり、管理職研修会等で十分周知徹底を図ったりという、そういうソフト面をまず可能なところからやるというのが実態でございますので、今後はそういう本日の議員の御質問もありましたので、今後また積極的に関係課にはお願いもしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど私の方で、なかなか進まないというふうに答弁いたしました内容につきましては、ハードの整備と、特に歩道の整備がですね、なかなか進まないということを申し上げたところでございます。

教育委員会の方から特にこの箇所については、整備してほしいと、危険だから整備してほしいという要望がありましたら、できる限りで、早い段階で対応をしているということでございます。

そしてまた、看板等につきまして支障がありましたら、設置者に対しまして指導をしていくというようなことを重ねているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市当局の方も積極的に可能な限りですね、対応をしていると。ただ道路等の整備、巨大なお金が掛かるという部分に関しては、少し時間をいただいているという理解でよろしいですね。

防犯灯だとか、カーブミラーだとか、飛び出し注意だとか、いろんなものをやっぱり点検をした後に設置しなければいけないですね、その時に前も1回教育委員会とありましたけれども、飛び出し注意の看板はどこが所管なのかという話をしていくと、結果的には学校ということでありました。たまたまその校区じゃない方が住んでたわけですね。じゃあどっちの学校が責任を持つのかと、その校区の学校なのかと、その人が住んでいるのはその校区ですから、通っているの

は離れた学校に行っていると。

その時に経過的にそういう話を教育委員会が通していただいて、通っている学校の先生がですね、校長先生が案を出されて、わざわざそういったものをつくられて設置をするというふうな運びにまでなったわけですね。そういったことは本当に有り難い話で温かいニュースだなと思ったわけですが。そういったやはりですね、安全対策を講じていく場合には、みんなの協力が必要である。そして、温かい視点で見ていかなきゃいけない。

そして、もっと一番大事なのは、我々大人の視点からみた安全対策も当然大事ですが、子供のいわゆる目線になって、子供の視点からみた安全対策、これが一番求められると思うんです。教育長その辺はどうでしょうかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

おっしゃるとおりですね、子供の目線で安全対策を講じるということは、大変大事なことであります。やはり子供目線ということは、やはり自分たち大人の上から目線というのではなかなか対応が、大人の身勝手になったりいたしますので、これは当然子供の目線で対応をしていくということも大事だと考えております。

○13番（小野広嗣君） 子供の目線に立って、通学路の安全対策について、しっかり守っていききたい、守っていただきたいと。

今回市民の安心・安全を守っていくんだという観点から6点ほど質問をさせていただきました。前向きな取り組みを要請して終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 多分午後からだろうと思って心構えができておりませんでした、あと10数分ありますので、私の質問に前向きな答えが出れば午前中に済むかなと思いますので、始めさせていただきますと思います。

それでは通告に基づきまして、空き家対策について質問をいたします。

空き家対策については、平成22年度から危険廃屋解体撤去補助金制度が始まり、今日までかなりの実績を上げていることは承知しておりますが、この制度はあくまでも持ち主の申請に基づき実施する事業であります。

解体をして撤去しようとする意思のある人にとっては、大変有り難い制度だと思います。しかしながら、私どもに寄せられる苦情や相談は、そのような意思のない人の住宅や敷地のことについてであります。時には、所有者の確認さえできない宅地もあつたりするわけです。

例えば、「今にも倒壊しそうな家が隣にあり危ないが何とかならないだろうか」、「隣の敷地に草木が生い茂り、蚊（か）などの害虫が発生して困っている。」あるいは「少年たちが、その空き家に入りをしたまり場になりはしないか。」また、「たばこなどで火事でも起きないか心配だ」、などいろいろな相談が寄せられております。

このような事態に対処するために、空き家に関する条例を制定して行政側から助言や指導、更

には勧告、命令までできるようにしている自治体が全国的に増えているようであります。

そこで、本市でもそのような制度を創設する考えはないかお尋ねをいたします。

2点目として空き家の利活用策について質問をいたします。

今述べました1点目の質問は、危険廃屋についてであります。空き家といっても危険廃屋ばかりではありません。空き家のうち居住可能な住宅は50%を超えているというデータもありますように、市内にも住むことのできる空き家もかなりあるのではないかと思います。そのような空き家を利活用できるよう、行政としてできることもあると思います。空き家バンクなる制度をつくって、不動産業者と連携し、賃貸や売買に結びつけているケースは全国にたくさんあるようです。

そこで、本市での空き家の利活用の現状はどうか、また今述べたような積極的な利活用ができるような制度を創設する考えはないかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、危険家屋についてのお尋ねでございます。

危険廃屋解体撤去事業につきましては、平成22年度から実施しまして3年目を迎えております。これまで79件が撤去済みで、現在30件が事業の実施中でございます。

本事業は、持ち主の廃屋撤去の意思に基づき申請がされ実施される事業で、市が廃屋を調査し、指導等を行うものではないところでございます。

お尋ねの行政側から危険廃屋解体撤去の助言、指導ができる制度の創設ということについてでございますが、市民等から危険廃屋に関する苦情が入った場合は、市が持ち主に適切な管理をしていただくよう相談に伺っております。

条例の制定については、県内自治体の動向を見ながら考えてまいりたいというふうに思います。

次に、空き家対策についてでございます。

空き家対策につきましては、市内の空き家の現状を把握する目的で、平成22年度に各自治会へ依頼しまして実態調査を行いました。調査後の空き家物件の確認作業及び利活用については行っていないところでございます。

しかしながら、先ほど御質問がありましたように、危険廃屋解体撤去事業を施行する際の基礎資料として、調査内容を活用したところでございます。

今後につきましては、市内の空き家情報を有効活用した空き家バンクの創設が考えられますが、空き家の利活用については、現在市内の不動産業者などが新聞の折り込み散らしを利用して、空き家情報を発信しておられます。

本市におきましても、先般志布志地区の宅建協会の方々とも情報交換を行いまして、空き家バンク制度についての説明と、今後の協力の要請もお願いしたところですが、個人の財産のため難しい問題もありますので、自治会の方々や空き家所有者の協力も得ながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、その他の利活用制度としまして、空き家の改修等の助成金制度などが考えられますが、

これにつきましても、近隣の自治体におきまして定住対策として、空き家改修等に対しまして、補助金制度を導入しているようでありますので、本市としまして、このような状況を把握しながら助成措置の在り方や定住につながる施策かどうかということの研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。
午後は1時から再開します。

○
午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（岩根賢二君） さすがに午前中では済みませんでしたので、先ほど市長から答弁がありました。そのことについて若干細かいことをお聞きしたいと思いますので、まず危険廃屋については、今まで79件実施をして、現在まだ30件を実施中であるということでしたが、これに費やした補助金の金額は幾らなのか。それと、これについては条例とかじゃなくて、補助事業の中の一つとしてあるようですけども、その中で該当をしない場合はこうこうこうですよということが書いてありますね。例えば、相続が完了していない物件だとか、仮登記や抵当権が設定されていると、住宅ではない倉庫、畜舎等。また、申請者が納税がちゃんとされていないと、そういう場合にはこの補助はできませんよということがうたってあるわけですけども、そのような件数が何件ぐらいあったものか。

以上についてお尋ねいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） これまでの事業の事業費補助金の額でございますが、平成22年度に32件で892万5,000円でございます。23年度が46件で1,183万6,000円と、24年度はただいま1件完了しておりまして、22万2,000円となっております。

それから、ちょっと後の質問の中の該当になかった件数については、ちょっと手持ちに資料がございませんので、後もって報告いたします。

○17番（岩根賢二君） 該当しなかった例については、あったことはあったんですかね、全くなかったのかな。その辺もお答えください。

それとこの補助制度は、25年3月末までということになっておりますが、このことについてはもう今年度で打ち切るということなのか。それとも状況を見ながら、また再延長するのか。その辺についての考えはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本事業につきましては、大分認知が高まってきているということで、今後もまた増えるんじゃないかなというふうに思っています。

そしてまた、現在社会資本整備総合交付金事業の対象事業ということになっておりますので、

今後も継続して考え、事業をしたいというふうを考えおります。

○建設課長（中迫哲郎君） 危険廃屋の解体事業の状況でございますが、22年度相談が76件ございまして、実施したのが先ほど申し上げました32件となったところでございます。23年度が91件相談がございまして、46件完了しております。

24年度は、ただいま市長から答弁がございましたとおり1件完了しまして、30件ほど実施中ということでございます。

その中で先ほども申し上げましたが、その中で具体的に相談があった件数と完了の件数の差が具体的に該当するかしなかったかということではございませんので、ちょっとそこは詳しくは比べてないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 危険廃屋解体については、順調に事業が進んでいるなという感じがしているわけですが、今後も続けていこうかなということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

それと、この質問の中で私が申し上げましたが、いろいろな相談があるわけですね。

隣の家の草木が生い茂って大変困っていると、あるいは隣の家は崩れそうで、もう怖いんだけど、何とかしてくれんどかい、というふうな相談というのは執行部の方にはきてないものですか、どうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 二、三件ですね、過去そういう相談がございました。その相談の中では、市長が答弁いたしたとおり、相談にこちらの方からですね、撤去をお願いというか、そういうお願いしますという相談には伺ってですね、二、三件、その当時撤去いただいた件数が合併後ございました。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 環境の観点から申し上げたいと思いますが、草木等が生えていると、土地の管理はどうなっているかと、草木等が生い茂っていると、どうにかならんかと、そういう相談がございます。

環境の観点から申し上げますと、去年は4件ほどございまして、年間数件ほどございます。そういう場合には、土地の管理者を調べましてこちらの方から連絡、文書等で連絡を申し上げまして、そして、特に市外の方については来ていただいてですね、処分をしていただくと。土地の管理につきましては、御自分の土地の管理はしていただきますよということを申し上げております。

その後、調査をいたしました関係では、取り払ってですね、完了しているという例は多ございます。

○17番（岩根賢二君） その都度相談をして、処理してもらっているということのようですが、それについては、特に何か法的な何かを根拠にしてやっているのか、それとも相談が来たから行くのよということなのか、それはどうなんですか。

○市民環境課長（竹之内宏史君） はい、環境の方で相談が来たものにつきましては、廃掃法、廃棄物の処理及び清掃に管理する法律がございまして、自分の土地は自分で管理をするという法的なあれがございまして、もちろん文書にもそういうことを明記いたしまして、処分をしてくださいと、周りが迷惑をしておりますということで、現地を確認してから土地の所有者、場所等を

調べましてから、そういうことで文書等を差し上げて来ていただいているというのが現状でございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 相談があった時の場合ですが、まず建築基準法10条で県の方がですね、除去の勧告をするということができるとはなっておりますが、とりあえず県の方にも相談はいたしまして、どうしたらいいのかということで相談いたしますが、これまでも県内でもですね、そういう実際その勧告をした実例がないというようなことでですね、こちらの方から家主さんの方にどうかしてもらえんでしょうかというようなことで、動議的な相談を行っているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 実はですね、このことに関しましては、昨年3月に同様の質問がありまして、今のようなやり取りがされてますよね。

その中で市長は、そのような例があると、例えば法的にですね、強制的に除却をしているという例がありますよということで、議員が指摘しましたら、そのような制度があるんだしたら、今後研究をさせていただきたいということを述べておられるわけです。

だけでも、今1年以上を経過して私が同じような質問をすれば、同じような答えしか返ってきてないと、県内の各自治体の状況を見ながら検討していきたいという先ほどの答弁でしたよね。

その段階はもう過ぎてるんじゃないですか。去年の3月に自分がどういう答えをしたか、今私が言ったような答弁をされたというのは、記憶をされてますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回そのような御質疑がございまして、私の方も先進事例等、またあるとすれば勉強しながらやっていきたいということのお答えをしたかと思えます。

現在鹿屋市の方で、そういったことの条例が制定されているようでございます。この条例が3月議会で制定され、4月1日から施行されているということでございますので、今後この条例に基づいて、鹿屋市の方で指導、勧告、命令、公表、そしてまた、実際に取り組みがこのような流れでされるというふうに思いますが、この条例の中で、代執行までは取り組んでいないというようなことであるようでございます。

そういう意味から、鹿屋の状況を見させていただきながら、私どもがこういった形でこのことについて取り組みをすればいいかお時間をいただければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 鹿屋の例を出されましたけれども、鹿屋の例を出すまでもなく、ほかの県でもですね、条例が制定されて、もっと進んでるんですよ。

最近の各新聞等を見ますと、全国でかなりの自治体が代執行まで踏み込んでいるという例があるようですよ。そのことは御存じでしたか。

○市長（本田修一君） いくらぐらいの自治体で、どのような自治体で進んでいるということについては、認識していなかったところでございますが、条例制定して、整備するとなれば当然最終的に代執行までしていかなければ、意味がなさないんじゃないかなというふうに思います。

しかし、代執行をするとなれば、相当また難しい、いろいろな面でハードルが高いところが出

てくるということであるかと思しますので、そのことも十分勉強させていただきまして、取り組みをさせていただければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 私が今言いたいのは、1年もかかってまだ研究をしてないのかな、勉強をしてないのかなと言いたいんですよ。今言ったようなことは、調べればすぐ分かりますよね。それで代執行がかなり難しいと、ハードルが高いと、それは先入観じゃないですか。

実はですね、新聞に出ていましたのでちょっと確認をしてみました。秋田県の大仙市、ここにいて私が調べた結果ではないですが、電話で確認しましたが、大仙市の条例はですね、ちょっと話が長くなりますけれども、こういう形で、ここですね、まず住民から苦情・相談がありました。それについては、執行部で実態を調査して、今度は深く立ち入り検査をします。立ち入り調査をしますね、これも全部条例に入れてありますね。

それで、立ち入り調査をした結果、いろいろ助言指導をしていくということですね。これに基づいて改善がなされなかった場合は、勧告をすると、ここですね、この勧告の次が大きく二つに分かれてくるんですね、勧告をしてああやっぱり悪かったなと、改善しなければなということについては、この補助金の制度、助成をするわけです。それにも従わなかったところについては、名前を公表して、公表しますね、ここの鹿屋の事例で言いますと、この公表まででしょう、公表から先ができてないんですよ、できないんですよ。それはハードルが高いと思ってるからしないわけです。

けれども、ここで命令をして、公表をした後命令をして、それにも従わなかった場合は、もう代執行をしますよと、これやってるんです。それで、代執行をした後に、その掛かった費用はその所有者に費用請求をするという、ここまでやっていると、やっているらしいですよ。

それで、ここの勧告の時点で7件勧告をして、そのうちの4件は改善してもらったと、というのは改善をすれば補助金も、こういう制度もありますよと、そこまで言って指導するわけですから、そういう効果はあると思うんですよ。それにも従わなかった場合は、もう代執行でやりますよと、強制的にやりますよと。それで代執行をして請求をして、請求のお金もちゃんと入りましたという結果が出ているそうです。

ですから、具体的に自治体の名前を申し上げましたけれども、うそだと思ったら大仙市に問い合わせをして、更に研究をしてみてくださいよ。

そこのこの条例の趣旨は、条例の趣旨はといいますか、これは私が申し上げるよりも市長に答えていただきたいと思いますが、この、そもそも危険廃屋解体に対する撤去に対する補助金の補助金を交付しますよという、その目的は何ですか、そもそもの目的は。

○市長（本田修一君） 危険廃屋の解体につきましては、住民の方々の安心・安全な生活を保つために、そしてまた、衛生的にきれいな環境のまちをつくるために、私どもはこのことについては取り組みをしたところでございます。

ただいまお話がありましたように、強制執行、代執行につきましては、かなりハードルが高いんじゃないかということについては、本当にほかの公共事業から見た時に手続き等に、そしてま

た事前の交渉等に受難しているということをしているから、強制代執行につきましては、かなりハードルが高いというようなふうになっているところでございます。

今お話がありましたように、秋田の方でそういったことで、条例が制定され、代執行までスムーズに事業が進展していっているということであるとすれば、ぜひ勉強させていただきたいというふうに思ったところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今市長が言われたように、やはり景観が悪いから、それを改めると。それと安心・安全な市民の住環境の整備をするということが、この補助金制度の目的ですよ。

ところが、私が質問をしているのは、それがなかなか実行されないと、所有者がそれに対して動いてくれないといった時に、じゃあどうするかというのを今日は質問しているわけです。ですから、今みたいな制度を十分研究していただいて、これは1年前に23年3月にですね、そういう提案もされているわけですから、1年もかかって何も進んでないということは、私は市長の我々議員の一般質問に対しての姿勢というか、その場の答弁が終わればそれでいいということを表してるんじゃないですか、私はそう感じますけど。そういうことのないように、真剣に本当に取り組んでくださいよ。そのことについて、もう一遍答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身議会におきまして、様々な御質疑を賜り、そして要望等も賜るわけでございます。そのことにつきまして、その時その時に適切な回答ということを中心にかけているところでございます。勉強して取り組みをしていきたいということについても、自分自身はその時には、そのつもりで回答をしているところでございます。

その後、議会が終わりまして、改めて私の方の答弁がどのようなものだったかということについては、それぞれの担当でまとめて、そのことについて、そのことについて次の議会あたりにも回答をしなければならないものについては、回答の準備をします。そしてまた、事業として取り組まなければならないものについては、そのようなものについて予算付けの措置を考えるということも命じているところでございます。そのようなことが、今回御指摘のとおり、以前と比較しても進んでいなかったということについては、誠に申し訳なく思ったところでございます。

今後は更に徹底いたしまして、責任ある回答をするわけでございますので、その責任に基づいてしっかりと今後裏付けができるような内部体制を改めて構築してまいりたいというふうに思います。どうぞ御理解ください。

○17番（岩根賢二君） その点はよろしく願いをしますよ。

それと昨年3月ですね、一般質問の時に空き家再生等推進事業が国の制度としてあるということで、それについては、平成21年5月に制定をされて5年間の計画ということで、国の制度ですよ。25年度までこの制度がありますと、その中身については、除却タイプというのがありまして、除却というのは、その家を取り壊して処分をするということだと思いますが、そのことについては国と市が半分ずつを負担してやりますよと、しかもこの事業を進めるに当たって、所有者が分からないと、だいげんとか分からんというふうな場合でも、その所有者を特定するための費

用まで出しますよということやうたった制度があるということで、そのことを知っていますかと尋ねましたら、市長も建設課もいや知りませんでしたと、初めて聞きましたと答弁されています。じゃあその後、この制度について、どういう研究をして勉強をして、どういうことにしようということになったのか、そのことについてもう一遍聞かせてください。

○建設課長（中迫哲郎君） 当時空き家再生等推進事業ということで、小野議員の方から御質問がありまして、それ以後ちょっと調べてはみたんですけど、なかなか本市の状況とですね、そぐわないような感じは受けたところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、この件についてもまだ私自身に報告は届いてないところでした。

○17番（岩根賢二君） 課長にあんまり質問したくないんですけど、どういう点がそぐわないと思われたんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） さっき議員の方からもありましたが、国の補助と市で撤去をするその後のですね、問題とかですね、土地がどうなるのかとか、そういうのがありまして所有者ですね、そういうのをどうするのかというようなことで、例えばこの事業だったと思いますけど、長崎の方でもやっているというようなことでありますけど、そこは撤去したやつをそのまま市の財産に受け入れるというようなことがあったりですね、そういうのをちょっと見ながら今の時点ですね、そこまでできるかなということは感じたところでした。

○17番（岩根賢二君） 多少なりとも勉強はされているとは思ったんですが、そのことについて建設課だけで結論が出る問題じゃないでしょう。どうですかその点について、じゃあほかの課と何か協議をしたということはあるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 本当に申し訳ないと思います。私の方で本当は市長の方に、先ほど市長からもありましてとおり、市長の方に相談して、市長の方から指示をいただくべきだったと反省しているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 23年のこの話をすればですね、結局その土地を例えば市のものにした時に、後の活用についてはどうするかといったことまで話がおよんでくると思うんですよね。そこら辺も含めて、例えば企画政策課とか財務課とか、やっぱりいろいろそこまでそぐわないからもうしないということの結論で、そこまで話は行ってないんだらうと思うんですが、こういう可能性もありますけど、どうでしょうかということの相談はやっぱりしておくべきだったんじゃないかと思えますよね。

それで、先ほど建設課長は建築基準法の10条に基づいて、そういう制度があるけれども、なかなか本市では難しいという話がありましたけれども、この大仙市の係の方に聞いてみれば、この建築基準法の10条があるから私たちはできるんですよって、おっしゃるんですよね。ですから、そのことも含めて再度検討をしていただいて、所有者が改善をしないということについては、行政側から何が働き掛ける制度をやはり条例化をしてですね、実行に移していただきたいと思いますが、先ほどから市長も今後十分研究をしたいとおっしゃいますけれども、じゃあいつまでにそ

の結論をだされるおつもりか、そのことについてはどうですか。

○市長（本田修一君） 今日改めて前回の御質疑に対して、私どもが対応ができていなかったことについて、御指摘がございましたので、今回はきちっと担当の方に勉強するように直ちに命じて、早いうちにこのことについては、方向性を見いだしたいというふうに思います。

先ほど代執行の話があったところですが、実際本当に撤去したいという家屋、危険廃屋というのは、私どもも何箇所か把握をしているところでございます。それを実際に代執行するとすれば、非常に高いハードルがあるなということ、その頭だけがございまして、前に進んでなかったということでございますので、積極的にこの秋田の事例を勉強させてもらいたいと思います。

○17番（岩根賢二君） できるだけ早いうちというのはいつなんですか。もう私たちが早いうちにとえば、もう二、三か月でもできるのかなと思うんですよ。

そのことについて真剣に、例えば年度内にはとか、そういう答えがほしいですがね。

○市長（本田修一君） その条例自体につきまして、まだ全然認識しておりませんので、内容がどういったものかというものを私自身も十分知り、認知しまして、その上で議会に御提案できる内容に努めなければならないかというふうに思います。

そのようなことから、今のこの段階ではいつまでということについては、お話、言明できないところでございますが、できれば年度内にはこのようなことにつきましては、まとめをしたいなというふうには思ったところでございます。

○17番（岩根賢二君） そういうふう年限といいますか、区切ることによって市長もやっぱり力が入るでしょう。その線でやってください。

それでは2点目の利活用のことについて、お尋ねいたしますけれども、市長の答弁では市内の業者が発信をしているので、特にまた個人の財産でもあるので、市としてはあまりタッチをしていないということでしたが、改修リフォームについては助成金もありますよね。そういう中で、この空き家対策というのをまちづくりの一環として考えるという考え方もあるわけですね。ただ、空き家だからもう潰せばいいということではないわけです。

そこでちょっとお尋ねいたしますけれども、これは前回も似たような質疑があって答弁もされておりますが、その後状況も変わったと思いますので、市内に空き家がどれぐらいの数があって、その中でまだ居住ができると、住まうことができるなという住宅がどれぐらいか。また、ちょっと手を加えたらまだ居住できるなど、あるいはもう全くこれはもう駄目だと、撤去しか方法はないなど。そういう分け方があるとすれば、その空き家の状況はどのような状況であるのか、お示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成22年に実施した調査でございますが、地域活性化や防災のための基礎資料としまして、市内の現状把握するために実態調査を行ったところでございます。

団地を除く市内351の自治会に対しまして、調査を行って回答をいただきました。自治会が258自治会で回答率73.5%でした。その中で空き家住居の合計は785棟で、そのうち居住可能な住居が

298棟、改築をすれば居住できると思われるものが130棟、居住できないと思われるものが254棟、判断ができなかったものが103棟でございました。

○17番（岩根賢二君） 22年度に調査をしたということでしたが、23年度はしてないんですね。

これは、それこそ昨年3月の一般質問に対する答えと一緒になんですよね。その後、何も問題はなかったから調査もしてないかなとは思いますが、じゃあ空き家率というのは、市内ではどのぐらいのもんですか。空き家率、全住宅に占める空き家の率というのはどのぐらいですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 空き家率、ちょっとここに手元に数値を持ち合わせていませんが、確か住宅マスタープランの中で多分あったと思いますので、その数値を今ちょっと調べて報告いたします。

○17番（岩根賢二君） 質問が質問ですので、それぐらいの数字は把握をして出席してほしいと思いますが。

この先ほどのですね、空き家再生事業の中にも除却するだけじゃなくて、それこそ再生して、再利用してということについての補助制度もあるわけですね。ですから、併せてそのことも研究をしていただきたいと思いますが、これについては空き家を再利用することによって、例えば今市で進めているIターン・Uターン・Jターンというのがありますよね。そういった事業の推進にも役立つのではないかなと思っておりますが、例えばそういう空き家についての相談というのは、市の方にはないものかどうか、そのことについてはどうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 確か昨年の震災におきましては、空き家を相談というのか、移転というのか、仮住まいみたいなですね、そういう仮住居ということで調査をして、確か7か所ぐらいですね、申し出は受けたところでございます。空き家として住まえる住宅をですね。

○17番（岩根賢二君） その結果、その利活用ができたということですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 例えば被災地の方から仮住居ですね、戻ってこられた避難される方が住みたいという希望があったらですね、今住める状態にはあるというようなことですね、空き家ということで紹介はしたところですが、具体的に中に入ってもらったという事例はなかったところでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長の答弁の中にも空き家バンクという言葉が出てきましたけれども、そのことについては、ちょっと検討してみようかなということはないんですか。

○市長（本田修一君） 空き家バンクにつきましては、地区の宅建協会の方々との情報公開の場で説明等、そしてまた今後の協力もお願いしたいというようなことのお話で、個人の財産のために厳しい問題というようなことであったようでございます。

空き家バンクというものを立ち上げるというのは、そんなに難しいことではないかなと思いますが、市としましては、市内の業者の方々に、その後についての契約についての説明をしてもらうということに直接的にはなろうかというふうに思いますので、業者の方々の御意見を承った感じでは、そのようなものというものについては、さほど必要性というのは考えておられなかったようであるということでございます。

○17番（岩根賢二君） 業者の方は、そういう必要性はあまり感じてないということみたいですが、私らの立場から言えば、例えば住宅を探している人はあるんですよね、相談があるんです。

「市営住宅は空いちよらんどかい」と、ところが今現在は松山町に何軒かありますけれども、有明、志布志町内にはほとんど市営住宅というのは空きがないということで、「じゃあどっか誰か今は住んじょらんようなしが貸せっくいやんどかいな」というふうな話もあるわけですよね。そういったのを私らが個人的にそういう仲介をするということもそれはできないことはないですけども、市がそういうことの相談の窓口になって、もちろん市が直接契約するというわけではないですけども、不動産業者の方と連携を取って、そういうことはできるんじゃないですか。

そういうことで、これはインターネットで調べた範囲ですけども、南九州市では空き家の情報が17件掲載がしてありまして、そのうち交渉が成立したというのが8件、交渉中が1件ということで出てました。ですから、そういう空き家については、先ほど調べた結果が500、居住可能な住宅が298軒、改築すれば可能であるというのが130軒、400軒余りの家が住まいができるというふうなことですよね。そういう情報を市が持ってて、それを不動産業者の方と連携をして、そういうことに結びつけるということができれば、非常に市内に住む人口もまた増えてくるんじゃないかなと思うんですがいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県内のほかの地域でも、このことについては取り組みをされているということで担当の方でも調べているようでございます。それを見たときに、22年に4月に開設して、24年6月現在でそのような情報が役立って、利用が進んだという事例が出されているようでございますので、このことにつきまして、これからまた業者の方々の協力も全面的に必要ということになりますので、業者の方々とも相談しながら取り組みを開始してまいりたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 取り組みを開始するということでございますので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、この先ほど私がこれで説明しましたこの補助金を出して利活用ということがありましたよね。この補助金の中には、例えば島根県の松江市で出している条例の中には、この除却だけではなくて、その時点の改装・改築まで補助金を出すということの制度でもあるようです。松江市の場合では、住宅を解体するのがこの条例の目的ではないと、そういう居住可能な住宅を少しでも増やして人口増につなげたいというふうな話もされておりました。

ですから、条例制定については、除却の方だけではなくて、そちらの利活用についても内容を深く組み込んでいただいでですね、そういう形にしてもらいたいと思いますが、今の考え方について市長はどうですか。

○市長（本田修一君） 先ほど調査の結果の数字をお話したところでございますが、空き家住宅が758、そしてまた、居住可能が298、改築すれば130ということで、たくさん数があるということではありますが、ただ所有者の方がこれは実際どう考えているかというのは、また別問題ではないかなというふうに思ったところでございます。当然、今新しく入られる場合にはお話がありましたように、改築・改修等を手を入れながら新しい住まいとして供さなければならない家が多い

んじゃないかなというふうに思いますので、そのことも十分検討を加えながら、先ほども言いましたこのバンクについても考えてまいりたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 今市長がおっしゃいましたように、その所有者がどのような意向かということも確認をしなければいけないんですよね。そのことについても、去年の3月の定例会で指摘をされているんですよ。ですから、もう何遍も言いますけれども、この一般質問に対する答弁については、本当に真摯に取り組んでいただきたいと思います。

それで、この利活用策についても1点目の条例化と併せて内容を含んで、今年度内にという答えもありましたので、そのように市長のさらなる決意をお聞きしたいと思いますが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

危険廃屋につきましても、またこの空き家の対策につきましても、居住環境をどうするべきか。そしてまた、安心・安全なまちにどうすればいいかということが大きな土台になっているんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

そしてまた、同時に定住化ということを考えて時に、私どもが今進めようとしている定住化のためのプランについて、まだまだ手を加えなければならないと。そしてまた、手を加えれば、今お話があったような面からも対応していけば可能かなというふうには思ったところでございますので、先ほども言いましたように年度内にはこのことにつきましては、方向性を出していきたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） もう1点再確認をさせてください。

今の条例化についてはそういうふうに答えを言ってくださいましたけれども、この国の事業の空き家再生等推進事業ですね、このことについても、これは事業年度が平成25年度までとなっておりますので、できれば早い時期にですね、もう来年度までしかないわけですから、そのことについても早急に結論と言いますか、ちょっとやってみようかなという気持ちで取り組んでくださいよ。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国・県のただいまの事業の進捗率というものを相談をしながら、私どものまちでも対応できるものは対応してまいりたいと考えています。

[岩根賢二君「終わります」と呼ぶ]

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほどの空き家率の件でございますが、私がマスタープランであったということでちょっと答弁いたしましたんですが、詳しく調べたところ、ちょっとマスタープランの方には調査はしてないということでしたので、申し訳ございません。

ただ、先ほど市長が答弁いたしました企画が調べました785棟の空き家に対しまして、税務課で調べている課税物件が3万3,000棟ぐらいございますので、それで割りますと2.4%ということになりますが、ただこれはちょっと倉庫とかそういうのも含まれた数値でありますので、正確にはですね、出てないところでございます。申し訳ございません。

○議長（上村 環君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで、2時まで休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

○3番（西江園 明君） では通告に従いまして、一般質問をしてみたいと思います。

私たち議員に与えられている一般質問の時間は1時間です。年に4回しかありませんから、多くても4時間しかありません。その貴重な時間で、市民から負託された議員として、市長に質問し、その結果をまた市民に報告しなければなりません。

先ほど同僚議員から、今回は情報基盤のことはしないのかというふうに言われましたけれども、今までほとんどこの事業に時間を費やしてまいりまして、質問したいことがたまってしまっていて、負託された市民には申し訳なく思うところでございます。

今回は、まちづくりについて質問をしてみたいと思います。通告書の1番目から4番までは、まちづくりという大きな観点から質問をいたします。テレビのテロップの関係から、大きなまちづくりという項目は削除しましたが、関連がありますので御了承ください。

さっそく質問に入りますが、市長は施政方針の中でも多くの日本一を掲げています。

このまず7ページに、日本一づくりの取り組みとして、「市民一人一人がこのまちが好き、住んで良かったと実感することができ、自分の住んでいるまちに誇りの持てる地域づくりを推進していくことが必要であります。」というふうに書いてあります。市民一人一人が実感できることは、行政の行動であります。すなわち、市長あなたの政策です。それが目に見えて実感しなければなりません。書いてあります。すなわち受け皿です。今議会の初日に全協の中に、志布志観光振興計画というパンフをいただきましたが、この中にも志布志市の現状が書いてありますが、市長の目指す入り込み客100万人は何をもって100万人というのか、まずお伺いします。

○市長（本田修一君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

入り込み客100万人というものの根拠についてのお尋ねでございます。

観光入り込み客につきましては、県へ報告しております月別・観光地点別入り込み客延べ人数をもって実績としており、それによりますと、平成21年度79万284人、平成22年度56万6,627人。そして23年度が75万4,059人となっているところであります。特に22年度が大きく落ち込んでいるのは、口でい疫発生の影響によるものです。

昨年度策定しました志布志市観光振興計画では、基本目標を「志民による歓交まちづくり～おもてなし日本一を目指して～」とし、観光振興計画を推進する上での最終目標数値として観光入り込み客数100万人、宿泊観光客数8万4,000人なども定めたところであります。

基本目標のもとに五つの基本方針を定め、更に基本施策アクションプランを掲げております。

また、これらを担う実施主体として、市民団体、観光特産品協会、観光関連事業者、行政であり、それぞれが自分たちの役割を果たすことで互いに連携した観光まちづくりに取り組み、入り込み客100万人を目指すものであります。

○3番（西江園 明君） 今るる述べられましたが、人を呼ぶには受け入れ態勢の充実がまず先だと思えます。市長が施政方針でも、訪れたいまち、住んでみたいまちを目標にすると述べています。それだったら今るる述べられました。それなりのPRをすべきと思うのですが、その姿勢がなかなか見えないのは私だけでしょうか。今ある施設を生かし、利用し、その結果お訪れたいまち、住んでみたいまちと思えるまちづくりをすべきと考えます。

そこで、まず鉄道記念公園を整備するつもりはないか伺います。

市長は、以前私の一般質問で、志布志市の玄関はどこかとたざしたところ、志布志町であると答えられました。私もそう思います。船、バス、鉄道など交通手段の起点は志布志町の駅付近だと思います。ただ、今は降りて乗り換えて、ごみと騒音を残して通過する人がほとんどです。この振興計画の中にも4ページですね、「観光客がほかの観光施設と観光資源へ立ち寄ることが少ないことも課題となっています」というふうに書いてあります。立ち止まって見ようとする魅力がないからだと思えます。そこにも書いてあるとおりです。

以前は、志布志町には国鉄の基地がありました。人口も増え、小学校が新設されるぐらいのにぎわいを見せましたが、時代のすう勢で今の姿になりました。

しかし、たくさんのOBの皆さんや鉄道ファンがおります。JRを利用した旅行など数多く計画されているようです。なかには南国この志布志から北海道まで列車を乗り継いで旅行する鉄道ファンもいらっしゃいます。先週でしたか、テレビの珍百景という番組で、鹿児島県の湧水町だったと思えます。にある、お菓子屋さんが大の鉄道ファンで、商売そっちのけでいろんな記念品というか、記録をお店に飾ってそれをお客さんに説明する様子が珍百景、珍しい光景として紹介をされ、その週の見事チャンピオンになっていました。根強い鉄道ファンが多いということに改めて意識させられながらテレビを観ていたところでした。

このような状況の中で、志布志市の場合、現在アピアの隣に鉄道記念として機関車とディーゼルカーが展示してあります。しかし、屋根だけで横の壁がありませんから、傷みがひどく、OBの人たちによる維持管理も厳しい状況です。

今の姿を今の状況をです、市長はどのように感じますか、まず伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鉄道記念公園につきましては、本市におきまして地域の方々が地域の歴史を非常に誇りにしておられる中での貴重な誇れる施設というふうに思うところでございます。

本市には、旧志布志町時代に、この国鉄時代に機関区が置かれていた。そして、その関係者の方がたくさんおられたということに誇りにしておられます。そして、そのことを現在こうして鉄道記念公園として残していただきまして、また観光の名所にもなっているところでございます。

そのような景観につきましては、施設の維持につきましては、鉄道を愛してやまれない旧国鉄〇

Bの方々、JR OBの方々がSL保存会として保存に努めていただいているところでございます。

私自身もその方々に度々呼びをいただきまして、様々な作業、そして記念事業をされる時には御案内をいただいているところでございます。その方々の熱い思いというのは、本当に有り難く受け止めておりまして、その方々とともにこの公園の維持については努めてまいりたいというふうに常々考えているところでございます。

○3番(西江園 明君) 先日志布志市の付近にあります鉄道記念公園を見学にいつてきました。それぞれ列車や、いろんな信号機などが飾ってあり受け付けというか人を配置してあるのは、この付近では鹿屋と吾平だけでしたが、展示してある列車は断然志布志市がもう立派でした。SLの機関車と自動車すなわちディーゼルカーですが、このディーゼルカーはおそらく展示してあるのは、日本全国の中でも志布志の1台だけだろうと言われるぐらい貴重なものと言われていますが、こういうことを聞くと失礼かも知れませんが、市長はどういうところが貴重かということは御存じですかね、まずお聞きします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

このディーゼルカーにつきましては、昭和37年新潟鉄工所で製作されたものだということでございます。ディーゼルカーはエンジンを2基搭載し、勾配に強い気動車で、最高速度は95km、定員が88名と、主に山岳線のローカル線普通列車として活躍していたそうでございます。鹿児島県においては、主に旧国鉄山野線やJ A肥薩線で活躍し、同型機が日南線で活躍したところであります。キハ52形車両は、JR鹿児島運転所で活躍し、廃車後志布志市で展示することになりました。

現在では、千葉県のいすみ鉄道で1両が観光用として稼動しているのみで、保存車につきましても志布志市以外は岡山県津山市に1両保存されているということで、誠に貴重なディーゼルカーだというふうに認識しております。

○3番(西江園 明君) さすが市長、よく調べていただきました。確かに、こういう形は多いんですけども、エンジンが2基、結局前も後ろも運転席があって、エンジンが2基というのは、今市長の答弁でありました津山市にもあるようですが、外見は似たようなものですけども、さっきも言いました鹿屋、吾平にも飾ってありましたけれども、志布志市の展示は先ほども言いました屋根だけですから、まして海岸に近いですから、傷みも早くひどいです。OBの皆さんによる掃除や塗装により今の形を維持していますが、皆さん市長も言われましたように、高齢になり作業が厳しい状況です。ディーゼルカー、今市長が言われましたディーゼルカーだと一昨年でしたか、昨年でしたかね、一応応急的な補修は行いましたが、確実に腐食が見られます。

歴史的にも、ここは国鉄の一大基地でもあります。もっと人を呼べる充実した施設として更に整備する気持ちはないか伺います。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

旧国鉄が廃止になった地域につきましては、それぞれの地域でそれなりの鉄道記念公園、あるいは鉄道記念館というものを設置されているようでございます。それらの地域で当時使われてい

たSLないしディーゼルカーの展示、保存につきましては、たいていの所が屋根を被せているぐ
らいの施設になっているようでございまして、多くのものが無蓋と雨ざらしになっているという
ような状況であるようでございます。

そのような意味から本市では、屋根を被せまして、平成20年ないしは23年、そしてまた21年に
も塗装等の修理を行って、保全については一生懸命取り組んでいるということでございます。

壁を設置するとなると、かなり強固な壁を設置したり、そしてまた景観が保たれるようなもの
にしなければならないということでございますので、そのことについては、今現在は考えてない
ところでございます。

○3番(西江園 明君) ものが大きいだけに今は屋根だけで、景観を考えてということで、今
は考えてないということでございますが、市長の地元であります有明の伊崎田駅ですかね、あそ
こには志布志線の最終列車の前面に飾ります記念のマークが飾ってあるというか、投げてあると
いうような状態でした。これだって最終列車ですから、1個しかないんですよ。これは鹿屋には
正々堂々と展示、大隅線の最終列車というふうに鹿屋の場合は市役所の横の記念館に展示してあ
りました。志布志は投げてある状況でしたけれども、これらを一堂に集めて人を呼べる施設とし
て整備すべきではないかと提案しているところです。

薩摩半島では、新幹線効果でしょうか、指宿方面もすごく観光客が増えて伸びております。肥
薩線ですね、肥薩線だって観光客が確実に増えているようですが、市長はこの肥薩線の吉松駅か
ら人吉駅の観光列車というか、普通のJRですけど乗ったことありますか。

○市長(本田修一君) それには乗ったことはございません。

○3番(西江園 明君) はい、ここは小さなほんの木造の駅です。その小さな駅一つ一つが観
光地になっているのです。

だから、列車の停車時間も一つの駅で10分以上と非常に長く、乗客は列車から降りて古い木造
の駅舎を見学したり、ある駅ではSLが飾ってありまして、そこで機関車に乗って記念写真を撮
ったりして全ての駅が観光化されていまして、御存じのとおり吉松の一つ手前の嘉例川の駅弁は
有名です。九州1位を二、三年連続でしたかね、1位ということで。これらをうまく利用して町
を一変させたのが人吉市です。駅前に大きなからくり時計をつくり、まちの中に点在していた古
い焼酎をつくるお店や、味噌・醤油を製造する店を「蔵」と銘打って蔵巡りと称しまして、今た
くさんの観光客が訪れています。まだまだまちづくりの途中ですが、一度は訪れたいまちに変貌
しつつあります。

先月でしたですかね、月曜日にあります。鶴瓶の「家族に乾杯」という番組でもここあったみ
たいですけども、この人吉だってまず駅前からのスタートでした。志布志だってPRできる素
材はあるんですよ。指宿線だって本土最南端の駅として表示してあり、それを売りにしている駅
もあります、無人駅ですけども。志布志駅だって同じです。最終駅としてテレビのドラマにも
なったぐらいです。もっと鉄道記念を公園として充実して整備し、この道路沿いには御存じのと
おり焼酎会社、ちりめん工場、製麺工場、そしてかまぼこをつくっている会社が一同に広い道路

沿いに並んでいます。一大直販店の観光ルートです。これらの商業活性化のために目玉として、鉄道記念の整備は考えられませんか。先ほどの答弁と同じですか、再度市長の声をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど議員お示しなされました観光振興計画の中でも、市内で主な地区についてゾーンとして指定して、今後観光振興計画を事業化していこうというふうに考えているところでございます。

その中で、当然歴史のある街部についても、そのようなことの取り組みをすることでございますが、そのスタートについては、やはり志布志の駅ということでございますので、志布志の駅について、今年度計画を定めまして、来年度駅舎の改築に取り組もうというふうに考えているところでございます。

本市の観光振興にふさわしい施設にしていきたいと思いますというふうに考えます。当然その駅舎の整備ができました後には、今お話になられましたルートにつきまして、観光ルートとして更に民間の方々に協力いただきながら整備を進めてまいりたいと、そしてまた更に港に続くエリアにつながっていくというふうには思っているところでございます。

今お話にいただきました分も含めまして、今後の振興計画の中の実施計画の中で考えさせていただければというふうに思うところでございます。

○3番（西江園 明君） 期待をいたします。

この計画の中にも「観光資源の掘り起こしや資源の有効活用を行い、観光客の立ち寄りを促す拠点づくりを仕掛けにより、観光客の滞在時間の増加や回遊性の向上を図る必要があります」というふうに書いてございます。4ページの上ですね。ですから、こういう今ある施設、資源を生かして、今市長がおっしゃった意気込みで実現に向けていただきたいと思います。

市長も早い時期に、先ほど言いましたぜひ肥薩線を利用してみてください。えっ、これで観光客が呼べるのと思いますよ、別に休みの時間じゃなくて公務でいいんですよ。嘉例川駅から吉松から乗って人吉駅で降りて、公用車を人吉駅に迎えにきてもらえばいいんですよ。

鉄道で観光客が呼べるのが理解できると思います。この件につきましては、市長にもあちこち見てもらいましてから、また改めてお尋ねしたいと思います。

次にいきます。

以前もまちづくりの一環として、志布志支所前の上町商店街でポケットパークをできないかと一般質問をしたことがあります。志布志市の分割法人税の割合も聞きました。圧倒的に志布志町が多いのに、商工関係の予算は少ないと思うと答弁がありました。

しかし、先ほど同僚議員の1年前の話じゃないですけども、私はそれ以前だったんですけども、その後計画された様子もありません。

そこで、再度提案するものですが、支所の隣に大慈寺という有名なお寺があります。この観光振興計画の中の3ページの方にも志布志市の概要の中にも大きくうたってあります。ここには全国から観光バスが、3ページの上の方ですよ、全国から観光バスでお客さんが見えますが、年間

を通すとかなりの観光客と思いますが、ここでネックなのが、このようなお寺巡りツアーのお客さんは高齢者が多いんです。すなわち足が弱い人が多いのです。しかし、御存じのとおり駐車場、バスの駐車場はありませんから、どこかに停めてあとは歩いてゆかねばなりません。運よく駐車場が空いていて一番近くといっても志布志支所の駐車場です。天候まで悪かったら最悪です。

市長が施政方針の中でも、37ページですけど、「市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高め、訪れてよかったまち、再び訪れたいまちとして印象づけ、志あふれるおもてなし日本一のまちを全国に発信してまいります」と大きくうたっています。

せめて観光バスが入れるようなポケットパークをつくり、観光客を誘致すべきと思います。そして3月議会でも提案されましたここで「茶いっぺ」ですよ、茶1杯のおもてなしです。この振興計画の市長の見出しが、「おもてなし日本一のまちづくり」ですよ、書いてあります。ここでそういうおもてなしをして、志布志ブランドのPRにもなるでしょう。ですから、外から呼ぶのであれば、来てもらうのであれば、それなりの受け入れ態勢がなければなりません。市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

商工業の振興、特に上町通りの振興につきましては、これまでも様々な形で皆さんから御提言、御指導いただいているところでございます。

御質問の大慈寺周辺につきましては、歴史的資源が点在しまして、一般の観光客に加え、JTBツアーなどにより、大型バスなどで多数の観光客が訪れているところであります。

しかしながら、現状では駐車スペースがなく、NTT横に路上駐車したり、また休憩スペースもないことから、トイレ利用も含めて観光客の皆様にご不便をおかけしているところであります。

このような状況を踏まえ、観光振興計画においても、おもてなしの観光基盤の整備としまして、まちあるきを意識した休憩所や駐車場の確保など、環境整備を推進する計画であります。

ただ、商店街区における環境整備につきましては、土地の確保に加え、地元の理解や財源の確保など厳しいものがありますが、観光客の増加には周辺の飲食店利用を始め、観光振興や特産品の振興にもつながりますので、地域の関係者の皆様方と協議をしながら、今後観光振興計画に基づく取り組みをしてまいりたいと考えております。

○3番（西江園 明君） 市長、何かがつくった答弁書か分かりませんが、財源という言葉を使ったらですよ、何もできんとですよ。それだったらこういうことを書かんでくださいよ。この表紙に日本一のおもてなしとか、ここにもちゃんと3ページの上にダグリ岬遊園地をはじめ、江戸時代にはうんぬん言っせえ、書いてあるじゃないですか。書くんだったらそれなりの、財源という言葉を使えばですよ、何でも逃げ口になるんですよ。ですから、もうちょっと市長の声ですすよ答弁をお願いします。

観光バスがきた時だって、今市長がおっしゃいました不便をかけていると、だから駐車場や休憩所や駐車場が必要なのは分かるけれども、財源がうんぬんちゅっせ、それだったら何も前進まないですよ。せめて観光バスが来た時だけでもですよ、そういうスペースがあれば、さっき言

った茶いっぺ、おもてなしもできんということですよ。お茶でも海産物屋でもお店が出て、そういうところが出ればですね、そこにまた少しでも商業の活性化にもつながると思うんです。

内之浦の国民宿舎だったと思いますけれども、バスが到着する時間に合わせて、この場合は海産物でしたけど、お店が出るわけですよ。そこのお店が出て、その一、二時間だけできて玄関に並べて、それでもかなり売れていました。

その辺は職員まで派遣していますから、観光協会の方がうまくやってくるでしょう。

そういうおもてなしというのが大いに志布志市をPRする場所にもなると思うんですけれども、先ほども言いました法人税の割合から見ても、投資しているのは少ないと言ってるんですよ、2年ぐらい前も。港湾課長が答えたかな、どっちやったかな、市長やったか。そうやって思ったと言いながら、私は通告してませんから法人税の割合のことは聞きませんけれども、そうやって言っているながら財源ということを言われるのが非常に残念です。

市長の施政方針で言われていることを確認しているんですからですね、どうですか、もう1回市長の声で。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は様々な分野につきまして、日本一づくりを目指していきましようというようなことを旗印として掲げて取り組みをしているところでございます。

そのような中で、この観光振興につきまして特に100万人という数字を明確に挙げまして、その達成をするためには、どのような積み上げが必要かということ常々担当には命じておまして、今回観光振興計画の中で、そのような数字を達成するための積み上げを出してきたところでございます。

そのものを達成するためには、様々な施設の整備あるいは現在の施設の改修というものが必要になってくるというわけでございますので、そのものについては、重点的にまずできるところを定めながらやっていきたいということで、今年度につきましては、先ほども申しましたように駅舎の改築に取り組むと、そしてまた志布志小横の駐車場の整備にも取り組むということをしていくところでございます。時間がかかるかもしれませんが、方向としては、そのような方向を目指して進めようとしておりますので、その方向性に基づきまして、予算付けをしていきながら対応してまいりたいということでございます。

○3番（西江園 明君） 先ほども言いましたように、前の議会で市長は、投資予算がこの辺には少ないと答弁されているわけ、そして施政方針とそれを確認しているわけですから、今はちょっと前向きになって、方向性は一緒だというふうに理解しましたので、次にいきたいと思えます。

訪れてよかったまち、再び訪れたいまち、そしてこのまちが好き、住んでよかったと掲げるのであれば、受け入れ態勢の整備を図ると思えます。今までいろいろ、るる施設については述べてきました。そこで今度は制度的な創設、住宅購入への創設ですね、住宅購入への助成制度の創設についてお尋ねいたします。

これは住宅を購入した時に、志布志市にですよ、住宅を購入した時、祝い金として助成する

ものですが、志布志市ではまずこのことについては、どのように考えているのですか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在本市では、定住対策の一環としまして、定住促進住宅用地の分譲、地域活性化住宅の設置によりまして、定住促進を図っているところでございます。

また、本年度より地域経済対策の一環としまして、市内産業の活性化と雇用促進を目的とした住宅リフォーム助成事業を新たに創設したところでございます。

現在、この地域産業の支援策を講じたばかりでございますので、御質問の新築、中古住宅の建設及び購入に対する助成につきましては、今のところ考えておりませんが、この手法も定住対策と経済対策の有効手段の一つであると認識するところであります。

現在、県内においても住宅を取得した転入者に対しての助成を行っている市町村があるようでございます。お隣の曾於市においては、定住促進と商工業活性化を目的とした住宅取得祝い金等支給制度を平成23年度より実施しているようでございます。

今後は、県内の状況も参考にした上で、定住化を図るために本市としてどのような政策が望ましいか事業導入効果や効果を見極めながら研究を重ねてまいりたいというふうに思います。

○3番（西江園 明君） 市長は日本一を言うわりには、どうも裏付けが、今までもる述べましたように見えてないんです。

今市長がありました住宅のリフォームの助成制度がやっと始まりました。今言いました住宅の取得に対しての助成制度も、今市長がありましたように隣の曾於市ではリフォームもですね、住宅の、この取得制度の助成制度も以前から制度化されていまして。

そして、曾於市では更に中古住宅まで拡大をしたわけですが、助成の制度をですね。市内の業者を利用して建築すれば助成金が更にアップする制度で、市内商工業の活性化を図れることを目的としております。

住んでみたいまちを目指すのであれば、魅力あるまちにしなければなりません。それが市長、政治力です。事務局が準備した答弁書を読むのではなくてですよ、市長の思い、考えを聞きたいんですよ。先ほども言いましたけど、3月の一般質問でもインフルエンザの予防接種のことで聞きました。税金は志布志市に納めているんだから市民と同様にインフルエンザの予防接種の助成をすべきでないかとただしたところ、市長は住民票がないから、地方自治の混乱を招くからと事務局が準備した難しい表現で答弁されました。私も聞いていて残念でした。住民票を移していないが志布志市に市民税、税金を納めている人はたった24人ですよ。この人たちが全員予防接種を受けたとしても1人当たり1,500円ですから、3万6,000円ですよ、この人たちが24年のうち10人受けたとしても1万5,000円ですよ。たったこれだけ削って、もしインフルエンザが流行した時、幾らの医療費が発生するという議論はなかったのかなというのが残念でした。たった一、二万円を認めないで地方自治が混乱をするなんて聞いたことありません。こんな答弁をするのは、聞いていて恥ずかしいでした。だから市長の声をさっきも、事務局が準備したのではなくて、市長の声でですね、答弁を期待するわけです。

本田市長の掲げる政策というのはですね、たった一、二万円を削っとやろかいち、先ほどの同僚議員の質問の中でも、周りの自治体の様子を見ながらという答弁が今もありましたけれども、それだけ日本一を掲げるのであれば、人んげがまねをすいぐらいの先行をしてですよ、制度をすべきじゃないかなと思うんですけれども、様子を見ながらよかったらまねてみたいと思います。という答弁です。

この住宅取得による助成制度も住んでみたいまちとPRする材料ですけど、市長が言ってるわりにはしていないわけです。日本一と掲げながら政策というと、中身がどうも見えないようなので、曾於市のまねをするのは残念ですけれども、住宅リフォームの助成制度も遅ればせながらスタートいたしました。住宅取得に対しての助成も曾於市に更に負けない制度の創設を期待しますが、市長の先ほどの答弁では、周りの市町村の様子の効果を見ながら検討したいというような答弁ですけれども、市長、再度お聞きしますけど同様ですか、再度市長の声を。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来、原稿をお読みしながら答弁しているところでございますが、これは十分事務方と内容を詰めながら私自身の考えとしてお話をしているところでございますので、特段事務方が整えたものをしているということではないというのを御承知おきいただければというふうに思います。

私自身もこの住宅政策、定住政策につきましては、いかように進めれば本当にこの地に住んでいただけるかということについては、腐心しているところでございます。そのような中で、現在のところ地域活性化住宅は、一応満杯になっているところでございますが、定住促進の分譲について、ようやく満杯のめどに近づいてきたというような状況でございますので、そのことが近くされるとなれば更に分譲地も設けなきゃならないということになります。

そして、活性化プランに基づきまして、建て替えの工事を進めているということでございます。そのことが本当に、この地に住んでいただいて、人口増の原因と、要因となれば住宅政策についても、積極的に取り組むということにもっと積極的に取り組むということになりますが、やはり人口を増加させるためには、働く場というものを創成も非常に必要かというふうに考えるところでございます。

そのような意味合いから、本市では志布志港の振興というものが大きな課題として取り上げられておりますので、このことの振興を最大限果たしていくことでもって、雇用の場を確保していきながら、そしてこの地に住んでもらえるような施策を打っていくということが順序ではないかなというようなふうに考えまして、そのような取り組みをさせていただいているところでございます。

そして、先ほども御指摘にありましたように、住んでみたいまちというのは、様々なそういった政策が提供されているということもあるかもしれませんが、住もうとするまちが本当に誇りうるまちなのかということも、住んでみたいまちの要因の一つではないかなというような意味で、日本一のまちづくりを目指しているということでございます。

○3番（西江園 明君） 市長のおっしゃる訪れたいまち、住んでみたいまちという観点から受

け入れ態勢のですね、整備について質問をしております。言葉だけでなく、見える形の整備を期待いたします。

次に最後になりますけれども、これが本当に住んでみたいまちと、声を大にして外に向かって言えるのか疑問を持ちますので、伺ってみたいと思います。

介護サービスと包括支援センターについてであります。

以前、私、文教厚生常任委員会に所属していましたので、その中でも議論をしたことがありましたが、議案以外ですので、なかなか時間を割いての議論はできませんでしたので、今回は所管外ですので、たっぷり聞いてみたいと思います。

まず、現在の職員体制はどのようになっているんですかね、包括支援センターの嘱託が何人、組織としてですね、社協から何人かとか、それと資格者ですね、資格者をどういうふうになっているのかをまずお示してください。

○市長（本田修一君） お答えします。

地域包括支援センター内には、高齢者の相談等を行う包括支援センター機能と、要支援者を支援する介護予防支援事業所の機能がございます。

地域包括支援センターは、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職種が義務づけられており、常勤換算で保健師等3人、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名を配置しております。

また、介護予防支援事業所には同じく常勤換算で、保健師1.2人、介護支援専門員3名、看護師等2名を配置しております。職員数で申しますと、所長1人、これは志布志支所福祉課長が兼務しております。専任の保健師が3名、兼務の保健師が6人、派遣介護支援専門員が2人、嘱託介護支援専門員が1人、嘱託社会福祉士が1人、嘱託看護師が4人、嘱託事務職員が1人、専任は事務を除き11名です。なお、保健師と介護支援専門員のうち、主任介護支援専門員が4人でございます。

○3番（西江園 明君） 主任介護支援専門員が4人もいるんですか、ちょっと確認のために。

○市長（本田修一君） 主任介護支援専門員は4人でございます。

○3番（西江園 明君） 先ほど社協から何人かというふうにも聞いたんですけど、先ほど言われたこの二人だと思うんですけども、以前は社会福祉協議会以外からも事業所からも社協以外ですね、事業所からも派遣されていましたが、今はおりませんけれども、いつからこれは派遣されなくなったんですかね。

○保健課長（若松光正君） 当初派遣していただいております。3社会福祉法人としては、長期に派遣することは派遣法人の人員配置上影響が出るということがございまして、3年目から社会福祉協議会から派遣していただいております。

[西江園明君「いつから18、19、3年目ち言えば何年よ」と呼ぶ]

○保健課長（若松光正君） 3年目からということでございまして、21年度から。失礼いたしました。

3年目からございますので、20年度からでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ20年からは事業所からは派遣されてないということですね。

そして、何年か前に今市長がいろいろ職員をるる、嘱託職員が何人とおっしゃいましたけれども、嘱託職員が一度に4人辞めたことがありましたよね、あれはいつでしたか。

○保健課長（若松光正君） 一度に4名辞めたという年度でございますが、21年度でございます。

○3番（西江園 明君） 介護保険料も今年は大幅に上がりまして、県内でも4番目に高い水準ですね。

市長に伺いますけれども、現在の志布志市の地域包括支援センターを含め、介護サービスは県内でも介護保険料並みの上位にあると思われませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護保険料につきましては、今回新たに改定をしていただきまして、負担が増えたところでございます。

その背景といたしまして、施設の充実がされて、そしてまた、サービスの内容が高まったというようなことがあり、そのような形での介護保険の改正になったということでございます。

1人当たりの施設の定員でいきますと、志布志市は県内で一番高い方であると、そしてまた、受給率も高い方から4番目であるということございまして、利用される方にとってはいい環境になっているということと認識しております。

○3番（西江園 明君） 市長は、施設はですね、充実しているということで、サービス内容がいいからこういう保険料は上がったんだけど、そういうふうに当然サービス内容がいいというふうに理解をしてあるというふうに答弁されましたけれども、果たしてそうであるでしょうか。私もびっくりしました。

今回こうやって質問をするにあたって鹿屋市や串間市の地域包括支援センターに行っているいろいろ聞いてきました。冒頭にその職員の人たちがいわく、私も聞いたんですけど、志布志のことは聞いたことありませんかって聞いたら、うわさですけど、志布志市は厳しいとよく聞きますというふうに言われました。

そして、市内の事業所、居宅サービス事業の人たちですけど、ヘルパー等含めてですね、その人たちも健診の時など、志布志市の評判が言われて恥ずかしい思いをしますとおっしゃっていました。志布志市は、今サービス内容はいろいろ自信を持って答えられましたけど、志布志市の評判は聞いたことございせんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話があったような評判につきましては、私自身は聞いておりません。

○3番（西江園 明君） 市長までは届かなかったというふうに理解しましょう。

では、具体的にお尋ねしますが、高齢者ですから、住宅の改修等が必要となった場合、手すりとかですね、玄関の段差などの解消ですが、この場合、このような改修が必要になった場合の事業所からの手続きの流れはどういう形で具体化していくですかね、その流れをちょっと教えてく

ださい。

○保健課長（若松光正君） 住宅改修の必要性が発生しますと、ケアマネジャー等に相談していただきまして、住宅改修が必要な理由書の作成依頼、改修箇所、内容の検討を行ってまいります。

介護保険窓口へ相談、申請というようなこととなりますが、現地調査の日程調整を行いまして、ほとんどが1週間前後で調査を実施しているところでございます。

ここに規定してありますように、本人、家族、介護支援専門員と施工業者を含めました担当者会議を現地で行います。その際、5万円以上の改修費が見込まれる場合には、2社以上の見積もりというようなことで、介護支援専門員が本人もしくは代わって依頼をすると、そして改修前の写真撮影というようなことをしていただきまして、工事着工日の前日までに事前申請をしていただくと、そして許可と、そして改修の決定がされた後に施工が完成すると、完成後の写真撮影を行っていただきまして、当然依頼された方が工事費の支払いをされますが、改修工事の完了報告後に、住宅改修工事の施工が確認されれば、支給決定通知を行いまして改修費の支給というような流れになっているところでございます。

○3番（西江園 明君） るる今課長が、最初ですよ、事業者のヘルパーの人がする前に、今課長の答弁では、ケアマネジャーに相談をして、ケアマネジャーが理由書を書いて、うんぬんちして、現地調査をするというふうになりますということですけども、手続き上は、実際そういうふうに動いてますか。それとも、例えば申請をしたけれども、例えば現地調査でいろいろまた違ったところがいかなからということで、現地調査が先とか、申請書が先なんですか、どちらですか、確認です。

じゃあ次いきます。

それは、その手続きの確認ですから後でいいです。

では、例えば入院していた人が、退院する場合にはいつ申請するんですかね。

○保健課長（若松光正君） まず、先ほどの住宅改修の申請の関係ですが、当然申請が先に行われまして、そして、それに基づいて現地調査というようなことで行っているところでございます。

〔西江園明君「入院していた人が退院する時、いつ申請、退院してから申請するということ」と呼ぶ〕

○保健課長（若松光正君） 入院中の方でございますが、退院もしくは退院見込みというようなことで対応していくわけですが、当然その状態がどういう状態か分からないこともございますので、そういう形でどうしても施工してくれと言われた場合には、もしそれを使わなくなった場合というようなことがございます。その時には、御本人負担というようなことを説明いたしまして、着工するというようなことにしております。

○3番（西江園 明君） 以前、介護保険組合の審査をする立場の人ですけども、先生とかそれなりの資格を持った人たちですけど、その人からこの制度が始まってすぐでしたですけども、「志布志は組織としてうまく機能していないね」と言われたことがありまして、私もその時はそれほど思っていないから、行政批判の一つとして聞き流していましたが、最近、自分

の経験からその人の言っていた意味が分かりました。

議員としてですね、市民からの一方的な意見ですと、いろいろ誤解もありますから、先ほども言いました自分なりに、それなりにほかの所に勉強にいつてきまして、自分でそして見て、聞いて志布志のサービスの基準がおかしいと思い、また、事業所のヘルパーの人たちがいろいろ言う意味が理解できましたので、今回こうやって質問しておりますけれども、私の例でいきますと、私の90歳近くの母親が1月に転倒しまして骨折し、入院をしました。

それまでは、介護1でしたけれども、そして3月末に退院をしまして、ちょうど退院の日が介護保険組合の審査日、調査日でした。リハビリなどをして、最高の状態の日に調査するのもいかなものかと思いましたが、その結果、要支援になりました。これは良くなったことですから、よしとすべきとしたところです。その後、退院してからの検査でも、まだ6月、先週もいきましたけど、まだ完治せずにコルセットを着用していますけれども、4月に退院後にですね、今後の介護サービスの計画を立てるために包括からケアマネジャーと事業所からヘルパーと一緒にきて、今後の計画、ケアプランをつくるということで、話し合いをしたところでした。

そこで、ベッドから起きたりする時の福祉用具です。補助器具が介護であれば1割負担のリースでできるけど、要支援になりましたことから福祉用具はリースはできませんと、説明を受けたわけです。でも、絶対に必要な器具ですので、それは仕方ないから買いますがと、「購入します」と私が言いました。するとですね、包括のケアマネジャーの人が、要支援1の人は、布団でリハビリを兼ねて自分で起き上がるようにするのが市の方針ですから、そういう器具は使わないよと言われました。十人十色じゃないけど80歳以上の人の高齢者にですよ、市の方針と、百人百色でしょう。こんな高齢者に市の方針というか、原則を押し付けるのが志布志市の包括支援センターかなと私はびっくりしたわけです。

さすが、その時、事業所のヘルパーの人が、「骨折してるのに無理でしょう」と意見を言われました。そこで、それは購入ということで話をしましたので、話し合いをその場で終えたところですよけれども。

そしてですね、その包括のケアマネジャーの人は帰られてから事業所の人と、今後のそういう介護サービスのことでいろいろ話をしました。するとですね、何と言われたと思います。事業所のヘルパーの人がケアマネジャーの人は包括に帰ったら、上司から怒られますよ、あの人たちはかわいそうなんですよ、市の方針と違った方向に決まったからと言われました。

志布志市の地域包括支援センターの職員は、サービスを受ける人の立場でなく、上司の顔を見て仕事をしなくてはならないのですか。要支援1の人には、市の方針によることが原則なんですか、まずそれを確認のために伺います。

○保健課長（若松光正君） 手すりの場合でございます。

立ち上がりや歩行時、姿勢の変換時に、これを握って使用する福祉用具になります。利用者の寝返り、起き上がり、歩行の状況などを総合的に検討しまして、給付が可能か判断いたします。

利用者によりましては、身体状況や日常生活は様々ございますので、個別に判断いたしてお

ります。

議員申されましたように、それぞれの場合があらうかと思いますが、介護支援専門員がその状況を見ながらの判断したものだと思えます。

手すりはなくても起き上がれるというような判断をしたと聞いておりますが、介護予防という視点で支援計画は立ててまいります。

ただし、その面での本人や御家族の方への説明責任ということについては、やはり足りなかったのかなというふうに思っているところでございます。

○3番(西江園 明君) 今課長が言われたようにですよ、やっぱり個別的な80、90の人ですよ、原則という言葉が言われるとですよ、果たしてそれがというふうに私も疑問を持ったところですよ。

今そこでちょっと今課長も言われましたけど、要支援になったことで、福祉用具のリースはできないのですかね。

○保健課長(若松光正君) 先ほど申しましたが、要支援でありましても、その御本人の状況とかを十分観察いたしまして、どうしてもその用具が必要ということであれば、そのような形でのサービス給付になるところでございます。

○3番(西江園 明君) できますよね、今課長が言われたように。じゃあ志布志ではそういう事例はあります。

○保健課長(若松光正君) このような判断するものについては、国等のマニュアルに沿って介護支援専門員が判断していくわけでございます。

なお、判断基準を外れましても、疾病やその他の原因によりまして、その日の状況、また時間帯によって状態が変動しやすい方もおられます。

また、身体への重大な危険性、症状の重篤化の回避が医学的判断からできる方につきましては、例外的に福祉用具対応をしております。

事例でございますが、これらのことで車椅子と手すりについて、2件ほどそのような形をとっております。

○3番(西江園 明君) 今執行部の方から説明がありましたけど、要支援になっても、軽度者、軽い人ですよ、に対する福祉用具の取り扱いという例外規定がありますよね。ドクターとケアマネジャーの留意書があればリースができるんですよ。でも、今志布志市では2件しかなかったと、2件あったということですけども、私もさっきも言いましたけど、鹿屋市と串間市に勉強にいつてきました。今課長が言われましたこの福祉用具のことだって、説明責任がありますということをはっきり向こうの人は言われました。

私のわけだけでしょうか、私の場合はそれが志布志市では説明がありませんでしたけれども、事業所の人たちの先入観が分かりませんが、志布志はないんじゃないですかということでしたですけど、2件はあるということですけども、こういう説明はしてないんですか。

○保健課長(若松光正君) ことにつきましては、まず御本人、そして御家族の方に、今の状況

等を説明いたしまして、そして、その目的が先ほど申しましたように、自立していける状態、それが回復できる状態、また維持できる状態ということの中身をお話ししまして、そして今回のようなケースの場合には、そのリースをやめましょうかというようなことの話をしたかと思っております。

○3番(西江園 明君) いや、そのリースの話は一切なかったんですよ、そういう説明責任というのが、説明というのはこれでも要支援になりましたけれども、こういうのもありますという説明は受けてないんですよ。それが志布志の方針ですかということを聞いてるんですよ。

○保健課長(若松光正君) 今回の場合には、そういう要支援の場合でも使っている場合がありますというような説明はしていなかったところでございます。

やはり、そのようなこともお伝えすべきだったんじゃないかと思っているところでございます。

○3番(西江園 明君) 結局、後からだっただけですよ、説明責任ありました。説明が間違っていましたという、そんな簡単な問題で済ませられるべきことなのかというふうに思うんですよ。私はそれが支援センターの方針じゃないかなというふうに感じてならないんです。

市長は評判のことを知らないということでしたので、いくら住んでみたいまち、住みやすいまちを目指すといっても、現場ではそのように動いてないんじゃないかと。だから、こんなちょっと意地悪な質問をせざるを得ないんですけども、市長が言っている施政方針と全然違うと。

じゃあ先ほどもちょっと伺いましたけど、住宅改修の件ですけども、申請流れについては、先ほどお聞きしました。入院していた人が退院しなければなりません。自宅の今の志布志市の現状では、自宅の先ほど課長は特例的なことをおっしゃいましたけれども、自宅の改修・改造は退院して、いろいろ申請をした流れの中で、どのぐらい掛かるか分かりませんが、2か月先になるのか分かりませんが、そういう状況が志布志市ですかね。まず確認のために、自宅の改修、退院して2か月後申請をして、工事ができるのが1か月先か2か月先になるのか、その辺のところはケースバイケースというのもあると思いますから、平均してでもいいですよ。

○保健課長(若松光正君) 住宅改修の要望で入院して退院されたというようなことでの要望でございませぬ。

その介護の状態にもよるわけですが、計画書の中で、それが必要ということになれば、申請が上がった段階で早急に現地に赴きまして、その状況把握と具体的にどういう施工をしているのかということの調査をしているところでございます。

ただ、御本人の回復の状況を見なければならぬということもあろうかと思っております。その際には、御本人または御家族の了解をいただきまして、もう少し様子を見てからしましょうかという相談は申し上げているかと思っております。

○3番(西江園 明君) 結局退院してからということですよ。はい。

でも私が聞きましたほかの、先ほども言いましたほかの自治体は、退院する前に自宅は、家はですね、改修してからの退院、私が聞いたところは全部そうでした。退院に合わせて改修するんです。私がいろいろ聞いたところでは、志布志市だけが退院してからの申請でした。退院後に必

要であれば、ほかの私が聞きました支援センターの人たちは、志布志はこうして退院してから申請をするんですねといっているいろいろな話をしましたら、ほかの包括支援センターの人たちはびっくりしました。考えられないということですね。

先ほど課長が高齢者ですから、改装をしたけれども使わんということもあるかもしれん、ということをおっしゃったけれども、そういうことも聞きましたけれども、それを言っていたらきりがないうち、退院が3か月先に延びるかもしれん、ひょっとすると亡くないやるかもしれん。でもそれをいってたらきりがないので、退院前に家の改修が終わってから退院をしてもらうようにしてますというふうに、まるっきり志布志と逆なんですよ。非常に市民のためになったその間の事故というのは考えられないのかと、市長はどう思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま他市の状況等もお話があったところでございますが、本市では退院前に住宅の改修等を行っていないということでございます。

このことにつきましては、申請があった後に、その現場を確認しながら改修をすると、本人または家族立ち会いの上で改修するというようにされているようでございますので、他市の状況も調べさせていただきまして、本人ないしは家族等の立ち会いがどういった形で確認されているのかというものを調べさせていただければというふうに思ったところでございます。

○保健課長（若松光正君） 入院中の場合でございますが、本市は国のマニュアルに沿って対応しているところでございます。

ただ、しかし利用者の状況によりましては、一時帰宅や帰宅後の住宅について、あらかじめ改修しておくことが必要な場合もあり得るかと思います。そのような時には、担当介護支援専門員と市に相談していただきまして、実態を確認しながら対応するというようなことにはしているところでございます。

○3番（西江園 明君） 課長がそういうマニュアルとか、そういうのは分かるんですよ。でも志布志市の考え方は、退院してから普段の生活をして、やっぱり必要や、なってから申請なんですよ。退院してから生活してやっぱりそこでもう目線が違うんですよ。つくってやるんだと、退院してからの様子を見て、そして、それでも必要だったら申請してくださいということで、その基本的なことは今課長がおっしゃったとおりですよ。そういうマニュアルではそういうふうに見えるようになっていきます。そのとおりしているんですよ、ほかのところは。

だから、事業所のヘルパーの人たちがおっしゃっていました。「私たちはもっとサービスを提供したいが、どうも役所からブレーキがかかるもんだから、市民の人たちに申し訳ないと思うことが多々あります。」「介護保険料も上がったのに、本当に申し訳ないと思います」とね、おっしゃっていました。これが現場の人たちの声です。

ですから、特に住宅改修なんか志布志市の場合は、細かく指示するもんだから業者も志布志市の場合はやりたがらないとのことですよ。

私もほかのところに行ったときに、住宅改修の申請書を見せてらいましたが、ケアマネジャー

の理由書が大きなウエイトを占める。そして、ケアマネジャーを信用していますから、それを当然役所の方に出すわけですけれども、変更を指示されたということもないそうです。志布志は、最初から役所が乗り込んで指示しますからですね。ですから、ケアマネジャーが思うサービスを提供したいと思うかもしれません。包括センターのケアマネジャーの人は、でも違った方向で役所が指示されると、方向と違うケアプランをつくらなければならない。残念でしょう。

その結果が先ほども言いましたが、一度に4人の嘱託職員が辞めています。こんな異常事態ですよ。この仕事が少ない時代に仕事を辞めるなんて普通の状況では考えられません。

市長は、実態は先ほども御存じないようでしたけれども、このことについてどのように感じられますか。なかったらもういいですよ。

○市長（本田修一君） 4人が一緒にということにつきましては、ちょっと記憶してないんですが、何かたびたび辞めたなというようなふうには思っていたところでした。

そして、その度に補充がされて、順調に補充がされているから良しとしているというふうを考えていたところでございまして、特段その原因については、担当の方に任せておりましたので、把握はしていなかったところでございます。

○3番（西江園 明君） 問題提起をですね、その時にどういうのが原因かというのも、そういうことはなかなか表に出ませんからですね。市長のところにも届かなかったかもしれません。

先ほども言いました住宅改修の件でも先週もある議員が課長のところにも相談があったはずですよ、見積もりの件で、あまりにも細かいことを言うもんだから、業者の人からどげんかならんどかいねち相談を受けたのかどうか分かりませんが、保健課に相談しましたら、決まりですからとつっぱねたということで、七、八万円の仕事だったのかな、先ほど課長は5万円以上はうんぬんとおっしゃいましたけれども、数万円の仕事だが内容変更せざる得なくなったので、その辺のところでも相談をしたら、再度相見積もりをですね、変更になったのにも相見積もりをくださいというふうに言われたのに、保健課に相談されたようですが、先ほど5万円以上は、相見積もりを、ほかの業者のですね、見積もりを添付してというふうに言われましたけれども、こういう変更の場合も業者は、こんな小さい仕事頼み方もげんねわけですよ。また見積もりをつくっくいやいち言い方もですね、こういった変更で相見積もりを徴収する何か根拠があるんですかね。市の契約規則何かでも、市の決まりですからとつっぱねていますということですが、何かありますか、伺います。

○保健課長（若松光正君） 契約規則に5万円以上の場合は、なるべく2社以上の見積もりを徴することということで、それに準じてこの場合でもお願いしているところでございます。

特に工事を伴うものでございますので、そこで見積額の判断の基準ということになると、なかなか私どもも分かりかねるところがございます。それで適正かということ判断するために、2社以上ということでの見積もりをお願いしているところでございます。

○3番（西江園 明君） 変更でですね、相見積もりがどうかというのは、またよく調べてください。市の契約規則の中でもそういうのはないはずですよ。

これだって私もほかのところ聞いてみました。当初から相見積もりは取ったことはありません。介護保険法の中にもそのような規定はありませんからとのことでした。

これだっていかに志布志市が上目線かを感じるというか、垣間見るような気がいたします。

市長は、施政方針の最後のページにですよ、市民一人一人の目線に立って全ての市民が安心して笑顔で暮らせるまちづくり、次代を担う子供たちに誇れるまちづくりを進めていかなければなりません。そのために私は、市長ですね、全力で市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。というふうに述べられております。って施政方針は締めております。

ですから、この目線というのはですね、私は、先ほど市長の言う市民目線をぜひ職員にも訴えていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、職員が4人も一度に辞めたり、更に事業所からの職員派遣も断られました。現在社会福祉協議会から二人されていますけれども、これだって社協からいつまで続くのか、早く返してほしいというふうに言われてるでしょう。なぜ志布志市の包括支援センターは、そんなに居心地が悪いんでしょうかね。

特に鹿児島県はちょっと少ないんですけども、宮崎県はもうほとんど外部、鹿屋市ももちろん民間委託されましたけれども、宮崎県は串間市とえびの市だけがまだ直営という形で、志布志は直営ですけども、この支援センターについて、市長は外部への委託とかという、その辺については考えはないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、市長としまして、職員には特に私自身もそうですが、市民の目線に立って行政を進めるということについては、常々話をしているところでございます。

そしてまた、市民の多くの方々のたくさんの協力をいただきながら、市政運営をしなければならぬということも話しておりますので、その市民の方々に自らの身がまた市民ということでもございますので、市民と共同でやってくださいということのお話はしているところでございます。

そのようなことで職員といたしましても、その意識ということについては、かなり浸透がされているというふうには思うところでございますが、先程来お話がありますように、基準というものがあつた時に、それをどういった形で適用するかという判断がそれぞれまた違ってくるのかなというふうに思ったところでございます。

私自身は、その基準に沿った形で厳格にしなさいということを行っているわけではないわけですが、できるだけその基準の中で、対応できるような形、あるいはその基準にないとなれば、どのような新たな基準が必要かということを考えながらしてほしいということの話をしているところでございます。

そういったことから職員についても、その意識がだんだんだんだん高まってきているんじゃないかなというふうには私自身は考えているところでございますが、現実的にそういったことがあつたとすれば、更にこのことについては徹底して職員には市民目線での業務の執行ということに

ついて、教育を重ねてまいりたいというふうに思っております。

包括支援センターの民間の委託ということにつきましては、現在のところでは考えてないところでございます。

○3番（西江園 明君） 民間移管がですね、いいとか悪いとかという意見じゃないですけども、もっとケアマネジャーの人がのびのびと仕事ができ、サービスを提供するためにも外部の方がいいのかどうかというのもですね、検討してもらいたくてただしたところです。

市民には地域包括支援センターという、最近ではテレビでも県がいろいろ放送をしまして、なじみの言葉に変えつつ、名称も変えつつありますけれども、どうも地域包括支援センターというのは一般市民にはなかなかなじみが薄く、だから福祉課に相談にいきます。

私も市民から相談を受けた時は、福祉課にいきなさいというふうに指導するようにしています。福祉課は即対応してくれて、1週間後ぐらいには介護保険組合から調査にきて、調査がありますから、1か月ちょっとしたら判定が届きました。包括に相談するよりずっと早いんです。だから私は、以前も委員会の中で、包括支援センターは機能しているのかというふうに聞いたことがあります。

だから、今るる言いましたけれども、他の自治体との違いを市民が知ったら怒りますよ、ほかのところはできて何で志布志市ができないのかというのをですね。ですから、私先ほども言いましたほかの包括支援センターの人が志布志市は、必要なサービスを受ける市民の権利をどのように考えているのか理解に苦しむとおっしゃっていました。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、3時40分まで休憩いたします。

○
午後3時32分 休憩

午後3時41分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健課長（若松光正君） 先ほどの西江園議員の一般質問の答弁の中で、間違った答弁の部分がありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。包括支援センターの職員が一緒に4人辞めたのはいつかというような御質問でございました。これは、平成21年3月に4人が辞めたということでございます。

訂正させていただきます。

○議長（上村 環君） 西江園議員より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○3番（西江園 明君） 先ほど住宅改修の見積もりの質疑の中で、「相見積もり」という表現をいたしまして、これを「2社以上の見積もり」というふうに訂正をお願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいま西江園議員から発言を訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになって
います。

ただいまの西江園議員からの発言の訂正は、これを許可します。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今国会も大変会期末を迎えて消費税増税そういったものが多いにやられておりますが、国民の
視点からは全く離れたところで、そういう協議が行われている。そして、国民負担を押し付ける
消費税の増税。そういったものが方向性として見えてきております。

また、原発についても大変厳しい状況がある中で、国は大飯の再起動を認めると言いますか、
決定をしているようでございます。

まさに政治が国民のためにあるのか、このことを問われた時に、国民世論から離れた政権、そ
ういったものは当然見捨てられていくというふうに私は思います。

そういった立場で、この志布志市、ここにおられるスタッフの皆さんとあわせて私たち議会の
議員もそうですが、住民の皆さんの立場に立って大いに議論して、いいまちづくりをしていく、
そういった立場で、これから通告をしていました点について、順次質問をしてまいりたいという
ふうに思います。

まず、政治姿勢ということで、今も日本一のまちづくりに向けてのやり取りがいろいろありま
した。

私も今回、日本一のまちづくりへ向けての進め方をどう考えておられますかということで、市
長に質問を通告しておりました。

この施政方針にもるる「日本一」というのがたくさん踊ってますね、これ3月議会でもやり取
りありました今もありませんが。

私は、市長が「日本一」これを掲げて、そのことに努力をしていくと、そのことは評価をする
ところであります。ただ、その時にいわゆる職員の皆さんや住民の皆さんへのアプローチの仕方
がどうなのかと、そこが非常に肝心なことじゃないのかなというふうに僕は思うわけですね。

市長がここに書かれているとおり、市民目線に立っているいろいろありますね。そして、日本一
のあるまちづくり、日本一のあるまちづくり、そういう表現もまた一方ではあります。日本一のま
ちづくりとして、ここに住んでおられる住民の皆さん方が、本当に住んでよかったと、そういう
思いを持たれるそういう政策と進め方が私は必要だろうというふうに思うんですね。

具体的に、そのアプローチの仕方、そういったものをどのように職員に、ここにおられる職
員の皆さんをはじめとしてですよ、住民の皆さんへのアプローチをどういうふうにお考えになっ
て、ここに施政方針として出てきているのか、考え方をちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

日本一づくりにつきましては、たびたび各方面の議員の方々から御質疑がございまして、その

都度お伝え、お答えしているところでございます。

私自身は、2期目もう2年過ぎるところですが、2期目の市長選に際して、新しい自分自身のマニフェストを定める時に、何が必要かというふう考えたときに、1期目に様々な分野の方々からブランドを確立してほしい、ブランドを立ち上げてほしい、推進してほしいという声があったところでございます。

現実的には、様々な分野の方々、様々な業界の方々、それぞれの産品をブランドにしようと一生懸命取り組んでおられるところではありますが、それはなかなかそのような形にならないということが現実であったということでございます。ということになれば、じゃあどのような形で、そのような要望にお答えすればいいのかというふう考えた時に、そのものが日本一になればそれがブランドになっていくんじゃないかなと、ブランド力を発揮してくるんじゃないかなということを考えたところでございます。

そのようなことで、ある特定のものが日本一になるということは、かなり厳しいのではないかなということも考えまして、様々な分野で様々な業界で、様々な産物について、それぞれに取り組みがなされていって、総合的に志布志はそのような取り組みがされている、そのような生き方がある。そして、そのようなものが結果として言われてくるという土地になってくれば、志布志という地域のブランドができて、それで日本一の取り組みのまちというふうになってくるんじゃないかなというふう考えたところであります。

そして、直接のきっかけは志布志市は、ごみの資源化率日本一のまちだったということでございます。これは市の単位で日本一ということでございますが、市民の方々の全面的な共生・協働の取り組みの御協力があった上で、これが達成されるという誠に輝かしい内容でございます。ということで、様々な事業に取り組むとするならば、市民の方々に全面的な御協力をいただきながらということであるわけでございますが、それができるまちであると、前提になっているということに気づきまして、様々な産物以外の取り組みについても、そのことをお話ししながら、日本一づくりに取り組んでいただいているということでございます。

そのような意味合いから、日本一づくりのまち、そして日本一があるまちというような方向性をただいま一生懸命とらさせていただきまして、推進をさせていただいているところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長の方から、ごみの分別ですかね、これの問題もありました。

私は、日本一のまちづくり、いわゆる自治体としてですね、取り組むというのは、いわゆるそういう首長のそういうまちづくりをしたいということに対して、職員の皆さんやいわゆる住民の皆さんの意識改革が大変重要だというふうには私は思います。

先ほど冒頭言いました。市長はそういうのを掲げるのはいいでしょう。それについて、職員の皆さんや住民がこぞって努力をして一緒にやっていくよというものがないと、成功しないわけですね。そういった意味で、このごみの関係では、志布志町、有明町、松山町、松山町はごめんなさいね、当時南部厚生事務組合という、ここの一部事務組合を通じて、有明や志布志町はその旧

町時代から取り組んで、今はもう合併しまして松山町も一緒になってですよ、長い時間をかけて意識改革がされた上での日本一だというふうに僕は思うんですね。

そういった意味で、職員の皆さんに対しても「あいさつ日本一の市役所をつくりましょう」で立てておられますね。皆さん胸にストーンと落ちてますか。正直言って、まだまだじゃないかというふうに僕も思います。

私もあんまり大きな声を出さないものですから、入っていく時は「おはようございます」と言いますが、「おはようございます」ともちろんおっしゃってると思いますよ、小さな声でね。でもそういったものも含めて、職員の皆さんの意識改革、そしてひいてはそういう形で住民へのアプローチをどうやっていくのかというところが非常に大事だと思います。これ一言で、こういう方法があるというふうに思いませんが、粘り強く、やっぱりそのことを市長の口から絶えずそういうことが職員の皆さんを通じ、そして直接でもいいでしょう。そういう形で住民をお願いをしていくという、そういうことでないと、この掲げている日本一のまちづくりというふうにはならないと思うんですが、そこの職員の皆さんへのアプローチ、住民へのアプローチ、もう1回、市長どういうふうを考えて、今私はそういうふうと思うんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御指摘のとおり、このことにつきましては、重ね重ねて熱心に取り組むをしていかなければ成就できない内容だというふうに思います。

私自身がこうして「日本一づくりのまち」をしましょうということをお話し申し上げた当初については、それこそ、それは何のこっじゃろかいというような雰囲気だったというふうに記憶しております。

しかしながら、何回も何回もお話を申し上げ、特に市の行政の推進については、ブランド推進課の立ち上げを考えて、そのことをお願いをしたところでございますが、結果的には今の段階でもまだ室にとどまっているということございまして、このブランド推進室を中心に、職員についてもそれぞれの分野で日本一づくりに取り組みをしてもらうんですよというようなことの意識の浸透を図らせてもらっているところでございます。

先程来話しますように、地域ブランドと、総合力でいくんですよと、もちろんその中で一つ一つが日本一に輝くことが大事なわけでございますが、それぞれの分野で、それぞれの方向性を定めて取り組みをしてくださいということで、多方面になっているところで、なかなかそれも分りにくいという話もあるところではございます。

しかしながら、市の職員においては、それぞれの分野でのプロでございますので、そういう自分の抱えている課題について、この分野について、この項目をきちんと日本一というふうに仕上げれば、事業全体がやりやすいということについては認識がされているというふうに思います。ということで、今様々な課で日本一づくりに挑戦していらっしゃるところでございます。

そして、市民の皆様方には、私自身は移動市長室を開催させていただいておりますので、その席でもたびたびお話をさせていただいているところでございます。

そのような意味合いから、まず先ほども申しましたように、皆さん方のおかげで、この志布志市はごみの資源化率が日本一なんですよということのお話を申し上げ、お礼を申し上げ、更にこのことについて高めていきたいと思いますということのお話をしているところでございます。

先ほどのお話と同じように、なかなかこのことについても初めのうちは御理解がいただけなかったところでございますが、2年半過ぎまして、どうにか最近では市長の言う「日本一」というのは、「いいことだよ」というお褒めの言葉もいただけるようになってきたところでございます。

しかし、まだまだ道半ばというか、緒に就いたような段階でございますので、更にこのことについては、何回も何回も重ねてお話を申し上げ、御協力をいただく形にしてまいりたいというふうには思っているところでございます。

○19番（小園義行君） そういった努力とあわせてですね、やっぱりこの意識改革を進めていくと、今それぞれ例えばふるさとづくり委員会にしても、そういう補助金とかいろいろありますね。市長が目指している本当にこのまち一緒に頑張って日本一をつくっていきましょうということになると、今もらっているそういった補助金、もっと有効に使ってというような形で、いろんな補助金出ていますけど、そういった組織、団体、住民の側からですよ、僕は出てくるのではないかと。そういった意味からした時に、もうにんじんぶら下げてやるというものじゃないですよ。だからそういう意味では、市長のその思いを本当に心から伝えて、語っていくことが大事だと思います。

そうした観点からした時にね、今度の24年度の方針、説明会もありました。特定健診をこれだけやると報奨金をあげますよと、これは市長が目指しているものと少し逆じゃないかという僕は思いがするんですよ。自分の健康のためだから報奨金をもらわなくてもちゃんとやるよと、そういった住民をたくさん日本一のまちづくりとして、市長が語っていく中で出てくる、それが本来私は本田市長が目指している「日本一のまちづくり」の在り方ではないかというふうに思うんですね、そういった意味でこうした補助金、こちらについても、それはもう有り難いことですが、もう僕たちは自分のできることはやる。できないことはそちらでやると、こういうような逆提案がくるようなですね、住民の皆さん方へのアプローチの仕方もぜひ僕はやっていただきたい。補助金が悪いという意味ではないですからね、そこは理解を間違わないでください。そういうふうに私は思っているんですよ。そこら辺については、せっかく頑張ろうと補助金をやるて言ったら、まあこれで、何か水をかけられるようなですね、そういったことにもなりはせんかなという思いがあって、市長が目指している日本一まちづくりとしては、僕はそういうふうに思っているんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、この故郷の志布志市が大好きです。それはなぜかという、この地に住んでおられる方々が本当に素晴らしい方々であり、そしてこの地の風土を愛しているからであります。そのような思いに、市民の皆さんがなっていて、そしてより良くしようということをおられるようになったら、今お話があったような報奨金というのは別に要らないよって、自分たちでする

んだから、そんとは関係ねが、というようなふうになってくるんじゃないかなというふうに思います。

しかし、現実としてはまだまだそこに至ってないということでございますので、ただいまお話がありました特定健診の受診率70%ということについては、現在平成22年度で35%、23年度で40%という数字でございますので、これを今年度70%まで一挙に持っていくというのは至難の業であるというふうに感じたところでございます。

しかしながら大前提として、65%達成しなければならないというのがありますので、担当の方にどうすればその数字は達成できるんだらうということの相談を申し上げたところ、69%というものを積み上げを持ってきましたので、しからば70%までいきましょうねというような形で、現在推進を図っているところでございます。

その時に、まだまだ意識としては足りないところがあるのではあるが、方向性としてやってやろうというような形を醸成するということになれば、そのような報奨金制度というのについても、必要ではないかなというようなことから、今回は取り組みをするところでございます。

多分、このことが達成されれば全国の同規模の自治体で、日本一だというようなふうに私自身は国保の中央会の方から話を聞いているところでございます。そのような実績が達成されれば、まさしく市民の方々の市民力の結果でございますので、そのことを皆様にお話ししていけば、ひょっとすれば、もう次年度は要らないよと、自分たちは自分たちですから、きちんと健康づくりについては自分の責任でやるよというようなお話にさせていただけるかもしれないということの期待はしているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、この日本一のまちづくり、今市長が思っておられるそのことを絶えず発信をして、アプローチをちゃんとやっていただきたいと。そのことで、職員の皆さんをはじめとして、スタッフが一緒になってですね、この日本一のまちづくりに向けて努力をしていかなといかなというふうに思うところであります。

次に、この問題はぜひですね、先ほどもありましたが、市民目線に立った形でないと、またこれはいろいろ問題あるでしょう。ぜひそういう立場を忘れないで、これ、やっていただきたいと思います。

次に、市長が、僕もこれびっくりしたところでした。毎日新聞にですね、脱原発を目指す市長会議結成ということで、志布志市が載っていたんですよ、もうびっくりしてですね、本田市長と6年になりますけど、これ本当の政治家として、すごい決断をしたもんだと。いわれる国の方向に対して、少し異を唱えるといいますかね、そういうことで、これはすごい決断をされたなと思って新聞を見たところでした。

この市長会議に、ぜひあなたが参加をしようと思われたその思いと、これを実現していくためにどういった具体的な行動をとろうと考えておられるのかをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年3月11日に東日本大震災が発生いたしまして、そして直後に福島原発が事故を起こして、

そのことで災害復旧は当然のことながら、原発に対する国民の関心が大きく変わったところがございます。認識が高まったところがございます。

事故発生直後につきましては、今いろいろと検証が進んでいるわけございますので、いろいろとあろうかと思いますが、その時に多くの国民の方々が認識されたのは、原発というのはやはり危ないというようなことの認識が持たれたのではないかなというふうに思っています。

実際メルトダウンを起こして、現在でもそのメルトダウンについての明確な対処、処理が示されてない。そしてまた、燃料棒についてもどんどんどんどんその廃棄された燃料棒が積み重なってきて、その処理が非常に難しいというような状況が国民の共通の認識となったところがございます。

そのような中で、原発の推進というのについては、非常に危惧すべきものであると、しからばその原発が担っていたエネルギーの問題についてはどうするかということについての非常に微妙な問題もございますので、そのことについても十分勉強をさせていただきながら、この会にも参加させていただきたいということの表れであったところがございます。

○19番（小園義行君） 今市長の答弁がありました。この原発については、今国会でも事故調査委員会を設けてやっている最中にですね、いわゆる財界の圧力に屈した形でのああいいう大飯の再起動を認めると、とんでもないことだというふうにこれは思います。

本市は川内原発の3号機、4号機、ここについても陳情、採択して意見書を上げています。そういったことで併せて川内原発の燃料棒、いわゆるプール入っているわけですが、ここもあと数年ですね、もう満杯になるという状況があります。

そういった時に、今回本田市長が、こういう市長会議に参加をしたということはですね、本当に私は心強い限りだと、そういうふうに評価をするところであります。

ぜひこの原発については、トイレなきマンションと言われるように、もう福島の実況がそのことを示してますよ。あのことから教訓を学ばないで、再起動ありきでやった今回のですね、この国の在り方に対しては、本当に憤りを感じるところであります。

今市長が答弁にあったように、ここを日本一のまちづくりにするという立場からも、この原発問題については脱原発と、これを国はちゃんと方向性を出してですね、取り組むべきだとそういうふうに思います。

この大飯の再起動について、市長に今聞いてもいろいろですが、併せてですね、この国の今あの再起動をやるというこのことに対して、決定をしたということに対して、参加されている立場としてですね、どういう思いがありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

結局この原発を稼働しないとすれば、私どもは節電しなければならないと、その節電の影響が多方面に及ぶと、特に関電においては50%が原発の電力というふうに言われていますので、関電においては、その影響が多いということで、今回再稼働ということが決定されたようでございます。

このことについては、私自身は残念というようなふうに思うところでございます。しかし、国全体として、本当にじゃあ原発をどうするかということにつきましては、真剣に考えていただくことになろうかというふうに思います。

そして、その原発が担っていたエネルギーについても、代替エネルギーの開発をきちっとやっていただく国づくりをしていただきたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君）　そういう立場で、ぜひですね、国に対しても声を上げてほしいと思います。

鹿児島県は、今現在、これは増えているかもしれませんよ。志布志市、日置市、伊仙町、徳之島町の四つがここに参加をされております。ぜひこの取り組みが広がってですね、全ての自治体の首長さんたちがここに参集するというような方向性になったらいいなと、そのためにけん引者となって努力をしていただきたいとそういうふうに思うところであります。

併せて再生可能エネルギーのですね、この推進ということで、本市においてもそこらについても、もちろん勉強もされるでしょうけど、取り組みとしてやっていただきたいものだというふうに思います。

市長の本当に勇気あるこの決断に対してですね、大いに評価をしたいと思います。そのことで、これについては、終わりたいと思いますが、実はこの前、原発の学習会がありましてね。東京の国立市長の女性の上原さんという方でしたけど、こられてお話もお聞きしました。非常に盛り上がっていると、外国のメディアもこのことについては、びっくりしていると、いわれる地方の首長さんたちが国に対して、そういうことを申しているという意味でですね、非常に興味というか示しているということでありましたので、ぜひ大いに、途中でくじけないで頑張ってくださいたいものだというふうに思います。

次にいきます。三つ目に政治姿勢として、ここで適当かどうかというのは、いろいろありましたが、民間からの職員受け入れについて考え方を問うという市長に通告にしております。

今回私たちは、4月ですかね、その前に内示のそういうのが送ってきまして、職員異動がありますよみたいなことで、職員異動がありました。その中に社協からの職員の受け入れというのがあります。どういう形でその職員の方が、そこに配置になって、こういう経過が何だったのかと全く分からないままに、人事異動のそれに載っているということでありましたので、少しびっくりしたところでした。

私は、今回この質問をするにあたって、受け入れをして、今現在仕事をしておられるその方が不利益になるようなことではいかんと、しっかり行政として対応がなされていかないと、本人の身分保障とか、そういったことにもいろいろ問題が出てくると困るなど、そういう思いがあって、質問をしております。

そういった立場からですね、こういう経過になったことを職員の受け入れということで、どういう形で受け入れて、中身が全く分からない状態でいますので、ちょっと経過をお願いを申し上げます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年4月から、社会福祉協議会から研修職員として1名を本市に受け入れているというところでございます。

このことにつきましては、社会福祉協議会が、平成24年度地域福祉行動計画策定の準備年度としており、市でも平成24年度を地域福祉計画策定の準備年度としておりました。

お互いの事業展開時期と社会福祉協議会の研修派遣の時期が一致したことによりまして、研修職員の受け入れとなったところでございます。

○19番（小園義行君） 今のあれでは全く分からないんですが、この方は給与の負担というのはどうなっているんですか。

○市長（本田修一君） 給与の負担につきましては、社会福祉協議会で負担ということになっております。

○19番（小園義行君） じゃあ給与は向こうが支払って、職員の受け入れておられる方はここで仕事をされてるわけですね。そして、実際には給与は向こうから出ていると、これは少しALT、英語指導、ALTですよ、この方でも全国でいろいろ問題もあって、少し僕も勉強させてもらったんですが、これだと労働基準法の第6条に抵触するということはないんですか。給与は向こうですよ。

○市長（本田修一君） 法律に抵触することはないかということですが、地方公共団体と民間企業との研修派遣にかかる法的整理はないということで、社会福祉協議会との協定書に基づき、研修職員の受け入れを行ったところでございます。

私自身は、市民の福祉向上を図ることを念頭において職務に従事しております。

今回のケースにつきましては、福祉行政を推進する市と、その実働的役割を担う社会福祉協議会が合同で地域福祉計画の策定に当たるということによりまして、より市民目線での福祉政策が実現されるということを判断し、受け入れたところでございまして、協定に基づき受け入れをしたところでございます。

○19番（小園義行君） 少し具体的に教えてください。

給与は向こうですね。そして、今回参事という格付けをされてますね。そして、仕事の中身は何をされるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

研修職員として受け入れをしたところでございますが、市の市役所の内部でも、また格付けを参事としたのは、市の市役所の内部でも、また外部に対しても、その参事の職務に相当するということを明示したいというようなことから、参事として位置付けております。

そしてまた、現在地域福祉計画の策定に向けまして、地方自治体の状況把握や、それぞれの計画の収集をはじめとしまして、計画策定に伴う準備作業に取り組んでいただいております。

民間計画であります地域福祉活動計画の整合性や、整合性を図る観点からも連携した作業が必要でありますので、双方の連絡調整や今後のスケジュール調整等の面で貢献していただいている

ということでございます。

○19番（小園義行君） 少し仕事の中身、そして参事格付け、それで研修職員として受け入れるということで、じゃあもう1回聞きますよ。労働基準法第6条は、「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。」ってなってるんですね。これね、私は指導主事の方とか、直接うちが給料を出してALTさん、出して雇うならこれはクリアしてるでしょう。でも実際はうちは出してないんですよ。だけど仕事はしてもらっている。これ全くここ業務執行、そういったものに適正な対価を払うということがない中でですね、労働基準法第6条に抵触しませんかね、これ。

○総務課長（溝口 猛君） 労基法の第6条に抵触しないかということでございます。

「他人の就業に介入して利益を得てはならない。」というようなことでございますが、先ほど市長が申しましたとおり、民間からの地方自治体への研修の受け入れにつきましては、上位法との整備がないところでございます。

我々も今回社協の方からの研修の申し込みがございました。それを踏まえまして、県あるいは大隅半島でも民間の職員を研修の受け入れをしているところがございます。

実務的には、今回の場合は社会福祉協議会との協定書、これが実際の契約という形で研修の受け入れをいたしたところでございます。

なお、研修につきましては、社協からの申し出でございまして、先ほど市長が申しましたとおり、本人の身分、あるいは給与等々につきましても社協の方で持つというような形の協定をしたところでございます。

○19番（小園義行君） それは分かるんです。今あなたや市長が答弁があったからですね。

でも、実際じゃあ向こうとの関係で、労働者派遣ですよ、簡単に言うと。その労働者派遣法、こういったものについて、きちんとした協約が結ばれてるんですか。手続きが全てそれに基づいてされているというふうに理解していいんですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

派遣ということではなく、研修生の受け入れというような形で協定書の締結をしているところでございます。

○19番（小園義行君） じゃあ研修生ということだということであれば、だけど今回参事として格付けをしてるじゃないですか、このことはどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回研修生として受け入れているということでございますが、社協の中でも管理職という立場でございましたので、本市においてもそのような形での位置付けが必要かというふうに思いまして、参事という位置付けをしまして、対外的にも対内的にもそのような認識を持ってもらうというような形での措置をしたところでございます。

○19番（小園義行君） でも冒頭の答弁で、今仕事の中身も聞きましたね、福祉計画、地域福祉行動計画、25年度に策定しなきゃいけないということで、その仕事をしてもらうんだということ

でしたね。でもそうなるですよ、向こうは介護保険事業所でもありますね。いわゆる向こうの身分は、向こうにあって、そういう事業所でもあるその職員の人を参事としてうちに雇ってるわけじゃないですか、今の形はですよ。あくまでも研修生だったら、この参事という格付けなんかいないでしょう。人事表にまた載せますかね。

そこで、私はこの参事というその格付けをあなた方がどういうふうにとらまえて、ああいう形にしているのかと。

普通の人がきたら、大変申し訳ないけど、役場の職員の人で思われますよ、住民の人は。

研修するその研修の中身が、自治体が示すそういった計画に基づいて、いろんなことをつくっていきんだってなった時に、派遣元は介護保険事業所でもある。その職員がきて公務員として仕事をしている状況の中で、いわゆる公務員の利益相反行為、ここに触れる可能性もあるなという心配をするんですが、参事という格付けをしている。一方派遣元はそういう事業所である。民間ではありますけど。うちの仕事としては、そういう仕事をしていただいているとなった時、公務員の利益相反行為、これに副市長当たりませんか。

○副市長（清藤 修君） 利益相反の話でございますが、今回の場合は社会福祉協議会の方から、介護の事業所ということじゃなくて、社会福祉協議会からの研修生の受け入れということになっておりますので、社会福祉協議会の事務局からの派遣というふうに理解できると思うんですが。

以上です。

○19番（小園義行君） よく分かりませんが、社会福祉協議会は民間ですよ、あくまでも。そこが派遣元となって、うちが受け入れて、うちは参事という格付けをして、そして仕事はいわゆる地域福祉行動計画を策定するための業務をしていただいている。

これ地方公務員はですよ、いわゆる中立の立場で仕事をやらないといけないわけでしょう。そのことが派遣元がそういう事業所であって、仕事の中身としたら、地域福祉行動計画。これは少し公務員という立場でした時には、利益相反行為に当たるじゃないかというふうに僕は思うわけですよ、思いませんか。

○副市長（清藤 修君） 説明がちょっと不足しておりましたけれども、本来、市がつくるのは地域福祉計画です。これにつきましては、市で当然つくるべきものでございます。市がつくらないといけない。

一方で民間の方でつくる計画というのがございまして、これが地域福祉活動計画というのがございます。これを社協をはじめとする事業者はつくらないといけないと。

今回、先ほども市長の方から答弁がございましたけれども、ちょうど时期的にですね、市もつくろうという準備をしていた。社協の方も同じように、同じようにというのは、地域福祉活動計画をつくろうとしていた。時期が重なったということが一つありまして、お互いで一緒に勉強しながらですね、いいものをつくっていこうという時に、それぞれ席を別にしておいてもいいとは思いますが、同じ目的といいますか、目的は一緒ですので、その部分についてはですね、同じ方向性を持って作り上げていこうということがあったのではないかと思いますので、議員おし

やるような、その相反というようなものには当たらないんじゃないかなというふうに私は思います
が。

○19番（小園義行君）　じゃあ今派遣されてる方、雇用関係はどういう、どっちも雇用関係が発
生してるんですかね。

○副市長（清藤 修君）　あくまでも席は社会福祉協議会にあるということでございます。

○19番（小園義行君）　そういうことでしょうか。これ、向こうは逆に言うんですよ、大変社協は
損をしていますよね。金は出してですよ、人はいなくなっている。うちも人は足りないのに何な
んだって、実際こちらで仕事をしてる。これは非常に問題があると、併せて今国との関係で、国
が出している法律の関係でいうと、地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律あ
りますね。これでいくと、いつまでということもちょっとさっき聞いてないんですが、どれぐら
いおられるのかよく分かりませんが、こういう国の法律からした時にやるとですよ、任期付き
ということであれば、これは当然条例を制定して、いったん向こうを退職しないといかんわけ
ですよ。

ただあなたたちは、研修だ研修だと、だからいいんだと言っているけれども、憲法99条は御存
じですよ。憲法尊重擁護のことを言っているんですよ。

だから、それからした時に法律をちゃんと守らないといかんですよ。だから、何でもかんでも
研修だから受け入れていいよということには、僕はならないと思います。そうしないと、仮
にあの人、派遣されてる方がですよ、向こうに帰れないということになったりすると、これは当
局の怠慢ですよ、非常に困るじゃないですかこれは、いかがですか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

期間につきましては1年の、そしてまた更新をするということにしておりますが、今回の受け
入れに際しましては、今後終了後において帰るということについては、私どもは確実にされる
という認識のもとで受け入れをしているところでございます。

○19番（小園義行君）　それはそうでしょうか。だけど、きちんとね、雇用関係にしてもどうい
う状況になっても向こうがやっているけど、実際はうちで仕事をされているわけですよ。社協に多
大な迷惑をかけているじゃないですか、民間にね。うちが払うんだったら、最初の労働基準法も
問題ないと僕は思いますよ。

それは社協から先ほど出ていました地域包括支援センターに職員派遣されていますね。これ委
託契約をして、ちゃんとこっちがお金払ってるじゃないですか。だから問題ないですよ、それ。

今回の場合は、人だけ貸してよて、お金はそっちが払ってねて。これは労働基準法の関係、い
ろんな問題がここに国が出している法律の関係、そして先ほどいった公務員の利益相反行為、こ
れに対してもいろいろ問題がある。これではですよ、おちおち働いておられる方は安心して仕事
ができなくなるんじゃないですか。

また、もう一つじゃあ聞きますね、あなたたちは問題ないと。労働基準法でいくと、地方公務
員法の25条もそうですが、24条に直接支払いの義務、こうありますね。そして、従業員籍を持っ

たまま今回みたいな任用をされて、いわゆる参事とすると、営利企業等の従事制限、地公法の第38条、ここにも抵触するような問題がありますよ。

だからぜひですね、あなたたちがきちんとした形でやらないと、公務員という立場ですから参事ということは、中立の立場でやらないといけないでしょう。それが一方は、そういう介護保険事業者の派遣元はそうなのに、その人がそういう計画と一緒にいっていったら、普通はいわゆる職務上の利益相反行為ということに、普通は僕は常識的に考えればなりますがね、そういうのは問題だよということを僕は言ってるわけでして、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、今回の受け入れにつきましては、慎重に対応をしまいたるところでございます。

そのような中で、協定を結び、受け入れをするということで、法的にはクリアしているというように認識のもとで、今回しているということを御理解いただければと思います。

○19番（小園義行君） 何らクリアしているというふうに明確な答弁はないでしょう、これ。

私は、今回のこの問題はですね、きちんとしてあげないと、例えば、じゃあほかのところをいろいろ調べてみたんですけど、いわゆる要綱なり、規則なりつくってますよ。ここそういうのがありますか、志布志市はないですよ、ありますか。

○市長（本田修一君） 現在のところ要綱はないところでございます。

最終的には、今後任用職員、研修職員等の明確な区別をしていきたいということで、そしてまた、研修職員にかかわる法的整備につきましても、先進地等を参考に検討してまいりたいというふうに今後については考えております。

○19番（小園義行君） もしですね、こういうことがあれば、ほかのじゃあJAからもお願いねって、どっからもお願いねって、そんなことでね、どんどんどんどんやられたら非常に問題です。

ぜひ、今派遣されている方の立場を考えたら、大変心苦しいものがあります。ぜひ本市としてもですね、そういう要綱なり、そういうのをちゃんとそろえた上で、その法をきちっとクリアするという形でいわゆる派遣受け入れという形でやっていかないといけないと思います。

そこについては、明確にちゃんとやると、今回いろいろ指摘をしましたが、そういったものについてもですよ、本人が非常に不安にならない形で僕は受け入れをする際には、きちんとした法をクリアした上で、この協定に基づいてやるという要綱なりそういうのを整備をするということでもいいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の受け入れに際しましても、本人と十分協議をいたしまして、理解していただいて、現在質問をしていただいているところでございます。

ただいま御指摘がありました点につきましても、十分内容につきまして、勉強させていただきまして、不十分な点がございましたら、新たにその協定書の中に盛り込む等のことをさせていただきながら、また要綱等の整備が必要とあれば、そのようなこともさせていただきたいと思えます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、明日平野議員もこの質問をされますけど、本当に受け入れをするその職員の人に対して、安心して仕事がやっていける、研修ができるという体制をしっかりとした上で、こういう問題はやっていただきたいものだというふうに思います。

今市長の方から答弁がありましたのでね、この点については終わりますけど、ぜひ本人が不利益になるようなことになっちゃいかんですから、ぜひそういう立場でですね、これ、きちんとした要綱なり、そういうのを定めてやっていくということで理解をして、次に進みたいと思います。

保健対策ということで、予防接種の集団接種の見直しは考えられないかということで通告をしておきました。

国が、今年の9月ですかね、9月からいわゆるポリオの不活化ワクチン、この導入を考えてます。今後、国はもっともこの予防接種については、どんどんどんどんいわゆる子供たちのそういうものを守っていく等を含めてですね、対応がされてくると思うんですよ。

その中で、現在本市は予防接種については、集団接種ということでなってるんですが、このポリオの不活化ワクチンのここを導入が始まるという状況の中で、個別接種そういったものに見直しができないものだろうかというふうに思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では、定期予防接種の三種混合やBCGポリオワクチンなどの予防接種を1箇所を集めて行う集団接種という形でやっているところで、小児科医で任意に行う、ヒブ、インフルエンザ菌B型や、小児用肺炎球菌のワクチン等の接種計画をいかに立てるか、保護者の方にとっても悩みの多いところで、小児科医の先生方も苦勞されているというふうにお聞きしているところであります。

市では、今年度に入って郡医師会を通じ、市内の医療機関に対しまして、健康上の理由などにより集団接種の実施が困難な方への対応として、市内の医療機関で個別に接種できないか、アンケート調査を行ったところであります。

調査の結果、集団接種の際、発熱等でやむを得ず接種できなかった場合等に、「個別での摂取を受け入れてよい」という回答を大半の医療機関からいただいているところであります。

市といたしましては、これまで接種率の維持向上と医療機関関係者の負担軽減ということで、集団接種を行ってまいりましたが、今後任意予防接種の種類や接種希望者も増えるものと予測しており、接種計画の管理も困難となることが予想されますので、医療機関での個別接種を視野に入れてしっかりと協議してまいります。

○19番（小園義行君） 今市長答弁ありましたが、近隣、全国も調べてもそうですけど、予防接種は定期接種というふうに義務づけじゃなくなったんですよ。

そういう意味で、こういうことになってきているわけですが、隣の大崎町も23年度の4月から曾於郡医師会ですけれども、個別接種です。曾於市については、17年4月からもう個別接種ということになっております。

ぜひですね、今市長が医師会の先生方として、早期にね、これは取り組んだ方が、当局がだれ

だれを管理してということで、あなたのところは今年度はこういう予防接種の時期にきていますよと、情報を流してあげればいいわけですからね。

そのことで、後はいわゆるどこで自分の都合のいい日に、いい時期にということでやっていくということの方がより合理的だろうというふうに思うんですよ。

これは、たくさんヒブから肺炎球菌いっぱい、これを全て皆さん方が把握してやっていくというのは、大変だというふうに思うんですね。だから、ぜひ、そういった意味では個別接種、今市長がありましたように、志布志市の個別予防接種実施医療機関一覧、僕もちょっと引き出してみましたけど、それなりにそれぞれうちはヒブはしません、子宮頸がんはやりますよとか、いろんなことがありますね。

ぜひ医師会の先生方とそれをして、これぜひ個別接種という方向で視野に入れてということでしたが、これやっぱり当局がきちんと医師会の先生方と明確にそういうのをやらないと、いつまでたってもこれ変わらん状況じゃないですか。

ぜひ、その個別接種という方向で、今医師会の先生と協議して視野に入れてということでしたが、もう1回このことについて、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の議員からの御質問を受けるということで、事前に担当の方からヒアリングをした時に、大崎町、曾於市では既に個別接種をしているということを知り、ちょっと志布志市だけそのような形にされているということについて、疑問を持ったところでございます。

ということで、ちょっとこのことにつきましては、経過があるようございしますが、近隣でそのような形でしていただいておりますので、曾於郡の医師会として、このことについては対応をお願いしたいということの協議をしてみたいと思います。

○19番（小園義行君） 今対応をお願いしたいということは、そういう個別接種という方向で、医師会の方をお願いしたいということですね、理解をしました。分かりました。ぜひですね、働くお母さんお父さんを含めて、私も今回孫を初めて連れていきましたけど、なかなかだなというふうに思ったところです。

ぜひ、その人、お父さんお母さんたちが都合のいい日で、病院でできるということになれば、わざわざ休んでですよ、賃金カットされたりしないでいいわけですからね。ぜひそういう立場で、今市長の答弁で理解をしました。

次に、税金対策ということで、昨年9月議会でいわゆる税の減免、そういったものについて質問をしたところです。

その時に答弁として、そういう方向でやるんだということで、市長の方の答弁がありました。昨年9月議会以降の取り組みといたしますか、どこら辺までそこが進んで、要綱なり規則、そういったのをつくるわけですよ。進捗状況というか、どういう状況になっているかをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年9月議会での議員の御質問、納税の猶予や減免につきまして、担当課で調査・研究をし、

そしてまた、議会の方へその時にまた出来上がったら相談したいというふうにお答えしたところでございます。

現在、担当の方で近隣市町村や類似団体の現状調査を実施しながら、国の基準や地方税法に規定されている延滞金の減免に基づき、やむを得ない事由の減免基準を定めるために取り組みを行っているところでございます。

なお、本市におきましては、延滞金も含め、真に納付困難な納税者については、地方税法第15条の7第1項各号の規定により、滞納処分執行を停止することで対応しておりますが、納税者の中には納税ができるのに納めない悪質な滞納者もおりますので、納期内納税者等の公平性、自主納税推進の観点から延滞金の減免については、その適切な取り扱いが重要と考えますので、法的根拠や近隣市町村状況を調査・研究してまいりますので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 昨年の9月議会で、今この質問をして答弁としてですね、同じことをおっしゃってるんですね、そういう意味で。ぜひこれ地方税法できちんとできるよということも、国税通則法を含めてうたってるんですよ。そして、今市長がおっしゃるように、納税困難な人と納めない人とは違いますからね、そこについてはもう理解をされていると思います。

今の市長の答弁で、もう少し時間をいただきたいということですが、具体的にはそういった方向で規則なり、そういったことをつくっていくよと。そして、いわゆる非常にこれは基準が難しいですね、微妙な部分があります。そこについては、いわゆるそういった要綱なり規則なり、そういうものがないとできないじゃないですか。

先ほど憲法99条の話をしましたけれども、ぜひそういったものの中でやらないと、その時その時で変わっていくんじゃないかまたこれはおかしいわけで、ぜひ最初にそういうふうな納税をし、延滞金を払っているそういった人たちに対する考え方として、昨年9月もお聞きしたわけですからね。

もう1回市長の時間をちょうだいというのは、どういう意味ですかね。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、担当と十分協議をしているところでございます。担当の方で、もう少し研究・調査をする必要があると、そしてまた、どのような時に免除が適用できるかということについては、慎重に考えたいというようなことの申し出があったところでございます。

お話がありますように、このことにつきましては、前向きに取り組んでおりますので、もう少し時間をいただければというふうに思います。

○19番（小園義行君） 市長、ぜひ前向きというその言葉を全幅の信頼を置いて、これ了としたと思います。前向きに、もう少し時間をちょうだいということは、今私が言った方向でやるということで理解をしていいですね。

○市長（本田修一君） どういった形でこのことを定めるかについても、まだ時間がかかるというふうに思われますので、そのことも御理解いただきながら、もう少し時間をいただければとい

うふうに思います。

○19番（小園義行君） 市長、議会答弁というのは非常に重たいわけで、1回そう言ったからそれで終わりというふうにまさか思っておられると思わないけれども、少し時間も経ってですよ、本税確定する時期にきていますね。また徴収が始まりますよ。そういったことで、苦勞されている方々もいますね。

ぜひ今もう少し時間をちょうだいておっしゃいましたので、この法に基づいてできるというところの部分でですね、きちんとそういう規則なり、そういうのをつくってですよ、まじめに頑張っておられる人たちに対して、全国ではもう例を挙げたらたくさんあるんですよ、そういうの。ぜひですね、そのことについて、本市としても取り組んでいくということで理解をしいですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お答えしますように、このことにつきましては、前向きに取り組んでおりますので、御理解いただければというふうに思います。

○19番（小園義行君） はい、分かりました。ぜひですね、住民の皆さん方、本当に厳しい中で頑張っておられる。そういう人たちから相談を受けて、よく税務課に相談にいきますよ。ぜひそういう立場で、もう少し時間をくださいということですので、よく分かりました。

次に、児童福祉費ということで通告をしておきました。

みどり保育所の関係で委員会等でもですね、向こうの民間移管の関係が25年度から始まるということで、移管先を24年度にはちゃんとしてちょうだいみたいところで、要望があって始まっているということがありましたが、3月議会の中で、いわゆる保護者会との関係、信頼がちょっと壊れているというような状況が発生しているということでありました。

委員会の中であったんですよ。ぜひそのみどり保育所の3月議会以後の当局の取り組みと申しますか、そこについてどういう取り組みがなされてるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

みどり保育所につきましては、平成24年5月7日に開催されました保護者会の代議員会において、現在までの経緯と、以前提出されておりました陳情書に対する回答を行い、今後の流れ、要望などを代議員の方々と協議いたしました。

その結果、新たに入所された保護者の方々も多くいらっしゃるの、後日保護者全員を対象とした説明会を実施することで決まりました。

その後、6月4日に開催されました保護者会において、保護者から事前に提出されておりました質問、要望について回答を行い、更にその回答を踏まえた質疑に対しましても、私も出席して回答行ったところでございます。

なお市としましては、現在応募されている法人につきましては、正当な手続きを行っておるといふふうに考えておりますので、法人からのプレゼンテーションを開いていただきたいと、お伝えしたところでございます。

また、今後については、保護者の方々の御理解を得ながら進めていくということ重ねて申し上げますところでございます。

こういった一連の説明を終了し、質疑をお受けいたしました。一通り話し合いを終えましたので、今後の方向性について、保護者の方々だけで協議する場が必要であると判断いたしまして、私どもは退席し、当日の説明会を終了したところでございます。

現在、保護者会からの今後についての要望を待っている状況でございますので、その要望を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

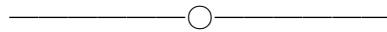
○19番（小園義行君） これ、いったん壊れた信頼関係というのは、信頼を取り戻すにはすごい時間がかかるじゃないですか、壊すのは簡単ですよ、一言で壊れますからね。

だから、市長この保護者会との信頼関係、当局として市長も含めてという意味ですよ、どういうふうに構築をしていこうというふうに思ってますか。

○市長（本田修一君） ただいま答弁いたしましたように、保護者会の方々の御意見を尊重しながら進めていくということでございます。

私自身も、今回の説明会には赴きまして、お話を申し上げたところでございます。

今後も話し合いを重ねさせていただきながら、進めさせていただければというふうに考えるところでございます。



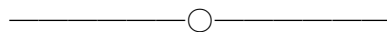
○議長（上村 環君） ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。



○19番（小園義行君） 市長、これですね、毎年保護者は変わりますよね、役員さんたち含めて、私は保護者会に今下駄を預けるということですね、今おっしゃっているのは、だからその時ですね、保護者会の役員の人たちも非常にこれは厳しい判断をしなければいけないということを求められているわけですね。

いわゆる全員が反対、全員が賛成なら、これはたやすいですけど、いろんな意見があるわけですよ。そのためにこの地域を分断する、そういうことにならんようにやらないといけないというふうに思うんですね。

だからぜひ、そのためには時間を十分に保障してあげて、いついつまでにやんなきゃいけないとかですよ、そういったことは、僕はやめるべきだというふうに思います。

なぜなら、あそこの地域でおられる方々は、一生あそこに住まれる人たちですよ。その人たちがこれから先、まあ言葉が悪いけれども、賛成した人、反対した人ってそういうことになってで

すよ、一緒にやっていくとなったら、コミュニティー壊れますよね。ぜひそういった意味では、保育所に入る子供たちは、将来志布志市を担っていく子供たち、その子供たちを支えているお父さんお母さんを敵と味方にするようなね、当局のやり方をしてしまうと僕はまずいと思います。

そういった意味では、保護者会との信頼関係の構築を本当に慎重にやるということと、地域を分断するようなやり方については、絶対やらないと、時間を十分保障してあげて、向こうの保護者会の方々がいろんな議論をされるでしょう。その中で、一つの方向性、合意が得られる、それまできちんと待ってやるという考え方に立てますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保育所の民間移管につきましては、私が市長就任以来取り組んできた事業でございます。

そのことで、毎年毎年年度が変わるたびに説明会を開催させていただいて、もし御同意がいただければ、このようなスケジュールで進みますということのお話も申し上げているところでございます。

今年度につきましても、基本的にはそのようなスタンスでございます。事業を進めるとすれば、こういったスケジュールになりますということで、お話しするところでございますが、前提としましては、保護者会の皆さん方の御同意をいただいた上で進めていきたいということは、今回もお話を申し上げたところでございます。

○19番（小園義行君） ということは、いついつまでにと、逆算方式で結論を出してくださいという、そういうことにはしないということですね。

○市長（本田修一君） いついつまでということは、今回は言わなかったところでございますが、前回のお話の中で、昨年度の話の中で、25年の4月というような形で、23年度が進んでおりました関係で、その25年の4月に民間移管をすれば、このようなスケジュールがあるというような担当の方からも話をしたかもしれません。

ただ、何回もお話ししますように、前提として保護者会の皆さん方の御理解をいただきながら進めていきますということのお話はさせていただいているところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長のその答弁で、保護者会の皆さん方の合意が必要だということで理解をします。

ぜひですね、市長この言葉一つで、完全に信頼関係が壊れるということありますね。やり方についても、少し唐突なことをやったり頭越しにやったりすると信頼関係壊れますね。そういうことのないように、当事者である向こうのお父さんお母さんたちが必死になって、合意を得るための努力をされるでしょうから、その時間を十分に保障して、松山町地域のコミュニティーを当局のやり方によって壊すようなことにならないようにですね、十分配慮して、信頼の構築というのを進めてやっていただきたいと。そのことが、今市長の口から述べられましたのでね、このことについてはよく分かりました。

もう1回言いますけど、逆算方式で進めていくようなことは絶対やらないということで、理解をしましたので、次にいきたいと思います。

山重幼稚園の今後について考え方を問うということで、通告をしておきました。

なぜなら、これまで市長は保育所の民間移管を非常に積極的なんですね、この山重幼稚園、唯一公立の幼稚園としてあるわけですが、国で今それぞれ認定こども園、総合こども園、これはいろいろ合意の中で抜けちゃって、ごめんなさいね、そのとおりになってない状況があって、玉虫色の決着をしているようなことですよ。もともとのやつにかえたのかねと、思うようなことですが。

市長が保育所の民間移管ということで、非常に熱心なものだから、この山重の公立の幼稚園はどういうふうこれから先考えておられるのか、その考え方を少しお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

山重幼稚園につきましては、市が設置する唯一の公立幼稚園ということで、昭和46年4月に地域の幼児教育の高まりを受けまして、旧有明町が設置したものでございます。

現在、3歳児10名、4歳児3名、5歳児6名の計19名の園児が元気に通園しております。

園児数は、平成21年度が21名、平成22年度が20名、平成23年度が20名と、ほぼ横ばいで推移しております。

収容定員が35名に対しまして、平成24年度で約55%の収容率でございますが、本年度も7名の3歳児が新入園したところでございます。

市内には、山重幼稚園のほかに私立の幼稚園が2園ございますが、2園とも旧志布志町地域の市街地に所在していることから、山重幼稚園は旧有明町地域に設置している唯一の公立幼稚園として幼児教育を担っておりますので、引き続き山重小学校長を園長にお願いしまして、公立幼稚園として設置運営してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） その言葉を信じてですね、この唯一、あの地域に保育所はないわけですね、幼稚園があるわけで、ぜひ山重地域のことを考えると、この幼稚園というのはとても大事なものだというふうに思いますので、今市長がおっしゃった当面今のままでいくという、そういう理解でいいですね。

当面というのはいろいろありますのでね、ぜひこれは市長が、この公立の幼稚園もそういう形で保育所と同じようなですね、考え方に立っているのではないかという少し心配があったりしたものですから、通告をしました。

公立の幼稚園として、しっかり守っていくということでいいですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、引き続き山重小学校長を園長にお願いしまして、公立幼稚園として設置運営をしてまいりたいと考えております。

○議長（上村 環君） 教育長はいいですか。

[小園義行君「いや、もういいです」と呼ぶ]

○19番（小園義行君） 教育長、ごめんなさいね。ここが、市長がこういう答弁でしたので、教育長は当然立場だと思います。そういう理解をしておりましたので、いいですよ、じゃあ教育長

どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） ぜひ語らせていただきます。

今設置者であります市長が、園長を校長に当てて、当分の間は公立幼稚園として運営するというのでございましたので、それを含めまして、我々もまた校長が代わるたびに、園長先生ですよ、ということ認識させながら、校長が園長で、そしてまた副園長が教頭です。養護教諭も入っていますので、そういうことも山重にきた校長はそういう宿命だということで話をして、きちっと園の仕事もしてもらいたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長はああいう答弁でしたので、教育長には大変失礼をしたところでございます。

あと学校統廃合のことなんかが出てきた時には、またね、いろいろ考え方もいろいろあるでしょう。それについては、当面そういうことにならないということですのでね、分かりました。

次に、学校教育についてお尋ねをします。

志布志町地域の中学校の統合というのは、今回条例改正として出てきているわけですね。住民の理解等に十分対応されてのことかということで通告しましたが、これ、市長、教育長にちょっとお聞きをしてみたいと思います。

今、八野小学校が閉校になりまして1年経ちました。1年以上ですね、その中で私はあそこを廃校にする時に、地域の核として学校は公民館の行事だとか、そういったものに学校そのものが大変力を発揮していると、もちろん校長先生や教頭先生は、その地域に必ずお住まいになって、校区公民館のそういう活動なんかにも積極的に応援をし、関わっておられるという側面からした時に、学校をなくすのはいけないよということでも反対をしましたね。

そういう立場でした時に、八野小学校がなくなって1年経っていますが、八野地域での公民館活動等を含めて、そうした問題、影響は全くないというふうに理解をしいのか。それとも、それぞれ教育長、市長の立場で結構ですが、全くそういう問題は、やっぱりあそこを閉校してよかったねという、今でもそういう思いに立っておられるんですか、問題はありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

八野小学校廃校後、活性化の委員会を地元で立ち上げていただきまして、廃校の利活用についての取り組みを一生懸命していただいたところでございます。

そのような中で、今回の廃校については、万やむを得ない形で、子供たちの健全育成というような見地から廃校という道を選んでいただいた。そして、その跡地については、地域の方々も自ら取り組みをされているということをいつもいつも見ておりまして、本当に有り難いなというふうに思ってきたところでございます。

学校がなくなったということで、直接的には子供たち、そしてまた学校の先生がいなくなって寂しいというようなお話は聞くところではございますが、そのことは、いずれ本当に子供がゼロになるとなれば、くるべき宿命ということがございましたので、そのことを前提として早めに地域の自らの力が発揮できるうちに活用しようというようなことを取り組んでおられるようなふう

に見受けたところでございます。

そういった意味で、今回また議案として提案しておりますが、そういう流れになってきたということがございますので、地域の方々もほっとしておられるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員も御案内のとおり、八野小学校が結局廃校になると、閉校になるといういきさつにつきましては、特認校の子供を含めて10名になったわけですね、最後は。そして、地元の子供が一人という状況になりました時に、地元の方々がやはりこれではどうだろうかということが出てまいりまして、これが逆ならいいんですが、どこの学校でもそうでございます。逆ならですね、やはり地元の子供が七、八割いて、特認校の子供が一人二人というなら、まだいいようですけども、これが逆になりましたので、四浦の場合もそうございましたが、やっぱり地元の子供たちがいないということが非常に地元の方々にとっては寂しかったし、やっぱり断腸の思いで、恐らくああいう手続きをされたんじゃないかと思っております。

しかしその後、今市長も申しましたように、確かに寂しいということは、決してこれはあられるだろうと思いますが、私などもあそこが閉校になりましてから、期間を決めて学校訪問とか、施設整備を見に、点検にまいりましたけれども、いつ行きましてもきれいな花が咲いておりましたし、そして、芝もきれいに刈られておりました。これはもちろん、刈っていただくようお願いしておりましたので、でしたけれども、愛着があって、そして、できることならやっぱり残したかったという気持ちは、私は偽らざる気持ちではあったらと思うんですが、こういう大きな少子化という大きな時代の流れの前に、いかんともし難い、切歯扼腕（せつしやくわん）、はがゆい思いをしながらも、ああいう決断、地元の方々がああいう決断を下されたのだらうなと思っております。

しかし、幸いに今回ああいう議案提案ができたようでございますので、一日も早くまたあそこに子供たちの笑い声が響くような環境ができればいいなと、こういうふう考えているところで

○19番（小園義行君） じゃあ公民館活動を含めて、そういう影響というのはもうないということですね。

近々、移動市長教室ありましたね、そこでそういった要望等とは全く出ませんでしたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移動市長室におきましては、地域の方々の八野小学校がなくなったことに、直接的に事務を担っていただく方がいなくなったという、公民館活動の事務をやっていただく方がいなくなったというようなことのお話があったところでございました。

そのことにつきましては、何らかの対応が必要かというふうには、考えたところでございます。

○19番（小園義行君） やっぱりですね、農村部は高齢化が進みますね、学校がなくなるということは、若い人は住まなくなるから、当然校区公民館活動、そういったものに非常に影響が出て

くるというふうに僕は心配をしたわけです。

現実、今市長がおっしゃるように、どうかしてくれて、これはなるはずなんですよ、それね。だからそういった意味で、教育長もおっしゃってましたけど、そういう経過はもうよく分かっています。そういう影響があるという、学校をなくすということはですね、校区の運営さえも非常に難しいことになっていくということを、この八野小学校の閉校というのが示していると思います。

そこで、今回のこの保護者をはじめとしたですね、地域住民の十分な理解が得られての今回志布志町地域の出水・田之浦中学校、ここのことがきちんと提案というふうになっているのかということでお聞きをしたいと思います。併せて、その八野校区の公民館の支援の在り方ですね、校区公民館活動、それは職員を張りつけたからいいよ、その地域の職員を張りつけたからいいよ、ここだけではね、僕は非常に物足りない。本当にその職員の人は、しょっちゅう出向かないといけないじゃないですか、そういうことで。そこらについても学校があったら、校長先生や教頭先生そこにおられるから、きちんとそういうことについてはいいよということで、連携が取れてやれたんだろうと思うんですよ。

その職員を地域担当の職員を張り付けているからいいっていう、まさかそういうふうに思ってるんじゃないでしょうね。併せて二つお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど何らかの対応が必要ということをお話したところでございますが、その内容については、まだ決めてないところでございました。お話があるように、職員というのは私どもの、先ほど別の議員でもお話ししましたように、集落担当制というのをしいております。その職員の活用も一つにはあるのではないかなと。

そしてまた、別途予算を立てて、その分について地元で対応してもらおうというのものもあるのかというふうには考えております。

○教育長（坪田勝秀君） 地元の意見を十分聞いたかということでございますが、これはこの前、議案を上程いたしました時にもるる申し上げましたけれども、私どもといたしましては、時間をかけて2年間でしたけれども、十分時間をかけて意見は聞いて、そしてこの結論に達したというふうに理解しております。

議員も御案内のことと思いますが、小規模校には小規模校のいい点があるということは、私も重々知っております。

しかし、その小規模校というのが、どの程度のことから言うかといいますと、今度田之浦にしても出水にしてもですね、これはもうごくごく小規模の中学校でございます。これは小学校ではございません。中学校でございます。

ですから、この学校をこのまましておいて、教育環境の整備という点から同じ市内の七つの中学校に平等に教育行政を預かる者として、提案できているのかということをお聞きすると、決して平等ではございませんが、可能な限りこの前申し上げましたけれども、やっぱり条件を近づけ

て提供するというのが、私どもの仕事ではないかなと思っております。

ですから、伊崎田の話も出ましたけれども、伊崎田も48名しかおりません。しかし、伊崎田としては、まだ地元の気運が醸成してないと感じましたので、そのとおりになったようでございますが、今後また伊崎田には伊崎田の中学校をどうするかという委員会等を立ち上げてもらって、有明を含めて議論してもらわなければならないと思いますが、あまりにも旧志布志町の私の母校を含めまして、この2校があまりにも小規模校になりすぎているということを私痛感いたしましたし、また小規模校の悲哀というようなこともある保護者からも聞いております。

そのようなことを含めまして、2校をまず志布志に編入して、志布志中学校が大規模校になるわけじゃございません。あれは普通、標準の学校だと私どもは認識しております。ですから、あれが1,000人も2,000人もなる学校ならそうですが、なる状況ではございませんので、スクールバスを運行し、そして田之浦と出水の子供たちに今度はちょっと大きな学校になりますけれども、仲良く勉強していけたら、いい環境になるのではないかなと思って、保護者の方々にもこれまで説明を申し上げてきて御納得をいただいたというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 私はですね、この学校統廃合というのは、未来永劫そこから学校がなくなるわけですね。これは、学校規模が小さくても財政効率、そういったものが悪くてもですよ、憲法26条の教育を受ける権利、この保障に必要な経費を支出し、また教育条件を整える、その利点や可能性を最大限追究するのが、国や自治体の役割じゃないですか。

そういった意味からした時に、この廃校、統廃合計画が提起される場合も現状維持を含めて、その選択肢も残しながらですよ、関係地域の自由な住民の皆さんの議論、協議を保障すべきだというふうに思うんですね。

今教育長は、大変申し訳ないけど十分理解は得られたと言うけど、まあここに出てますね、議案の説明書に出て、これ、最初からですよ、在り方検討委員会がずっとあり、そして適正化推進委員会があり、当の地域の住民や子供たち、保護者そういったものについては、大変申し訳ないんですけど、ほんの数回あったってということもないぐらいなものですよ。本当にこの立場から、学校がそこにあるのはなぜあったのかと、その意味をやっぱり問わなきゃいけないわけですよ。その時につくるのは、住民の皆さん方のそういう思いをいろいろ戦わせながら議論しながら、やっぱり小さくてもいいよねって、そこに残そうと、そういった場がどれだけあったのかと。この在り方検討委員会や適正化推進委員会は、どんどんやったでしょう、これ。だけどその地域、田之浦、森山、出水校区も八野も含めてですよ、その住民の皆さん方の会が何回ありましたか、ここに書いてある1回か2回じゃないですか。本当にそれも役員の皆さんだけとかいう形でしょ、これおそらく。地域住民が本当にそこで学校がなくなるということがどういうことなのか、どう学校があったらいいかということの議論が何回教育長されたんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今おっしゃいました委員会、在り方検討委員会、それから統廃合推進委員会です。これも当然

25名のメンバーでございましたが、そこには、各地区の代表の方々も入っていただきましたので、そこでもいろいろな意見が出ました。

そしてやっぱり、学校あるいはその地域の環境が違ふと意見の出し方も違ふわけですね。そういう中で、委員長さんが大変苦勞をされながら、進行していただきましたけれども、結果的にはやっぱりこうせざるを得ない状況なのかなということになりましたので、私どもといたしましては、機会あるごとに説明会に夜出かけていきました。

そして、夜に説明もし、なかには議員の方々も見えておられる方もいらっしゃいましたけれども、我々としては精いっぱいのところを尽くしたつもりでございますし、そして、パブリックコメントも意見も聴取いたしましたし、そして、広報紙にもホームページにも載せて、今こんなことを教育委員会でやってますよということをお知らせしまして、そして、意見聴取もしたつもりでございます。

これ以上、どういうふうにせよということであったかといいますと、何回か出かけていきましたけれども、夜の7時、8時からこちらは行くわけですが、昼のお仕事をお疲れになったところに来ていただいて、いろいろと意見もお聞きしましたので、私どもとしましては、精いっぱいのごことはやったという気持ちは持っております。

ですから、最初からまず、私どもは最初アンケートを取ったんですが、その時は、保護者の意見というのは1学年当たりの学級数は小・中学校ともクラス替えが可能な2学級以上、そして1学級当たりの人数は小学校は20人程度、中学校は30人程度と、これが理想だろうというのがアンケートの結果でございました。

しかし、これをこのまま運用いたしますと、志布志にはあちこちでもう学校がなくなる状況が出てくるわけです。それだけ小さい学校になっているわけですね。それではいかんということで、今度は私どもはこの委員会の中で、小学校は複式学級を解消する1学年10人以上と、ぐっとトーンダウンしたわけですね。そして、6学級ですから60人、そして中学校はクラス替え可能な1学年2学級以上、大体120人ぐらい、120名から130人ぐらいで止めようということにして、それを基本にして、そして計画を立てていったわけでございます。

ですから、保護者の意見とは、保護者は何でその最初のアンケートどおりしてくれんのかという意見もあったかもしれませんが、やっぱり地域の状況や歴史的な背景、地理的環境等々を考えました時に、一気にそういう統廃合を進めるということは、私はどっちかという軟着陸的にしていけないと、この問題は難しいと判断いたしましたので、小学校は当分の間やらないと、私は言明しておりますが、これはまた、そういうやってくれという意見があるかもしれませんが、しかし教育委員会としては、中学校、中学校は皆さん御存じのとおり教科担任制でございますので、中学校の教科担任がそろわないと、そろっているのは志布志中学校だけでございますので、あとの中学校はそろってないわけですから、それでもなおかつ小さな学校をやれとおっしゃるのであれば、私どもは教育の環境整備ということでは、責任は持たないと。

それからもう一つ、長くなりますが、私がこの説明会である保護者から、お母さんでございま

したが、聞かされた本当に私、身がつまされるような思いがしたわけです。その方の子供さんは、小さな学校におりました。そして、いつも何かすれば主役です。何かすればもう1番です。何かすれば応援団員です。それをずっと小学校から中学校までやってきた。その子が上級学校に入ると、ところがその子がお母さんに、僕はもうあんな嫌な思いをしたくないと、いつも僕はお利口さんでなければならなかったと、いつも言うことを聞く子供でなければいけなかった。僕も悪いことをしたかったんだよと、ちょっとは暴れたかったんだけど、いつもみんなが見ていたと。それは分かる、私は分かると思いましたが、こういう子がですね。それで、今はもうちゃんとやっていますということでしたけれども、一人の子供たちは、いつも私も申しますが、男女比が全然違いますので、男の子が一人と、あとは女性だけという学校もありましたので、その子はとうとう不登校になりまして、学校を替わりました。

そういうことを、例を知っている私どもといたしましては、とにかく何とかして学校を残そうという、気持ちはある意味分かるんですが、分かるけれども、この教育環境では決して了と云えないということで、確かに真ん中でとったような形になりましたけれども、田之浦と出水を今回編入するという形で提案をしているわけでございます。思いつきりサッカーボールを蹴ってみたい、クラスマッチもやってみたいという時に、私の母校なんかは、はっきり申して、男の子が二人、女の子二人入学してきております。男女二人ずつです。これでもって、学校教育が健全な教育ができるかという、私は自分では自信が持てません。

ですから、できるだけそういう環境を備えていきたいというのが、私どもの気持ちでございましたので、私は保護者の方々も地域の方々も、それはもう時代の流れかもなということで、お分かりいただけたんじゃないかなと思っております。

ですから、もし今後地元の方々ちょっと待ったということであれば、それを強引に私は押し切るつもりはございません。

○19番（小園義行君） 教育長、聞いたね、そのことだけ答えてくださいよ。時間が押してるから、僕はこっちを心配するんですよ。皆さん本当にね、長々とやったら、僕は何回どれぐらいやったのと、それだけ聞いてるんですよ。

実際僕がここにいる限り、それぞれの校区でやっているのは、それぞれ1回ずつですよ、正直言ってね。ここに出されてる資料ではよ、これではね。でも、これ本当にやっぱり今おっしゃるようなことを時間をかけてじゃあ住民がそれを議論する場があったのかと言ったら、違うじゃないですか。上からきているということがあるわけですね。それはそれとして、こういう十分に住民の意見を受け止めての提案かということでは、少し僕は疑問がある。この資料をあなた方が出したんですからね、この資料からしてもですよ。先ほど八野小学校のことも言いましたが、そういう校区の問題等もあとあと発生する、そういうことなんかも事前には分かんないじゃないですか。

そこで、あなた方がね、僕は検討委員会、そして適正化委員会、どんどん進めたというふうに思っているところですけど、適正な規模って、さっきも今いろいろ答弁あったけど、どう考えてい

るんですか。あなた方が考える適正な規模、国が示している基準をちょっと教えて。

○議長（上村 環君） 教育長、簡明な答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） 先ほど申しましたけれども、私どもは国の方針は12から18ですかね、それはとてもじゃないが、志布志の場合はそんなことをしていたら大変なことになるわけでございまして、それはもうこっちに置いて。

そしてやっぱり、現実的な志布志に現実的なこととして先ほど申しましたけれども、志布志が考えたのは複式学級を解消する1学年10人以上、小学校では、つまり60人、これでいきたいと思います。

そして、中学校はクラス替え可能な1学年2学級でいきたいと思います、これが志布志が私どもが基準として学校規模でございます。

○19番（小園義行君） 国の基準も12から18で、これは小規模校を合併する時は24でいいとかね、国の基準があります。

これが適正な基準ですよと、これ言っているんですけど、実際に学級がいいということじゃなくて、その適正基準の国が示している適正基準の法令根拠は何という法律ですか。分かりますか。分からなきゃ言いますけど。

○学校教育課長（金久三男君） 義務教育の標準に関する法律だと認識しているところです。

○19番（小園義行君） 国が示しているやつはですね、義務教育諸学校施設費国庫負担法の関係です。だから施設のことなんですね。学級がどうだとかじゃなくて、いわゆる補助金の基準なんですよ、これ国が示しているのは、それに乗っかって全国でいろいろやっているわけですけど、僕は、そういう観点ではいかんというふうに思うものです。

なぜそこに学校があったのか100年も、そのことをやっぱり大事にしなきゃいけないでしょう。そういう意味で適正な基準というのは、国は示しています。そこにはまらないから、更に志布志の場合は、教育委員会として小学校は最低10人、中学校は2学級にするんだと、仮にこの出されている資料でいっても適正規模と言えますかね。何年後かには、それもまた大変なことになっていくでしょう。

であればですよ、逆に考えて、本当にその地域で、さっき八野がなくなって困っているという状況は何だったのけということに、もう1回立ち返らなきゃいけないじゃないですかね。そういう立場から、私は教育権という立場ですよ、それをどう保障するのかということ、この説明会の中でね、今みたいな話をちゃんとやってお父さんお母さん方にやったのかと。じゃあもう1回今度聞きますね、通学距離について、国はどのような基準を示していますか。

○教育長（坪田勝秀君） 中学校は6 km、小学校が4 kmだったかなと思っております。

○19番（小園義行君） 今、教育長がおっしゃるように小学校4 kmです。中学校6 kmですね。

現在これは法律ですよ、これ。憲法99条、私たちは、それを尊重、擁護する義務があるんですよ。そうした立場からした時に、お父さんお母さんたちにこういったことをちゃんと示していますか。

おそらくね、僕はこういうことは一切デメリットの部分というのは、全然話されていないというふうと思うんです。適正值基準、この農村部と都市部、これ文部省が出している基準値があるんですよ、通学に関してですよ、お分かりですか。

○教育長（坪田勝秀君） 9月27日、48年のこれかなと思うんですが、通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないように配慮することと、こういうのが書いてありますが、ただし統廃合をする時は、その限りではないということがありましたので、統廃合をする時は、必ず通学バス等の配置をなささいということはあったように記憶するんですが。

○19番（小園義行君） 国がね、文部省が学校施設、この関係で基準値を示していますよ。農村部はね、小学校だと1km15分以下、中学校は2km30分以下、このいわゆる基準を示しているんですね、これね。

だから、こういう問題を国の法律はこうなっているけれども、うちらはそのことはお知らせをした上で、こういう住民の皆さんの理解を得る努力がされたというふうに僕は思うんですけど、現実になんかをお話をして理解を求められたんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

資料の中で、この前お渡ししました資料でもお分かりと思いますが、その30分という認識は十分ありましたので、通学バスの運行につきましても、どのコースについても30分で来れるようにはしたつもりであります。

そしてまた、先ほど小学校15分とありました。私は繰り返しますが、小学校は当分の間、その15分を超えるようなことも当然出てまいりますので、それは考えておりません。

ですから、中学校の今度につきましては、30分ということになりますので、安全な通学ということで、これはクリアしますし、そしてまたこれを言ったかということですが、当然出ました、心配事として地元から。この時はどうなるのか、いじめられはしないか、あるいは大丈夫か、もし雨が降ったらどうするの、遠い所に子供が、もういっぱい出ました。そういうことは全部書いておりませんが、それは一つずつ回答をしたつもりでございます。

○19番（小園義行君） これね、僕がもらっている資料の中で、本当にあなた方がこういう具体的な国の示している基準なり、そういった当局にとってはちょっと不都合と言いますかね、統廃合をする際に、そういったものがきちんとお知らせされた上で、理解が得られているというふうに思って、本当にそういうことをお話をされた上でなっているわけ。

○教育長（坪田勝秀君） もうその当然私どもが説明をしていかなきゃならんということも十分準備していきましても、地元の方々、保護者の方々の意見は、この現状をどうするかということが先でございまして、そしてこれから後、この子供たちがどうすればいいのかと、特に中学校の2年、3年の保護者の方々は、はっきり申しまして、これはもう小学校の3年、4年生のことになるよねというようなこと等もあまして、もちろん聞いていただきましたけれども、そういう状況もありましたので、私どもといたしましては法に抵触するようなことをあえてやって

いるというつもりはございませんでしたので、バスについてもそうだし、ここはこうなるし、ここはこうなるしというようなことは説明いたしましたので、お分かりいただけたんじゃないかなと御理解はしております。

○19番（小園義行君）　じゃあいつかの会議で、その説明会でこの中でよくそれがやれましたね、本当にね。資料として、ここ出されてるんですよ。議案の資料ですよ、これ。

僕はそこでちょっとお聞きします。本当になぜそこに学校があったのかと、しかも100年以上ですよ、そのことは、その地域にやっぱり学校が必要だという地域住民が望まれてずっとやってきたと、そういうことだと思うんです。上からそこをなくすようというふうにはならないと僕は思うもんですから、そこでね、国が1973年通達、そして平成17年に市町村合併の時マニュアルを出していますね、それを教育長ちゃんと理解をされてますね。

○教育長（坪田勝秀君）　私もそのマニュアルではなかったかもしれませんが、町村合併が進むと自然と学校の統廃合は自然発生的にだんだん進んでいくようなことが書いてあった資料も読みましたけれども、それは結果としてそうなったのかもしれませんが、これはまた、国の施策として私どもの手の届かないところで進められているということでございますから、どうしようもないわけでございますけれども、そういうはじめに統廃合をするための町村合併だったという解釈は、私はしたくありません。

それから先ほど、たったこれだけの回で、とおっしゃいましたが、3回しております。

○19番（小園義行君）　では一番新しいやつで教育長いいですか。市町村合併時の学校の統合についてということで、その他の検討事項について、国がマニュアルですからね、示しているんですよ、いいですか。

学校の統合、市町村合併に伴い学校統合が検討される、合併の時ですよ、でもその後、今は合併統合ですから、その時にね、こういうふう言ってるんです。小規模校は教育組織や施設設備等の充実を図る上で困難が伴うことが多い一方、教職員と児童生徒の人的ふれあい等の面で、教育上の利点が考えられます。学校統合にあたっては、これらの点を踏まえつつ、十分に地域住民の理解と協力を得て行う必要があります。また、通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分に検討し、無理のないよう配慮することが必要である。

これが国が示しているマニュアルです。

これからしてもですね、僕はもう少しね、本当にその保護者の方々や、地域住民の意見をくみ上げる、議論してもらおうという時間が必要だったんじゃないかと、志布志市の場合は在り方検討委員会、そして適正化推進委員会、そこに何か下駄を預けて、やっているような気がして、本当にその地域の人たちはそのことを望んでいるのかってしたときに、僕はこの僕がもらってあなた方が出している資料の中で読み取れないものですからね、本当に学校をなくすということは大変なことですよ。そのことをこういう国の指針、こういう通達、こういったものからしたときに時間をかけて私はやられたのかなという思いがあるものですから、3回教育長はやったということ

ですけど、それでは足りないんじゃないの本当に、この通達が言っていることをどう受け止めていますか。

○教育長（坪田勝秀君） 今おっしゃることはもうごもっともなんですが、先ほど申しましたようにですね、その委員会を設置するときも、この前議案質疑で申しましたように、在り方検討委員会をつくれということでしたのでつくって、それから18年からずっと議論してきたわけですね。こちらがリーダーシップをとってじゃなくて、25名の委員さん方に入っていていただいて、それも全部各地区から来てもらいました、各地区から。そして、それぞれ意見を持ってきていただきました。こんなところでうちのところではこんな意見があるよ、こんな意見があるよ、というようなことがありましたので、私はその場でも十分聞いたと思っております。

それから、無理のないようにということで、本市におきましては、いろいろな交流学习がありますとか、合同遠足だとか、あるいは複式学級の学校の補助教員の制度とか、いろいろしてもらっていますけれども、当然これにはもうおのずと限界があります。限界があります。いくらやってみてもですね、もう手が届かない。

そしておっしゃるように、県にでも国にでも頼んで先生方を配置してもらえばいいじゃないかということですが、それは私どもとしては県を通じてもう一人指導員をください、二人でもくださいと言っているんだけど、なかなか思う存分の教員の配置はならないということですので、結局こういう形で統廃合という、これは志布志だけじゃございませんが、鹿児島県の43市町村で現在進めているところでございます。

○19番（小園義行君） やっぱり教育長、僕たちは憲法を守っていかないかんですよ。そして憲法が求めている教育を受ける権利、これに基づいて保障していくのが国や自治体の責任なんですよ。それを実情がこうだからもう駄目なみたいだね、それでは僕は、そこに住んだ人が悪いようなことになるじゃないですか。生まれたことが悪い、そういうことじゃないと僕は思うんですよ。

その地域になぜ学校があったのかと、しかも延々と100数十年ですよ、そのことを僕は考えないといけないなと。そういう立場で小さくても本当にそこでいいというお父さんお母さんたち、本当は言いたいけど言えないという方もおられると思うんですよ。正直言ってみんなの中でいけば日本人はとてもしょうというのは謙虚ですからね。そういう意味からした時に、学校がなくなるということが自治体にとってどういうデメリットがありますか、市長。

○市長（本田修一君） 学校がなくなるということにつきましては、地域にとりまして、核になる施設がなくなるということになろうかと思えます。学校がそれまで存在している中では、その学校を中心にその地域が動いていたということが多々あろうかと思えます。

そのようなことで、市全体として見れば今回の措置というものについては、市全体としてやむを得ないということになろうかと思えますが、その地域にとりましては、そのような形で核がなくなったということになろうかと思えます。

○19番（小園義行君） 僕はね、この学校がなくなるということは、学校統廃合というのは、も

う市町村や地域のために国や県が負担している、いわゆるそういう多額の教育費をですよ、自ら要らないから返しますよ、自分を傷つけるようなことじゃないですか。全くそういうことがなくなる、学校がなくなればですよ、教育費そこに落ちませんよね。修繕をお願いしたり、そういうこともなくなっていくですよ。国や県が負担している教育費を自らが財政基盤の弱い志布志市が、要りませんからどうぞと、喜ぶのは国、県、そういうところじゃないですか。私はそういう立場ではいかんと思います。本当に小さくてもその地域で頑張って、ここが良いという人たちもおられる。そういう中で、教育効果の客観的尺度というのは、教育長どんなふうにお考えですか。教育効果の尺度ですよ。

○教育長（坪田勝秀君） やはり、その効果というのは、多ければいいというものでもないわけですけれども、だからといって少なければいいというものではないわけでございまして、やっぱり一定規模の子供たちが、そこで切磋琢磨してお互いに磨き合うという状況ができればいいというふうに考えています。必ずおのずからそこには教育効果というのは上がってくるだろうと。

先ほど議員の方から、教育の受ける権利をはく奪するんじゃないかという危惧を持っておられたようでございますが、私どもは君たちが一人でここで勉強するよりもいくらかのみんなと一緒にした方がいいから、ここに教育の環境をちゃんと環境整備して、ここで勉強ができるようになるからというので、決して頭からここにもう学校は必要ないというふうにやったつもりはございません。

そして、先ほど申しますように、保護者の何か反対がなかったかということでございますが、もちろんそれは思い切って言いきれなかった方もいらっしゃるかもしれませんが、私どもは、いろいろな活動をいたしましたので、もう十分意見は聞いたと、こういうふうに理解をして上程したところでございます。

○19番（小園義行君） 教育効果の尺度というのはですよ、私は教員1人当たりの子供数だとかね、子供1人当たりの教育費、それで施設面積、そういったものが測定可能な教育効果の教育条件の数値ですよ。

この統廃合というのは、子供は減らないのに、減りませんよね、AからBに来るわけですから、減りませんよね、児童はね。そうすると学校がなくなるということで、児童の数は減らないのに、その規模に応じて学校も教職員も予算も減っていく。そして一方では、教員1人当たりの子供数が増加していく。まさに教育効果を壊している、そういう本当に基礎的条件である教育条件の劣化というか、そういうことが統廃合というのは起きるんだと。志布志市にとってもマイナスだし、国や県はお金をやらなくてよくなる。

一方、現場で働いている先生たちは児童は志布志市の児童は変わらないけど、ある面積とか含めると、負担が増えていく。まさに途中、大変申し訳ないけど、朝早く起きて通学しなきゃいけないと、そういうことを踏まえた時に、教育条件の劣化というのは、僕は明白だと思います。この統廃合というのはですね。そういった意味からした時に、しっかりと憲法26条が求めている教育を受ける権利、それをハク奪してるとは思いませんよ。本当にその地域になぜ学校があったのか

と、そういう思いをしっかりと持って、議論がされた上での提案になっているかといったら、少し疑問が僕は今回の提案というのは疑問があります。そういった意味で、当局においてもですよ、財政上の損をするようなことを自らやるんですかということを含めて、八野小学校の学校がなくなって1年間の中で、たった1年経った時にもうごめんて、何とかしてよって、そういうことに校区公民館の運営に対してもお願いがくる。この現実をね、市長考えた時どうですか。もう少し僕は、その地域のことを考える、そこで住んでおられる住民の方、子供たちのことを考えて、こういったものについては提案なり、やられないといかんとと思いますが、教育長も併せて答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校は、そもそも子供たちがそこに集い、そして学び、育成される場でございます。

それが健全に、そしてまたのびやかに伸びていき、そして将来を担う人材に育てればということで、学校が設置されているということでございます。その地域に住む保護者の指定がそのような形であればいいということは当然だというふうに思います。

そして前提としまして、健全に伸びやかに、そしてまた、体力も学力も十分つけてもらう環境があってほしいというのは、どの親も同じだというふうに思います。そういった中で、学校の規模というものが論議され、現在そのような流れになっているということでございます。

先ほども申しましたように、地域としましては、その核が失われるということについては、大きな痛手ではあるかと思いますが、子供の健全育成、学力向上というような観点からすれば苦渋の決断をされたものというふうに考えるところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 活性化の問題でございますが、私は学校はもちろん活性化の大きな要素の一つではある、一つではあるでしょうけれども、ほかにまだ地域を生き生きとさせるためには、住宅であり産業であり、アクセスとか道路であり、いろいろなものが相まってその地域が活性化するんだらうと思っております。学校がなくなるからもう完全に、これは学校の育てる責任だというふうにはならないだらうと思っております。

それから、特に今回私が感想を持ったのは、後10年か15年、この私の母校を含めて手を入れてくだされば、こんなに早くならなかったかもしれないと思う気持ちがいっぱいでございます。ですから、孫戻し、子戻しを進めてくださいということは、今私はこの説明会に行くたびにお父さんお母さんには訴えてまいりました。そうしないと近い将来必ずこうなりますよ、またどこかの学校は必ずこうなりますよ。それはもう火を見るより明らかなんです。ずっと少子化は進んでおりますので、ぜひ私どもはその努力をまた保護者の方々と地域の方々と一緒に、ほかの学校を含めて有明、松山を含めてやっていかなきゃならないだらうとこういうふうな考えているところで

以上でございます。

○19番（小園義行君） 教育長とこういう議論を志布志町時代からやっていますが、当時は教育に過疎を産んではならないという非常にね、それからすると隔世の感があるなど、今の答弁を聞

きながらそう思ったところです。

やっぱり私は本当に子供たちが主人公です。その子供たちの意見をどうやって今回の提案にも反映されてるのかなと、そういう思いがあります。

そしてまた、学校の教職員の先生方、これ専門性の高い見知からのそういう意見、そういったものはどういうふうにもこの中に反映されたのかなと、そこらについては、あまりここからは見えてきませんね。本当にそれは最後に聞きますけど、子供や先生たちのそういうものはどうだったんですか。

○教育長（坪田勝秀君） 全ての学校につきまして、私は内々でございましたけれども、校長を通じて先生方がどんなことを考えているのかと、特に学校の先生というのは、どうしてもそれは私どもが言うことじゃないと、こうやって遠慮されましたのでですね、完全に正しい意見は出ませんでしたけれどもやっぱり、小規模のいいところ、悪いところは、先生方が一番よく知っていますので、しかしこれだけこんなに極端に生徒がいなくなれば、もうデメリットだけが先に立つということがやっぱり意見でございました。

ですから、先生方の意見はそれなりに出てきたと思って、だって先生方はどんどん学校がなくなれば勤めるところがなくなるわけですから、これは先生たちにとってみても大変なことなんです。

ですから、やっぱりそれでもなおかつある程度の規模がなければ教育は展開されないと、先生方はそう理解していたように思います。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 台風が接近している中で、大変長くなりましたけど、大いに議論をさせていただきました。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後5時49分 散会

平成24年第2回志布志市議会定例会（第3号）

期日：平成24年6月19日（火曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平野 栄 作

鶴迫 京 子

東 宏 二

下平 晴 行

日程第3 議案第51号 財産の無償貸付けについて

日程第4 議案第52号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 毛 野 了
10 番 立 平 利 男	11 番 本 田 孝 志
12 番 立 山 静 幸	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史
24 番 野 村 公 一	

欠席議員氏名 (1名)

6 番 坂 元 修一郎

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	清 藤 修
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	溝 口 猛
情報管理課長	又 木 勝 幸	企画政策課長	武 石 裕 二
財 務 課 長	野 村 不 二 生	港湾商工課長	萩 本 昌 一 郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	小 辻 一 海
福 祉 課 長	福 岡 勇 市	保 健 課 長	若 松 光 正
農 政 課 長	上 原 登	耕地林務水産課長	井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長	山 田 勝 大	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	溝 口 敏 久	志布志支所長	外 山 文 弘
水 道 課 長	木佐貫 一 也	会 計 管 理 者	中 崎 秀 博
農業委員会事務局長	福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長	津 曲 兼 隆
学校教育課長	金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長	樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事務局長 今井善文
調査管理係長 村山睦

次長兼議事係長 仮重良一
議事係 桑水浩紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、長岡耕二君と金子光博君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○1番（平野栄作君） おはようございます。非常に天候が悪く、台風が非常に気になって、皆さんもいらっしゃると思います。被害が発生しないことを祈りながら、質問に入らせていただきます。

まず、環境施策について質問をさせていただきます。本市におきましては、ごみの資源化、合併前から取り組みをして、もう12年あまりが経過をしようとしております。この間、行政側の示すプログラム、それを市民の皆様方が着実に取り組んでいただいた。そしてその成果が今現在に伝わってきていると。そしてそれが今現在では市単位で「リサイクル率日本一」、そういうものまで達成してきました。またそれが国際的にも評価されまして、草の根技術協力事業として志布志モデルが海外へ向けて発信された。非常に喜ばしいことではないかなと思っております。

これも、環境基本計画の中では、環境を軸にして、いろいろな施策と結びつけている。農畜産水産業、商工業の発展、そういうものも市長の施政方針等を見ましても、中にはほとんど環境というものが入りこんで、それをベースにしながらかそれぞれの施策が打ち出されているというような気がしております。

この点です、この環境を中心に進めてきた、そしてこれがまた市長の言う日本一を目指しているいろいろな施策の中でもですね、この環境というものが基本となって、どんどん発展していった、それが結果として何年後かには日本一というようなレベルまで達していくんじゃないのかな。そうすることが、一番望ましいかたちではないのかなというふうに考えているところで

す。今まで、こういうかたちで取り組んできて、10何年かけて、今のレベルにやっとなったわけです。ただし、統計上で見ますと、リサイクルというのは人口10万人未満というくくりがありますよね。御存じのとおり、隣の大崎町が80%を超えるというかたちで、志布志市が76%ちょっとということで、実質的にはまだ2位なんです。ですから、ここをですね、もうちょっと改善をしていただきたいというのが反面あるんですけども、いいところは、やはり褒めておかないといけないのかなと思っております。

ですね、これをモットーにですね、3点ほど質問をいたしますけれども、まず1点目として、これまで長きに渡りまして環境行政を後押しをしてきてくれた市民の方々、多数いらっしゃると思いますが、この方々にも高齢化の波というのは押し寄せてまいっております。現状でも、ごみだし困難者対策というのは環境パトロールの一貫として行ってはいるところなんですけれども、今後高齢化が進行するに伴いまして、対象者の増加が懸念されるというふうに考えております。このことに対して、今後どのようなかたちで対策をとられていくのか、というのが1点。

2点目といたしまして、依然としてポイ捨てがなくなるという現状があります。また、高齢化、それと分別品目が増加してきている。それと、多岐に亘る内容を抱えている職員の皆さん方につきましてはですね、負担が相当増加してきているんじゃないのかな。そしてまた、今後の安定した環境施策を進めていくといった観点からですね、新たに、この職員じゃなくて市民を活用しながら、市独自の環境アドバイザー的な方々を育成して、そういう方々を中心としながら、この環境施策を進めていく、そういう考えはないのか。

3点目といたしましては、国際貢献として、今申し上げましたように、ジャイカの事業に参画をしているわけなんですけど、これは本当に素晴らしいことだと思っております。そしてまた、志布志という知名度アップにもつながっているとは思っております。しかし、一方ですよ、これまで実施をしてきております「サンサンひまわりプラン」、そして「バイオマス構想」、そして「ごみの減量化」、「紙おむつの再資源化」、いろいろな施策をうたっている割には、この取り組みというものが、停滞しているように私個人としては感じているところです。

ですから、国際貢献が悪いという意味ではありませんが、やはり一方では、市の施策、これを進めていく必要もあると思っております。そこでこの国際貢献と、今言った市のそういう施策、これが両立したかたちで進められているのか、その3点をまずお伺いをさせていただきます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

平野議員の御質問にお答えいたします。

環境についてのお尋ねでございます。

まず、始めにごみの分別収集とごみ出し困難者対策についてのお尋ねでございます。

ごみ出しにつきましては平成12年度から分別収集を開始して以来、最終処分場の延命化を含め、分別品目を増やし改善を重ねてきたところでございます。この場をお借りしまして改めて市民の皆様方のご協力とご理解、そしてまた本当に面倒くさいことを実践していただいていることにつきまして、御礼を申し上げたいと思います。

さて、高齢化に伴いまして、分別ごみ出しに困っているというような声があります。そのために、市では、「ごみ分別お助け隊」や「ごみ出し困難者対策事業」を展開しておりますので、これを活用していただければというふうに思っております。

しかし、とは言うものの、やはり一番の解決策というのは、お互いに声を掛け合いながら、各ごみステーション単位で、同じ時間に教え合いながら、話し合いながら、ごみ出しを行うといったことが一番必要ではないかなというふうに思っております。また、分別ができない高齢者等の

方々がいらっしゃるのであれば、ごみステーションまで持って来てもらって、そのごみにつきましては、他の人が分別してもらうというようなことが、なされれば、そしてまた、持っていけない人がいれば近くの人が持って行っていただくと、というような共生・協働の助け合いの活動が必要だなというふうには、思っているところでございます。

このことは、このごみ出し、そしてごみの分別収集を通じて、よりよい地域づくりに関連して、つながってくるのではないかということでもございまして、衛生自治会役員や公民館の方々の協力をいただけるよう今後、またこのことについても協議をしていきたいなというふうに思っております。

ちなみに、「ごみ分別お助け隊」につきましては、平成23年6月1日現在で3件、平成21年度で1件、平成22年度で2件ございました。また、ごみ出し困難者対策事業によりまして、45件、松山が4件、有明が4件、志布志が37件、この事業について取り組みをしております。

つづきまして、環境アドバイザーについて、これを育成する考えはないかということについてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

市及び市の衛生自治会では、市の環境政策の理解と協力を得るため、市職員が積極的に出前講座で環境学習会を実施しているところでございます。平成23年度の実績としましては、市内の環境学習会を61件開催しまして1546名の参加がございました。この学習会につきましては、5,000円の補助を差し上げているところでございます。

そして、本市に市外からの視察団が34件、341名の方が訪れられております。現在、市には県が認定しました環境アドバイザーの方がおられます。衛生自治会の研修や環境審議会等で、講演やご意見等もしていただきまして、活躍をしていただいております。市民の皆様に対しましても研修される機会をもっていただいているところでございます。

提案のございます、市独自の環境アドバイザーの育成につきましては、市民の環境意識の向上及び共生・協働・自立の推進からも、有益なものではないかなというふうに考えるところでございます。仮に市独自の環境アドバイザーを設置すれば、どのような立場で、どのような形で育成していくか、また、どのような仕事をしてもらうかということ、そしてまたどのような形で運営してもらうかということも含めまして、名称も含めて、今後研究してまいりたいというふうに考えますので、どうぞご理解いただければというふうに思います。

次に、国際貢献が進む中で、従来の事業についての取り組みが遅れているのではないかとのお尋ねでございますが、お答えいたします。

国際貢献におきまして、従来からの本市における環境政策の取り組みが停滞しているのではないかとお尋ねでございますが、本市における今日までの国際貢献につきましては、議員がお話になられましたように、平成20年度から国際協力機構ジャイカが実施しますフィジー国廃棄物減量化資源化促進プロジェクトの国内支援員として市職員が参加いたしまして、国際貢献に協力してきたところでございます。そしてまた、平成23年度からは3カ年のジャイカ草の根技術協力事業フィ

ジー国を中心とした大平洋州における志布志市ごみ分別のモデルの推進業務を委託されまして、本市が主体となって実施しているところでございます。

この取り組みは市が実施しております焼却をしないでごみを分別し、埋め立てごみを減らすという共生・協働の取り組み、いわゆる志布志モデルでございますが、これが国際的に評価されたことに伴い、事業化されているところでございます。

このことについては、本当に素晴らしい評価をいただいているというふうに自負しているところでございます。

そして、この事業は市役所職員だけでなく市民関係団体、関係事業者と協働いたしまして多くの方に事業に参画していただいているものでございます。

ということで、とかく国際貢献が目立つということでございますが、一方で市の環境行政におきましては確実なごみ出しの推進をはじめ、市内各河川ごとの浄化協議会の立ち上げ、太陽光発電システム補助金制度、生ごみ等の利活用を図るバイオマス利活用研究会、またCO₂削減を図るチャレンジ30研究会の設置、緑のカーテン事業の取り組み、ごみゼロを目指すための紙おむつ削減の研究協議会の立ち上げ、市内の水の利活用を考える水保全シンポジウムなどのように従来からの環境政策に加えて、環境行政事業の取り組みを図っているところでございます。

今後とも、市民、団体、事業者等と共生・協働による取り組みを図り、環境学習会などの機会に市の環境政策や環境に関する取り組みなど、市民の環境に対する意識啓発につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○1番（平野栄作君） 今、回答がありました。ごみ出し困難者ですね、我が集落でも大分高齢化が進んできているところ。もうほんとここごみの出し方自体を見てもですね、大分以前とすると違ってきたなというような気がしております。

まだ、持って来れる方々はいいんですが、今後、そういうところに持って来れない方々、そういう方々がどんどん増えてくるんじゃないかなというのを非常に懸念しております。確かに言われるように共生・協働という形で地域の方々が一体となった助けていく、そういう仕組みが本当にベストだというふうに感じますが、現状としましてはなかなかそこまで行き着かないというのが本当のところじゃないかなと。そういうのを危惧しまして、これはもう問題が出だしてから対策をとるとなると、大分また時間がかかるとお思いますので、そういう問題が発生する前にですね、そういう手立てを少しでもうとった方がいいのかなというふうに考えているところです。

今、ごみ出しでお助け隊の話があって、平成20年3件、平成21年1件、平成22年が2件ですか、というようなことがありましたが、これはお助け隊というのはどのような方々がやっていらっしゃるって何人ぐらいで実施をされているのか、そこをお示してください。

○市民環境課長（竹之内宏史君） ごみ出しごみ分別お助け隊のお尋ねでございます。

簡単に申しますと、市職員の方で対応いたしておるということでございます。

昨年度も私もまいりまして、はっきり申し上げまして、こういう方々とおっしゃいますのは、いわゆるごみ屋敷というところでございまして、昨年、私もまいりまして、約1件ですが、約10

年ぐらいのですね、ごみがございました。分別をいたしまして約300袋から400袋という形で、それに費やしました日にちが2週間程度ありましたけども、これは合間、合間でやりましたので。ただ、近隣の方々に迷惑がくるといことが、それを実施するといことの引き金でございまして、そういうことがなければ、まずは指導して分別をこうやってするんですよといことを、まず行政当局としては行っているところでございます。

○1番（平野栄作君） 私も、そのお助け隊はですね、前、以前経験を、実際見たことはないんですが行ってもらったといような形で中間的にですね、そして内容も若干は把握はしているんですけど、今、市職員でやっていらっしやると。それで、市長は共生・協働でその地域の方々が全てほしいとい。今、ギャップがありますよね。なぜほんなら、そのごみ屋敷になるまで地域の方々は何もしなかったのかと。そこにはいろんな問題も絡んでくると思います。そうなってから相当な人員と経費とかけて、そういう対応をしていくのか、その前に何らかの対応はできないのか、そういうことをですね、やはり考えていかないと、独居老人がどんどん増えている中でですよ、なかなか自分なんかもですよ、行けばいろいろ話をしてもらいますが、なかなか向こうからこう直接困ったことを相談とかいことがないんですよ、高齢者の方々。だから、そういうごみの問題等にしても動けるうちはまだいいかもしれせん。ちょっと体調を崩したりとか、そうしたときになるとですよ、少しずつが、ちりも積もればやなんとなるで、そういう形になっていくわけですよ、必然的に。そうなると多分近隣は逆に近づかなくなるのかなと危惧するわけなんです。そういうことでですね、このごみ出し困難者対策、そしてまた今体調の悪い方々につきましては、環境パトロールの方々が週に1回ぐらいずつ生ごみなんかを出していただいているんですけども、それも、週に1回でいいのか、とい問題ですよ。そうすると、あといろいろな観点からですけど、そういう方々といのは体調が悪いといようなことで、安否確認のことも。でも今実際は安否確認まではいってないわけですよ。ただ、ごみを出してあるのを持って行くだけで、その家主さんとは会うことはまずないから。ですから、考えていくとこのごみとい問題だけでも相当なつながりが、福祉関係にもつながりが出てくるといふうを考えているんですよ。ですからそこあたりはですね、うまく整理していくとですね、市民の協力ももらいながら、共生・協働の形をとるといことをですね、第一の目標としながらも、やはりそういうところにも取り組みを進めていかないといけないんじゃないのかなといふうを考えているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日もお話があったところで、例えば要援護者の問題といのがございまして、そのときにやはり地域の共生・協働の仕組みを改めて見直して作り直すことが必要だといようなふうに、今認識したところでございます。

そのような中で、今お話がありますように、高齢者の方々がごみ出し、ないしはごみの分別がだんだん困難になってくるとい状況については、十分考えているところでございます。といことで、先ほども答弁いたしましたように、そういった方々が気軽に地域で御相談できるような

雰囲気を作っていくのがまず第一ではないかなと。そしてまた、どうしてもできない方については市で直接的に対応できるシステムを作っておりますので、それに気軽にご連絡いただければというふうに思うところでございます。

○1番（平野栄作君） 市の方で、できるということですけど、どういう仕組みで。市の方に連絡をしてやってくださいということをお願いされるわけですか。

○市長（本田修一君） お願いというより、先ほども課長が答弁いたしましたように、周囲に影響があると、環境的に影響があるというようなところにつきまして、市の方で、そのことについては対応して、直接的に対応しているということでございますが、今後そういったケースが増えてくるということになれば、そのことについても、もっと市の方で積極的に対応できるような形にするべきではないかなというふうには考えているところでございます。

○1番（平野栄作君） なかなかですね、高齢者の方々は人に頼むというのが難しいということで、やはり自治会やら連携をとりながら様々な取り組みというのは今後考えていかないと、実際そういう方が増えてくるとですね、大変な状況になっていくんじゃないかな。そこに、特にまた職員の方々の、環境対策室の方々になると思うんですが、大変なことですよ、あのごみの量を見たときに。もうちょっと臭いが離れないというようなことでした。大変だろうと思います。そういうところにずっといらっしゃる方々というのは。じゃなくてですよ、やはりそういうものを、根本的に解決する、そういうごみがたまらないような仕組みを、いろいろな形でネットワークを作りながらやっていくということですね、今後考えていただきたいということで、この2番目のアドバイザーにも関連してくるんですけども、結局自分なんか、アドバイザーというこの名称自体はですね、また考えないといけないかもしれませんが、やはり各地域に気安く頼めるような、集落の人でもいいですよ、二集落に1人ぐらい。そういう専門的にやはり、志布志市のごみ情勢についてを熟知されるぐらいの研修を積んだ方々を置いてとくと。そういう方々を中心にしながらごみ問題に対しての取り組みを進めていく。そういう意味合いの中でもですね、このアドバイザーの活用というのは、できていくんじゃないかなというふうに、自分も個人的には考えておまして、以前もこの取り組みを若干進めたこともありました。前の職場でですね。そのときに関心は低いんだろうとと思っていたんですが、1講習だったんですが、結構関心は高く、応募者も20数名になりました。そしてまた一つ驚いたことが、来られた方々が市内にあるリサイクルセンターなり、埋め立て場なり、知らないんですよ。実際見ていないもんだから。有明の方々はこっちは分かります。大崎のリサイクルセンターは行ったことがないと。だから、このときにずっと松山まで回ったんですけども、結局そこを全部、その場所に行ってどういうことを実際しているのか、そういうことを理解している市民というのは少ないんだと思うんですよ、実際。ただ、こういう形でやっていますよということだけで、実際ほんなら自分の目で見るという機会もないし。だからそういうことですね、まだ知らない部分が結構あるのかなと。そしてまた、そういう方々の、関心の高い方々を育てていくことでですよ、そういう方々は地域に分散し、そしてそこを地域の状況を、また市につないでいく。できるところは、もうそういうアドバイザーの方々

がやる。そして先ほどもありましたが、環境学習会に600件ぐらいだったですか、それと視察が34件。これもほとんど市の方々が対応されていると思うんですよね。そういう部分もですね、やはりできるならば分けて、できるところは市民の、そういうできる方々がですね、対応していただく。そういう仕組みを作ることによって、また、関心も高まってくるんじゃないかなと思っています。

前回の質問のときにも、1カ所で志布志市のごみの分別取り組み状況が分かるような、そういう劇場じゃないですけどね、展示館みたいなものがあれば、よそから来られてた方々も、そこに行けば、そういう、もうビデオでいいわけですから、そういう取り組みのものをずっと設置していいわけですよ。そして、あ、志布志市はこういう形で生ごみとか、そういうリサイクル品やっているんだなというのが一目で分かると思うんです。そして市民の方々もそういう理解が深まっていくんじゃないかなと思って、その一貫でですね、このアドバイザーというのをば、今ちょっと提案をしたところです。

それと、もう1点はですよ、私も衛生自治会に属しておりますして評議員をやらさせていただいております。この衛生自治会の事業内容がありますが、これはほとんど市の方で担当しているわけですよ。衛生自治会というのは、私この前議長だったもんですからちょっと質問ができなくて、これは果たしてこれでいいのかなというのをば、考えてたところなんです。ですからこういう衛生自治会も相当な資金、今は会費をもらいながら、年度末にはまた袋の販売代金等のお金をですね、また還付していると。会費以上のものが集落に入ってくると。ただ、集落に入ってくるんですけど、衛生自治会委員は自治会加入者外の方もいらっしゃるわけですよ。そうすると、自治会に入ってくるんですけど、その自治会の未加入の衛生自治会員、分かりますかね。集落未加入者ですね、そういう方々って実際恩恵は受けていないと思うんですよ。ひまわり券も多分集落に配布されるでしょうけど、未加入者にはそのひまわり券自体も配布されていないと思っております。ですから、そういうことよりは、こういう自治会組織もあるわけですから、もうちょっと拡充をしていって、この中でアドバイザー的なものも養成を図りながら、そして会費はもう会費で出すと、運営費という形で。そしてその収益ならびにその会費を元にしながらアドバイザーの育成、そして地域の環境行政に関心をもつ方々を広めていく。そういう取り組みができないのかなということで、このアドバイザーをちょっとお願いしたところですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、各集落でごみの分別収集に取り組んでいただいているところでございますが、その集落ごとに責任を持ってもらう方を定めておりまして、リサイクル推進員という形で取り組みをしていただいているところでございます。しかし、この方々はほとんど集落の自治会長さんが、そういったことを務めていただいているようなことで、毎年毎年変わっていくというようなことでございます。

当初は、この方々が本当に一生懸命、市のこの分別収集について内容の勉強をされて取り組みをされたところでございますが、最近はまだ皆さん慣れていらっしゃいますので、その推進委員

の方が積極的にどうこうしないでも、分別収集ができている状況でございますので、また意識という面では、少し当初からすると薄れてきているのかなという気はするところでございます。そういう現状からいたしましたときに、今、お話がありますように、地域で高齢化が進んでいき、本当に自力で持って行かないしは、分別するという力が、だんだん衰えてくる方が増えてくるということであるならば、そういうふうになりますので、地域でしっかりとそのことについて担っていただく方を養成するということは、本当に素晴らしいお話だというふうに思います。私ども今のお話を受けまして、どのような形で、そのような方を、まずはじめに募集発掘していくのか、そしてまたどのような業務を担っていただくのか、そしてまたどのような形で待遇を処していくのかということ等も検討させていただければというふうに思います。

○1番（平野栄作君） ぜひですね、そういう形で進めていっていただきたいなど。そして、この衛生自治会ですね、こういう組織も法人化とか、いろいろ検討をされたというのも聞いておりますけれども、やはり、こういう自治会があるわけですから、ここである程度のものが消化できると。そして市の方はですね、また新たなものへの取り組み、そういうものを模索し、そしてまた、先ほどの国際協力じゃないですけど、そういうものに手を差し伸べていく。そういう形での取り組みを、それが両方がうまく進んでいくのかなというのを、個人的には考えているんです。

本当ですね、自分も評議員という形で、この衛生自治会の方に入っておりますが、我々の研修とかいうのはありますけれども、なかなかその、例えば集落民と衛生自治会の評議員という形での接する機会というものは、まずないわけなんです。ですから、こういう自治会があるわけですから、校区でそういう評議員も挙げておりますので、そういう評議員を活用しながら校区の中での環境学習会、そういうものも実施できていくのかなと。そうすることで、やはり評議員の意識も高まっていくし、地域の方々も身近な方々がそういう説明をされるということであれば、また、その波及効果というものは違ってくるんじゃないかなというふうに考えられますので、この衛生自治会の取り組みもですね、もう合併から続いておりますけれども、中身をそろそろ考えながら、やはり職員も負担を軽減する組織として、これを位置づけながら、そしてごみ対策をですね、法律的に推進できるような形を進めていっていただきたいなというふうに希望するところです。

その3点目なんですが、国際協力が悪いという意味で私は言っているわけではなくてですね、非常にいいことだと思っているんですよ。確かに進んでいるというような回答をいただきましたけれども、まず、ほんならレジ袋の有料化の取り組みですね。これは今、どうなっているんですかね。それと昨年3月で、やはり環境について一般質問をさせていただきましたが、その際には紙おむつの再資源化、それを、回答では年度内にできるような、何か言いまわしを、私はもったんですよ。なんだけど、今現在も実施できていない。この状況はどうなんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

レジ袋の減量化、そしてレジ袋を使わないまちを目指す取り組みにつきましては、当初立ち上げ時に大きなスーパーにおいて協力が得られなかったということがございまして、その後、その事業については他のスーパーにおいても取り組みがなされないということになったところでござ

います。そして、現在におきましては、市内でも有力なスーパーでは、ほとんどレジ袋については有料化はされていなくて、無料で使用されているというような状況でございまして、現在このことについては、取り組み後は、ごく限られた小店舗でされているということでございます。

そしてまた紙おむつの事業につきましては、昨年来この事業につきまして事業化に取り組むということで、研究を重ねてきたところございまして、今年度に入りまして、この事業に取り組むための協議会の設置が今度の4月にできたところございまして。この紙おむつの事業をするための取り組みをする関係団体、志布志市、大崎町と協議いたしまして、そしてまた具体的に事業展開するための先進地で事業を営んでいる企業、そしてまた地元でも対応していただける企業というところを組織いたしまして、今回、協議会を立ち上げてまして具体的に事業化を図るためのスケジュール等の立案をしているところでございます。

○1番（平野栄作君） 確かに、この減量化を目指して減量化と。ごみを減らすという一貫の中で有料化を実施しましたが、結局はもう元に戻りつつあると。ただ、私も結構買い物に行きますので、店によってはマイバッグの持参率が高い店、低い店、両極端ですよ。ただ、今のところまだいいんですが、これも悪い方にやはり流れていくんじゃないかなと。持って行く手間、もらえる便利さ、そして店側からすると万引き防止というような観点からですね。経費的な部分ではどうなのか分かりませんが、エコポイントとか、今いろいろ店側もやっております。それで、そこ辺りがですね、今後この部分については、減量化という意味の中でですよ、このレジ袋有料化に取り組んだわけなんですけども、今後そういう取り組みというのは、もうやらないお考えなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、このレジ袋の有料化につきましては、志布志市の商圈は極めて志布志市街に限定されているというようなことで、この事業の実施については、当地区で可能なことということで立ち上げたところでした。

しかしながら、折からの経済不況ということがございまして、そのことで、大手スーパーさんの方でお客様に負担をかけるわけにいかないというような方針から、レジ袋の有料化に取り組んでいただけなかったところでした。そのことで、他のスーパーにも波及いたしまして、ほとんどの大手のスーパーでそのことについて取り組みをいただけない形になってしまったということでございます。このレジ袋の有料化につきましては、ある一定の限られてた区域であるならば、可能ということだろうというふうに思います。ということで、例えば鹿児島県全域というような区切りになればそれなりに効果ができるのではないかなと、効果がはっきりするんじゃないかなと、今、思います。私どもが、たどった道を振り返ってみれば、まだまだそういうような意識というものが、この地域では十分醸成されていなかったと。そしてまた、考え方が少し配慮が足りなかったというふうに反省しているところでございます。事業自体につきましては、主旨はごみの減量化ということで、目的が1つでございまして、このことについては改めて時期を見てお願いできる場面があるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

○1番（平野栄作君） いろいろな反省を踏まえながらですね、次のステップにまた生かして行っていただきたいなと思っておりますが、今回この質問を通じてですね、一番危惧するのは、やはり、行政も組織改革の中で職員が減らされていく、そういう方向性の中です、この問題というのは絶対小さくはなりませんよね。大きくなる方へ移って行くと思うんですよ。だから、やはり職員の負担も軽減しながら、そしてまた事業を効率的、かつ、スムーズに運営していくためには、やはり地域の皆様方の協力、共生・協働という形を頼らざるを得ない部分が出てくると思います。ただ、それを頼るにはですよ、ある程度のやはり仕掛けを行政がつくっていく必要があるなといふふうに考えております。

そういう意味でですね、地元もやはり忘れずに、地元も着実にいながら、やはり外にも手を差し伸べていく。そういう形で今後もこの環境行政についてはですね、進めていってほしいなというふうに考えておりますので、まだいろいろ細々したことはありますけどもですね、この衛生自治会の問題とか、こちら辺りもまた、うまく整理をしながら、効果的な事業ができ、かつ、担当の事務の省略化ができるような形でですね、取り組みを進めていただきたいなというふうに考えます。

続きまして、2点目です。

人事につきましてですが、昨日、小園議員の方からいろいろでましてですね、他団体からの受け入れということで、やりとりがありました。その中でですね、受け入れに至った経緯というのは大体把握はできたところですが。ただ、私が今回この質問をしたのはですね、近くちゅうか、一般の方々から、彼を知っているの方々からですね、社協からいなくなったと。社協のトップがいなくなったわけですから、社協はとなると、我々はどうなるの、というような、そういう問い合わせがあった。だからそんな中で自分なんか全く情報がありませんでしたので、今回この一般質問という形で内容をお伺いしようと思っておりましたが、もう昨日のやり取りの中で、ある程度、それがいいか悪いかというのは別にしながらですね、受け入れの過程というのは把握ができたと感じております。それでですよ、昨日の答弁の中で、市が作成する地域福祉計画やったですかね、それと社協が実施する地域福祉行動計画ですか、ということで共通する部分があると。そして同一方向性であるというような答弁があったように記憶しているんですけど、この計画というのは具体的にはどのようなものなんでしょうか。

○福祉課長（福岡勇市君） お答えいたします。

地域福祉計画は、地域福祉に関する事項を一体的に定める計画であります。そして、市の福祉全体の進むべき方向を明らかにする総合的な計画として策定することが必要な計画です。

項目といたしまして、地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、それと地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、そして地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項であります。これには住民参加による策定が必要であります。

あと、地域福祉活動計画は民間が作る計画なんですけども、社会福祉協議会が呼びかけて住民、地域における社会福祉活動に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業を経営するもの

が、相互協力して策定して地域福祉を目的とした民間の活動、行動計画です。

あと、地域福祉計画と地域福祉活動計画は共に地域福祉の推進を目指すものであり、また住民の参加を得て策定するものであることから、内容を一部共有したり、策定過程を共有したりしながら地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念などについて共有化を図り、住民の参加による福祉活動や、その支援策を共通に位置づけるなど相互に連携を図っていく計画であります。

終わります。

○1番(平野栄作君) ちょっと分かったようで分からない部分があったんですが、要はですよ、社協の進める計画と、市が進めている計画のある一部、地域住民が参画するという部分が共通点があると、福祉政策の中でですね。そこだけのためにちゅうことなんですかね。まだほかにも今言われたのを聞くとほどんどもう似たような感じですよ。どこが違うのかなと。要は、民間が作るのと市が作るのと、内容ってそんなに、これはですね、ちょっと、いや、社協のためにこの計画は作るわけですよ、行動計画。そして市は全体の福祉向上のために作るわけですよ。その部分で地域住民が参画して作成するという部分がかみ合っただけで、あとはどこがかみ合っているんですかね。ちょっとよくわかりませんけど。

○福祉課長(福岡勇市君) すみません。具体的に説明いたしますけれども、先ほども議員のおっしゃるとおり地域福祉活動計画は民間計画、そして地域福祉計画については行政計画ということで、どちらの計画も公民館を交えたり、座談会を交えたりして、いろんな意見を聞く、ニーズを聞くというのがありますので、一緒に連携を保ちながら計画をすることが必要だと思って、活動計画、福祉計画、連携をとらなければいけないと思います。

○1番(平野栄作君) ちょっと私があんまり理解が深まらないので申しわけございませんね。じゃあ、私もこの質問ですよ、他の団体との整合性という何か分かりづらい言葉で表現していますけれども、結局自分がこの人事を見たときに思ったのが、社協はですよ、市に派遣できる余力があるわけですよ。人的余力と財政的余力が。でも福祉の出先機関というのはまだほかにもあるわけですよ。そういうところも、多分私は職員の資質向上、そしてその事業の効率化、それを図るためには研修を望んでいると思うんですよ。なぜ社協だけが、こういうのが。それは今さっき言った裏づけがあるからですよ。ほかのところは、やりたくてもできない。だからそういう意味合いでですね、この、今計画を作るということは理解しましたけれども、1つの団体だけを優遇、確かにその規模が大きい団体ですので、確かに重要なことだと思いますよ。ほかの団体はどうなのと。ほかの団体は、まあ同じ福祉に関連していて、でも今、本当行政と一緒に縦割りですよ確かに。社協は社協でこの範囲。この間もあるんですよ。なかなかでも、いやこれは向こうですからというような言い方で、ずっとかわしてきているんですよ、外郭団体として。ですから、人事を見たとき私がパッと思ったのがですね、その財政的余力があるところは、そういう資質向上のために自分のところの組織を今後発展させていくために、そういう交流もできるけど、小さいところなんてそれをしたくてもできないわけですよ。だからそういう意味合いの中で、こ

の人事自体をですね、見たときに、整合性があるのかと、ほかの団体を育成するという市は責務を負っているにもかかわらず、一方のところだけを優遇しているんじゃないかというような意識が働いたもんですから、ちょっとこういう質問になってしまったんですけど、そこら辺りは、どのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の研修の受け入れにつきましては、ただいま課長の方からもお話しましたように、市のほうで福祉計画を策定すると、そしてまた併せて、計画を策定するに併せてですね、現場の市の、民間の方もその活動計画を定めていっていただいて、同時に事業化をしていくということになるかと思えます。そういうことで、このことについては、私どもとしまして大きな課題であるということでございまして、更に人員を強化しながら進めなきゃならないというような中で、こういった形で受け入れをしたところでございます。

ただいまお話がありましたように、他の団体についても、そのような形で私どもと一緒に、私どもの方に研修したいということがあれば、私どもはまだ、昨日のお話の中でも少し整備をしながら受け入れをした方がいいというようなおすすりもございましたので、それらのものも含めて今後については考えてまいりたいというふうに思います。

○1番（平野栄作君） 本当ですね、自分なんかもその外郭団体に所属していた経験があるもんですから、なかなか人的余裕もない、財政的にも厳しい、そういう中で研修に出したくても出せないというようなこともありましたので、そこら辺りは、また考え方を変えていかないといけないのかなと思うんですが。それは良しとしてですよ、ただ、私もこういう人事ちゅうのは初めて見させていただいて、外郭団体、いわゆる民間が市の中に来て、市の福祉施策を練ってくということですよ。それも外郭団体のもう本当、リーダー的な方が入ってきていると。私、整合性という形で申しましたけど、ほかの団体もそういうことをしたくてもできないというようなのを言いましたけど、結局ですね、市役所の職員の方がみる外郭団体の事業というものと、外郭団体で実際にやっている方々の見方というのは、私ちょっと違うところがあると思うんですよ。だから、私は今回期待しているのは、今回この人事で民間から入ってきて、そういう確かに自分のところのメリットにもなるということなんですけれども、そこでですね、やはり外郭団体、小さい団体が周りにもあって、その大きい社協さんなんか、そういうところと、やはりリンクをかけていく、そういうものを、これは市の施策の中でも入ってくると思うんですけど、やはり民間からみた意見を十分尊重した上で、そういう計画策定にあたっていただきたいという希望があるんですよ。そうすることで、小さな団体、そういうところのネットワークが構築されて、結局はそれが市民に跳ね返っていくと。そして利便性向上につながっていく。そういう形になるんじゃないかと。非常に本当、厳しいんですよ、やりたくてもなかなか人的余裕がないところもあって、気持的にはあるんだけどできないとかあるわけですよ。だから、そういうところを外郭団体同士が、やはりネットワークを組みながら、要は、もとはその市民、要望する市民のためにいかに答えていくかというためにつくった団体、ただし、その団体というのはあくまでも制限がついておりま

す。ですからその、この谷間を埋めるのはどこがするかというと、外郭団体の意識を変えながらリンクを張っていくということをしていかないと、今後この厳しい財政の中で無理が出てくると思うんです。だって福祉は福祉ちゅう形で、もうポンとこの道専門でしょう。我々も、これでいきたいんだけど、やはりそこに来ている方が、あくまでもその要援護になったときの橋渡しは、なかなかできない。だから、ここは一旦そこから外れてこっちに行ってもらおうというような形での取り組みをずっとやってきましたけども、そうじゃなくてですよ、やはり、同じ福祉的感知で仕事をしているわけですから、そこら辺りはうまく融合させるような計画策定をですね、民間のそういう経験を生かしながらですね、市の施策に取り入れていっていただきたいということを強く期待しているんですけど、その点はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、さまざまな総合計画そしてまた、実施計画というものを定めるわけですが、そのような計画書を定めるときには、各専門の現場で働いておられる方々も一緒になって委員会、審議会等に参加していただきまして、協議を重ねていただきながら、そういった計画を定めるところでございます。

そのようなことで、今回、それぞれの団体の特色を出していただいて、その課題というものを意見として出していただきながら計画を作るというのは当然なことでございます。そのことにつきましては、今後また今こうして研修という形で受け入れる形をとりましたので、また、期間的に短期間でもそういった方々を受け入れるというものも作ってもいいというふうに思ったところでございます。そしてまた、そのような方々が、その同じような業種で、ネットワークを組んでいただくと、そしてお互いに連携し合いながら、カバーし合いながら、福祉力なり、ないしを高めていきたいということについては、私どもも、そのことについては本当にすばらしい方向性だというふうに考えますので、今回のこの研修を機会にそのことについては、そのような方向に更に発展できるかどうかということも、一緒になって考えてみてまいりたいと思います。

○1番（平野栄作君） 今まで、各種施策、計画を作っていらっしゃるんですが、それはほとんど職員が中核となって、そして外部の方を呼んで、そこで、その外部の方々の1つ1つの意見を聞きながらやっていらっしゃるわけですよ。だから、そこはその事業の中の範囲の話だけなのかなというのをちょっと思うんです。ただ、横のつながりって、つなげればたくさんつながるんだけど、今まで、そういう外郭団体って、その隣とつなぐということをしていないんですよ、今まで、全然。だってたくさんありますよ、つなげようと思えば。障害者福祉にしても何でもつながってくるんですよ、社協という大きな団体とつながっていくと思うんですよ。だから、私は、そういう多角的に事業を展開している、そういう民間の団体が、今度は策定とする立場と立ってですよ、この計画に携わるわけですから。そういう視点を持ってですね。そうすることで、今後のそういう市民の福祉力にですね、資するような具体的に有効な計画ができるんじゃないかなというふうに考えるんです。だから、そういう意味合いの中で、やはり、彼を中心とした、いろんなノウハウを持っている、そしてまた、いろいろな課題も多分持っていると思います。だから、

そこ辺りをうまく調整しながらですよ、そしてその人が実際その計画に携わるわけですから、そしてまたほかの人の意見も聞くわけですから。より具体的なものをですね、作っていただきたいなというふうに、もう希望しているのと、私もいろいろ福祉の外郭とは接点がありますが、なかなか予算的にも厳しい状況ですよ。そして、職員の資質向上という面でも、実際の現場を回すのが精一杯というようなことで、なかなかそういう交流とかそういうこともできない、研修もできないというのをよく聞いておりますので、やはり、こういう方々が外郭団体から入っていただいたということは、そういう外の意見ということは、多々御存じだと思うんですよ。だから、そういうことを全面に出しながらですね、そういうことを大きく取り上げながら、やはり、施策に生かしていただきたいなというふうに考えておりますが、もう1回そこ辺りお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、お話がありましたように、現場の方が私どもの中に研修という形で入ってきていただきまして、一緒になって計画の策定をしていただけたということでございます。

現場の大きな課題というものが、大きく反映された形で、この計画の策定がされていくんじゃないかなと。それは、ねらいは、最終的には市民の皆さん方の福祉の向上を最大限高めるためにどうすればいいかという観点からされるというふうに思いますので、そのような意味合いから、私どもは本当に十分この方とともに、計画の策定に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。そしてまた、今、お話がありましたように、そのことを生かしていただいて、ご自身の団体のみならず、ほかの団体についても多分課題等についてお気づきになられるというふうに思いますので、そのことをその後について生かしていただくような形で行動していただければというふうに考えるところでございます。

○1番（平野栄作君） 外郭団体を取り巻く環境は非常に厳しさを増してきております。ただし、非常に必要性も高まってきていると思っております。この運営をですね、どういうふうにバックアップしていくのか、そういうことも今後ですね、市としては考えていかなければいけないのかなと。

そういう中で、やはり今回のこの人事がですね、いいのか悪いのかというのは私には判断できませんけれども、やはり、こういう人事をやった以上は、そういう形で市民のためにうまく生かして行って市民が求める最高のものを作り上げていっていただきたいというのを希望いたします。質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番（鶴迫京子君） こんにちは。昨日の新聞に「こいごいかごつまべん保存協議会」というところが監修されました、「こいごいかごつまべん辞典その18」ということで、こういうのが出て、切り抜いてきました。少し読んでみます。「おらぶ（さけぶ）」、動詞ですね。「おろぶ」と使用する地域もある。例文といたしまして、「最近つぶやくのがはやりらしいけど、私は言いたい。若者よ、つぶやくより、おらべ」と。若者ではありませんが、私も「つぶやく」よりも、「おらべ」の

精神で一般質問をしてまいりたいと思います。

市長の前向きな答弁が返ってきまして、「おらぶ」こともなく、平静な声で質問ができると思いますので、市長の明確な、前向きな答弁を期待いたしまして質問に移らせていただきます。

まず、公民館敷地などの環境整備についてであります。はじめに、安楽地区、香月地区、志布志地区の3校区の公民館の駐車場の在り方について苦情なり、要望などはないか。現状をどのように市長は認識されておられるのかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員のご質問にお答えいたします。

市内では、九つの条例公民館がございます。この条例公民館はそれぞれ市民の教養の向上と健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に供するとともに、生涯学習の推進や校区公民館活動など、各種団体、機関等の支援を行うために設置したものでありますので、できるだけ利用しやすい環境を提供しなければならないというふうに考えております。それぞれの公民館でございますが、この公民館からそれぞれの使用について、また利用については、それぞれあるところでございまして、また、その都度私どもは対応しているというふうに認識しているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま市長が答弁いたしました、教育委員会の方といたしまして重複するかもしれませんが、一部答弁させていただきたいと思います。今、市長も申し上げましたように、公民館の設置条件というのは、もう議員ご案内のとおりでございますが、市民の教養の向上及び健康の増進を図りましてですね、生活文化の振興、あるいは社会福祉の増進に寄与するというので、生涯学習の推進とか、校区公民館などの活動のために今は設置されているということです。

今、具体的に3つの質疑がございましたが、その公民館の駐車場の現状につきまして申し上げてみたいと思いますが、もうご案内のとおりこれはもう安楽地区公民館におきましては、公民館専用駐車場は設けておりませんが、山宮神社の駐車場を利用をさせていただいているのが現状でございます。それから、香月地区の公民館につきましても、公民館専用駐車場は設けておりませんが、公民館南側に当初地域のゲートボール場として整備された広場を現在公民館利用者や、隣接する志布志保育園の保護者が園児の送迎等に利用されたり、あるいは校区公民館が長年行ってきておられます三世代餅つき大会などにも利用されているようでございます。志布志地区の公民館につきましては、本館と分室に専用駐車場を設けているところでございます。

何か、苦情なり要望などはないかということでございますが、教育委員会には格別要望などは聞いておりませんが、今後とも地域の方々や公民館、あるいは関係部局とも協議しながら、駐車場をはじめといたしまして、公民館の整備に努め、そして公民館活動の更なる充実に努めてまいりたいと、かように考えているところでございます。以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） 3地区の校区公民館の現状がよく分かりました。駐車場の在り方といたしまして、苦情も要望もないということでありますので、私のところにも苦情、要望などは、そういう意味では特段きていませんが、特に香月地区公民館については、いろいろと聞いていますので、

次に移ります。

香月校区公民館の駐車場について、質問いたします。狭い出入口や生垣の植栽などによる危険性を排除し、利便性の向上を図る、また雨天時などには特に高齢者の利用に配慮した安全確保のため標識や区画線に従い、効率よく駐車できるように駐車場を舗装する、そして整備する考えはないか、見解をお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、あちこちまだ公民館の駐車場につきましては整備が不十分でございますが、私どもは、現在青少年館等の公民館につきましては、トイレの洋式化、あるいは内部の壁や床の改修、そして外壁や屋根塗装など高齢者の方々にも配慮した改修工事を年次的、優先的に行っているところでございます。香月地区公民館南側の広場につきましては、これまで歴代の公民館長さんを中心といたしまして、香月校区公民館の皆様方のご協力により、草払い等の管理がなされておりましたことに対しまして、心から感謝申し上げたいと思っております。また、香月校区公民館からの要望を受けまして、碎石の散布や排水対策、カーブミラーの設置、生垣の剪定などは市としても可能な限り対応してまいりました。教育委員会といたしましては、今後各公民館等の内部及び外部等の改修工事を優先的に行いまして、そしてその後地域の方々や公民館長さんとの協議を深めながら、段階的に公民館本体以外の整備も進めてまいりたいと考えているところでございます。

議員お尋ねの敷地内の舗装整備、駐車場の区画線等々につきましては、現状を十分に調査いたしまして、どのような形で整備するのが利用しやすい駐車場となるかと、やや多目的に使われる公民館もあるようでございますので、ただ、車を止めるだけの駐車場というのなら、また別でございますが、利用者や公民館等の意見を十分聞きながら、段階的に整備を行ってまいりたいと、そういうふうに考えています。

今後とも、利用者の利便性、それから安全性の確保を考慮しながら、公民館敷地等の環境整備を進めますとともに、更に生涯学習講座等の内容充実にも努めまして、皆様に愛される公民館になるよう努力してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） まず、生垣の件ですが、私が質問しようとした矢先でした。既に駐車場の生垣の伐採が済んでいました。そのようなことで、強いことが言えなくなった、そんな感じがしますが、そういうわけにはいきませんので、質問いたします。伐採前の生垣がしっかり私の頭の中にあります。本当に長い間、駐車場の中が全く見えなかったんですね。そして、駐車場があることさえわからなかったんです。伐採以前はかなり危険な状況でありました。生い茂った木を切ったらおしまいではなく、木は半年ぐらいしたら、すぐ大きくなり伸びていきます。

そこでお聞きします。市長、伐採は、これまで計画的に実施されていたのか、もし実施されていないとしたならば、前回はいつ実施されたのですか。お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

伐採が済んでいたということですが、議員の質問を聞いて慌ててしたわけじゃございませんで、たまたま業者等の連絡がしてあったんです。そしたら、早くできるちゅうなら、そんならもうやってしまおうということで、したわけで、決して大意はございませんので、そういうことでタイミングがすべてよかったということでございます。

今までですね、過去において伐採等は調べて見ますと何回かやってはいたようです。しかし、なかなか生育が早くてですね、あっという間にやっぱり茂りまして見えなくなるという、これは公民館の駐車場に限りませんけども、私ども昨日もでしたが、通学路の問題にいたしましても、すぐもう生い茂って暗くなるという現状がございますので、努力はし、頑張っておるんですが、何せまたいろいろな条件もありますから、一遍にすぐというわけにはいきませんし、そこだけかかっているわけにもいきませんので、今後はまた、ほかの市内の他の地区の公民館等も全部精査いたしまして、そういう見えにくいとか、使いにくいとかいう公民館等がないかどうか、全部点検してみたいと考えております。

○7番（鶴迫京子君） 今、教育長の答弁で、生垣の管理は計画的には実施されていなかったということですよ、そのように理解いたしましたので、よく分かりました。管理が行き届かなければ、生垣のていをなしません。この際、全部生垣を撤去して、常に駐車場内が見通せるように危険を回避するべきであります。危険回避の対策としまして、駐車場と歩道との境界線はガードレールをと考えます。そして今、1カ所しかない、車の離合ができないんですね。離合ができない、一カ所しかない入口、出口そこを使っていますので、そのところを、車の離合ができるようにはなくて、もう入口専用、出口専用という意味で、もう一カ所つくりまして、出会い頭の衝突事故をですね、それを防ぐ、回避する。そのために2カ所作るということを提案したいと思いますが、どうお考えでしょうか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） はい。今、香月公民館の広場駐車場の件でのお尋ねでございます。現在の出入口は確かに少し狭いという印象がございますけれども、そのために、利用者の方は慎重な出入りをされているようでございます。

議員のご提案ですけど、出入口を別々にしてほしいということでございますけど、出入口を2カ所にしますと、いわゆる敷地内が広場が740㎡ありますけど、この敷地内の通行部分も必要になってまいりますので、有効面積がやや少なくなるという面もございます。また、出入口部分は現在市道と面していることから、歩道、ガードレールで分離されておりますので、これらの撤去ということも想定されます。新たな出入口となりますと、車両及び歩行者の安全性の確保ということから検討していかなければならないというふうに考えております。30mの大体の幅ですので、ここに2カ所の出入口が必要なのかということも、交通安全の専門的な立場から検討して、意見も聞いていきたいと思っております。また、よく現場を調査しまして、現在の出入口を拡幅する方法はないかということも含めて検討していきたいと思っております。いずれにしても、本日議員からご提案をいただきましたので現地調査を実施するとともに、現在、使用をされている市民の皆様、そして香月校区公民館の意見も聞きながら対応してまいりたいと思っております。

終わります。

○7番(鶴迫京子君) 課長、私の質問の仕方がちょっとまずかったのではないかと思います、入口は入口、出口は出口で一方通行という形にするという提案です。だから、今のところは車一台分しか通れないんですね。それで、私も最初に今の一台分しか通らないところを2倍に広げてですね、そこを離合できるようにと最初は考えたんですね。そうした場合もっと危険になるんですね。やはり同じなんですよ。もうそしたら狭い方が皆さん気をつけますので、慎重に運転しますので、だけど2台こうできたらですよ、しっかり左側を守って入られる方ばかりいけませんよね。ですので、2カ所作りますが入口は入口、出口は出口ということで、一方通行で公民館入口の手前の方から入りまして、そちらから入口、出るときには今の現在のところを出るということで、そうした場合、道路とすぐ面していますので、あそこも交通量が相当ありますよね。そして今、先ほど教育長からも答弁がありました。保育園の園児たち、また保護者の方たちの送迎ということで、時間帯によっては相当込みます。増して今日のような雨のときですね、大変危険が増します。そういうような状況のときに、行かれたことがありますか。ないと思いますけど。やはり、そういう危険な状況というのは、香月公民館ですので、校区ですので何べんもそういうことに遭遇していますので、そしてまた、市民の方からもいろいろ聞いております。そこいら辺をもう一度提案いたしますが、いかがですか。

○生涯学習課長(樺山弘昭君) 今、具体的な提案をいただきましたので、現場をよく精査しまして、交通安全の立場から、それから利用者の立場、校区公民館の御意見を聞きながら対応してまいりたいと思います。

○7番(鶴迫京子君) いろいろ考えてみますということではありますが、今、新聞でも今、老々事故の特集があられますね。3回連載でですね、今日も載っていました。そういう老々事故と申しまして、高齢者だけではありません。私なんかもどんどんどんどん、ちょっと運転技術が悪くなっていますので、あらっと思うときもあります、そういうことで、今、オートマチック車がなくて、バックと前進と間違っている店に突っ込んだとか、そういう事例が、事故が多々起こっております。そういうことが駐車場で起こるとも限りません。そしてまた、そういう大きな事故にもなりません、今、区画線とかなくて駐車場が整備されていけませんので、どこに停めたらいいのかとか、もう効率がすごく悪くなっているんですね。駐車場が満車の状況のときに、本当は20台でも30台でも停まれるような状況なのに、運転技術もありますが、効率よく停めていないがために、駐車場を効率よく使われていないということもあります。そして、その停車したときに車と車に少し傷を付けたとか、バックとか、駐車場をうまく入れるがためにですね。そういうことも起きたということは何件か聞いております。そういう駐車場でのご事情も考えていろいろと検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

ただいまも課長も申しましたが、今、議員のご指摘のように駐車場でのご事故ということも十分に考えられるわけですので、先ほど、私も申し上げましたが、あの駐車場をどういふ

うに白線をいれるとか、あるいは縄を引くとかいうことが使いやすいのかというようなことも考えてみないと、場合によっては、あそこで餅つき大会のために、焚き火などされる場合もあったやに聞いておりますので、そうなりますと、全面アスファルトでしていいものかとかいうようなことも、やはり地元の方々にお聞きして、どういうふうにする、この部分だけはもう土のまま残しますとか、この部分は舗装をして白線をいれますとか、いうところ等も十分精査してみらなきゃなりませんので、ただいま議員の御指摘を十分させていただきまして、また持ち帰りまして検討させていただきたいと思えます。

○7番（鶴迫京子君） 公民館を利用している利用者の方の声、また、香月校区の公民館の方々の声など、聞いてからいろいろ検討したいということではありますが、教育長、餅つき大会は、三世代餅つき交流大会ですよね。1回ですよ、1日ですよ。香月地区公民館の年間利用量は、利用者数は何名だと御存じですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 平成23年度で、香月地区公民館利用量が7,210名です。
以上です。

○7番（鶴迫京子君） そうですね。去年、平成23年ので7,000名近く、それは8月、9月は、先ほど教育長からおっしゃいましたが、工事のために使えなかったんですよ。使えたとしたら9,000名近くの方が利用しているんです、香月地区公民館は。都市の中にある公民館ですのね。それで、その内容といたしまして、いろんな講座がありますよね。11団体、生涯学習講座をしております。そしてそのほかに33団体が使っています。同好会とか、高齢者の生きがい大学とか、キッズデーとか、いろんなのがありますよね。そしてその9,000名の中には、もちろん図書館も入っていると思いますが、そしてそういう無料で公民館を利用されるという方が、もう6割近くを占めているんですね。そんなに利用者が多い公民館ですよ。そしてそれが、公民館だけのことであります。専用駐車場は教育長がないとおっしゃいました。ないですよ。それで、今度は防災会議、津波対策委員会とか、そういうのがありまして、今度の東日本大震災の津波を受けまして、保育園があります、あそこに。子どもたちの命を守らないといけません。ですので、保育園の玄関前のあるあその通路は、いざというときにバスで避難しなければいけないということで、保護者たちも空いていたら、香月の公民館かまたは志布志町時代、愛宕石が埋めてある、埋めていないとかいうので問題になった、あその駐車場のところに停めるということになっていきますよね。そうなった場合、皆さん送迎ですので、8時ぐらい前後ですね、公民館の中に停めまして、そして子どもたちを2、3人とかですね、あその駐車場の中で行かれるんですよ。どんだけの危険があると思われませんか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今御指摘のとおり、あその公民館を多目的に使っている現実私も認知しておりますが、確かに今御指摘のとおり大変な危険をはらんでいるということでございます。そういう公民館の敷地駐車場でございますから、これまでの経緯等もありますし、そしてまた利用者がそんなに保育園の方々まで一緒に使うということになりますとですね、私は、感じといたしまして、とてもじ

ゃないが、あの広場じゃ足りないと思います。現実的にですね。だったら、市からまた市の土地を買ってもう少し広くするぐらいのことをしないと、白線を引いたぐらいでは、私は事故の防止には直接にはつながらないというふうにも考えております。

先ほど、多目的な使用と申しましたけれども、これもまた、例え年に1回であっても、2回であっても地元の方々にとりましては、大変大事な、そして子どもたちと交流する事業だとすればですね、もちろん毎日の講座も大事でございますが、しかし、それはそれで地元につながる行事だということであればですね、それも大事にしていかなきゃいけないということもありますので、今、御指摘のこともありましたので、私どもがどれほどのスペースをどれほど使えるのかということ、もう1回精査して、きちんと作り直せるところはないかどうかを関係の方々とは相談してやってみたいと、かように考えております。

○7番（鶴迫京子君） 教育長、誤解のないように申しておきますが、餅つき大会がどうだと言っているわけではありません。私も香月校区ですので、餅つき大会大好きです。一緒に参加しています。ちょっと誤解のないようにお願いします。

今、教育長が、答弁いただきましたが、市長、駐車場の危険が大変あるということを確認されました教育長は。今の現時点ですね。それで、区画線を引くとか、そういうことでは、こと足りないのではないかと。だからもうちょっと時間をかけて、研究して、検討して、何らかの方法をとりたいというような理解でよろしいのでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 足りないということも申しましたが、ただ単に駐車場として使うんじゃないかと、この前の大震災以降、広場は防災の面から使わなきゃならないという条件が出てまいりましたので、今度はまた市長部局の防災担当とも相談して、あそこをどのように多目的に使えるのかということになりますと、また、津波対策という要素も入ってまいりますので、そういうところも含めて今後検討していかなくちゃいけない駐車場の在り方ではないかと。あそこに限らずですね、どこの駐車場も、私はそうだと思っています。

○7番（鶴迫京子君） 今の教育長の答弁を受けまして、市長の見解を少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内のそれぞれの公民館で、それぞれの駐車場を設置しながら運営をしていただいているところでございます。その駐車場につきましては、今お話があったように大きなイベントをするとなれば足りない駐車場というのがたくさんあるところでございます。そういった意味から、今ある範囲内で最大限利用できる道はどういったものがあるかということ、まず協議して、そしてまた整理していただきたい。そして日常的にいつもいつも足りないということがあれば、新たに駐車場の確保が必要ということになるかと思っておりますので、そのことについては、また地域からそれなりの要望が上がってくるのではないかなというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） いろいろと調査して研究して、また検討されるには時間がかかろうかと思っておりますので、今、緊急的な処置として、どのような対応策をとっていただけるのですか。お伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） 緊急的にと申されましたけども、緊急的にどういうふうな対応をということもありますが、果たして駐車場の活用の仕方、それからまた一方ではですね、私は、白線がないからとか、あるいは駐車場が整備されていないからということも、もちろん行政の責任でもございますが、利用する側もですね、こう言うては何ですけども、やっぱりきちんと整理して停めていただかないと、いくら駐車場が広くたって、それはもうきりがないと。ですからやっぱり、子どもの送迎はもとよりですが、多目的に使う広場でございますので、みんなで共有して、そして譲り合いながら使っていただくということも大事だと思いますので、また公民館主事にも聞いてみまして実際にどういう状況なのかということ等も精査いたしまして、早めに、できるだけ早く生垣同様対応してまいりたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） 安楽公民館の駐車場ですね、山宮神社のところを使わせていただいているということですが、あそこは綱ですね、綱がこう引いてありますよね。ああいう形にはできませんか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） ライン引きの件ですけども、香月の公民館につきましては、草払い等も地域の方にしてもらっているところでもあります。そういったことで、簡易な形でのトラロープ等でのライン引きについてもですね、どういった方向がいいのかということも含めて検討してまいりたいと思います。

終わります。

○7番（鶴迫京子君） いろいろ含めていろんな視点からの総合的な解決策をお願いして、いい結果が得ますように順次見守り続けたいと思いますので、これは一応終わります。

次に移ります。

市内の公民館や駐車場の場所が誰でも分かるように、表示や看板の設置がされているのかお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今御指摘のとおり公民館への誘導表示というんでしょうか、こちらに公民館がありますよと、そういう印のことかと思いますが、議員ご指摘のとおりですね、一部の条例公民館におきまして、この駐車場の場所を表示していない、表示がなされていない公民館があることは事実でございます。最近には特に育児相談とか、あるいは昨今の生涯学習講座の受講意欲の高まりに伴いまして、市民の方々が広く、市内各地の公民館を利用されるようになりましたので、多くの市民の方々が迷うことなく目的の公民館に到着されるように看板等の設置も行っていきたいと考えております。

今までだったら、合併の以前でしたらね、志布志の方は志布志の公民館に行かれるということだったでしょうけども、3町合併しましたので、有明の方が志布志に来たり、志布志の方が松山に行かれたりして活動しておられますから、当然地元の方は知っているけど、地元外の方は分からないということは、あり得ることでございますので、これも設置を考えて。まずは、何しろ現実を、現場をどこが必要かということ、もう十字路のたびに全部方向指示器を付けるというわけにもいかないでしょうから、必要なところに表示をできるようにと。当然、こう言うと怒られ

るかもしれませんが、看板設置にも予算措置が必要となってまいりますので、これもまた相談して前向きに解決していくように努力したいと思っております。

○7番（鶴迫京子君） 通告していただきましたので市内の公民館をだいたい見ていかれたと思います。何か所ぐらいあったとか、そういうことまでは把握されなかったでしょうか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 私も初めてでしたので、現場を回ってまいりました。特に感じましたのは川西地区の有明の農村研修センターにつきましては、建物の看板はあるんですけど、案内看板がなくてですね、誘導看板がないと感じましたので、そこについては現在場所をですね、選定して看板設置の計画をしようとしているところでございます。また志布志地区公民館の分館のここが駐車場ですという看板が足りていないということですので、これについてはもう現在発注をしたところであります。その他、松山地区についてもですね、当面、手作りで看板を作ろうということで今準備をしているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい。ちゃんと通告したとおりに見てきましたということで、大変責任感のある職員の方だと思いました。通告してもですよ、その現場にも行ってないということも度々ありましたのでね、今まで。川西地区公民館の看板ということで、あそこはもともと川西地区公民館という看板自体がなかったんですよ。それはそれでお願いして、しっかりしたのを作っていただきました。そして、誘導表示板もお願いしましたが、なかなか角のところの警察署のあるあの辺に土地が、個人持ちじゃないですかね。なかなか設置しにくいという状況がありまして、大変骨を折られたけどなかなかということで、今来ている経緯があります。ですので、また生涯学習課長も代わられましたので、また骨を折っていただきたいなと思います。

あそこの川西地区公民館では教育長がおっしゃられたとおり、そういう子ども、乳児の、乳児というか、そういう検診があったりするわけですね。それで、志布志町の方は分かるけどって教育長ははおっしゃいましたけど、違うんですよ。志布志町の方でも公民館がどこにあるか分からない、いらっしゃいますよ、本当に。そういうような状況でありますので、やはり誘導等をですね、そんなに大きなのは作らなくてもですね、やっぱり景観というのもありますので、そういうところを考慮して設置していただきたいなと思います。このことに関しましては努力されていきますので、本当に理解いたします。

では、次に移ります。

昨年12月の議会でも、伊勢堀墓苑の整備について2点ほど一般質問しました。1点目は指定された駐車所がないので、ロータリー部分の丘を平らにして、周辺の墓地面と同じにして駐車スペースの確保はできないのかということと、2点目は利用者の数にしては、あの広さの中、トイレが1カ所しかない。足りないのもう1カ所作ってほしいということでした。

それに対する市長の答弁です。市長よく聞いていてください。1点目についてです。伊勢堀墓地には特設駐車場がない。ロータリー式になっているので、ロータリーの傍らに来られた方が車を停められて墓参りをされているような状況である。現地を見たときに、ロータリー部分がかなり面積があるので、あのロータリーの丘の部分、中心部になっている丘を除けば駐車場としてそ

れなりのスペースは確保できるのではないかと思った。また、そこから下りる道路も少し整備が必要なと思うので、含めてどういった形にすればいいか、調査させていただきたいと、このように答弁されました。

2点目のトイレの件については、こう答えられております。要望が届いていないので、アンケートなどを取りながら調査したいとのことでした。アンケートを取られましたか。また、ロータリー部分を整備すると今のトイレも使い勝手がかなりよくなるのではないか。トイレに至る通路もきっちり整備していけばいいと考える、と答弁されました。

あれから半年が経過しました。半年前の一般質問のときはロータリー部分に三角点があるので慎重に扱わないといけないので、いろいろと難しい点があるようなことでした。しかし、それにしては市長が、期待できる答弁をされましたので、感謝しつつ、この半年間何人かの市民の方と大変心待ちにしておりました。

ところがです。今回はトイレに下りる道路の部分が対応されるということでした。市長、駐車場の方はどうなったのですか。答弁した内容をお忘れになったのですか。市長は調査して対応すると答えられたのですよ。議会だよりも市長の答弁はしっかりと載せてあります。市長の答弁からして、調査して、ロータリー部分を撤去して何らかの形になっていき、駐車場の整備が進むのではということではなかったのですか。だれでもそう思いませんか。これはもう一遍市長に問いたださなければいけない、市民に答えようがありません。

再度お伺いいたします。半年間どのような調査をして、検討の結果どのようなになったのか、今度こそ市長のしっかりした見解をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回12月議会で答弁させていただきまして、このロータリー部分につきまして撤去したいというようなことの話しを申し上げたところでございます。そのときにも三角点のお話もしたところでございますが、これを移動するとなればかなり期間がかかるということでございますので、現在の段階ではロータリー部分を一部削って、とりあえず車の駐車スペースを確保したいというふうに考えております。

そしてまた、トイレにつきましては、水洗化した水洗のトイレを設置するとすれば、かなりスペースの確保が必要というふうなふうに担当の方で調査がされておまして、このスペースを確保するとなれば、現在の墓地の利用の状況等を考えながら、墓地が空いた段階で、そういうようなものをまた考えていきたいというふうなことであるようでございます。

ということで、とりあえず簡易のトイレの設置について考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） アンケートということですが、アンケートは実際行っておりませんが、現場に何度も何度も参りまして、職員が来られた方々に調査と申しますか、聞き取り調査を行っておりますので、これがアンケートに代わることだと思っております。そのことにつきましては、今、市長が申し上げたとおりでございます。ただ、伊勢堀墓地につき

ましては、志布志市、3,388位の墓苑がある中で1,746区画ございまして、約半分が伊勢堀墓地ということで非常に広うございます。確かにトイレ等が一カ所でございますので、ちょっと狭いかなということでございますが、なかなか水洗化は図られません。でして今市長が申し上げまして、簡易のトイレ等について設置をしていきたいということですが、今、その場所等を検討していかなければならないということで、今、現状でございます。

○7番（鶴迫京子君） 時間を見ながら、墓地のことでもありますので、少しここは私の思いがありますので、ぼちぼちゆっくりやっていきたいと思えます。

まず、市長、基本的なことをお伺いします。墓地はどこがつくるか御存じですか、お思いですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、ご議論いただいている伊勢堀墓地につきましては市営の墓地ということでございます。ということで、この墓地につきましては、都市公園法の中での墓地の位置づけになっているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） いえ、その伊勢堀だけのことでなくて、全国的に、一般的にお墓、墓地というのはどこが作るのですか、とお伺いしています。

○市長（本田修一君） 市営の墓地につきましては、市が管理しながら墓地の造成をするということになります。そのほかに民間の方々につきましては、それぞれ民間の方々が設置されて、そして管理されるということになろうかと思えます。

○7番（鶴迫京子君） 昭和23年に施行された墓地埋葬法というのを御存じですか。そこにうたわれてありませんか。

○市長（本田修一君） 墓地埋葬に関する法律ということで、法律の中で墓地のこと、それから火葬場の管理、埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の施設の見地から、支障なく行われるということで法律が定められているようでございます。そして、この法律で、墓地というのは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域をいう、というふうに書いてあります。

○7番（鶴迫京子君） あと、墓地埋葬法の中では、墓地は地方自治体が作らなければならない。もし、地方自治体が作らないとしたら公益法人が作らないといけない。公益法人が作らないとなるならば、今度は宗教法人が作るということになっております。そうですか。私の調べたところでは、そのように考えていますが。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 今おっしゃるとおりでございます。市営墓地につきましては、今志布志に4企画ございまして、これについては墓地埋葬法の市町村の管理ということになっております。

○7番（鶴迫京子君） そこで、お伺いしますが、志布志町の墓地が都市公園というのになった経緯ですね、そのところを少しお示しください。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 旧志布志町の町営墓地の経緯でございますが、これは昭和27

年でございます。都市公園法の定めの中にございますが、当時、志布志市の、今の鹿児島銀行あたり、あの辺りに非常に墓地が多かったという経緯がございます。それを国道を通すという目的等がございます、墓地をもう移動するという関係がございます、都市公園法の中での墓地公園ということで、今の伊勢堀墓地、中道墓地等に今の墓苑を、墓地を動かして町営が管理する墓地ができたということがございます。

○7番（鶴迫京子君） そのように私もお聞きしています。世界的に言いますと、墓地はギリシャ、ローマの昔から世界的には都市計画絶対必要な施設として、都市計画の中で墓地が組み込まれているんですね。だから、ヨーロッパでは都市部、そういうところに墓地があるんですね。そういう意味では、志布志のその墓地ですね、都市公園法に則った墓地は、ヨーロッパ並み、ヨーロッパと同じということではありませんか。大変すばらしいなと思っています。ですので、ちょっと別に余談になりますが、ヨーロッパなどはそういう墓地が著名人、有名人なんか眠っている墓地が観光として生かされているんですね、散策コース。もちろん、日本でいったら志賀直哉とか夏目漱石とか、そういうような有名な作家とか音楽家とかいろんな方が眠る墓地、そういうようなところを、ヨーロッパでいったら、そういうような方たちが眠っていらっしゃるところは、皆さんが来て観光コースになっているというぐらい墓地というのが置き去りにされていないんですね。街づくりは、墓地は街づくりの一貫というか中に組み込まれています。日本はそういうのありませんが、ですので、もう少し墓地のことをしっかり考えていただきたいなと思っています。

先ほどの仮設トイレの件ですが、仮設トイレを設置することですが、あくまでも仮設トイレですね。有り難い答弁なのですが、今設置できるのなら、12月議会で仮設ですので、すぐ質問したあとでも設置できたのではないかなと考えますが、調査、順序が逆じゃないかなと思ってですね。まず、3,300ぐらい墓があって利用者もいるということでもありますので、まず、仮設トイレを設置して、そしてから調査、研究、対応、そういうことを時間をかけてやっていくというのが順序ではないかと思えます。

それで、逆な言い方をいたしますと、1カ所で十分こと足りているということではないですよ。先ほども答弁がありましたね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の方で新たにまたトイレを作るとなれば、水洗のきちんとしたトイレを整備したいということを考えて、そのようなことで調査をしたということがございます。目的地が確保できないということで、仮設トイレというような方向性で協議したということがございます。このトイレにつきましては、前提としまして現在のトイレでは足りないから、そのような方向性を求めるだけということがございます。

○7番（鶴迫京子君） トイレの件は、駐車場の整備とか、そちらの方がしっかり決まったら、一応、それに伴ってまた考えなければいけないということがありますね。広さとか、面積いろいろですね、利便性も。ですので、まずとりあえずは仮設トイレを置くということをしてしまし

て、まず、先ほどもでしたが、私も前回の質問のときに三角点というので悩みましたが、市長、三角点の認識、どのように認識されていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この三角点というものは、地籍のもとになるもので、測量のもとになるものでございますので、なかなか簡単には動かさないものかというふうな認識をしておったところでございますが、このことにつきまして、三角点の移動ということにつきまして国土地理院の方に確認しましたところ、高さを変えること、三角点を移動させずに高さを変えることは技術的には可能であるが、現実には同じ位置に設置、復元することは不可能であるということでございます。三角点を設置し直すということになれば、現在の場所から半径500m以内に再度設置し直すことができると。そして、移設にかかる期間につきましては、かなりの月数がかかるということでございます。そして、移設が可能かどうかというのは国土地理院の判断によるというようなことでございますので、今後私どもは、このことについてはその事業の内容を定めまして、移動が必要ということになれば、この国土地理院の方に申請をするということになります。現在の段階でいきますと、移転して別な地に三角点を定めていただくのが、私どものこの墓地の利用、そして駐車場の設置等からすると、その方向が望ましいというふうに思われますので、今後そのような方向で進みたいというように考えます。

○7番（鶴迫京子君） ただいま、市長の答弁で三角点は移設ができるということをおっしゃいました。私も国土地理院九州地方測量部に電話いたしまして、いろんなことをお聞きいたしました。それで、その内容は十分承知していますので、そこいら辺を移設の方に向かって検討するというようなことでありますので、そうすると、また広くなって、その三角点がありますと、それを壊したり、機能を破壊したりした場合は、懲役2年以下、罰金100万円以下に罰せられますので、やはり、駐車場ですのでね、車が行き来しますので、そういうのを、市民の方に、そういう損害とか被らんとも限りませんので、移設できるということでもありますので、少し安心いたしまして、移設の方向でやっていただきたいと思えます。

伊勢堀のあそこは三角点ということですが、三角点にもいろいろありまして、電子基準点、1等、2等、3等、4等、5等三角点とありまして、2等三角点は富士山頂にあるということで、40kmの設置間隔であるということで、2等三角点は4km間隔であるということでもあります。いろんなことで調べましたら、こうやって移設もですが、最初は移設のことを考えていなくて、そこまで検討していただけたとは思っていませんでした。こういう石柱、柱石をですね、囲んでこう何とかなるのじゃないかとかですね、いろいろ自分なりに考えたところでした。だけど、やはり、そういう破壊、機能損傷という行為が、先ほどもるるやりましたが、駐車場ですのでね。そうなった場合は大変なことになりますので、よい回答を得たなと思っておりますので、是非、研究してですね、していただきたいなと思えます。それで、本当の要望は一番下の同じ面にしてということでしたが、それは少し無理難題があるようですので、今あるそのロータリー一部分をですね、その周辺ですね、今雑木が生い茂っていますので、あそこを本当にしっかり整地す

るならば、大分車が何台もとられると思いますが、そう思われませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

駐車場を設置するとなれば、可能な限り広く面積をとっていきたいというふうに思うところですが、そうすると、あそこの土地の切り取りをしなけりゃならないところが出てくるということであろうかと思えます。あの地には無数の防空壕が走り巡らされているということがございます。そのような観点からも、慎重にそのことについては取り組んでまいりたいというふうに考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 三角点の移設ということも含めまして、今回で2回目の質問でありますので、大体方向性として、どのような日程というか、流れになっていくのでしょうか、お示してください。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えいたしましたように、とりあえず今の三角点のある丘の一部を削り取って広げてまいりたいというふうに思えます。その後、改めてその三角点の移動がされた後には、それに合わせた形の駐車場を整備していきたいというところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 年度的なことは、年次的にとか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話ししましたように、この三角点の移動については、国土地理院と十分協議をさせていただかなければならないというところでございますので、その結果を待つて、全面的な対処がなされるというふうに思えます。

○7番（鶴迫京子君） はい。前向きに検討される方に理解いたしまして待ちたいと思います。また2回目ですが、また質問をしなければいけないかなと思いますが、市長、この件で墓地というのは市長にとってどういうところでしょうか。

○市長（本田修一君） 私自身も、自分の家の墓を持っております。その意味合いから考えますと、多分皆さん同じではないかなと思いますが、私自身がこうしてあるのは、私自身を生んで育ててくれたご先祖があったから、そのような方に改めて感謝して、そしてありし日の姿をしのんでという場になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（鶴迫京子君） ただいま、「人と人との絆を大切にするおもてなし日本一」を掲げている市長の墓に対する思いをお聞きいたしまして、同じなのかなと共感いたしましたので、安堵しているところではありますが、墓を霊界とそして自分たち市民との取り持つ公衆電話であると言っている方がいらっしゃるんですね。それで、やはり納骨堂とか行きますと、こういう公衆電話の電

話ボックスみたいに並んでいますね。それが、そこに行って向こうの先祖様とかいろいろ大切な方とそこでお話ができるわけですね。思いや言葉を伝えながらお参りします。

ですので、そういう言われ方をしてをしていますが、やはり戦後は生産、生産ということで、墓というのは生産性がないところであるということで、あまり墓を大事にとというか、そういう墓参りはしますが、そういうような捉え方で、なかなか墓は隅っこに追いやられてしまって、ヨーロッパみたいに中心部に、都市計画として大切な場所だというふうには、日本ではなっていないような気がします。

それで、やはりそういうようなところ、今、東日本大震災がありまして、「死」ということイコール「生きる」ということにつながるということで、大変皆さんが死に対して関心を持たれています。

それで、やはりこの墓というのは、いつかお世話にならなければいけないところ、いつか行くところがありますので、やはり、そういう思いをもって、人ごとではなく真剣に取り組んでいてもらいたいなと思います。

この墓地のことでは、一応、駐車場の整備とトイレの件ですので、2点ですが、なかなか先ほどの三角点の移設とか時間がかかるようなことをお聞きいたしました。そういう大切にしっかり調査されて検討されるのでありましたら、そんなに早急という思いはありません。ですので、しっかり調査されて、そしてやはり、二度手間にならない、税金の無駄遣いにならないような整備をしていていただきたいなということも併せて申し上げておきます。

トイレの件も、仮設トイレですので、トイレだけに水に仮設で、仮設トイレということで、もう水に流さないでしてくださいね。トイレをしっかりといい場所が見つかったら設置していただきたいと思います。これは、本当によろしく願いしておきます。また、このこともずっと継続して見守っていきたいと思いますので、次に移らせていただきます。

合併前の志布志町では20名ぐらいの観光大使が設置されておりました。現在の本市の様子はどうなっているのでしょうか。そのことが継続されているのか今の現況をお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では合併時に、本市の豊かな歴史、文化、産業等を広く紹介し、本市の発展を図ることを目的に志布志ふるさと大使設置要綱を設置しまして、20人以内の定数としておりますが、現在5人に委嘱しております。株式会社ふじやま学校代表取締役の坂本貴弘氏、同じく最高情報責任者許國豪氏、同じく特別顧問北山邦子氏、同じくグローバルスペシャリスト西田美佐氏の4名で、それに落語家三遊亭圓歌氏を平成24年5月26日から平成26年3月31日ということで、5人委嘱しております。以前委嘱した中で任期が切れておりました旧松山町出身地の漫談家綾小路きみまるさんも再任の了承を得ておりますので、引き続いて委嘱を予定しているところでございます。なお、以前、ふるさと大使として委嘱して下さった方々につきましては、任期切れや郷土会の会長職を引かれたということでございますので再任しておりませんが、現在の郷土会会長さん方につきましては、引き続きお願いしていくところでございます。ふるさと大使はそれぞれの居住地、

職場等において本市を広く紹介していただくことや、本市の特産品の普及、宣伝及び観光振興に努めていただくということになっております。

○7番（鶴迫京子君） 5名の方々に大使を委嘱しているということでありましたが、少し、市長、声が小さくてお名前がはっきり、最後の方だけわかったんですけどね。もう一遍そこを大きい声でお示してください。それと、その観光大使ですかね、ふるさと大使にとっての特典と申しますか、どのようなことをされているのか、任期は、さっき任期が2年なんですかね、任期が決まっているというようなことでもありますので、そこいらをもう少し詳細にお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、株式会社ふじやま学校代表取締役の坂本貴弘氏、同じく最高情報責任者許國豪氏、そして特別顧問北山邦子氏、同じくグローバルスペシャリスト西田美佐氏、その4名に、三遊亭圓歌師匠でございます。そしてまた、きみまるさんにつきましても引き続き委嘱を予定しているところでございます。この方々につきましては特別に特典ということはないところでございますが、名刺等を作成いたしまして、本市の特産品の普及、宣伝及び観光振興に努めていただいているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今、はっきりお名前が分かりましたが、ふじやま学校の坂本さんに、この1、2、3、北山さん、西田さんもやはりそういうふじやま学校とかそういう関連の方でしょうか。

○市長（本田修一君） 4人の方々はふじやま学校の関連の方々でございます。この方々は、もともと最近志布志新聞等にも紹介されておりましたが、東京の方でございまして、現在は志布志に居住されております。そしてこの方々につきましては、ふじやま学校の方々につきましては、志布志のブランド推進協議会のアドバイザーとして就任していただきまして、志布志のPR等について全面的なご協力をいただいているということでございます。そしてまた、志布志市がブータン王国に対しまして、志布志モデルで技術協力をするというので、ふじやま学校の方々にもご協力をいただきながら、この事業の推進をしているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今、るる述べていただきましたが、「ふるさと大使」というのと「観光大使」というので、今回通告で、分けて私質問を通告しているのですね。それでインターネットで調べましたら、結果的に私もどうかなと思ったんですが、みんな全国的にはもう混在していますね。もうその呼び名を、定義は一応ありますが、その定義どおりに全国がなくなっていてですね、いろんな相当な数、大使がいらっしゃるんですよ、その地方、地方でですね。茨城なんかは64名の方、著名人、有名人を大使としてされていますね。変わったところでは、二千元札大使というのがありまして、二千元紙幣日本銀行那覇支店において二千元普及のために二千元札大使が任命されたとか、しゃくなげ大使とかですね、わくわく親善大使とか、やはりその地域、地域、県独自の大使とか観光大使、ふるさと大使というのは、もうやっているの、「あ、よかったかな」と思いました。通告してですね。間違いではないんだな、一応自由な発想で、観光大使、ふるさと大使って名づけられているんだなということで安心しました。もう相当あります。月よりの使

者ということで、群馬県利根郡月夜野町ですかね、ここは月よりの使者、月夜の大使というのがあります。いろんなことをやって観光推進に一生懸命であるということが、このこと1つとっても分かります。鹿児島市のふるさと大使は、去年、稲盛和夫さんと西郷輝彦さんがふるさと大使に任命されています。

それで、今、4名の方が、ふじやま学校の関連の方であるということですが、このふるさと大使ということは、やはり、大使ですので、その大使が4人も同じ関連から選ばれたということに何かあるのでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、今回はブータン王国にふじやま学校の方々も先だって行っていただくということで、自費で行っていただくところですが、もともと東京に在住でございましたので、志布志の特産品の紹介等につきまして、食材を調理いたしまして東京のほうで料理教室等を開設され、その中で志布志の食材を使っていただいて、志布志のちりめん等の宣伝をしていただいていたところでした。そこに私も呼ばれて、その活動を見て、是非今後とも志布志の宣伝をしていただきたいということで、そのときには、ふるさと大使には指定していなかったところですが、今回ブータンの方に行ってしまうということで、そのような形で志布志のために貢献していただけるということでありますので、ふるさと大使のような形で資格をもっていただいて、かの地に行ってしまうのが、民間の会社で行かれるということよりも事業の推進に寄与するんじゃないかなということも考えまして、このような形で、この方々にお願いをしたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今、市長の答弁をお聞きしますと、ふるさと大使といいますか、特命大使みたいな感じがいたしますが、その、ふるさと大使ということの設置要綱と申しますか、そこを少し、簡単でいいですので、お示ください。

○市長（本田修一君） 志布志市ふるさと大使設置要綱でございます。

第1条で、「本市の豊かな歴史、文化、産業と広く紹介することにより、本市の発展を図るため、志布志ふるさと大使を置く」ということになっております。

○7番（鶴迫京子君） 目的は分かりますが、任期とか、何名とかそういう枠が、制限があるのか、そういう中身的なことを簡単にお示ください。

○市長（本田修一君） 2条で、職務といたしまして、「大使はそれぞれの居住地、職場等において、本市を広く紹介するとともに、本市の特産の普及、宣伝及び観光振興に努めるものとする」ということで、3条に定数を定めております。「20人以内」としてあります。そして、大使につきましては、任期は「2年」ということで、再任は、「再任することができる」としてあります。そしてまた、報酬等でございますが、「大使に対する報酬は支給しない」と。「ただし、任務遂行、観光、宣伝等のため大使に次に掲げるものを提供することができる」ということで、1番目に大使の名刺、2番目に本市の特産品、3番目に本市の広報紙、その他本市の刊行物ということを決めてあります。

○7番（鶴迫京子君） はい、よくわかりました。それでは通告に従いまして質問してまいりま

すが、平成24年度の3月に策定された向こう10年間の平成33年度までを計画期間とする、この志布志市振興計画、観光振興計画ですね。「志民による歓交まちづくり、おもてなし日本一を目指して」ということで策定されています。その中にしっかりうたわれています基本観光振興計画の基本方針3として、志の発信、観光客にやさしい情報発信とアクセスの向上をうたい、基本構想では志布志市観光プロモーションの展開ということで、市のイメージを発信する観光キャラクターの導入や、ふるさと大使などの活用を検討ということで、一応、時期といたしましては短期的にやっていくということで、誰が主体になってやるのかということでは、行政が主体になってやっていくということで、ここにちゃんとうたわれています。

そこで、お伺いいたします。関西志布志会、関西有明べぶんこ会、関東志布志会など、本市出身者でつくる郷土会の会員を、ふるさと大使に任命して住んでいるところはもちろんですが、あらゆるところで、ふるさと志布志の良さをPRしてもらい観光客の誘致につなげ、活性化を図っていく考えはないか。先ほど申されました5名のふるさと大使ですが、内容的には志布志に住んでいらっしゃるんですね。そして、そのブータンという、今度のそういう環境面的なことを今から始まる施策の中での特命大使という役目があるのではないかと思います、そして全く同じ関連の方が4人ということは、その全国的に向けての広がりというのちょっとどうかなという思いがあります。ですので、こういう形で、ふるさと大使を任命するということは、いかがなものですかということで、市長の率直な見解をお伺いいたします。

○市長(本田修一君) 先ほどもお話しましたように、このふじやま学校の方々につきましては、もともと東京在住だということで、東京にお住まいでありながら、志布志市の宣伝を精一杯していただいた方々でございました。しかし、今回、志布志の方に居を移されまして、そして事業をされながら、志布志の宣伝は引き続いてしていただけるということで、今、仕事の関係でほとんど7割から8割が東京の方でお仕事をされているということをお聞きしますので、引き続いて東京周辺で志布志のことは宣伝していただいているところでございます。

そしてまた、今回このブータンの事業につきましては、ジャイカを通じてブータン国、そしてまたブータン王国ティンプーシー市を中心とする市に対しまして、行政に対しまして、さまざまなアプローチをしているところでございますが、このことにつきまして、この方々につきましては、そのような面で、語学が特に、そしてまた、そういう関係の方々もたくさん御承知ということで、事業の組み立てにつきまして御協力をいただいているということでございます。

そして、先ほども申しましたように、予めこの地ならしのために行ってくださいまして、私どもが行こうとします事業が順調にいくためのお膳立てをしていただけるということになっておりますので、今回、今までの御功績やそしてまた今から取り組んでいただこうとする内容等も踏まえまして、ふるさと大使という形での委嘱をお願いしたとこととでございます。

先ほどもお話ありましたように、当然、私どものまちには、関東、関西を中心といたしまして、たくさんの郷土出身者の方々がおられます。現在、各郷土会を合わせますと、会員数でいけば3,100名という数字になっているようでございます。

私自身、また議長も含めてですが、毎年、東京と関東と、そして大阪を中心にふるさと会に出会いたしまして、この方々に、いつもふるさとに対しての熱いエールを送っていただくことを感謝申し上げ、そしてふるさと志布志の振興のために、さらに御貢献いただくようお願いしているところでございます。

先ほども言いましたように、この会長さん方には、そのような意味で大使としてお願いしていたところでございますが、任期が、役員を辞められたりということで、現在は大使にお願いできていないところでございますが、この方々を中心に大使にお願いしたいというふうには思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい。ただいま委嘱されている5名のふるさと大使の方々は、私もインターネットもう大分1年、2年ぐらい前から調べて、鹿屋にいらっしゃいますよね。そして志布志のドレッシングとかいろんなのを開発して、そういうこともいろんな意味でされていますよね、一緒に。だから、承知しているのですが、力量とかあれをですね。ですので、このことはこれでそういう世界に向けてですね、大きく、大きい鳥の目で、マクロの目でですね、そういうふうな大使としてご活躍していただきたいなという思いがありますので、これはもう何ら差し支えないと思いますので、是非、頑張って志布志をPRしていただきたいと思いますが、つい先だって、関西志布志会の方々と交流する機会がありました。今年で16周年を迎える関西志布志会の会員が600人を超したと。マンモス県人会になったんだよということでありました。久しくふるさとを離れ、関西地区でそれぞれの道を歩んでこられた県人会の方々には、ふるさと志布志が、文化、経済、産業などのあらゆる面において、大隅の地域で先導的に発展している今の現状が大変誇りに思うということをおっしゃっていました。

そのようなわけで、ふるさと志布志の活性化、発展に寄与できるように、県人会の親睦を図り、また、ふるさとの絆、親睦、連携、交流を深めていきたいと、そのような、ふるさと志布志に対する思いが、強い思いで伝わってきました。そういう強い思いが、実際、私自身見つめ直すことでした。そういう方々と出合いまして、1人で見つめ直してみたところ、こんな思いが自分にあるんだろうかという思いで反省しきりでした。そういう強い思いを持たれたふるさと志布志を愛する方々のために、行政側も、もちろん先ほどの市長の答弁にもありましたが、強く受け止めて、最重要視いたしまして、さんふらわあを利用したグラウンドゴルフ大会とか、みなとまつり、お釈迦まつりなどのときには、交流、歓迎会を催したり、議長も市長も関西の方に足をのばして、そういう交流会をしているということですが、しかしそれは何年も同じことですよね。毎年毎年。それだけでいいのかなと思うんですね。マンネリ化しているのではないかな、もっと何か手立てがあるのではないかなということで、そのことだけにとどまらず、何らかの施策をしっかりとそういう強い思いがえられるわけですので、先ほど市長は、ふるさと大使に任命したいという有り難いお言葉がありました。私も本当にそう思って、今度通告しているのですね。だからしっかりと打ち出すべきときが来ていると思います。

そこで、ふるさと大使、観光大使に名刺や、地元の特産品の贈呈とか、特産品のパンフレット

とかそういうものを行っていますよ、ということでありましたので、そこは引き続き継続してやっていただきたいと思います。市報も届いているということですが、また、こういう思いが強いわけでもありますのでね。こういう議会とか市の施政、政治に対する行事に対する動き、大変関心を持っていらっしゃると思います。ですので、是非、市報を送るとき「議会だより」を一緒に送ってもらえないかと思うんですね。そうすると市の動きがもっとまた違う角度からの視点で、大変分かるし、また、この思いが、広報観光PRとかですかね、地元のところでは議会だよりを見たり、市報を見たりしながら、特産を見たりしながら、向こうで志布志を、我がふるさと志布志をPRしていただくという思いが、もっともっと強くなると思いますので、このことをいかがお考えかお伺いします。

そしてもう1つ提案ですが、本当に今ここは設定温度は28度ですかね、先ほども昨日から同僚議員もあっちの控え室よりこっちが涼しいねと言って、もちろんクーラーが入っていませんのでね、控え室は。そうやってここでちょっと休憩していましたが、本当に節電、クールビズということで、今クールビズは常識になりましたね。だから皆さんもノーネクタイで、私もこういう格好で本会議場に臨むことができるわけですが、マスコミなどでも言っていますが、クールビズを乗り越えて超クールビズというので、今、官公庁なんかもやっているということがたびたび出ますが、本市もそういうクールビズを移行して、超クールビズ、超越したクールビズといことを考えてもらえないんですかということで、特に東日本震災後は、今、節電、節電と言われていますが、もちろん観光PRの観点から、夏場はアロハシャツかハッピーかを職員、議員は自前の有料で、自分で買ってですね、調達して、そしてそういうふるさと大使の方々は無料で。もちろん背広やスーツでないといけない場所もありますので、TPOに応じて着用する、そういうようなことは考えられないか、ふるさと大使には無料でそういうものを贈呈するというのに、この特典の中に入れていただけないものですか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさと大使の方々には、市報をお配りしているということで、議会だよりについても一緒になって送ってもらえないかというお話ですが、このことについては可能かというふうに思いますので、取り組みをまた議長とも相談しながら進めてまいりたいというふうに思います。

超クールビズということ、そんな言葉を本当に初めて聞いたような気がするんですが、本市でもいろんな夏場にかけてイベントがあるところがございますが、そのイベントに合わせてポロシャツをですね、着用をしてキャンペーンをしているところがございます。この夏場の期間だけ通してというような形での、そのような衣服については定めていないところがございますが、その折、その折にそういったものを着ているということで、特に夏場のそのポロシャツについては、志のポロシャツということを着用してもいいというような形にしているところがございます。そのようなものを、ふるさと大使の方々にもお送りして着用していただくかということにつきましては、少しふるさと会の会長さんないし、若者の方々ともご相談をしてみなきゃいけないかなというふうに思ったところがございます。

○7番（鶴迫京子君） 総務委員長のときに、種子島の「鉄砲まつり」に参加させていただきました。そのときに、船に乗る前にですね、もう今はなき商工観光の堤会長ですね、が大漁旗で縫った、こう足元までくるハッピーというんですか、何て言うんですか、それを着て来られました。もうびっくりですね。だけど相当インパクトがありますよね。PRになりますよね。一目でみんながこう目がいきますね。そして、いざその鉄砲まつりの交流会というか、その中で次の日相当暑かったんですね。そしたら、堺市の副議長ですね、女性でした。副議長がこのアロハシャツですね、ハッピーじゃなくてアロハシャツのブルーのアロハシャツを着て、鉄砲まつりのあの暑い中ですね、本当に背広とかですよ、皆さん着ていらっしゃるんですよ。市長も行かれましたね。ですので、本当にクールビズの時代だし、見ていても涼しいしということで、大変すごく好感をもちました。それで、わが志布志市も何とかできないのかなということで、いろんなそういう研修に行ったときもPRにもなりますので、そこで、ハッピーなしシャツとなりましたときに。市の花はひまわりですよ、市長もひまわり大好きでしょう。ひまわりをシャツにデザイン化してですよ、ひまわりがいっぱいついたシャツなりとか、そういうのをつけましたら、もし、市長、想像してください。それが、この質問していることが叶ったとしてですよ、ここにみんな花が咲くんですよ。この議場、BTVのテレビで映っていましたら、そのアロハシャツ、ひまわりのついたシャツを着て、お互いに討論するという。それをもう想像しただけで、やっぱり市民の方、テレビを見ていらっしゃいますが、とても明るいまちに、印象もよくてですね、なるんですが、やはりいろんなことのモデルは議員、そして行政、職員、私たちがやはりそういうことに、先頭にならなければいけないんじゃないかなと思います、いかがですか。

○市長（本田修一君） 現在のところ、さまざまな団体が、さまざまな機関にキャンペーンをするときに、それなりにTシャツないしはポロシャツ、そしてまたハッピーを作成されて着用するようでございます。

先ほどもお話ししましたように、本市では、この夏服の期間には、通じて志のポロシャツでいいですよ。そしてまたみなとまつりがあるときには、みなとまつりのポロシャツを着用する職員もたくさんいるところでございます。そのようなことで、本当は私どもも期間を通した形で全員同じような形のをすればいいのかなと。そしてまた、そのことについて民間の方も一緒になっていただければ、本当に市全体が一つの方向性を向いているということが示されるのではないかなというふうには思うところでございますが、現在のところはそれぞれの団体で取り組みをされていることを尊重しているというか、そういった言い方になるわけでございますが、それぞれの方々の考えの中で一生懸命やっただけであればというような形での市での取り組みということになっているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ごみ資源化率日本一も、すぐ日本一になったわけではありませんので、少しずつの取り組みがそういう形になって日本一になっているということでありますので、このアロハシャツ、ポロシャツというか、私が今提案しているこのことだけでも、まず、小さい単位から初めてそれを広げていく、22名じゃないですか、ふるさと大使の方は、ですよ。まずそこか

らそういうことを作成する。いろいろどうなのがいいかというのは、またそちらでお考えになればいいですが、関西志布志会の方がさんふらわあで見えたときも、ただ、普通の格好であそこに並ばれて、どの方がということもないし、受ける側もハッピーが足りたり足りなかったりとかです、何か本当に本市というのは、みなとまつりにもしてもですが、統一感がないですね。市長も認めていらっしゃると思いますよ。バラバラですね。それは決めたらバラバラにならないんじゃないですかね。やはり、ごみと一緒に少しずつの単位からやっていって、それを浸透させていけば自然と統一したものになる。そこが決められていないから、もうてんでんバラバラになっていく。やはり、ここは形からということもありますが、やはり、形をまず整えれば、それに心もしっかりついていく、それが制服、ユニフォームの、あれですね、制服がなぜあるかということに尽きると思います。こういうことを何か感性が違うのかよく分かりませんが、耳からさっと流されているのではないですか。ちょっとお聞きします。

○市長（本田修一君）本市では統一したものとしてここにあります志のイメージキャラクターですね、旗も作っておりますし、そして先ほども言いましたようにポロシャツを着まして、クールビズの期間には職員はこれを着用していいというようなふうになっているところでございます。これは、今現在のところ市役所だけそういった形でやっているということでございまして、民間の方にもこのマークについて、どんどんご使用くださいと。そしてまた、ハッピー等にもご使用いただけないですかということのお願いはしていないところでございます。今、お話がありましたように、だんだんそういったものをお願いしていけば、全体的にまた広がっていくのかなというふう思うところでございますので、また、それぞれの部署を通じて、このイメージキャラクターについてのご使用をお願いしたいなというふうには思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君）はい。今あるポロシャツを利用して、それを広めていきたいという答弁に聞こえましたが、なかなか清涼感というか今のポロシャツも皆さん相当着用されていますかね。利用具合はどうですか。

○企画政策課長（武石裕二君）ポロシャツにつきましては、企画政策課の方で取りまとめを職員の方にして、自費ということで購入をいただいておりますので、着用については先ほど市長が答弁がありましたとおり、7月には夏祭りとは花火大会がございまして、その期間までには、花火大会、そのポロシャツを着ると。それ以降については志のマークの入ったシャツを着用しているというのは、大方職員はそういう形で着ている状況にあります。

以上です。

○7番（鶴迫京子君）市長、そのふるさと大使22名の方にハッピーなり、そういうのを考えられませんか。出迎えたりとか、みなとまつりとか、そういうときに、ないですね。お釈迦まつりの行進をされる時も違うハッピーを着たりとかですよ、ありますよね。そういうようなことは特典の中に入れられないものですか。

○市長（本田修一君）帰って来られた方々を歓迎するときには、そのようなセレモニーをいたしまして、職員はそれぞれそのときの揃いのハッピーないしポロシャツ等を着用するというので、

お出迎えをしているところでございます。

ふるさと大使の方々にも、そのようなポロシャツ等を差し上げるかどうかにつきましては、着ていただいて、こちらで楽しんでいただくのは、それで楽しんでいただくことになるかもしれませんが、それを持って帰って、かの地で着ていただけるのかどうかということについては、また、会長さん方ともご相談をしなければならない内容ではないかなというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい。そういう、ただ、市長自身で決められないということでもありますので、いろいろ御意見を伺って、いい方向にですね。

1つだけちょっとお聞きしたいんですが。市長はそういうエコの時代ですので、クールビズということで、そういう堺市のそういう議員の方がそういうのを来て、わざわざ種子島まで来てずっと居られましたね。そういうことに関してどう思われましたか。

○市長（本田修一君） 先ほど、亡くなられた堤さんのお話をされましたが、私自身も堤前会長、そしてまた、霧島の前田市長さんを見て、すばらしいハッピーを着用されておられますので、私自身も市長用のハッピーを作らせてもらったところでございます。ということで、私自身はいろいろなイベントがある場面に行きましては、そのようなものを着用しているところでございますので、今、お話があったような形で、内容につきましては十分賛同して、そのような形でのPRをすべきだというふうには思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ふるさと大使に任命するという回答をいただきました。それと、議会だよりを送付するということは答弁をいただきましたので、一応、そのほかのシャツのことは現在自前のものがあつたりしますので、いろいろと課題が多かろうと思っておりますので、またそれはこれからのこととしまして、いろいろ、そういう意見があるということですね。やはりこういうのは女性の視点なのかも分かりませんが、本当にこういうときに、暑かったり、今日はクーラーが入っていますが、これをクーラーをいれずに、そういうポロシャツというか、そういうアロハシャツなどを着て、明るいひまわりの花でもこうのった、全員が着てですよ、ここで、そういう議論をしたりしたら、もっとまた違う形のいいアイデアが出たりですね、出るのではないかなという思いがありますので、そういう考え方もあるのだということを、何かいろいろありましたときには、会長さんなり、いろんなところで意見を聴衆して伺ったりしてみてください。

一応、ふるさと大使ということは、そのことで了解いたしましたので、よろしく願いいたします。議会だよりの送付もお願いします。

先ほど、観光振興計画にふれましたが、そこの中に載っていましたが観光プロモーションの展開ということで、市のイメージを発信する観光キャラクターの導入への進み具合はいかがですか。まだ3カ月しか経っていませんので、ぜんぜん進んでいないというのが、と思うのですが、ただ方向性の確認をしてみたいと思います。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 先日、全協で御説明いたしましたように、今年の3月をもってこの観光振興計画は完成したところでございます。今、議員の申されました基本施策にも載っ

ておりまして、観光キャラクター、大使等の検討というのをですね、議員の申された方向性で今検討をするところまでございまして、それぞれのアクションプランというのを定めておりますけども、その1つでございまして、これについては、時期をそれぞれ明示しておりまして、短期、中期、長期の中で取り組むと。今申されたこのキャラクター等につきましては、短期の中ですぐに取り組むという形ですね、準備をしておりますので、この間御説明申し上げましたように、今年度それぞれのプロジェクト、まず職員を中心としたプロジェクトチームで検討しまして、それを仮称ですけども推進協議会の中に挙げて、早ければ来年度からですね、事業化をしていくという方針でおりますので、早速、今議会を終了しましたらプロジェクトチーム等を立ち上げて、早期に取り組むものについてはですね、早期に検討して、できるだけ早く協議の整ったものは来年度予算にお願いするというような方向で現在いくところでございます。

○7番（鶴迫京子君） すばらしい方向性が見えてきましたので、楽しみして待ちたいと思います。18日、昨日の新聞に、「クスミンよろしくね」というので出ていました。始良市ですね、始良市が早速名前を公募して市のイメージキャラクターの名称が「クスミン」。蒲生の大きな「クス」とみんなの「みん」をつないで「クスミン」というので、こういうのができましたというのが載っていました。ですので、志布志も皆さんのいっぱい知恵を拝借していいキャラクターができるのではないかと思いますので、首を長くして待ちたいとおもいます。

それと、もし、こういうキャラクターが年度をかけてできたとしましたら、今、鹿児島で有名な「薩摩剣士隼人」というのが、何か先ほどお聞きしましたら、コープのあそこのあそぞらですか、あそこにも来たということですが、来られたんですかね。

○市長（本田修一君） どうも職員がみんな首を振っているようで、確認をしていないようでございます。申しわけございません。

○7番（鶴迫京子君） 確かに来たよと言う方がいらっしゃいましたので、来ていると思いますので、この「薩摩剣士隼人」はもうテレビでも有名になって、大変今ヒーローですね。この薩摩剣士が行くところ行くところで、地方のまたこういうイメージキャラクターというか、こういう人たちも一緒になって、合同でいろんなことを企画されてできるというような、そういうこともありますので、そういういろんな広がりがありますね。そういうことで、是非、今、港湾商工課の課長からいい、よい回答ができましたので、本当にうれしく思います。

今回は、市民目線に立って、市民の代弁者として、公民館や墓地公園のことなど環境行政と観光行政について質問いたしました。

市長は、今回回答されましたことにしっかり向き合ってほしいと思います。そして、同じことを何度も何度も私たちが質問することのないように、責任を持った現行一致の対応を要請しまして、私の質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

次に、18番、東宏二君の一般質問を許可します。

○18番（東 宏二君） 台風4号も本市にはあまり影響がなくて胸を撫で下ろしているところで

ございます。また5号も見えているようでございますが、本市に影響がないことを祈りたいと思っております。

一般質問を通告していただきましたので、通告順に従ってまいりますので、誠意ある答弁を望むものでございます。

はじめに、グラウンドゴルフ専用場でございますが、年々グラウンドゴルフ愛好者が増えていることは、市長も御存じのとおりでございます。本市では数多くのグラウンドゴルフ大会があるわけでございますが、専用場がないためグラウンドコンディションが悪い会場で大会をしている状況であります。また、さんふらわあ交流グラウンドゴルフ全国大会も開催されていますので、体育館東側の市有地に専用グラウンド場はできないか、お伺いします。

○市長（本田修一君） 東議員の質問にお答えいたします。

グラウンドゴルフ専用場につきましては、以前も東議員からご質問があったところでございます。議員のおっしゃるとおり、現在市民のグラウンドゴルフ愛好者は大変多く、スポーツ・レクリエーション競技の中でも、競技人口が増えており、競技力向上はもとより、健康増進にも十分寄与しているものと認識しているところであります。

グラウンドゴルフ大会の会場につきましても、緑地公園やふれあい広場などを活用いただいております。昨年からはしおかぜ公園も使用できるようになっております。

現在の体育施設をグラウンドゴルフ専用にするということにつきましては、前回答弁いたしましたとおり、他の競技種目など多岐多様な利用によりまして、市民の健康増進や憩いの場として利用していただく計画でございますので、専用化は難しいということをご理解いただければというふうに思います。

これ以外の市有地にグラウンドゴルフ専用場はできないか、ということについてでございますが、市内には体育施設も数多くありまして、中には老朽化している施設もあるようでございます。今後そのような施設の改修や改築、あるいは新設や廃止というものも含めまして、社会体育行政及び市民の健康づくりという観点から、検討していかなければならないと考えております。

議員、ご指摘になりました体育館東側の市有地につきましても、若浜地区の全体的な計画を含め、今後検討してまいりたいと考えております。

具体的な検討としましては、平成25年度を目途に、スポーツ振興計画を策定する計画でございます。この策定に向けまして、平成24年度からスポーツ推進審議会を開催いたしまして、本市のスポーツ振興やスポーツ施設の在り方も検討していくところでございます。この中で若浜地区周辺も含めました市内全域のスポーツゾーンや専用グラウンドゴルフ場につきましても、審議会委員の皆様の御意見を聞きながら、計画の中で協議、検討してまいりたいと考えております。

○18番（東 宏二君） 12月議会で、私一般質問したわけでございますが、この中でも、審議会の中で協議をしていくということで、答弁をもらっているわけです。先ほどありましたように、12月から6月までの、この時間に審議会が行われていたのか、また同じようなことを、今、市長が言われるわけですね。私は12月議会でこのことはちゃんと聞いているんですね。ここにち

ゃんと持っていますので。そのことについて協議会が開かれたのか、その辺はどうなんですかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御指摘のとおりスポーツ審議会で検討する話しではなかったかという御質問でございますが、前回は議員の質問に対しまして、そのように回答いたしております。

経緯、状況等について少し説明させていただきます。スポーツ振興につきまして平成23年8月に、スポーツ基本法が施行され、国のスポーツ基本計画が平成24年3月30日に策定されたところでございまして、この基本計画を賃借し、県及び市がその地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるというふうになっておりますので、まずは県の計画が策定したのを受けて、本市においても策定していこうと考えておるところでございます。何分にも国の策定が当初より大幅に遅れまして、県もこれから策定ということでございます。本市におきましても、国、県の策定状況を踏まえ、そして作ろうという計画をもっておりましたので、本市におきましても当初計画よりも進捗が遅れておりますが、現在スポーツ推進審議会の委員の選定ということで、一般市民から公募を行ったところでございます。おおよその委員の選定が済みましたので、できるだけ早い段階での審議会の開催をしてまいりたいと考えております。その審議会の中で、本市のスポーツ施設の在り方、あるいはまた、そのほかスポーツ施設、あるいはスポーツの競技力向上のための様々な課題を検討していただいて、より良い志布志の健康増進をも含めて競技力向上に努めていけたらと、そういうふうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○18番（東 宏二君） 全く前の答弁と一緒にございます。国の方の策定が遅れたから、まだ市の方でも作っていないということでございますね。全く12月議会の答弁の中でも、これは同じようなことが言われております。これを言っても仕方ないことございまして、市長として、市長のお考え、前いつもいろんな形でですね、こういう大会に顔を出していただいて、いろいろな方々とお話をされて、お願いとかいろんなことを聞かれると思うんですが、その辺を加味してですよ、市長はどのような考えをもっておられるのか、このことについて、ちょっとお答えをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、お話がありましたように、グラウンドゴルフの愛好者の方々、そして幹部の方々とも、よくお話をさせていただいているところでございます。そして、皆さん方が専用の競技場を望んでおられるということについては、受け止めているところでございます。そのようなことを受けまして、ただいま申しましたように、総合的な形で協議が進められるということでございますので、その中にきちっと愛好会の方々、協会の方々の思いを出していきたいというふうには思っております。

○18番（東 宏二君） 意見を出していくということで受け止めたんですが、やはり平成25年度、来年度ですよ、予算措置もしなければならない、早めにそういうことが審議会がですよ、開催されるような形でですね、急いでいただけないといかんと思うんですよ。

まずは、私が言っているのは、グラウンドゴルフ場だけのことだけではないんですよ。やはり空き地を利用してですよ、保育園の運動会とかレクリエーションをできる場とか、桜の木を植栽して、あそこ行ったらですよ、そういうグラウンドもしてもいい、幼稚園の子どもさんたちが運動会と遠足に来てもいいような、総合的にですよ、娯楽施設というんじゃなくして、生涯スポーツランドというか、そういう形ですよ、みんなが使える形ですよ、グラウンドだけじゃないと、私は。グラウンド場を作れば、芝をはればグラウンドだけじゃなくて、ほかの、そういう私が今言ったようなこともできると思うんですよ。その辺の考え方はどうなんですかね。

○市長（本田修一君） 現在、ふれあい広場を中心としまして、公園が広場があるところでございます。それは、広場を活用して、市民の方々がスポーツに取り組まれ楽しんでおられるということでございます。そしてまた、今、お話がありましたように、保育園、幼稚園等の運動会も時より開かれているようでございます。今回お話があった件につきましては、その多目的な広場について、グラウンドゴルフ愛好家の方々が、グラウンドが状況が、状態が悪いということで、できれば専用のグラウンドゴルフ場を確保してほしいというような要望の中での私どもの対応ということになっているところでございますので、協会の方々、関係者の方々の御意見等、十分賜りながら、このことについては進めてまいりたいと考えているところでございます。

○18番（東 宏二君） 市長が入り込み客の100万人ということで、先ほど同僚議員の方でも、どういう形で100万人を呼ぶのかというような質問もございました。グラウンドゴルフの大会をすればですね、鹿屋、垂水、市外からもですね、大分来られるんですよ。入り込み客の100万人以上になるというようなことになろうかと思うんですよ。だから、人が来ていただければ、やはり、競技していただく場所、これが本当に志布志はりっぱなグラウンド場と多目的ないろいろな施設をもっておられますねというようなことですよ、評価も上がってくるんですよ。だから、県の役員の方々も今度交代されましたけれども、やはり、そういう中で、そういうアピールをしていけばですよ、大きな県大会とか、そういう大会ができるような会場になるのではないかと考えているんですよ。その辺のことですよ、市長が「日本一」といつも言われるんですよ。「日本一」、いろいろな形で日本一、グラウンドゴルフの会員が多い日本一じゃなくて、やはりグラウンドゴルフを楽しめる場所の日本一というような形ですよ、その辺をしていただければ、下の緑地公園もつながっていますので、大きな大会ができるんですよ。今、市長の方では来年平成25年度で審議会の中で出していくというようなことですが、早めにですよ、そういう審議会もですよ、重ねていただいて、やはりこのことに対してはですよ、やはり前向きにですよ、取り組んでいただいて、先ほどの市長の方からも言われましたように健康増進、いろんな形ですよ、プラスになっていると思うんですよ。そこら辺はどうですかね。健康増進の場としても使えると思うんですが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

グラウンドゴルフ愛好家の方々は、それこそ極端に言えば、冬の雪の降るさなかにも、夏のかんかん照りのなかにも一生懸命グラウンドゴルフに取り組まれる愛好家の方々がたくさんおられ

るということで、大会の開催日以外もそれぞれの地域で週2、3回練習されておられるということをお聞きするところでございます。そういったことで、本当にグラウンドゴルフにつきましては、年々会員が増えてきて、そのような方々が、高齢者の方々の健康増進につながっているということについては十分認識しているところでございます。

そういうことで、今、1,700人ほどいらっしゃるというふうに聞くところですが、またその数をもっともっと増やしていただきたいというようなお話もさせていただいているところでございまして、そのことも合わせて本市にもきちっとした形での、グラウンドゴルフができるコートと、グラウンドを整備ができれば、本当に皆さん方が喜んでいただけるというふうには思っておりますので、そのことについては、先ほど申しましたような流れの中で取り組みをさせていただければというふうに思うところでございます。

教育委員会の方でも、その委員の選定は済んだということでございますので、今後直ちに第1回目の会議が開催されると思っておりますので、その流れにつきましては、私どもの方も、なるべく早く進捗が進むように教育委員会の方にもお願いしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○18番（東 宏二君） 教育長、よく聞いてくださいよ。あのですね、グラウンドゴルフのホールインワン基金ということで、旧有明町まだ合併する前ですよ、社協に軽の車を1台、合併してから志布志の社会福祉協議会に1台、今年でしたかね、松山の協議会に車イスを贈呈している。これは我々が一生懸命皆さんとともにやって、ホールインワンを入れた、その100円という基金を、志布志から鹿児島県の協会に送って、成績のいい順にお金をいっぱい給付した順にですね、そういう車とかいろいろなものが贈呈されるんですよ。だから、私が言っているのは、やはり、そういうことも志布志市にも貢献しているんだよと、我々グラウンドゴルフ愛好者はということで、皆さん言われるんですよ。だから、やはり前向きに、もう私も3回目ですよ、このことについては、だからその辺のこともですよ、教育委員会としてはどんな考えをもっておられるのか、今ちょっと教育長お答えをしてみてください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃるように、あるいはまた先ほど答弁いたしましたように、グラウンドゴルフの人口は増えて、そしてまた極めて健康的で、そしてさらに今おっしゃったように、社会的貢献も経済的な面からもなさっているということは、おおむね伺っております。

ですから、私どもといたしましても、何とかこれできないものかということ、この前の議員の質問の後でも、志布志の運動公園の東側のあの駐車場ですね、あそこということも、我々なりにも検討したわけですが、どうしてもあそこも、また今度は別な面から言いますと、あそこはスポーツ大会だとか、花火大会だとか何かのときに、駐車場として恒常的ではないけど、使っているんだよというようなことをお聞きいたしましたので、そうなるもまた、そちらがなくなるなどというようなことを思ったところでございます。しかし駐車場としてあっても芝を張って駐車場にすればいいがね、というような意見もお聞きしました。ああそうかと。そうすればそこ

に車が入っていいのかなというようなことも考えましたけれども、しかし、車が入りしてわだちがいついついてしまうと、これまたグラウンドゴルフには不適當だろうというようなこと等々、いろいろ考えておったわけですが、そしてそうやって、何とかこれ対極的な立場から議論、討議審議していただいといてというして、先ほど申しましたように、スポーツ審議会を早く立ち上げないというところでおりましたところ、御案内のとおり非常に国の方が時間がかかってしまったものですから、それに合わせて県の方も遅れましたし、どうしてもそういう方向が見えないと、単独で志布志市だけでそのスポーツ審議会ということもできませんので、あれは法律でスポーツ振興推進委員というのが決まったものから発しておりますので、そういうところをやっていきましょうということで、今先ほど申しましたように、審議会の委員の公募もいたしまして、数名決まったところですし、いよいよ4月辺りから今度は具体的に審議会のメンバーをきちっと揃えて、規則を作ってそしてそれから審議して行こうと。そのときに、まずは何をしておき、この若浜地区を中心とするスポーツイベントの、あるいは今おっしゃるようにスポーツランドというんでしょうかね、そういうものができるとなれば1日も早く完成に近づきたいというのは、私ども教育委員会のスタンスでもございます。

ですから、今市長も答えましたように、今後はグラウンドゴルフの専用球場を造るということ的前提とするのか、それとも従来のとおり多目的広場として造っていくのかということ等も併せて、またほかの競技の方々にはほかの競技の方々の言い分もございましょうから、そういうところも聞きながら過不足のないように、不公平の生じないように考えていただきたいと、その審議会にですね、そういうふうを考えております。私どももグラウンドゴルフの愛好者の方々の貢献と、社会的貢献というものを認めないわけでは決してございません。ですから、そういうことを含めて今後その審議会等で誠心誠意審議していかなければならない重要な課題だと認識しております。

○18番（東 宏二君） あその地番となるわけですが、志布志町安楽190番台の枝番でずっと流れてきているわけですね。これは普通財産と思うんですが、この財産は教育委員会が管理しているのか、市が管理していますか、その辺はどうですか。

○志布志支所長（外山文弘君） ここのにつきましては、志布志の支所の地域振興課の方で管理しております。

○18番（東 宏二君） 教育委員会としては、所管のスポーツ振興という中での競技をするということで、その土地は普通財産ということで支所が管理をしているということでございます。市長の一声で決まるようなことでございます。その辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このグラウンドゴルフの専用競技場の整備につきましては、長い間会員の皆さん方の御希望のあるところでございます。そしてまた、先ほど話がありますように、競技される方々も増えてきているということでございますので、専用の競技場について更に要望が高まっているということについては、十分認識しているところでございます。

先程来お話ししますように、スポーツ審議会の中で、きっちり位置づけをしていきまして、私自身としましては、この専用競技場をどのような形で定めるかということを前提に話をしてもらえればというふうに思うところでございます。

○議長（上村 環君） 東議員、同じ答弁が繰り返されておりますので、質問を、趣旨を変えてください。

○18番（東 宏二君） 夢中になると何を言ったか分からんごとなりますので、ちょっとそのときは、ご注意をください。

駐車場で使っておられるということで、前もそういう話を聞きました。大きなイベントとか、そういうのに使っていると、地目的にはどういうふうになっているのかと聞きましたら「空き地だ」と。空き地だそうです。駐車場としては指定はされていないそうです。勝手に停めるそうです。そういうことで、空き地ということになっているようでございます。普通財産ということでございますので、市長がグラウンドゴルフ愛好者の方々の気持ちをくんでですよ、思いがあれば早めにはできるのではないかなと思っておりますが。

1回ですよ、福祉課でも保健課でもいいですが、会員の名簿が全部分かりますので、その健康状態、病院に何回行かれるのか、その辺のことも調べればですよ、本当に医療費のこともですよ、すぐ分かると思うんですがね。会員の住所から全部分かっておりますので。そういう調査をされるようであれば、協会としても協力するというようなこともお話ができるんですが、その辺のことはどうですかね。

○市長（本田修一君） 先ほども言いましたように、愛好家の方々は本当に1年間のうちにほとんど、それこそ多い方は200日を越えるぐらいの競技に親しんでおられる毎日ではないかなというふうに思っています。ということだとすれば、当然、病院に行かれる機会が少ないということについては十分認識しているところでございます。

また、そのような観点からのデータというものが、必要というふうに担当のことも考え協議しまして、必要ということになれば、是非、御協力をお願いしたいと思います。

○18番（東 宏二君） そこのごたごた、いろいろな形で無理があるか、担当者との話をしながらですよ、その辺はまた無理のないようにですよ、個人情報もあるか分かりませんので、その辺はしっかりと情報をつかんでやっていただければと思っております。

最後に1つ聞きます。やる気はあるんですね。どうですか。

○市長（本田修一君） 先程来答弁いたしますように、やる気があるということでございます。ただ、まだいろいろ整理しなけりゃならないことがあるということをお承知いただければというふうに思います。

○18番（東 宏二君） やる気があるということで、いろいろなことが審議会の中でもというような協議をしなければいけないということでございますので、その辺を理解して次に移りたいと思います。

次に枇榔島の栈橋についてですが、昨年台風で栈橋が破損して、まだ、いまだに修復ができて

いません。12月議会です、私も質問したわけですが、市長の答弁では、植生に影響する竹の伐採や山形県の坂田市の交流事業などがあるので、今後地権者、権利者ですね、権利者、また大隈森林管理署と協議をして検討するとの答弁でございました。その後どういうふうに移しているのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

枇榔島棧橋の修復の件につきましては、昨年の12月議会でも、議員から一般質問でいただいたところでございます。内容につきましては、昨年8月上旬の台風接近によりまして、船着場としての機能を有していたブロックが倒壊したことにより流失し、その機能が全く果たせない現状であるので修復する考えはないかという御質問でしたが、このような状況は現在も続いております。棧橋の修復等につきましては、以前枇榔島への不定期航路を保有されておりました南九州観光開発株式会社が乗船客を、枇榔島へ上陸させるための施設として整備された経緯から、当然、それらの施設の管理等につきましては所有者である南九州観光開発が主体となって復旧が行われるべきという見解から、現時点で市が主体となった復旧はできないものと認識していると答弁しましたが、このことについては現在も同様の考え方でございます。そして必要に応じて、権利関係者はもとより大隈森林管理署など関係機関と協議しながら検討してまいりますと答弁いたしましたが、今の棧橋の現状について、所有者である南九州観光開発に問い合わせをしましたところ、本年3月に当社において壊れた棧橋を撤去する方向で見積もりを業者に依頼するところまでは計画されていたが、結局実現には至らず、当面、平成27年3月までの発着場の専用許可が継続されているということでございます。また、国の機関である大隈森林管理署に問い合わせましたところ、当機関の枇榔島に関わる役割は、国有林の管理面だけの権限であり、棧橋に関わる普及工事には関与できないということでございました。このような協議の経過でございますが、棧橋を市が勧誘して建設するとなると、安全度が高い形で整備しなければいけませんので、現時点での復旧に関しては、中長期的な展望の中で検討させていただきたいというふうに思うところでございます。

○18番（東 宏二君） はい。12月議会と全く答弁が一緒でございました。執行部の方から、こういう答弁書がもらわれたと思っているんですが、やはり植生に影響を及ぼす竹の伐採や、山形の酒田市との交流事業があるということで、市長が答弁されて、市としても考えていかないかということをおっしゃっているんですね。それで観光面に対しても、この位置づけでどうするのか、今後のことはもう1回位置づけを観光拠点として位置づけしていくのか、その辺も協議をしていくという答弁だったんですが、協議をされたんですかね、本当に。ちょっと聞いてみるとあんまり協議をされていないような情報が入ってきたんですが、このことについて、市長は前の答弁のときはいいことを言われて、今回はまた無理なようなことを言われる。あそこは夏場が近くなって、私がまた何で行ったかということ、夏場が近くなって利用をされる方がおられるから、もう6カ月ぐらい経っているんだけど、まだ何もないと。私どもにも何も答えも経過報告もないということで一般質問をしたわけですが、この植生の影響を及ぼす竹の伐採や山形、酒田市の交流事業はもうされないんですか。これはどこから船を降ろして、どこからどうして枇榔島に降りられる

計画ですか。その辺が、計画があればちょっと教えてみてください。

○教育長（坪田勝秀君） その事業は、教育委員会の事業でございますので、お答えします。

一昨年でしたか、1回行ったんですよ。そしたらそのときはまだ壊れていないときでしたので、子どもたちが喜んでまいったわけです。ただし、あそこの枇榔島自体が御存じのとおり、大変天然記念物というか、植生がユニークな植生なもんですから。だんだんどんどんどんどん入っていけないところですよ。ですから、あの竹の伐採には許可をもらって入っているわけですね。だけどそれでも今年も行きましたけども、棧橋があれば大変便利がいいんでしょうけども、波の静かなところにうちの文化財の職員が行ったと。去年は山形の研修もあそこでやろうかとしたんだけど、とても天気が悪かったか、棧橋の関係で非常に危険だということでやめました。今年も、もし夏に山形はもちろん10名ぐらい来る予定でおりますが、来たときにはもうちょっと枇榔島には、やっぱり安全性ということ考えたときには、やっぱり行けないんじゃないかなというふうには、今考えておるところです。ですから、あとは、そういう施設設備ができて、そして関係各方面から島に上陸する許可がですね、正式に出れば、ま、どの辺まで入って行くかということは大変微妙なところがあるようですので、そういうことがあれば、そちらの方面からも棧橋の整備というのはできるかもしれないなと。素人考えではそう思っておりますけど。

○18番（東 宏二君） あやふやな答弁で、かもしれないとか、私には理解できませんがね。1つ観光面としての考え方、市長は考えていないですから、やはり志布志に1つしかない枇榔島。枇榔の生息をして、本当に夏場はキャンプをされたり、砂場も少なくなりましたけれども、やはりやっぱり人気スポットではないかなと思っているんですよ。間近に島があるということは志布志の魅力ではないかと、私は思っているんですよ。これは市長も今こういうことを観光面で利活用をするのであれば、やはり、そういう施設が必要ではないかと思うんですが、その辺の思いは、もう観光面ではもう考えんから無理やと、言われるのか、その辺はどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

枇榔島につきましては、平成5年、平成3年ぐらいから平成10年ぐらいのデータで行きますと、年2,000人程度ということで、渡航されているようでございます。しかしそれ以降、夏場だけの営業ということで、ぐんと減っているというようなふうに、調査が数字がでているようでございます。そしてまた近年は今お話がありますように、枇榔島の景観、また海浜等が流出しまして岩場の島になってきているというようなことで、渡る人が激減しているというような状況でございます。その中で、今後、枇榔島の観光振興の素材として、どのような形で整備するかということについてですが、本年3月に策定いたしました観光振興計画におきましては、基本施策の1つである観光拠点を結ぶ観光ルート、メニューの確立のアクションプランで枇榔島や国際の森を生かした新観光ルートと、そして自然観察ルートと、港を巡るルートという設定等を件とする言う方針になっております。ということでルートということでございますので、そこにまた上陸するのかと、どういうことにつきましても、今年度以降、推進協議会で具体的な活用案が協議されるというふうに思うところでございます。

○18番（東 宏二君） もう協議会の中でばかりですね、協議会ばかり出てきますね。何のことも協議会で審議会で審議して、協議会の中で決定をしていくということで、市長の考えとか、このことについては出ない、協議会の中で協議をしていただくというようなことで、答弁をもらうんですが、先ほどのグラウンドゴルフ場のことでも、同じようなことでしたが、やはり志布志の、今は国際の森も本当に素晴らしい景観ですよ。みどりのも行けばすごくいい志布志の町を一望できる枇榔からですね。今、新若浜もできて、船の往来もよく見える、そうしたところで、やっぱり観光拠点としての位置づけをされるのであれば、やはり、そのことに間に合うような形で、栈橋のこともやはり関係各団体と協議をして、そういう早く一緒に協議会と答えが出れば直ちに観光拠点のルートとして使えるような設備を作るのが、私は当然だと思うんですよ。だから早めにですよ、していかないと策定をされて、位置づけをされても、降りるところがない、危険だというふうになると、逆に後手に回ってですよ、やはりその計画が崩れてしまうおそれもあると思うんですが、その辺はどんな考えをもっておられるんですかね。

○市長（本田修一君） 答えいたします。

今回観光振興計画を定めまして、今後実施のための、また計画も定めていくことになろうかと思っております。そのときに、振興計画の中で重点ゾーンというのをお示したところでございます。そして特に、早急に重点ゾーンの整備ということをごダグリ周辺というふうにご現在のところ考えているところでございます。予算も限られておりますので、重点的に整備をしながら、全体の振興を図っていくということになろうかと思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○18番（東 宏二君） ということは、もう栈橋は市としては無理だと、もうできないというふうなふうに理解してよろしいんですか。

○市長（本田修一君） この枇榔島周辺の観光ルートということにつきましては、平成28年の中期目標というふうになっております。その中で協議することになるわけでございますが、先ほどもお話ししましたように、現在この枇榔島につきましては、ここ10年以降上陸される方が激減していると、そしてまた海浜等も失われているということがございますので、かなり厳しいのではないかなというふうには思うところでございます。

○18番（東 宏二君） もう利用度がないから造っても無駄ということでございますね。そういう理解をしないといけませんよ。利用度があれば栈橋を造っていくと。

最後に聞きますよ。市が造るということで、許可とかそういうのは出るんですか。市がもし造るとした場合ですよ。その辺はどうですか。

○耕地林務水産課長（井出佐喜雄君） 答えいたします。

関係所管は県土木でございます。市が事業主体になれば許可はできます。以上でございます。

○18番（東 宏二君） 市が造る気があればできるということで、今答弁をいただきました。平成28年度までのこの観光ルート作成でですね、今は無理かもしれませんが、やっぱり平成28年度以内ですよ、そういう計画があればですよ、造っていただければと思っています。もう、何を言っても今のところ無理ですので、これで終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

○
午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番（下平晴行君） 通告に基づいて質問いたします。答弁は簡潔にお願いします。

はじめに通学路の安全対策についてであります。昨日も同僚議員が質問がありました。角度を変えて質問したいと思います。京都府の亀岡市で登校中の小学生の列に、無免許運転の少年が運転する軽自動車が進み込み、10人が死傷した事故をはじめ、次々とこのような事故が、悲惨な事故が発生しております。残念なことに無免許で運転していた少年の刑は自動車運転過失致死傷罪で、危険運転致死傷罪の適用は受けられなかったようであります。このような許しがたい事故がないことを祈りますが、本市でも、いつ起きてもおかしくないような道路状況であります。実態調査をされたのか、そのことによる対策は、どのような協議をされたかお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

昨日の小野議員の質問にもお答えをいたしましたように、京都府亀岡市や愛知県岡崎市で発生いたしました事故には、極めて私どもも心を痛めているところでございます。本市の通学路につきましては、毎年各学校において、年度当初に危険箇所点検を行い、4月末までに教育委員会へ報告を求めています。本年度も市内の23の小中学校から報告を求めたところでございます。また、私どもが学校訪問をする際にも、通学路を実際に通って確認をするように努めております。

今回、京都府や愛知県で発生した痛ましい事故を受け、更に8月末までに、学校、保護者、道路管理者、地元警察による通学路の合同点検の実施を計画しております。現在、各学校に対しましては、保護者や地域住民の協力を得て、再度通学路の点検を実施し、合同点検が必要な箇所の報告を求めている段階でございます。教育委員会といたしましては、夏季休業中に通学路の合同点検を完了し、対応策や改善策について、関係機関と協議して児童生徒の通学路における安全確保に努めてまいりたいと、かように考えております。

しかしながら、あえて申し上げますが、今回の発生した事故は児童生徒の責任というよりも、車を運転する大人のマナーや責任が問われる部分も大きかったように思っております。最近では、この前八野で聞いた話でございますが、駐在所の方から。また再び側溝の鉄のふたが盗まれる事故が多発しておるんだそうであります。もし夜間にでも歩いたり、あるいは自転車に乗った子どもたちが、そこにすっぽり入ってしまうという、大変恐ろしい事件にもつながるんじゃないかと、私はその話を聞きながら思ったところでございましたが、児童生徒への安全指導、それから関係機関と連携した通学路の安全確保と併せて、車を運転する大人のマナーや責任感の徹底に

ついて、あらゆる角度から啓発していくこともまた同時に大事なのではないかと、かように考えております。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 下平議員のご質問にお答えいたします。

昨日も同僚議員の方からお尋ねになった内容でございますが、市では校区の公民館や学校関係者から、国道及び県道に関する歩道設置の要望や、危険箇所の報告がありましたら、その都度進達しております。そして、その中で、ハードの整備というものがあるわけでございますが、そのことにつきましては膨大な予算が伴うということでございますので、なかなか進んでいかないというのが現状でございます。

そしてまた市道では可能な限り歩道を設けた道路の整備を実施しているというところでございますが、そのような地区については、住宅が張り付いているところが多いということで、このことについてもまた整備がなかなか進まないところでございます。歩道の設置が難しいところにつきましては、歩行者が歩くスペースに歩道の色を変えたり、ポールを立てたりということで、安全のために工夫された道路の整備をしているところでございます。

○2番（下平晴行君） 昨日の答弁と全く一緒であるわけでありますが、教育長、この合同点検を8月末までに、2カ月もかかるんですか、これが。そこをちょっとお願いします。

○学校教育課長（金久三男君） お答えいたします。

各学校で年度当初点検した分は、もう既に報告をいただいているところですが、今回の事故を受けまして、更に点検をしていただく。あるいはこれまで報告を求めたものに付け加えることはないかなど、各学校で点検をしていただいたのを教育委員会の方に報告していただき、そして警察や道路管理者と一緒に再度点検をしなければならないところを点検し、そしてそれを8月末までに終えるという手順です。

○2番（下平晴行君） すみません。緊張していました。市長が市道に対しては歩道をしていこうと、していくというようなことであるわけでありますが、私も私なりに実態調査をしたところでありまして。それと教育長が、いわゆる運転者のマナー、これはもう本当にそのことは当然であるわけでありますが、そのことを踏まえて今回私は質問しているわけです。ですから道路状況において、そういう危険な箇所、いわゆる歩道、あるいは歩道柵があるところないところ、この辺は違うわけですね。

それで、私が確認したのは学校周辺と幹線道路を主に調査したことであります。他の学校もいろんな問題もあると思いますが、私が次の学校が特に危険を、危険性が大であると、はらんでいくということで、ちょっと結果を申し上げたいと思います。

野神小学校、ここの学校が途中までは歩道があるわけですが、ほとんどないような状況であるわけです。ここも交通量が多くて、本当に子どもたちは大変な通学をしているんじゃないかということを感じました。ただ、幅員は若干あるのかなというふうには思っております。思いました。

それから原田小学校、学校周辺には歩道があるわけですが、上の大地の茶畑周辺が狭くて、歩

道、道路一緒である。ここは、ほとんど車はどうなのかな、少ないんじゃないかなという気がするわけでありませぬ。しかし、歩道も何もないということでありませぬ。

それともう1つは尾野見小学校、学校周辺に歩道があるだけで、ここも市道だと思うんですが、ほとんど歩道がない状況である。ここも幅員はあるのかなというような気はしたところでありませぬ。

危険が一番多いのは出水中学校と潤ヶ野小学校、幹線道路でありながら、ほんとに幅員が狭い。ここはいつ事故を起こしてもおかしくないような状況であると。

私も一般質問の中でも、地域の農産物、あるいは地域の経済、そういうことも含めて道路は必要だというふうに思うんですが、言ってきたわけでありませぬが、子どもの危険通学路、このことも指摘をしてきたということであるわけでありませぬが、私も一般質問の中でも、大型トラックとすれ違う3m60cm、40cmですかね、幅員がない。そういう中で、ほかのところと違うのはカーブが多い、他の学校の周辺を見ても割りとは直線で幅員があると。この幹線道路以外はまたいろんな問題があるかもしれません。そこはちょっと分かりませぬが。しかし、幹線道路の中では大変な危険な状態がはらんでいるというふうにみたわけでありませぬ。

それから松山小学校は、市長がおそらくこのことだろうというふうに思うわけでありませぬが、歩道柵とそれから道路に色分けがされてありませぬね。ああいうやり方をすると、おそらく子どもたちも幅、幅員は取らないわけですよ、通学に対しても。本当に安全性があるのかなというふうに現場を、現地を確認したところでありませぬ。ですから、やはり特に潤ヶ野小学校の方の周辺の通学については、今の状況で通学路を別途、拡幅、県が、県道ですから。その間市で何とかできないのか。あるいは県の方で、その道路、いわゆる交通、歩道としての幅員を確保できないのかです、そこら辺も市長ちょっと考えてくださいよ。

私ども、ふるさとづくり委員会でも子どもたちへの標示、ここは通学路ですよというような標示を看板を立ててしているわけでありませぬ。それから、もうちょっと言えば、今回私どももあそこの佐野原のあの道路もちょっと保育園ができた、あるいは住宅地ということで、スピードはすぐ直線ですからね、あそこも50km制限の願いをして、これは自ら私たちがやりますけれども、できればです、そういう交通制限、そういうことも含めて、それは我々にできるわけですが、要はそういう歩道柵、そういうのが市長できないのかどうかです、そこをどうなんでしょうか、お願いします。

○市長（本田修一君） ただいま、具体的に路線を示してお話があったところでありませぬ。

野神小のところにつきましては、芝用に至る区間がまだ歩道が設置してないということで、この路線についても県道でありませぬので、県の方にも要望を重ねているところでありませぬが、地域の地主の方の同意がまだ取り付けられていないということで、工事が途中で止まっているというような状況でありませぬ。

原田小の上の方の大地につきましては、お話がありましたように、多分、さほど交通量がないところではないかなというふうに思います。新しい活性化住宅が作られた路線については、歩道

が整備されているところでございます。

尾野見小学校につきましては、宮下の方に下りる路線になるのかなと思いますが、あの路線については、また今後地域の方々のお話を聞きながら対応を進めていきたいというふうに思ったところでございます。出水中、潤ヶ野小の間につきましては、本当に私も市長に就任以来、このことについては地域の方々からたびたび道路改良のお話を承っているところでございます。現在少しずつではございますが、道路改良については進められようとしておりますが、歩道の確保までというような話までは、まだ至っていないところでございます。引き続いてこの路線については、県に要望を重ねてまいりたいというふうに思うところでございます。

松山小学校につきましては、旧役場に下りる路線につきまして、カラーの歩道を設置したところでございます。これはもう本来ならば、用地を確保しまして歩道の設置をする予定になっておりますが、現在のところ、まだ地主等整っていないということでございますので、今交渉中でございますので、この路線については用地の確保ができましたら、歩道の設置については取り組んでまいりたいというふうに考えるところでございます。

佐野原の路線につきましては、今、お話がありましたように、今後更に交通量が増えると思いますので、公安委員会とも十分協議をさせていただければというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 佐野原は心配しないでいいです。私どもやりますから。

それですね、市長、県道ですから、これはもう市長がおっしゃるとおりなんですけども、今までがやはりその取り組みのやり方というか、その姿勢が通じていなかったんじゃないかなというふうに思うんですよ、県の方にも。ひとからげで市道、県道の改良というような形でしていたんじゃないかなというような気がするわけでありまして。これはもし、市長、これだけは我々が言っているのに事故でも起きたら、これはもう大変なことだと僕は思いました。県道であろうと、やはり市の責任というのはすごくあるわけですから、そこら辺も含めて何とか県とも協議もしたいということであるわけですが、それはもう同じ答弁なんです。じゃなくて、例えばさっき言ったような、身近で早くできるような、さっき歩道の問題を言いましたよね。あるいは路線を変えて、歩道いわゆる通学路を変えるとかですよ、なんかそんな。だからこの議論を対策に、そのことにより対策はどのように協議されたかというのは、もう教育長がああ程度という失礼ですけど、そういう状況なんです。市として、そんなら行政の市長部局として、どういう協議をされたんですか。

○市長（本田修一君） ただいま、ここの路線についてお話をしたところでございますが、今お話がありましたように、市としましては、県の方に、まず市自体で予防するもの、そしてまたその地域で予防するものというような形に分け、そしてまた重点路線については別個整備をお願いするものがございますので、それらに分けて予防をしているところでございます。

特に県につきましては、県道につきましては、今回特に県議と地元で現場の調査をしていただきまして、そして県の職員にも来ていただきまして、その路線の危険性、重要性というものをお話しながら、整備についてのお願いをしているところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、自らが県の方に出向いてですよ、そういう考え方はないですか。

○市長（本田修一君） 私自身もたびたび県庁に行くところでございますが、その度に、その度ということじゃないですが、折を見て、私どもの路線についての進捗について状況を聞いたり、そしてまた更に取り組みをお願いはするところでございます。

○2番（下平晴行君） 私は、先ほども言いましたけども、もし事故が起きたら、もう本当にあのとき議論していたことが実際になってしまったと。これじゃ親にも何も言えないと思うんですよ。ですから、やはり市としての対応、あるいは学校、教育委員会としての対応、これをしっかりやっぱりもうちょっと真剣にですね。先ほど学校教育課長が流れをちょっとお話されましたけど、それでも私はちょっと遅いなというふうに思うわけですよ。もうちょっと本当にそういう場面になったらどうなるのかというのも、もうちょっと真剣にですね、取り組みをしてほしいというふうに思います。

最後お願いします。もうひと言。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話ししましたように、市長に就任以来、特に出水中、潤ヶ野小の区間については、何とかしなきゃならないという思いでいたるところでございます。そして、そのことを要望をしていきまして、今回また一部改良というような形を、ようやくされたところでございますが、平成22年においては、潤ヶ野小の入口のところについて、少し改良していただいたというぐらいで、本当に微々たる予算しかつけられていないところでございます。特にこの路線については、また改めて、県には強くお願いを申し上げたいというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 我々も、本当に真剣に取り組んでいきたいとしますので、是非、今の考え方を真剣に取り組んでいってほしいというふうに思います。

次に入ります。次は市民の意識調査の取り組みについてであります。住みやすさや、定住意識、愛着心、市政の各分野における市民ニーズの基本動向を把握、分析するとともに、実施した市民意識結果を、今後の施策展開の基礎資料として生かして意識調査を毎年取り組んでいるところが、市町村があります。取り組む考えはないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市で行っている市民への意識調査につきましては、振興計画など、市の主要な施策を策定する際に市民の意向を調査しているところでございます。

振興計画を策定するにあたりましては、前回の平成18年度の結果と比較するため、同じ項目で、項目も質問と併せて、個別の政策についてもお尋ねしております。例えば、志布志港の利用促進について、どのような取り組みが有効であるか、あるいは地域ブランド化に期待するものはないか、あるいは少子化対策についてどのようにお考えか、そしてまた地域の子育て支援策についてはどう考えるか、などのようなものがございます。そのような結果を分析しまして、重要度が高く満足度の低い項目を後期基本計画の重要課題として位置づけて、それらについて、まちづくり委員会及び振興計画審議会の中で御意見をいただいているところでございます。

アンケートの結果につきましては、市報の平成23年8月号と9月号に掲載し公表したところで

ございます。

○2番(下平晴行君) そういう取り組みについては同じなんですけど、やはり結果をです、今公表しているということでありましてけれども、これを具体的に公表して、市民がその結果を見て志布志市、例えば、特に力を入れてほしいことというようなことでアンケートを出すわけですね。すると、このところでは、労働雇用対策、あるいは2番目が高齢者福祉の充実と。3番目が地域医療体制の、というこういう形でずっと結果が出るわけですね。これを総合計画あるいは振興計画、そういうものに生かすということで話がありました。そのときだけじゃなくてですね、毎年これをやってそして市民が何を考えているのか、何を求めているのかと。そして市民にもお知らせして、それは結果報告をしているということでありまして、それはその計画書作成だけじゃないんですよ。毎年やって、もちろん施策に影響するよなということで、私も言いましたけれども、それと併せて、毎年、例えば市長が施政方針の中で述べられますよね。例えばその中で5つ、このことだけは、前の年度と違うんだと、こんなやり方をしていくんだという、いわゆるマニフェストと言っていいんですか、そういうことをされるわけですから。そういうものを市民にもアンケートを取って、例えば、あなたが「日本一」を言っている。市民はそこまで考えていないとか。あるいは本庁舎の問題もどこがといったときに、どこなのか。私は聞いたことがないと言われるけども、市民はやっぱりここだと、あそこがいいとかって。そういうのがはっきり分かるわけですね。だから、そういうものを、そういうことが生かされるために、ただ、計画書作成だけじゃないんですよ。市民とともに共有する、いわゆる意識調査の在り方、ここをやはりやってほしいと思うんですよ。あなたに届かない、市長に届かない問題点というのはいっぱいあると思うんですよ。昨日も今日までの一般質問の中でも、やはり市長が御存じてない、分からない点を聞いていても、いくつもありましたよね。ですから、こういうものを実施して、市民が何を求めているのか、どう考えているのか、意識じゃないですか。どうですか。

○市長(本田修一君) 答えいたします。

現在の段階では、大きな計画書を作成する際に、その対象となる方々にアンケート等々を取りながら計画書を作成しているということでございます。市の振興計画につきましては、多くの方々に参加していただきまして、アンケートをしていただいたということでございます。

毎年すればどうかというようなお話でございしますが、現在私自身は、移動市長室を定期的に関催しておりまして、その中で市民の方々の御意見を賜っているところでございます。その移動室の中で、私自身が知りえない地域のさまざまな御意見、御要望というものを承る場を作っておりますので、現在の段階では、多くの方々の市民の御意見、そしてまた御要望というものについては、それなりに対応ができていかなかなというふうには思っているところでございます。

○2番(下平晴行君) 市長はそういうふう都合のいいように理解されているようでありますけれども、市民に毎年公表するという、結果を報告することがですよ、例えば、自治会加入の問題にしても。このことも分からない人がいっぱいいると思うんですよ。こんなに加入率が悪いのかと、原因は何なのかと。これはアンケートの内容にもよりますよね。どこまで分析、把握分析

ができるかというのは、その内容だというふうに思うわけですよ。

しかし、こういう意識調査をすることによって、特に市長の場合は情報が入ってこない部分がいっぱいあると思うんですよ、逆に。副市長の方に逆に、逆っていうのはあれですけど、副市長が、市長べったりだと情報は入らないですよ。意味分かりますか。おかしいことは、おかしいと。いいことは、いいという副市長でないと情報はあなたに入らないですよ。市長がですよ、あなたの立場で。ですから、このことについてはやっぱり市長、やっぱり市民はこう思っていますよと。いやこれは大丈夫ですよ、いやこれはおかしいんじゃないですかとか。やっぱり副市長はそういう女房ですからね、そういう。これは別な話なんですけども、そういうことをなぜ言ったかということ、やはり市長には、あまり市民の声が直接入ってこないんじゃないというふうに思うわけですよ。そういう面からも、こういう意識調査をすることによって行政側も、市民も、今こんな状況なのかということがですね、分かるというふうに思うんですよ。ですからそこを、市長はこういうことはしなくても大丈夫だ、みたいなことを今答弁されましたけども、もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、申しましたように、本当に多いときは月2回から月3回も移動市長室を開催しているところでございます。その度に様々な形の御提言、御意見賜っているところで、そういう意味で言えば、このことをずっと重ねてきてよかったなというふうに思っているところでございます。

ということで、直接的にそういった御意見は賜る場があるということでございますが、しからば今お話があるように、政策について、相対的な政策について、その都度その都度どういった認識のレベルかということについては、把握はしていないというふうには思ったところでございます。このことにつきましては、また、どのような形でやればいいのか、今のところ検討がつかないところでございますので勉強させていただければというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 市長移動室の話をされましたけど、ここにもすごく問題があつてですね、例えばそういうのも含めて、この意識調査の中に、市長移動室はどう思いますかと。1つよく聞くのが、行政があまりにも多すぎ、いっぱい来ていて、行きづらいという人もいますよ。市長と語る会ですから、市長と総務課長ぐらいでいいんですよ。逆に行政の方が10何人来て、市民は4、5人とかというところもあるんじゃないですか。だから、そういうのもこういう意識調査をすれば、分かるんですよ。分からないでしょう、市長が今答弁されたとおりです。そこら辺は内部で協議するということでありますので、十分協議して対応していただきたい。そして市民の、市民と行政がやはり一体となった取り組みをしていくべきだというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に入ります。次は携帯電話の難聴地区対策についてであります。

平成23年度に国の事業である、不感地域解消要望書を出して、平成24年度の事業実施ができるということであったわけですが、できないということでもあります。この事業は、国、県、市の補助と合わせて通信事業者負担があります。この地区は御存じのとおり世帯数が少ないため、通信

事業者は将来的に採算が取れないというようなことで、参入は難しいようであります。その手立てとして市で対応することはできないか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

携帯電話、今ではもう広く普及しておりまして、国民生活に欠かせない通信手段となっております。しかしながら、今お話になったような地理的な条件で事業が採算上の問題から利用困難な地域があり、これらの難聴地域を解消する事業としまして、携帯電話エリア整備事業がございました。私がやりましたように、本市におきましては平成20年度から平成22年度にかけて、国、県の補助金を活用しまして、5基の鉄塔を整備しましたが、電波の性質上、山間部において一部使えない区域が残っておりまして、四浦地区ではこのような世帯が数戸存在しております。岩郡で3戸、宮ノ前で1戸、昆砂ヶ野で3戸ということでございます。

昨年9月議会でも議員から一般質問がございまして、これらを解消するため、9月に県へ要望調書を出しましたが、この調書につきましては平成25年度要望分であったとのことでした。なお、この平成25年度分について本年4月世帯数が少ないということから、通信事業者の参画は得られないということで、事業採択が難しいという報告を受けたところでございます。この事業を行うためには、どうしても携帯電話事業者の参画が前提となるということでございますので、引き続いて要望を重ねてまいりたいと思います。

○2番（下平晴行君） 市長、今、答弁があったとおりなんです。私も調べました。総務省まで調べたんですね。その後、私が質問しているのは、その対応として、これは9分の1ですね、通信事業者の負担があるわけです。そのあと、どういう協議をされたんですか。できないだけじゃなくて。

○市長（本田修一君） 携帯電話事業者の参画が前提になっていますが、仮に、市が単独で行うということになれば、平成21年度繰越事業で実施しました、四浦提口と同じ15メートル電柱タイプになるということでございます。この場合には市で光ケーブル、電送路鉄塔、それから建設用地を整備いたしまして、NTTがアンテナや通信機器類の経費を負担することになり、市の負担が900万円程度ということになるかというふうに思います。しかし、この施設を整備しましても、その運営についてはエヌ・ティ・ティドコモ方で費用をもって運営するということが原則になっているということでございますので、このような形で、市の助成を受けている事例はないということで、現在のところ、先ほども言いましたように引き続いて申請をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

○2番（下平晴行君） 確かに基地局施設整備については、市が事業主体ですよ。電送路整備については通信事業者が事業主体になってくるわけですよ。これは総務省に確認したんですけど、市が負担をすることは問題はないと。通信事業者のね、ですね、今おっしゃったと。ただ、やはり電送路の施設整備については、維持管理費がかかるわけですよ、その分をどうするかということになるというふうに思うわけですよ。ですから、市長、そうであればこれ以外の取り組みをできないのかという、何か協議はされましたか。

○市長（本田修一君） エヌ・ティ・ティドコモのワイドスターという衛星電話サービスがご
います。しかしこれについてはコストが高いということでありまして、公民館等の公共施設であ
れば、設置が可能ということになります。個人では負担が多すぎるため実用的ではないとい
うようなことでした。そしてまた、解消するにはどうしても基地局の整備しかない。そしてまた、
事業者、そのことについては参入をしていただいて、維持管理をしてもらわなきゃならないと
いうことでもあります。今現在、だんだん、だんだん条件の緩和というか、厳しいところまでだ
んだん、だんだん設置が進んでおりますので、九州管内エリア的に一定のところが進められてい
るようございますので、これらの地域が該当するまで粘り強く交渉していくしかないのかなとい
うふうに思っているところでございます。

○2番（下平晴行君） 是非ですね、その取り組みをしていただきたいというふうに思います。
それと合わせて、ドコモ、ソフトバンク、それからa uですね。そういうあそこはドコモです
かね、四浦の場合は。独自でアンテナを。家庭の周辺に電波さえきておれば、そういう金のか
からない方法もあるみたいなことも聞きました。ですから、あらゆる角度からですね、私は私
なりにまた、いろんな角度で、調査しますけども、行政は行政で、市長がそういう実態を
調べておられますので、もうちょっとそこら辺を、本当に総務省、あるいは県の方にも
ですね、粘り強くそのことはできないのか、それと通信事業者ですね。もう一番はこ
こはネックは通信事業者なんですよ。維持管理費がかかるわけですから。そのかか
ることに対して世帯数、係わり合いが少ないということになっているわけですからね。
そこを是非お願いしてほしいというふうに思います。

じゃ、次に入ります。次は、街灯、防犯灯の管理についてであります。

幹線道路などの市が設置した街灯は市が管理しているわけでありまして。同じように、
幹線道路の集落が設置した防犯灯の管理は、従来どおり集落が管理することは市民から
不公平感を感じるわけでありまして、そのことについて伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員、御質問の街灯、防犯灯の管理につきましては、御存じのとおり旧3町の実情を踏ま
えまして調整を図りながら進めてきたところでございます。松山、有明地区との足並み
を揃えるため、志布志地区に道路照明として設置しまして、その設置の考え方につ
きましては、通学路を基本として、交通量の多い県道などの主要幹線道路に設置
したところであります。その中に幹線道路沿いに、既に集落が設置されていた防
犯灯がありまして、その防犯灯も活用させていただきながら、少しでも暗い場所
を明るく、設置箇所が多くなるよう100から200m程度の間隔で設置したところ
でございます。

今までに集落が設置しておりました、防犯灯につきましては、引き続き管理をお願い
したいというふうには思っているところでございます。

○2番（下平晴行君） その市長の今の答弁がおかしいんですよ。引き続きというの
が。これは市民から見れば同じ場所ですよ、幹線道路で、市道であり、県道であり。
一方は市が全部管理する。電球から、維持管理ですね。一方では電気料、ある
いはそういう電球、電柱の管理をして

いかなきゃいけない。そこは不公平と思われません。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この街灯の設置につきましては、旧松山町、有明町の地域で街灯の設置がされておりまして、新たに志布志地区を中心に整備を進めたところでございます。その際に、今、お話がありましたように、設置につきまして集落内の皆様方に、十分な説明ができず、不公平感が生じたということについては、誠に申し訳なく思っているところでございます。ということで、これは、いち今お話されている地域のみならず、全市的な形での対応を公平感を持たせるための対応をしなければならぬというふうには思ったところでございますので、しばらくお時間いただきまして、この調査をさせていただきたい。

そしてまた予算的なものがどういった形で、皆さん方にお願ひできるのかと、ひよっとすれば全部このことにつきましては、市の方でみるべき内容かということも併せて、私どもとしまして方向性を出しながら、また議会に相談したいというふうにとらえておるところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長もおっしゃるとおりですね、やはり新しい事業をするときは、前事業をやっていた事業と整合性があるのかどうか。そこはちゃんとしっかり考えてやらないと、今おっしゃったとおりなんです。行政側から見ると建設課は街灯、一方では防犯灯、これは総務課、地域振興課ですか、の対応をしているという。行政からみるとそれは当然に思うかもしれませんが、市民からは一緒ですからね。街灯、防犯灯というけど、どこが街灯で、どこが防犯灯か一緒じゃないかいて。その電気の在り方についてもそういう見方をするわけですよ。だからそういう、今度は定義の問題も含めてですね、やはり、市民が納得するような手立てを是非してください。これは、例えば松山町の場合は公民館を通じて補助金ですかね、対応しています。有明と志布志とまた全然違ったわけですよ、三町が。今、志布志の場合は、有明も含めてですかね、電気料1,700円は負担はする。立て方については50%を補助をする様なことで、防犯灯ですよ、これは。ところが市道についてはそういうことで、一方的に学校だけに連絡をして立てた経緯があるんですよ、ここにも大きな問題がある。私も一般質問で指摘しました。だから、そういうところをやるときには、やはりどこに先に行って、どういう状況がいいのか、考えてですね、市長、事業をしないとこんなふうになっちゃうんですよ。そこをしっかりと今全体を見てということですので、是非ですね、そこをしっかりと取り組みしていただきたい、してほしいというふうに思います。

次に入ります。福祉政策についてでございます。

介護支援ボランティアポイント事業は2007年から開始され、地方自治体が介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者、原則65歳以上に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度であります。介護保険料を実質的軽減する制度で、元気な高齢者が、施設や地域でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進、介護予防、社会参加、地域貢献を通じて生きがいづくりができることを目的としているわけですが、おそばせながら導入する考えはないか、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ご質問の介護支援ボランティアポイント事業につきましては、高齢者の介護予防への取り組みを促進するため、導入へ向けての準備を進めたいと考えているところでございます。

高齢者がボランティアを行うことで、高齢者が自らの力を発揮し、いきいきとした生活をすごしていただくことや、地域の絆の形成を目的としており、併せて高齢者の健康増進、介護予防に効果があるため、本市としても推進していきたい事業の1つと考えております。また平成23年度介護保険事業計画策定委員会でも、ボランティアポイント事業について議論し、貴重な御意見をいただいているところでございます。

志布志市のおかれている高齢者の状況を考慮しつつ、高齢者の健康づくりや介護予防につなげ、志布志市が活性化されるような事業になるよう今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

○2番（下平晴行君） 昨年、今年ですね、今回、介護保険料4,544円を1,216円上げて5,760円と。約26.76%の引き上げということがあったわけですが、このことについてはですね、策定委員会も意見として財政運営ができないのであれば、厳しい判断だがやむを得ないとの意見だと。ただ今後の対策として、次のような意見があったということで、1つ目は介護の認定者や利用者を少なくするために、地域で住民がどういう対応をするか。そのために行政がどう動くかというのが課題であると。2つ目、介護サービスの利用者を少なくするために、今後どうすればいいのかというのを考えていかないと、もっともっと給付費が増え続けていくのではないかと思うと。やはり介護予防や、健康づくりについて、更に積極的に取り組むべきだとの意見が多くありましたというふうに、言っているわけですね。こういう策定委員会のこれはそのあとなんですけども、市長、これは2007年から事業開始があるんですよ、開始しているんですよ。こんなに上がって、26%も上がるのに、行政が何かそういう事業はないのかという、そこら辺も何もなかったんですか。今ですね、県内では霧島市、薩摩川内市、奄美市、さつま町が導入しております。今月6月に西之表市、日置市が開始をする予定だということ。もう開始したかもしれません。やはりこの事業だけじゃなくて、特に財政課ですか、補助についてはいろんな事業が来ているわけですよ。分かるわけですよ。だからそこを含めて、どういう事業を取り入れたらいいのかというのを、これは補助事業のことを言っております。これは補助事業じゃないですけども、こういう事業があるんだと。そのことによって保険料も若干下がるということは健康づくりですからね、これは関連があるわけですよ。それとですね、この事業についてはいろんな制約が65歳以上というふうになっているわけです。例えば新宿区ではですね、第三者の目の届きにくい在宅活動も対象にしているようであります。また当初は65歳以上の区民だけが対象であったが、介護予防だけにとどまらず、地域の支え手を発掘しようと、2011年度から、18歳以上に拡大をしたと。そして区民だけでなく、でも、区内で活動できる人なら区外の人も対称にしていると。その新規登録したボランティアのうち、6割が20代を含む65歳未満だそうです。だから、市長は、これは検討するということでもありますので、あと2番、次に言っているのは、次にはいります。検討するということでしたね。その程度です。

県は2012年度、今年から同制度の県独自の助成事業を立ち上げております。市はこの導入にかけて、導入について、どのような検討をされたのかですかね、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県では「高齢者元気度アップ推進体制づくり」としまして、高齢者の健康づくりや社会参加活動について地域商品券に交換できるポイント制度を創設しまして、介護予防への取り組みを促進しております。この事業によりまして、健康増進、介護予防や、地域の支えあいなどの効果が期待されており、市への導入を働きかけているところです。本市では、県の高齢者元気度アップ推進体制づくりの説明会に参加しまして、先進地の取り組みや、事業開始までの流れ等について説明を受け、現在ボランティアポイント事業の情報収集を行っております。ボランティアポイント事業につきましては、県内では先ほど議員がお話になりましたように、霧島市と川内市、薩摩川内市が平成21年度から、そして奄美市が平成23年度から実施ということでございますが、霧島市と、薩摩川内市の初年度の実績については、高齢者数に対する参加登録者割合、ポイントの換金率ともに非常に低い状況となっているようでございます。こうしたボランティア活動の必要性や実態、利用状況を分析しながら、本市ではなるべく多くの方々が参加し利用できるボランティアポイント制の導入へ向けて、平成24年度で体制づくりの準備を行いまして、平成25年度で実施したいと考えております。

○2番（下平晴行君） 国の事業と若干違うところは、商品券等の取り扱いをするということですよ。例えば、図書券、あるいは温泉入浴券、地域商品券というような形でも利用できるということでもあります。平成25年度に立ち上げということでした。これは、3番目に入ります。

この1つですね、市独自の制度で元気なうちにボランティア活動をして、その活動した時間を蓄えて、介護医療などを受ける立場になったときに使えるようなポイント制度の助成事業は展開する考えはないか。今、平成25年度実施するというそのことを、これと併せて独自の取り組みはできないのかですね、そこをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市独自の事業ということでございますが、介護支援ボランティアポイント制度につきましては、ご自身の介護予防にもつながるということでございます。本市は健康づくり日本一のまちをめざしておりまして、介護予防も健康づくりの1つですので、先ほども申しましたように、なるべく多くの方々に参加していただく健康づくり事業としてのポイント制度導入を考えております。健康づくりの視点から、日頃の健康づくりや健康教室への参加、健診の受診など、健康づくりへの取り組みをポイント化しまして、市民に健康づくりへの積極的な参加を呼びかけ蓄積したポイントを幼稚園や小中学校への寄付金とか、公共施設利用券、各種サービス券に交換できるような健康づくりポイント加算制度を導入している先進自治体がございます。健康づくりポイント制度の先進事例や介護支援ボランティアポイント制度の先進事例を参考にしまして、志布志市独自のポイント制度事業として、創設いたしまして広く多くの方々が参加する制度として実施したいと考えております。先ほどもいいましたように平成24年度を準備期間としまして、ポイントの付加の

対象活動、付加の方法、活動のチェックをどのように行うか、関係するグループや協力団体、施設等への理解、市民の方々への周知などを行いながら、平成25年度から実施したいと考えております。

ただいま、議員がご提案になりました、そのポイントを将来的に自らの介護にあてようということについては、協議はしておりますが、このことに実施については、かなり様々な形で整備が必要ということでございますので、今回については今申しました形での事業の導入というものを取り組みをさせていただければというふうに思うところでございます。

○2番（下平晴行君） よく分かりました。ポイント化賛成と、これも市長が申しました、実施しているところがありますね。これは、よく理解をするわけでありますが、市独自の制度、ポイント制度をですね、今最後の件なんですけども、これは本当に難しいと思います。これは社会福祉協議会だけでできるもんでもないし、これは消えた年金みたいになっちゃおかしいですからね。市がしっかり管理するような体制づくりをしていかなきゃいけないだろうというふうに思うんですよ。これは本当に一口で、はい、分かりましたじゃ、市長がおっしゃるとおりだというふうに思うんですけども、どっかの頭に、どっかにじゃない、市長の頭に、しっかりと入れてですね、入れていただいて、この元気なうちに自分の体を提供して、自分がその年齢になったときに帰ってくるやり方をすると両方ですね、やはり病気にもならない、先ほどグラウンドゴルフのことじゃないですけども、一生懸命やっている人は病気にもならないわけです。それと同じように、こういうポイント制度に参加して、することによって自分が、自分のためにもなるんだということになればですね、これはより一層の加入者と申しますか、協力体制ができるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、是非、平成25年実施と、このポイント制度については、そういうことであるので、是非そのことも含めて協議をしていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

以上で終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

—————○—————

日程第3 議案第51号 財産の無償貸付けについて

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第51号、財産の無償貸付けについてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第51号、財産の無償貸付けについてを説明を申し上げます。本案は、蓬原保育園の用地の一部として、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（福岡勇市君） 議案第51号、財産の無償貸付けについて、補足して御説明申し上げ

ます。

土地の所在地ですが、志布志市有明町蓬原字上大園808番4、641.57㎡と志布志市有明町蓬原字上大園809番7、766㎡でございます。貸付の目的は児童福祉施設保育所の用地として限定するものであります。貸付期間といたしましては、平成24年7月1日から平成32年3月31日までの期間とするものであります。相手方につきましては、現在蓬原保育園を運営している社会福祉法人傾聴福祉会でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第4 議案第52号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第52号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第52号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。本案は平成24年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育所緊急整備事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億640万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億9,614万1,000円とするものであります。

それでは歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、安心子ども基金総合対策事業補助金を1億4,190万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金基金繰入金は、財政調整基金繰入金を6,450万2,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の民生費の児童福祉費は、保育所緊急整備事業補助金を2億640万8,000円増額するものであります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

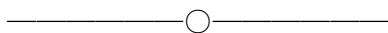
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から28日までは休会とします。

29日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時47分 散会

平成24年第2回志布志市議会定例会（第4号）

期日：平成24年6月29日（金曜日）午前10時08分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第45号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第46号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第48号 財産の無償貸付けについて
- 日程第5 議案第49号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第6 議案第50号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第51号 財産の無償貸付けについて
- 日程第8 議案第52号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 陳情第3号 移動通信用施設名の変更に関する陳情書
- 日程第10 陳情第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について
- 日程第11 発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について
- 日程第12 発議第3号 北朝鮮による拉致問題の早期解決に関する意見書の提出について
- 日程第13 議員派遣の決定
- 日程第14 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長）
- 日程第15 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名 (24名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時08分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、長岡耕二君と金子光博君を指名いたします。

日程第2 議案第45号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第45号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第45号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い御報告いたします。

はじめに、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、「志布志市出産祝金支給条例」の一部規定を整理するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、過去に外国人の方で何名か、この祝金を受給したのかとただしたところ、平成22年度が全体で284名受給され、うち外国人登録法によって支給した人が1名、平成23年度は、270名のうち6名が外国人登録法によって支給しているとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

続きまして、市民環境課分について、報告いたします。

執行部の説明によりますと、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民が住民基本台帳に記録されることとなるため、関係条例として、「志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例」及び「志布志市手数料条例」の規定について、それぞれ所要の整理をするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の法改正では、結婚、仕事で日本在住の外国人は在留期限がき

たら出国しなければならないが、それがなくなるのかとただしたところ、住民登録するために在留カードの発行がされ、最長5年間は再入国の手続きが簡略されるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり採決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） 失礼しました。

最後のほうがですね、全会一致をもって、原案のとおり「可決」というのを「採決」と申したそうですので訂正いたします。

「全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました」に、訂正方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

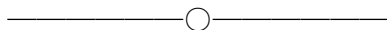
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第46号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第46号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第46号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果

について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、平成18年度から21年度にかけ、志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の協議がなされ、市長へは、「統廃合を含め、より具体的に協議する場を設置すべき」との報告を受け、平成22年度からは、志布志市立学校規模適正化推進委員会を設置し協議を重ね、23年8月は意見交換、10月から11月にかけ、骨子案の地区説明会、12月には「学校再編基本計画及び第1次実施計画」案を決定し、田之浦中学校区・出水中学校区の保護者や地域の方々への説明会を実施してきました。

その後、学校ではPTA総会、校区公民館では総会の場を通して意見集約を行っていただき、それぞれの関係団体の御理解をいただいたものと理解し議案を上程したところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、学校がなくなることで、子供たちの意見や地域の合意が大事であるが、教育委員会として十分に住民への説明、保護者とのやり取りを行ったかとただしたところ、アンケートを基に協議を重ね、骨子案の作成段階でも地域の方々との意見交換会をし、細かな不安も出していただき方向性を説明してきた、地域が反対すれば統合を前提に進めることはないとの説明し、5年間にわたり在り方検討委員会等の意見を聞きながら議論して、地域の意見がまとまるまで待つ姿勢で、十分説明し合意の集約がなされたと理解しているとの答弁でありました。

今後、中学校統合準備委員会を立ち上げられて検討されていくが、統廃合が進んだ後で保護者への負担増は一切ないのかとただしたところ、PTA活動としては、会員が増えることで負担の軽減になると感じている。また、通学の安全に対してはスクールバスの配置をして安全な状況での通学の環境を整えていく。(仮称)中学校統合準備委員会で在学途中での制服の購入をすることとなった場合は、何らかの助成を考えなくてはならないとの答弁でありました。

スクールバスの運行内容についてただしたところ、スクールバスは、田之浦・森山方面でA、Bコース、潤ヶ野・八野方面ではA、Bコースの4つのコースに10人乗りのジャンボタクシー4台で、平日は3回、登校時1便、下校時に部活動の子供のことを考え2便、土曜日、夏休み、冬休み、春休みについては朝1回、下校時に1回、日曜日は年間30回の運行として対応を考えているとの答弁でありました。

統合される保護者、生徒の不安解消のための交流授業はどう考えているかとただしたところ、中学校同士の交流学习もあるが、現在、田之浦小が香月小と潤ヶ野小、森山小が志布志小学校と交流学习を年1回実施しており、統合が決まれば、最低でも学期1回は3校の交流学习が必要ではないかと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り討論はなく、採決の結果、議案第46号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

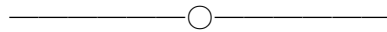
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第48号 財産の無償貸付けについて

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第48号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第48号、財産の無償貸付けについて、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から志布志支所地域振興課長及び企画政策課長並びに担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに執行部の説明によりますと、廃校となった八野小学校の跡地利用について、本年2月20日から4月19日まで公募をし、3者の応募があった。

志布志市立学校跡地等利用候補者選定委員会での審査の結果、本市の市立保育所の移管先でもある社会福祉法人若草会に決定したとの補足説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、問い合わせは何件あったか、また応募のあった3者のうち、あとの2者はどのような業種だったのかとただしたところ、問い合わせは7件であった。あとの応募者は、2者とも県外であり1者は、全寮制の英語塾、あとの1者は太陽光パネル設置の会社であったとの答弁でありました。

選定委員会に、地元の人々の思いは反映されたのかとただしたところ、委員の中には地元の中小企業診断士、税理士、八野地区再生委員会の委員長、八野校区公民館長も入っており、地元の立場で質問もされ、意見も述べられたので、地元の思いというものは反映されていると思うとの答

弁でありました。

建物やプールは現状のまま貸し付けるのかとただしたところ、原則としては現状のままだが、借り受けの候補者と具体的に協議しながら、契約の段階で詰めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号、財産の無償貸付けについては、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第49号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第49号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第49号、損害賠償の額を定め、和解することについて産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案上程時と同様な説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、芝刈り機と軽貨物車との距離をただしたところ、七、八mということであり、また、芝刈り機は回転式かとただしたところ、芝刈り機はロータリーモアで、右回転の刃がついている。との答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号、損害賠償の額を定め、和解することについては、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

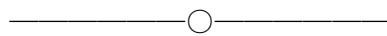
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第50号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、17番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正は既定予算に1億6,673万3,000円を追加し、予算の総額を181億8,973万3,000円とするものである。

債務負担行為の補正2,000万円は志布志地区中学校統合に伴う、通学バス駐車場整備をするための用地取得に要する費用で期間を平成25年度とすること。

地方債の補正は、防災対策事業で140万円増額、合併特例債（社会資本整備総合交付金事業等）を4,300万円増額、過疎対策の市道整備事業を280万円増額する。

財務課分として歳入で、財源調整として、財政調整基金繰入金を1,867万6,000円増額して、3億2,150万4,000円に、施設整備事業基金繰入金を1,036万7,000円増額して、1億6,080万2,000円とする。

市債は、4,720万円増額し、総額で16億2,430万円とし、平成24年度末の地方債の現在高見込額を239億4,734万4,000円とする。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、合併特例債の残りはどれくらいあるかとただしたところ、財政計画の中では、平成18年度から平成27年度までの起債可能額の7割程度95億円を見込んでおり、95億円のうち約65%の61億5,800万円ほど使っているもので、残りは33億円余りであるとの答弁でありました。

施設整備事業基金繰入は緊急性があるのかとただしたところ、ふれあいプラザの給湯設備の改修に関する事業であり、緊急性があるとの判断であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、消防団員の退職慰労金412万1,000円の補正は、合併時に消防団員として在籍していた団員が、退職する時に規定により支払うもので、今回市の負担分19名分を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、退職者の人数はいつ分かるのかとただしたところ、3月末から4月にかけて人数が分かるため、当初予算に計上できないので6月での補正ということになるとの答弁でありました。

今後の支出の見込みはどうかとただしたところ、今後250名分、約4,381万円支出する見込みであるとの答弁でありました。

以上で総務課分を終えて、次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、商工業振興対策事業900万円の補正は、8月が償還期限である高度化資金償還の不足額を補てんするためのもので、財源としてはオラレまちづくり基金を予定している。

委託料78万5,000円は、観光振興計画で重点整備エリアに位置づけている、志布志駅周辺やダグリ岬周辺の整備基本構想図の作成委託料である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、償還はいつまでかかるのか、また金額は幾らかとただしたところ、高度化資金は9億6,500万円を借り入れて、あと残りが6億8,400万円である。本来の償還期限である平成28年度までに当初の半額を償還すれば、償還期間を10年間延長してもらえることになっているとの答弁でありました。

オラレまちづくり基金は、「商工振興や教育関係にも活用していく」ということだったが、使い道が見えてこないとただしたところ、基金が潤沢ではないので、まだ予算化はできていないが、できるだけ早くつくっていききたいとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、情報管理分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、目6、情報管理費の節13、委託料と節19、負担金補助及び交付金は、「行政告知放送端末設置事業」を補助金ではなく委託料として組み替えを行うものである。

組み替えの理由として、補助金であれば所有権は市民にあり、維持管理も個人で行うことになり、交付金事業による設置者と差が生じることになることなどから、今回、委託料に組み替えて設置も維持管理も市が行うことにしたとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、申請から設置までの流れはどうなるのかとただしたところ、申請から設置まではこれまでと同じ流れであるが、今後は支払先が個人ではなく、設置業者へ直接支払うことになり、個人にとっては、補助金を受け取って業者へ支払う手間が省けることになるとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、3月議会で議員報酬の3%カットが議決され、260万8,000円を減額するため、今回の補正となったとの説明がありました。

質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となっております議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員の出席の下、審査に資するため、志布志中学校通学バス駐車場整備に係る現地調査を実施し、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、公民館費の備品購入費で、伊崎田青少年館空

調機購入事業で、現在の設置の空調機の修理を依頼したが、型式が古く部品等がなく、修理不能であるため新たな機器を購入するものである。

内容は、空調機一式、機器の設置・調整・不要備品の撤去処分まで含む、96万3,000円である。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ほかの校区青少年館や所管する施設の状況はどうかとただしたところ、有明地区の青少年館は、同時期に建築されており、平成23年度に蓬原、山重校区青少年館の空調機の交換を行っている。また、市内の校区公民館等の空調設備については、正常に運転されているとの答弁でありました。

図書館の職員体制として、退職で少なくなる人員や年休、土曜、日曜の対応等は無理はないかとただしたところ、職員は、館長を除いて3名、嘱託職員9名、臨時職員1名、パート3名である。図書館の勤務は不規則であり、早出、遅出もあり、危機管理のために、必ず職員一人が配置するようにしているとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、特定健診の報奨制度まで導入して、受診率65%をクリアする計画など政策に向けての職員の対策はどう考えているかとただしたところ、特定健診の後の指導が大切であって、指導が不十分であると実を結ばないものである。また、介護サービス費の適正化ということも課題である。保健師の不足については機会あるごとに、市長、総務課に伝えていきたいとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、福祉施設費1,036万7,000円の増は、志布志市健康ふれあいプラザ給湯設備改修に伴う設計委託料と工事請負費である。また、保育所費では、障害児保育事業の入所者増加に伴う負担金、補助及び交付金168万円の増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、障害児保育の実施園数と利用人数、その後の状況はとただしたところ、当初、たちばな保育園2名、伊崎田保育園1名、通山保育園1名の3園で4名であったが、のがみ保育園1名、あゆみ保育園1名の2名が増え、現在、5つの保育園で6名の利用であるとの答弁でありました。

障害児保育について、保護者が直接保育園に出向いて相談があった場合の対応はどうしているのかとただしたところ、昨年度までは、園と保護者の直接のやり取りであったが、本年度より、園側に相談があったときは、必ず市の方まで伝えるように保育事業所等連絡協議会でお願いし、必ず市の職員が入って相談を受けているとの答弁でありました。

ふれあいプラザのボイラーの新設工事の内容と現状の対応はどうしているのかとただしたところ、現在のボイラーは、平成12年に取り替えられており、今回、真空ボイラーを新設するもので

それに関連する機器の修繕等を併せて行うものである。また、現在は、ぬるま湯の状態であり、訪問入浴車を使ってデイサービス等の対応をしているとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、教育総務課分では、議案第46号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてに伴う事業で、志布志中学校通学バス駐車場整備事業に伴う用地取得が必要となるので、債務負担行為の追加補正をするものである。

学校教育課分では、歳入について、主なものは、実践的な防災教育総合支援事業で津波を対象に志布志市、火山を対象として霧島市が、県から委託を受け取り組むこととなった委託金である。

歳出では、教育指導費で3回開催する推進委員会や防災アドバイザー等への謝礼金、緊急地震速報通信システム等の購入のための備品購入費である。

主な質疑といたしまして、実践的防災教育総合支援事業の内容はどうか。また、次年度以降の取り組みはとただしたところ、実践モデル校として、通山小学校と有明中学校で、緊急地震速報通信システムの設置を行う。今後、本事業のソフト面については市内23校に広め、システムの導入の検討、市全体の防災行政としての連携を考えているとの答弁でありました。

債務負担と施設整備について、取得予定の土地をどのように利用するのかとただしたところ、土地は4筆で、駐車場の整備、通学バス待合所として整備するとの答弁でありました。

債務負担行為を平成26年3月までとした理由は何かとただしたところ、学校統合を26年4月の目標としているので、本年度は土地開発公社に先行取得の依頼をし、25年度当初予算で、市が買い取るための土地公有財産購入費と造成費を計上するために平成25年度としたとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、この夏の10%節電対策として、庁舎内の取り組みを何か考えているのかとただしたところ、地球温暖化実施計画において17年度対比で6%削減の目標に対して、現在11%の達成である。

庁舎内の取り組みとして、冷房温度は28℃で、湿度70%以上でないと冷房は入れない。また、玄関の自動ドアは、職員は利用しない。本庁、松山支所において、緑のカーテン事業の実施を行っているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算(第1号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の概要と結果を御報告申し上げます。

それでは、まず建設課分について御報告申し上げます。

補足説明として、土木費道路新設改良費は、国の補助事業である社会資本整備総合交付金事業の交付内示額の増額を受けて、弓場ヶ尾・佐野原線、水ヶ迫線、吉村山ノ口1号線等の事業費を追加補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、社会資本整備総合交付金事業の内示額は、事業の総額でくるのか、それとも路線ごとに内示がくるのかとただしたところ、内示は総額できて、市の方で路線別に振り分けをして工事発注するとの答弁でありました。

また、内示額は要望どおりきたのか、要望額以上要望すればそのとおり内示がきたのかとただしたところ、路線ごとに積み上げて概算要望するが、前年度は7割程度しか補助金がなかったため、要望額の7割程度の予算計上したところ、今回はほぼ要望どおりきた。要望額以上要望して、そのとおりに内示がきた場合、用地交渉の関係で事業が完了できず、未執行がでる可能性があること等を考慮して概算要望額を算定しているとの答弁でありました。

また、弓場ヶ尾・佐野原線の工事区間の全面改良は今年度中にできるのかとただしたところ、残りの未改良部分が285mあり、本年度は185mの予定で、翌年100mの工事をすれば完了の予定であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、林道整備費は林道陣岳支線の法面の土質が非常に悪いため、吹き付け工法により法面を安定化させ、通行車両等の安全を確保するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農道整備に関する事業を行う場合に耕地面積等の制約があるのかとただしたところ、ほ場整備済みの地区であれば採択されるということであり、面積による制約はなく、今回は全部農地整備が終わったところをあげているとの答弁でありました。

また、農道整備はどのような基準で行うのかとただしたところ、未舗装の農道を緊急性の高い順番から行っているとの答弁でありました。

入札執行については、複数の地区の工事があるが、1地区1業者が落札するような形態をとるのかとただしたところ、1地区1業者で発注予定であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、畜産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、当初予算に基づき入札執行に係る手続きを開始したところ、販売代理店から購入予定の測定装置が製造中止になったとの報告を受け、製造メーカーへの確認や価格について

も調査をしたところ、予算内での執行が見込めなかった。

また、畜産生産基盤施設整備事業については、当初予算では、事前の要望や昨年の実績等を勘案し計上したが、見込み事業量を上回る要望があり、早急な整備が望まれる経営体もあることから、今回計上するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、畜産生産基盤施設整備事業について、今回要望があがっている鶏舎や堆肥舎は家畜伝染病や家畜排泄物法の対応がなされているところなのかとただしたところ、鶏舎については鳥インフルエンザの対応が済んだ農家であり、高さ3、40cmの網を頑丈なものに改修するものである。

堆肥舎については、1件は規模拡大に伴うものであり、もう1件は浄化処理施設の浄化機能が低下しているところを向上させるために行うものであるとの答弁でありました。

ブランド推進事業について、測定器はどこで管理し、どのように活用するのかとただしたところ、市の畜産課で管理し、肥育農家で構成している肥育牛ブランド協議会の出荷牛の数値を測定し、えさの見直しを行っていききたいとの答弁でありました。

また、測定器をつくっているメーカーは1社しかないのか、入札はどのように行うのかとただしたところ、つくっているメーカーは1社しかないが、取り扱っている販売代理店は複数あり、そのうち市の入札参加資格のある代理店は3社程度あるため、そこを対象に入札したいと考えているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、御報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

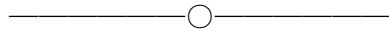
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第51号 財産の無償貸付けについて

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第51号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第51号、財産の無償貸付けについて、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、審査に資するため、蓬原保育園建て替えに係る現地調査を実施し、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、この用地についての所管の変更は済んでいるのかとただしたところ、所管替えについては、5月31日で終了しているとの答弁でありました。

定数が増えるのか。また、条例定数がなくなり法人からの申し出があれば自由裁量にできるのかとただしたところ、蓬原保育園においては、定員が50名であるが70名に予定されている。定数の変更は、法人が県に申請し、県は自治体に意見書を求め、県が決定することになっているとの答弁でありました。

定数の変更については、市の就学前の児童の数をどう予測され、県からの意見を求められた時に了解した根拠は何かとただしたところ、就学前の児童は確かに減少しているが、入所希望は毎年増えてきている。今回の蓬原保育園についても現在64名であり、他の保育園の入所希望者でどうしても入所できない方も多くなってきている状況にあって、その分の入所もお願いしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号、財産の無償貸付けについては、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員

長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第52号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第52号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第52号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、審査に資するため、蓬原保育園、西光保育園、おおぞら保育園の建て替え改築工事に係る現地調査を実施し、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明の主なものは、歳入の主なものとして、児童福祉費補助金1億4,190万6,000円及び財政調整基金繰入金6,450万2,000円を施設整備事業補助金保育所緊急整備事業に充当するものである。

歳出の主なものは、安心こども基金総合対策事業による蓬原保育園、西光保育園、おおぞら保育園の建て替え改築工事の保育所緊急整備事業に係る事業主体への補助金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県の補助事業であるが今後の見通しと対応は。また、安心こども基金の残高はとただしたところ、安心こども基金事業は基金がなくなったら終了するが、保育所の施設整備については、今までも継続されている。この事業が途絶えた場合でも同程度の補助をしなくてはならない。また、基金の残高については県に問い合わせしたが分からないとの答弁でありました。

国の基金がなくなり事業が終わるかもしれないが、市としての考えについてただしたところ、基金事業がなくなった時、国・県の補助分まで補助するのは厳しいが、現在の市の補助である全体事業費の4分の1は、今後も考えていくとの答弁でありました。

市内の民間委託している施設で、今後改築等の計画があるのかとただしたところ、当初、園に通知したところ6園の応募があり、今回3園の実施であり、まだ3園は残っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第52号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

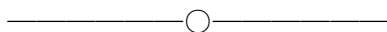
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 陳情第3号 移動通信用施設名の変更に関する陳情書

○議長（上村 環君） 日程第9、陳情第3号、移動通信用施設名の変更に関する陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第3号、移動通信用施設名の変更に関する陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から情報管理課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求め、質疑に入りました。

執行部によりますと、天堤自治会内に「田床基地局」という他自治会の名称を使った携帯電話用鉄塔が建っているということで、この名称変更についての陳情である。

理由として、この事業実現のために土地提供者や地域の方々も事業に賛同し協力したことから、「田床」局から「天堤」局へ変更してほしいというものである。

この鉄塔名称は、携帯電話の電波不感地区を対象としたもので、当時「田床」地区が電波不感地区であったために、「天堤」に鉄塔は建っているが、名称は「田床」局となったということである。

このような説明を受け、質疑に入りましたが質疑はなく終結をいたしました。

次に、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

そもそもこの陳情は、行政側の間違った対応に端を発しており、地域の人が見守り、管理をしていきたいという愛着心があり、地元の名称を入れてもらいたいという希望があるのであれば、それに対応してあげるべきである。よって、採択すべきである。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第3号、移動通信用施設名の変更に関する陳情書については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

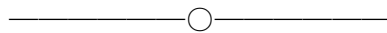
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第3号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。



日程第10 陳情第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について

○議長（上村 環君） 日程第10、陳情第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました陳情第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求め、質疑に入りました。

執行部によりますと、陳情に対して補足すべき説明はないとのことで、早速質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、陳情の趣旨から、1学級の生徒は何人ぐらいが望ましいと考えるか

とただしたところ、何人という数字は言えないが、最初の60人学級と今の40人学級の状況は、時代が異なり、置かれている状況が違うのではないかとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

国庫負担割合を2分の1から3分の1に引き下げられ、本県をはじめ大変厳しい状況にある。教育条件の改善という意味からも国庫負担を元に返して、財政力の弱い県に対しても教育の環境条件が整備できるように意見を上げていただきたい。との討論がありました。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択については、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第5号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第11、発議第2号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第11 発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第11、発議第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました発議第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、将来を担い、基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であり、子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定の教育水準が維持向上されるように、施策を講じる必要があることから教育予算に関する事項の実現について、格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものである。

提出先は、内閣総理大臣 野田佳彦、内閣官房長官 藤村修、文部科学大臣 平野博文、財務大臣 安住淳、総務大臣 川端達夫、でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第2号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第12、発議第3号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第12 発議第3号 北朝鮮による拉致問題の早期解決に関する意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第12、発議第3号、北朝鮮による拉致問題の早期解決に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○14番（長岡耕二君） ただいま議題となりました発議第3号、北朝鮮による拉致問題の早期解決に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由といたしましては、国において政府一丸となり、日本人拉致被害者全員の救出に向けて、生存情報など情報収集活動を一段と強化し、拉致被害者の安全を確保する手段を講じるとともに、北朝鮮に対して拉致問題の全面解決に向かって、具体的な取り組みを全力で進めるよう、強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関への意見書の提出をするものである。

提出先は、衆議院議長 横路孝弘、参議院議長 平田健二、内閣総理大臣 野田佳彦、総務大臣 川端達夫、外務大臣 玄葉光一郎、内閣官房長官 藤村修、国家公安委員会委員長 松原仁、警察庁長官 片桐裕、でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願います。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

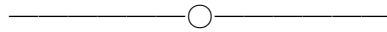
—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第3号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。



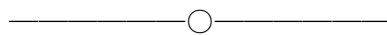
日程第13 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第13、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。



日程第14 閉会中の継続審査申し出について

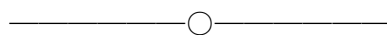
○議長（上村 環君） 日程第14、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第15 閉会中の継続調査申し出について

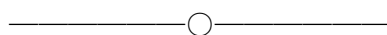
○議長（上村 環君） 日程第15、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成24年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

午前11時36分 閉会